柏崎刈羽原子力発電所 保安規定審査資料 (補足説明資料)

令和2年8月20日 東京電力ホールディングス株式会社

目 次

TS-25	LCO、AOT及びサーベランスの設定(抜粋)	1
TS-80	適用される原子炉の状態の考え方について	476
TS-91	復水貯蔵槽を水源とした原子炉隔離時冷却系の 運転確認について	486

保安規定第66条

表 66-4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」 66-4-1 「低圧代替注水系 (常設)」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (系統図)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数,必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数,必要容量)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八 (設備仕様)
 - (3) 設置変更許可申請書 添付十(有効性評価)
 - (4) 工事計画認可申請書 説明書(容量設定根拠)

添付-3 同等な機能を有する設備

- (1) 工事計画認可申請書 説明書(容量設定根拠)
- (2) 設置変更許可申請書審査資料(有効性評価)
- (3) 設置変更許可申請書 添付十(有効性評価)
- (4) 工事計画認可申請書 説明書(容量設定根拠)
- (5) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (準備時間)
- (6) 設置変更許可申請書 添付十(有効性評価)

備考	
間報の 単程 の 単程	① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第四十七条(1.4)
保安規定 第66条 条文	表66-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

66-4-1 低压代替注水系(常設) ①

1) 運転上の制限

項 目 ②	運転上の制限③
低压代替注水系(常設)	低圧代替注水系(常設)が動作可能であること※1※2

適用される 原子炉の状態 ④	設備⑤	所要数 ⑥
	復水移送ポンプ※4	2台
運	復水貯蔵槽	9 %
	可搬型代替交流電源設備	<i>L</i> %
高温停止	常設代替交流電源設備	8 %
	代替所内電気設備	6 %
	復水移送ポンプ※5	1台
:	復水貯蔵槽	9 %
冷温停止 秦むな播※3	可搬型代替交流電源設備	<i>L</i> %
K K	常設代替交流電源設備	8 %
	代替所内電気設備	6 ※

- ※1:必要な弁及び配管を含む。
- ※2:低圧代替注水系(常設)の注水ラインは,「66-4-1 低圧代替注水系(常設)」, 「66-4-2 低圧代替注水系(可搬型)」,「66-5-5 代替循環冷却系」,「第39条 非常用炉心冷却系その1」,「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は,各条文の運転上の制限を確認する。
- ※3:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
- ※4:復水移送ポンプは,「66-4-1 低圧代替注水系(常設)」,「66-5-5 代替循環冷却系」,「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)」及び「66-7-1 格納容器下部注水系(常設)」の設備を兼ねる。動作不能時は,各条文の運転上の制限も確認する。
- 5:運転上の制限を満足しない場合は,「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上

-) 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第四十七条(1.4)設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十一条(1.8)また,技術的能力審査基準1.13の手順で使用する。
- ② 運転上の制限の対象となる系統・機器 (添付-1)
- ③ 以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう,低圧代替注水系(常設)が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))
- 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第四十七条(1.4)
- 「原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (手順等)として、原子炉冷却材圧力パウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために必要な設備を設ける (手順等を定める) こと。
 - 設置許可基準規則(技術的能力審查基準)第五十一条(1.8)
- 「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 (手順等)」として, 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な設備を設ける (手順等を定める) こと。
- 技術的能力審查基準1. 13

「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」として設計基準事故の収束に必要な水源とは別に,重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保することに加えて,設計基準事故及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために,必要な手順等を定めること。

- 4 低圧代替注水系 (常設) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計 基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損 傷を防止するために必要な設備であり、原子炉内に燃料が装荷されている期間を機能維 特期間とするが、原子炉の状態が燃料交換において原子炉水位がオーバーフロー水位付 近で、かつプールゲートが開の場合は、保有水量が多く燃料プール代替注水系にて注水 可能であること、また原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合は、 原子炉への注水が不要となるため除くこととし、適用される原子炉の状態は「運転、起 動、高温停止、冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しな い。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合又は(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合又は(2)
- ②に含まれる設備

(2)

⑥ 低圧代替注水系(常設)について,原子炉運転中の有効性評価(高圧・低圧注水機能喪失等)では,解析条件として復水移送ポンプ2台(最大300 m^3/h)で注水することとしているため,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止では復水移送ポンプの所要数を2台とする。また,原子炉停止中の有効性評価(全交流動力電源喪失)では,解析条件として復水移送ポンプ1台(最大150 m^3/h)で注水することとしているため,原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

※

垂 弁動作確認は, 当該系統に要求される準備時間を満足するために中央制御室からの 遠隔操作が必要な弁として、低圧注水系における注入隔離弁及び洗浄水弁、並びに 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁を対象とする。なお,項目2のタービン建屋負荷遮断弁は,プラント運転中に開閉試験を行うと,プラントに外乱(タ 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)では復水移送ポンプの ービングランドシール蒸気喪失による復水器真空度悪化)を与えるため,プラント 項目3,4は,設計基準事故対処設備のサーベランス頻度と同等とし,1ヶ月に1回,動作確認を実施する。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,かつプールゲートが開の場合又は(2) 確認する流量及び揚程は,工事計画認可申請書の記載に基づき,設定する。(添付・ 動作確認(運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。) a. 性能確認 (機能・性能が満足していることを確認する。) 定検停止時の点検に合わせ、性能確認を実施する 記載の説明 所要数を1台とする。(添付-2) 3, 4 於該当 停止中に試験を行う 項目1が該当 項目 2, $\stackrel{\frown}{2}$ $\stackrel{\circ}{0}$ 4. р· 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 原子炉GM 黑 当直長 当直長 当直長 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,かつプールゲートが開の場合 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 型 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 され、かつプールゲートが閉の場合 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 定検停止時 定検停止時 庚 漸 ※11:運転中のポンプについては,運転状態により確認する。 条文 ることで,復水移 h以上確保可能であること 令温停止及び燃料 注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認す 合は適用しない。 台が動作可能で |m³/h以上,復水移送ポン 料交換**10において,低圧注水系A系及びB系における る。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可 能であることを確認する。また,動作確認後,動作確認 3. 原子炉の状態が運転,起動,高温停止において,復水移 冷温停止及び燃 m以上,流量为 第66条 £2° ※10:原子炉が次に示す状態となった場 (2) 原子炉内から全燃料が取出 保安規定 原子炉の状態が運転,起動,高温停止, に際して作動した弁の開閉状態を確認 交換※10においては、復水移送ポンプ 送ポンプ2台が動作可能であること, (C) Ш あることを確認する※11。 の制限も確認する。 送ポンプ2台で流量が $\%7: \lceil 66 - 12 - 2 \rceil$ -12-1-12-6 $\%6: \lceil 66-11-1$ 開閉状態を確認する h以 プ1 台で流量/ を確認する。 確認事項 99]:8※ 99]:6% (2)4. 2

しますので公開できません。

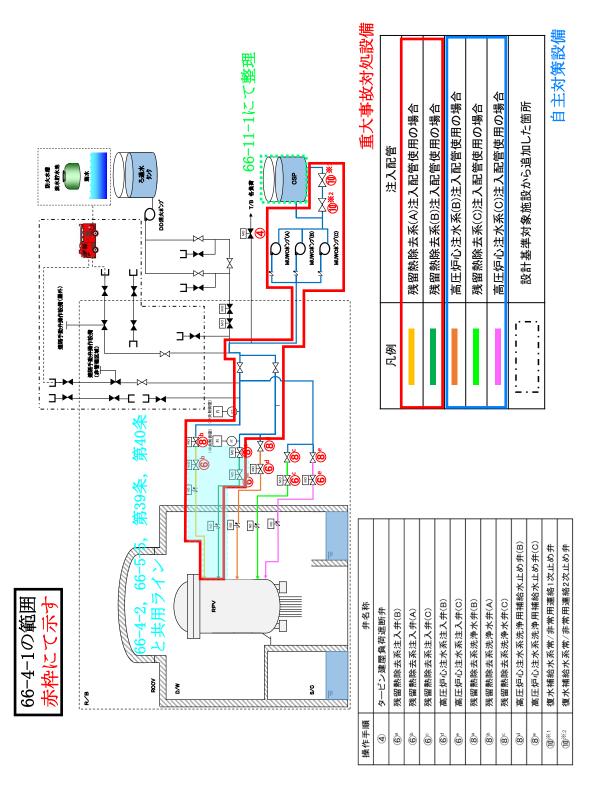
枠囲みの内容は機密事項に属

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

	保安	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
(3) 要求される措置). 			:	
適用される					
H :	条 件 ⊗	要求される措置 ⑨	完了時間		
¥					
	A. 低压代替注水	A1. 当直長は, 低圧注水系1系列を起動	速やかれ	⑨ 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3))	
起動	系 (常設) が動	し、動作可能であることを確認す			
高温停止	作不能の場合	る*12とともに,その他設備*13が		11	
		動作可能であることを確認する。		A 1. 里入事政等対処設備が割作个能となった場合は,対応する設計基準事政対処設備 試動作可能がなストレを"油めれて" 雑数字ス 対角レたな製備は「誤器が审批	
		及び		小割下ご問へめつここと(ふくだ)(信じ)の人参により以補は「以回久久町」(中に計算(沃仕車箱十))は徐竹徐士が敷押した"機能両先を相庁子入部計井淄車	
		A 2. 当直長は, 当該機能と同等な機能を	3日間	11:H m m m m m m m m m m m m m m m m m m m	
		持つ重大事故等対処設備※14が動			
		作可能であることを確認する。		A 2. 動作不能となった重大事故等対処設備と同等の機能を有する重大事故等対処設備	
		及び		が動作可能であることを確認する。完了時間は対応する設計基準事故対処設備が	
		A3. 当直長は, 当該系統を動作可能な状	30日間	動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。	
		態に復旧する。			
	B. 低圧注水系と	B1. 当直長は, 低圧注水系2系列を起動	速やかれて	偏の一種として位置つけっれていること,また原ナ炉は圧時に十分な狂水量を催します。または、または、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、	
	#			(年でき, か)つ佐圧注水糸及い佐圧代管注水糸 (禹設) に対して独立性を確保できる しょ・・・ * ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	
	, t	り、第1下167~9~9~1~9~6~9~7~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1		ことから採用した。	
		の ととい、その他以偏 ~ **			
	動作不能の	動作可能であることを確認する。			
	場合	及び		高圧炉心注水系は,原子炉低圧時,「m3/h」以上の注水流量を有するた	
		B 2. 当直長は, 当該機能と同等な機能を	3日間	め,佐圧代替注水糸(常設)よりも大容量である。(祢付-3)	
		持つ重大事故等対処設備※14が動			
		作可能であることを確認する。		2.4.《宋里祖代》《《北京》于	
		₩ W		向江が心江小米は,中大町岬当からの遠隔地割により,速へから帯側間にめらしまった。 共間行締で補与抽躍されません	
		B3 当首長は 当該系統を制作可能や決	10日間	して2,5吋町四幅で作用で11回に12分である。	
		•		A 3 当該系統を復旧する 完了時間は 同等が機能を有する盾大車が等対処設備が制	
	C 各件A Bが囲	これ 当前年は、東海停止にする	9 4 時間		
	つ・ 十二 17, コ 7 以 十十 7 7 7 7 1 1 日		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	米の光の右回	う		[
	を完了時間内	C 2. 当直長は,冷温停止にする。	36時間		
	に達成できな			注水系がともに動作不能となるため、要求される措置A1.が実施不可となる。その	
	い場合			ため、保安規定変更に係る基本方針には記載していないが、安全上有効と考えられる	
				措置を設定し、保安規定第39条(非常用炉心冷却系その1)で低圧注水系1系列が	
				またである。 マイル・カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
				B1. A1. と同様。ただし,低圧注水系1系列が動作不能の状態であることから,残り の低圧注水系2系列(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確	
				割する。	
				B2. A2. と同様。	

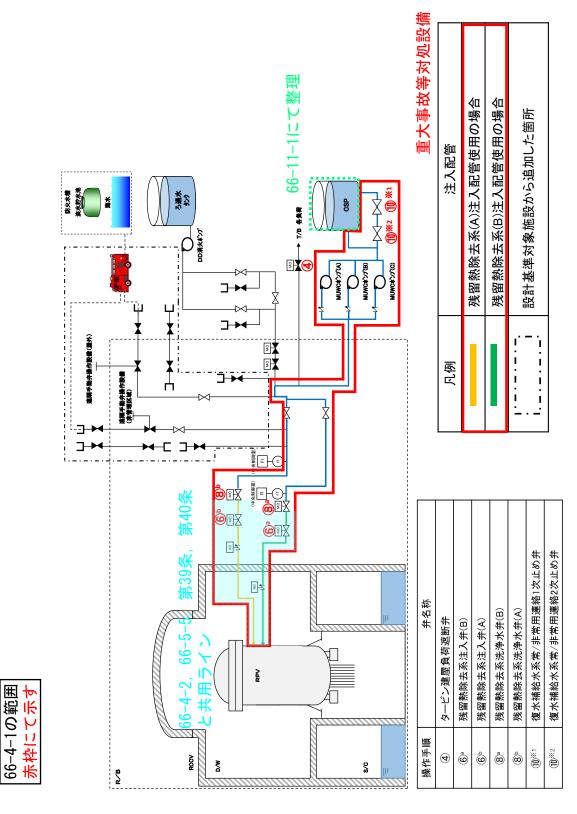
垂 高圧炉心注水系及び低圧注水系 (非常用ディーゼル発電機含む) は, 原子炉低圧時 原子炉水位が有効燃料棒頂部までの低下時間は約5時間であるが, 高圧炉心注水系 又は低圧注水系による注水を実施している間, 準備時間が確保できることから, 時間 に十分な注水量を確保でき,かつ低圧代替注水系 (常設) に対して独立性を確保で また,原子炉停止中における崩壊熱相当の注水量が確保できる重大事故等対処設備の可搬型注水設備である低圧代替注水系(可搬型)により注水ができることを 崩壊熱によって喪失する原子炉冷却材を補うために必要な注水量は約33m3/h (原子炉停止1日後の燃料の崩壊熱である約22.4MWに相当する注水量)である ・ 高圧炉心注水系及び低圧注水系は、中央制御室からの遠隔起動により、速やかに準 【冷温停止,燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1) 原子炉水 位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全 A2. 原子炉が停止している状態であり,保安規定第40条(非常用炉心冷却系その2)で要求される非常用炉心冷却系のうち何れか1系列が動作可能であることを"速やかに"起動し確認する。 ・低圧代替注水系 (可搬型) 送水開始まで約330分 (淡水貯水池を水源とした場合) 完了時間は保安規定第39条(非常用炉心冷却系その1) で定める低圧注水系1系列が動作不能の場合の完了時間「10日間」を準用する。 ■3/h以上の注水流量を有する。 A1. 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を"速やかに"開始する。 84m3/h以上の注水流量を有する。 ため,上記の注水手段は必要容量を満足している。 燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)】 記載の説明 "速やかに"至近の記録により確認する。 C1., C2. 既保安規定と同様の設定とする。 · 高圧炉心注水系 原子炉低圧時, 短縮の補完措置は不要である。 · 低圧代替注水系 (可搬型) きることから採用した。 当該系統を復旧する。 ·低压注水系 【準備時間】 【必要容量】 備可能。 \Im B 完了時間 ※17:動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代 速やかに ※12:運転中のポンプについては,運転状態により確認する。 ※13:残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい,至近の記録等によ 一ゼル発電機2台をいい, 至近の記録等により動作 速やかに 替注水系(可搬型)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 当直長は,当該系統を動作可能な状態に 当直長は,第40条で要求される非常 能であることを確認する*12ととも に,その他の設備※17が動作可能であ 用炉心冷却系1系列を起動し,動作可 され、かつプールゲートが閉の場合 要求される措置 9 復旧する措置を開始する ることを確認する 条文 ※16:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 第66条 及び A2A1(2) 原子炉内から全燃料が取出 保安規定 り動作可能であることを確認する。 ※15:低圧注水系に接続する非常用ディ A. 低压代替注水 系(常設)が動 低压注水系 配管又は弁 可能であることを確認する。 作不能の場合 と共用する が動作不能 ∞ の場合 ※14:高圧炉心注水系をいう。 # 朱 燃料交換※16 適用される の状態 原子炉 冷温停止

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



X 概要 る原子炉圧力容器への注水 <u>に</u>れ (常設) 低压代替注水系 X 紙

6



概要図 による原子炉圧力容器への注水 低压代替注水系 (常設) 第 1.8.10 図

66-4-1 7/46

7

及ぼさない設計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)は,治具や輪留めによる固定等をすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)は,飛散物となって他の設備に悪影響を 及ぼさない設計とする。

5.6.2.3 容量等

基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。

低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプは,設計基準対象施設の復水 補給水系と兼用しており,設計基準対象施設としての復水移送ポンプ2台 におけるポンプ流量が,想定される重大事故等時において,炉心の著しい 損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な注水流量に対して 十分であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計する。

低圧代替注水系(可搬型)の可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)は,想定される重大事故等時において,炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な注水流量を有するものを 1 セット 4 台使用する。保有数は,6号及び7号炉共用で4セット16台に加えて,故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計17台を保管する。

また,可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)は,想定される重大事故等時において,低圧代替注水系(可搬型)及び代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)として同時に使用するため,各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。

第 5.6 - 1 表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する ための設備の主要機器仕様

(1) 低圧代替注水系(常設)

a. 復水移送ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

台 数 2(予備1)

容 量 約 125m³/h/台

全 揚 程 約 85m

(2) 低圧代替注水系(可搬型)

a. 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)(6号及び7号炉共用)

第 4.3 - 1 表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。

第 9.4 - 1 表 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備の主要 機器仕様

- (1) 格納容器下部注水系(常設)
 - a. 復水移送ポンプ

第 5.6 - 1 表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載する。

- (2) 格納容器下部注水系(可搬型)
 - a. 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)(6号及び7号炉共用)

第 4.3 - 1 表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。

(3) コリウムシールド

材 質 ジルコニア

高 さ 6号炉 約0.85m

7号炉 約0.65m

厚 さ 約0.13m

- (4) 低圧代替注水系(常設)
 - a. 復水移送ポンプ

第 5.6 - 1 表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載する。

- (5) 低圧代替注水系(可搬型)
 - a. 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)(6号及び7号炉共用)

第 4.3 - 1 表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。

有効性評価 関連箇所を赤枠にて示す

第7.1.1-2表 主要解析条件(高圧・低圧注水機能喪失)(3/4)

(Quinty /) (3) 4) 条件設定の考え方	安全保護系等の遅れ時間を考慮して設定	原子炉冷却材再循環系のインターロックとして 設定	逃がし安全弁の逃がし弁機能の設計値として設定	逃がし安全弁の設計値に基づく蒸気流量及び原子炉圧力の関係から設定	設計値に注入配管の流路圧損を考慮した値として設定 (重要 1	格納容器温度及び圧力抑制に必要なスプレイ流量を考慮し、設定 格納容器圧力逃がし装置等の設計値を考慮して、格納容器圧力及び温度を低下させる排出流量を確保可能な弁開度として設定
74 : 1:1 - 2 公 - 工安井川木戸 (同)ユ - 四/エはがぬ能な人) (9/4) 主要解析条件	原子炉水位低 (レベル3) (遅れ時間:1.05秒)	再循環ポンプが,原子炉水位低(レベル 3)で 4 台,原子炉水位低(レベル 2)で残りの 6 台がトリップ	述がし弁機能 7.51 MPa[gage]×1 個,363 t/h/個 7.58 MPa[gage]×1 個,367 t/h/個 7.65 MPa[gage]×4 個,370 t/h/個 7.72 MPa[gage]×4 個,373 t/h/個 7.79 MPa[gage]×4 個,377 t/h/個	(4/1) 量源深無	最大 300m³/h で注水,その後は炉心を冠水維持可能な注水量に制御	140m³/h にて原子炉格納容器内へスプレイ格納容器圧力ぶ0.62MPa[gage]における最大排出流量31.6kg/sに対して,原子炉格納容器二次隔離弁の中間開操作(流路面積70%開)にて原子炉格納容器除熱
項目	原子炉スクラム信号	代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	张於1. 安全弁		低压代替注水系(常設)	代替格納容器スプレイ 冷却系(常設) 格納容器圧力逃がし装 置等
			重大事故	等対策に関連す	。 る機器条件	

第7.4.2-2表 主要評価条件(全交流動力電源喪失)(2/2)

	主要評価条件	設計値に注入配管の流路圧損を考慮した値として 設定	約 23MW(原子炉冷却材温度 100°C,海 水温度 30°Cにおいて)	残留熱除去系の設計値として設定 大田 東田 東田 東田 東田 東田 東田 東田	全交流動力電源喪失時の訓練実績を踏まえた操作の時間及び系統構成の時間に余裕を考慮して設定	代替原子炉補機冷却系の準備期間を考慮して設定	代替原子炉補機冷却系を介した残留熱除去系による原子炉除熱機能回復を踏まえて設定
	主要副	150m³/h で原子炉注水	約 23MW (原子炉冷却/ 水温度 30℃において)		受電 起動 事象発生 145 分後	= 事象発生 20 時間後	-残 i冷 事象発生 20 時間後
7:1:1	項目	低圧代替注水系(常設)	代替原子炉補機冷却系	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)	常設代替交流電源設備からの受及び低圧代替注水系 (常設) 起操作	代替原子炉補機冷却系運転操作	代替原子炉補機冷却系を介した残留熱除去系による原子炉停止時冷却モード運転
			関連する盟大事故	機器条件等対策に	重大事	操作金政等対策	(件)に関連する

容量設定根拠 関連箇所を下線にて示す

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

- 5. 原子炉冷却材補給設備
- 5.1 補給水系
- 5.1.1 ポンプ

名	称	復水移送ポンプ
容量	m³/h/個	□以上(125), □以上, □以上, □以上, □以上
揚程	m	□以上(85), □以上, □以上, □以上, □以上
最高使用圧力	MPa	1.37, 1.70
最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	66, 85
原動機出力	kW/個	55
個 数	_	3

【設定根拠】

(概要)

• 設計基準対象施設

原子炉冷却系統施設のうち原子炉冷却材補給設備として使用する復水移送ポンプは、設計基準対象施設として復水貯蔵槽に貯蔵されている復水を各使用系統先へ供給することを目的に設置する。

重大事故等対処設備

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)として使用する復水移送ポンプは、以下の機能を有する。

復水移送ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準対象施設が 有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容 器の破損を防止するために使用する。

系統構成は、残留熱除去系(低圧注水モード)の機能が喪失した場合において、復水貯蔵槽を 水源とした復水移送ポンプにより残留熱除去系等を介して、復水等を原子炉圧力容器へ注水する ことで、発電用原子炉を冷却する設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(代替循環冷却系)として使用する復水移送ポンプは、以下の機能を有する。

復水移送ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため使用する。

系統構成は、サプレッションチェンバを水源とした復水移送ポンプにより残留熱除去系等を介して、サプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで発電用原子炉を冷却する設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(代替格納容器スプレイ 冷却系)として使用する復水移送ポンプは,以下の機能を有する。

復水移送ポンプは、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に おいて原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ炉心の著しい損傷を防止するため使用する。

また, 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため, 原子 炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために使用する。

系統構成は、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合において、復 水貯蔵槽を水源とした復水移送ポンプにより残留熱除去系等を介して、復水等をドライウェル内 及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下 させる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(格納容器下部注水系) として使用する復水移送ポンプは、以下の機能を有する。

復水移送ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために使用する。

系統構成は、復水貯蔵槽を水源とした復水移送ポンプにより補給水系等を介して、復水等を原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。

1. 容量

1.1 設計基準対象施設

設計基準対象	象施設として使用する復水移送	きポンプの容量は,	施設時と系統構成を	含めて変
わらないため,	連続使用負荷と間欠使用負荷	庁を考慮した復水科	B送ポンプ1個当たり	の復水流
量である	$m^3/h/個を上回る容量として、$	m³/h/個以上。	とする。	

	 1
公称値については	125m³/h/個とする。

1.2 重大事故等対処設備

重大事故等時における復水移送ポンプの使用時の値を以下に示す。

1.2.1 低圧代替注水系使用時の容量 <u>m³/h/個</u>

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)として使用する場合の復水移送ポンプの容量は、有効効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付資料十)のうち、事故シーケンスグループ(高圧・低圧注水機能喪失、全交流動力電源喪失、崩壊熱除去機能喪失、LOCA時注水機能喪失)及び格納容器破損モード(雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損))

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

において,有効性が確認されている容量が <u>復水移送ポンプ2個で最大 m³/h</u> のため,
1 個あたり m³/h 以上とする。
1.2.2 代替循環冷却系使用時の容量 m³/h/個以上 またまなな味に原えになかないのできた。 エカ低減部備える他の広へ部備 (仏装御帯沿地
重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(代替循環冷却 系)として使用する場合の復水移送ポンプの容量は、有効性評価解析(原子炉設置変更
許可申請書添付資料十)のうち、格納容器破損モード(雰囲気圧力・温度による静的負
荷(格納容器過圧・過温破損),高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱)において,
有効性が確認されている容量が復水移送ポンプ2個で m³/h (原子炉への注入流量が
■ m³/h, 格納容器へのスプレイ流量が ■ m³/h 又は, 原子炉格納容器下部への注水流
 量が█_m³/h, 格納容器へのスプレイ流量が█_m³/h) のため, 1 個あたり█ m³/h/以上
とする。
1.2.3 代替格納容器スプレイ冷却系使用時の容量 T m³/h/個以上
重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(代替格納容器
スプレイ冷却系)として使用する場合の復水移送ポンプの容量は、有効性評価解析(原
子炉設置変更許可申請書添付資料十)のうち、事故シーケンスグループ(高圧・低圧注
水機能喪失, LOCA 時注水機能喪失) 及び格納容器破損モード (雰囲気圧力・温度による
静的負荷(格納容器過圧・過温破損))において、有効性が確認されている容量が復水移
送ポンプ 2 個で $ m^3/h $ のため, $ 1$ 個あたり $ m^3/h $ 以上とする。
1.2.4 格納容器下部注水系使用時の容量 m ³/h/個以上
<u></u> 重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(格納容器下部
注水系)として使用する場合の復水移送ポンプの容量は、有効性評価解析(原子炉設置
変更許可申請書添付資料十)のうち、格納容器破損モード(高圧溶融物放出/格納容器
雰囲気直接加熱)において、有効性が確認されている原子炉格納容器下部への注入流量
が約 時間で m^3 のため, 1 個あたり m^3/h 以上とする。
2. 場程
2.1 設計基準対象施設
設計基準対象施設として復水移送ポンプを使用する場合の揚程は、施設時と系統構成を含
めて変わらないため、定格運転時の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁
類圧損等が m であることから, m 以上とする。
公称値については要求される揚程 m を上回る 85m とする。
2.2 重大事故等対処設備
重大事故等時における復水移送ポンプの使用時の値を以下に示す。

2.2.1 低圧代替注水系 68m以上

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)として使用する場合の復水移送の揚程は,残留熱除去系(B)配管から原子炉に300m³/hで注入する場合の水源と移送先圧力(0.1MPa)との圧力差,静水頭,機器圧損,配管・及び弁類圧損を基に設定する。

水源と移送先の圧力差 約 m m 静水頭 終 m m 機器及び配管・弁類圧損 約 m m 合 計 約 m m

以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低 圧代替注水系)として使用する場合の復水移送ポンプの揚程は m以上とする。

2.2.2 代替循環冷却系 85m以上

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(代替循環冷却系)として使用する場合の復水移送ポンプの揚程は、水源と移送先の圧力差(サプレッションプールと原子炉の圧力差)、静水頭、機器圧損、配管・及び弁類圧損を基に設定する。

水源と移送先の圧力差 約 m 静水頭 約 m m 機器及び配管・弁類圧損 約 m m 合 計 約 m m

以上より,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(代替循環冷却系) として使用する場合の復水移送ポンプの揚程は m以上とする。

2.2.3 代替格納容器スプレイ冷却系 93m以上

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(代替格納容器スプレイ冷却系)として使用する場合の復水移送ポンプの揚程は,原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差(大気開放である復水貯蔵槽と原子炉格納容器の圧力 MPaの圧力差),静水頭,機器圧損,配管・及び弁類圧損を基に設定する。

水源と移送先の圧力差 約 m 静水頭 約 m

	VL
機器及び配管・弁類圧損	約 m
	V4-
合 計	約[] m
ᄗᄔᅩᄱᅟᇊᄀᄰᄿᇄᇄᆉᆉᇌ	カミナ 圧力低速制度での他のウ入乳度(小粧物効容明っプ
	のうち圧力低減設備その他の安全設備(代替格納容器スプリスタング リスケング プログラング
レイ 冷却糸) として使用する	場合の復水移送ポンプの揚程は◯ m 以上とする。
2.2.4 格納容器下部注水系 74m以	
	施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(格納容器下部
	の復水移送ポンプの揚程は、水源と移送先の圧力差(大気
	戸格納容器 MPa との圧力差),静水頭,機器圧損,配
管・及び弁類圧損を基に設定で	する。
	_
水源と移送先の圧力差	約 <u> </u>
静水頭	約 <u></u> m
機器及び配管・弁類圧損	約 m
合 計	約 m
	かうち圧力低減設備その他の安全設備(格納容器下部注水
系)として使用する場合の復れ	k移送ポンプの揚程は m以上とする。
3. 最高使用圧力	
3.1 設計基準対象施設	
設計基準対象施設として使用する	る復水移送ポンプの最高使用圧力は、ポンプ締切運転時の
揚程約 MPa となり,静水頭約	MPa との合計が MPa となることから,これを
<u>ー</u> 上回る圧力として 1.37MPa とする。	
3.2 重大事故等対処設備	
重大事故等時における復水移送	ポンプの使用時の値を以下に示す。
3.2.1 低圧代替注水系 1.37MPa	
復水移送ポンプを重大事故等	等時において使用する場合の圧力は,重大事故等時に使用
する復水移送ポンプの使用方法	去,水源が設計基準対象施設の使用方法,水源と同仕様で
	と同仕様で設計し, 1.37MPa とする。
,	
3.2.2 代替循環冷却系 1.70MPa	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	等時において使用する場合の圧力は,ポンプ締切運転時の
(2.1.) (C. 1.) (C. 2.) (D. 2.)	The state of the s

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

据程約 MPa となり, 静水頭約 MPa 及び格納容器圧力 MPa との合計が MPa となることから, これを上回る圧力として 1.70MPa とする。

3.2.3 代替格納容器スプレイ冷却系 1.37MPa

復水移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は,重大事故等時に使用する復水移送ポンプの使用方法,水源が設計基準対象施設の使用方法,水源と同仕様であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計し,1.37MPaとする。

3.2.4 格納容器下部注水系 1.37MPa

復水移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は,重大事故等時に使用する復水移送ポンプの使用方法,水源が設計基準対象施設の使用方法,水源と同仕様であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計し,1.37MPaとする。

4. 最高使用温度

4.1 設計基準対象施設

設計基準対象施設として復水移送ポンプを使用する場合の最高使用温度は、復水貯蔵槽の 最高使用温度に合わせ、66℃とする。

4.2 重大事故等対処設備

重大事故等時における復水移送ポンプの使用時の値を以下に示す。

4.2.1 低圧代替注水系 66℃

復水移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時に使用する復水移送ポンプの温度が設計基準対象施設の温度と同仕様であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、66℃とする。

4.2.2 代替循環冷却系 85℃

復水移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源が原子炉格納容器内にあることから、代替循環冷却系運転時の原子炉格納容器の重大事故等時における 使用温度を基に設定する。

復水移送ポンプによる代替循環冷却系運転時の原子炉格納容器の重大事故等時における使用温度は、重大事故等対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)の格納容器破損モード(「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」又は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」)より約 ℃となることから、これを上回る温度として85℃とする。

4.2.3 代替格納容器スプレイ冷却系 66℃

復水移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時に使用

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

する復水移送ポンプの温度が設計基準対象施設の温度と同仕様であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、66℃とする。

4.2.4 格納容器下部注水系 66℃

復水移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時に使用する復水移送ポンプの温度が設計基準対象施設の温度と同仕様であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、66℃とする。

5. 原動機出力

設計基準対象施設として使用する復水移送ポンプの原動機出力は、定格流量点での軸動力を 基に設定する。

$$Pw = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{Pw}{P} \times 100$$

(引用文献:日本工業規格 JIS B 0131(2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力(kW)
Pw : 水動力(kW)

ho : 密度 (kg/m³) =1000 g : 重力加速度 (m/s²) =9.80665 Q : 容量 (m³/s) =125/3600

 H
 : 揚程(m)
 =85

 n
 : ポンプ効率(%)(設計計画値)
 =

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 85}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 90}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{125}{3600}\right) \times 90}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 90}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 10000 \times 90}{$$

上記より、設計基準対象施設として使用する復水移送ポンプの原動機出力は必要軸動力 kw を上回る 55kw/個とする。

復水移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、重大事故等時の容量 及び揚程が最も高くなる低圧代替注水系において使用する場合の軸動力を基に設定する。

$$P \; w = 10^{-3} \; \boldsymbol{\cdot} \; \rho \; \boldsymbol{\cdot} \; g \; \boldsymbol{\cdot} \; Q \; \boldsymbol{\cdot} \; H$$

$$\eta = \frac{P \text{ w}}{P} \times 100$$

(引用文献:日本工業規格 JIS B 0131(2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力(kW)
Pw : 水動力(kW)

ho : 密度 (kg/m³) =1000 g : 重力加速度 (m/s²) =9.80665 Q : 容量 (m³/s) =150/3600

H : 揚程(m) =84 η : ポンプ効率 (%) =

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{150}{3600}\right) \times 84}{\text{ lo}} = \text{ lo}$$

以上より、重大事故等対処設備として使用する場合の原動機出力は必要軸動力 kW を上回る値として、設計基準対象施設と同仕様で設計し、55kW/個とする。

6. 個数

復水移送ポンプ(原動機含む。)は、設計基準対象施設として復水貯蔵槽に貯蔵されている復水を各使用系統へ供給するために必要な個数である3個設置し、内1台を常時運転とする。

復水移送ポンプ (原動機含む。) は、設計基準対象施設として3個設置しているものを重大事 故等対処設備として使用する。

同等な性能を有することの説明 関連箇所を下線にて示す

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

- 4. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備
- 4.1 高圧炉心注水系
- 4.1.1 ポンプ

名称		高圧炉心注水系ポンプ		
容量	m³/h/個	高圧時 以上(182),低圧時 <u>以上</u> (727)		
揚程	m	高圧時 以上(890),低圧時 以上(190)		
最高使用圧力 MPa		吸込側 1.37/吐出側 11.77		
最高使用温度	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	100, 120		
原動機出力	kW/個	1500		
個 数	_	2		

【設定根拠】

(概要)

• 設計基準対象施設

原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する高圧炉 心注水系ポンプは,原子炉停止後何らかの原因で復水・給水が停止した場合等に,原子炉隔離時 冷却系のバックアップとして原子炉水位を維持(原子炉冷却材補給機能)するため及び原子炉冷 却材喪失時に炉心を冷却(非常用炉心冷却系機能)するために設置する。

· 重大事故等対処設備

重大事故等時に.原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧 炉心注水系)使用する高圧炉心注水ポンプは、以下の機能を有する。

高圧炉心注水系ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故 対処設備が有する発電用原子炉冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止す るため、発電用原子炉を冷却するために設置する。

系統構成は、原子炉停止機能が喪失した場合において、復水貯蔵槽又はサプレッションチェンバを水源として高圧炉心注水系ポンプにより冷却水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉水位を維持する設計とする。

1. 容量

1.1 高圧時の容量 m³/h/個以上

設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの高圧時の容量は、復水・給水停止時に原子炉隔離時冷却系が起動しなかった場合において、原子炉隔離時冷却系のバックアップとして、高圧炉心注水系が原子炉水位低(レベル 1.5)で起動し原子炉水位を維持(原子炉冷却材補給機能)できる容量とし、原子炉隔離時冷却系と同じ m³/h/個以上とする。また、原子炉冷却材喪失時に炉水冠水維持(非常用炉心冷却系機能)に必要な容量は m³/h/個であるが、安全解析上は原子炉冷却材補給機能と同じ容量としているため、原子

炉冷却材補給機能の必要容量と同じ m³/h/個以上とする。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時に使用する場合の高圧時の容量は、設計基準対象施設と同仕様で有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)に使用しているため、 m³/h/個以上とする。
公称値については 182m³/h/個とする。
1.2 低圧時の容量 m³/h/個以上 復水・給水停止時に原子炉隔離時冷却系が起動しなかった場合において,原子炉隔離時冷 却系のバックアップとして,高圧炉心注水系が原子炉水位低(レベル 1.5)で起動し原子炉 水位を維持(原子炉冷却材補給機能)できる容量とし,原子炉隔離時冷却系と同じ m³/h/ 個以上とする。 また,原子炉冷却材喪失時に炉水冠水維持(非常用炉心冷却系機能)に必要な容量は, m³/h/個以上とする。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時に使用する場合の低圧時の容量は、設計基準対象施設と同仕様で有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)に使用しているため、 m³/h/個以上とする。
公称値については 727m³/h/個とする。
2. 揚程 高圧炉心注水系ポンプの揚程は,原子炉冷却材補給機能と非常用炉心冷却系機能のうち,必 要揚程が大きい非常用炉心冷却系機能を考慮して決定する。
2.1 高圧時
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時に使用する場合の高圧時の揚程は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m以上とする。
公称値については 890m とする。
2.2 低圧時 m以上

設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの低圧時の揚程は、施設時と系統構成を含めて変わらないため、必要流量注入時の炉圧とサプレッションチェンバ内圧力との差(MPa) に、系統配管・弁類圧力損失及び静水頭が m であることから、 m 以上とする。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時に使用する場合の低圧時の揚程は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m以上とする。
公称値については要求される揚程を上回る 190m とする。
3. 最高使用圧力 3.1 最高使用圧力(吸込側) 1.37MPa 設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの吸込側の最高使用圧力は,主配管「E22-F028, F029, F030~高圧炉心注水系集合管」の最高使用圧力と同じ1.37MPaとする。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時において使用する場合の吸込側の圧力は,設計基準対象施設と同様の使用方法であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計し,1.37MPa とする。
3.2 最高使用圧力(吐出側) 11.77MPa 設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの吐出側の最高使用圧力は、水源 圧力(事故時ピーク圧力) MPa,静水頭 0.07MPa,高圧炉心注水ポンプの締切運転時の揚程 MPa の合計が MPa となることから、これを上回る圧力として 11.77MPa とする。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時において使用する場合の吐出側の圧力は,設計基準対象施設と同様の使用方法であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計し,11.77MPaとする。
4. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの最高使用温度は、高圧炉心注水系ポンプの水源となるサプレッションチェンバのプール水の最高温度を考慮し、100℃とする。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は,高圧炉心注水系ポンプの水源となるサプレッションチェンバのプール水の重大事故等時における使用温度を基に設定する。
高圧炉心注水系ポンプによる原子炉圧力容器への注水時のサプレッションチェンバのプール水の重大事故等時における使用温度は、重大事故等対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)の事故シーケンスグループ(原子炉停止機能喪失)より約 ○○ であ

り、これを上回る温度とし、120℃とする。

5. 原動機出力

高圧炉心注水系ポンプの原動機出力は、高圧定格点の軸動力を基に設定している。

$$P = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P w}{P} \times 100$$

(引用文献:日本工業規格 JIS B 0131(2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力(kW)

Pw: 水動力(kW)

ho : 密度 (kg/m³) = 1000 g : 重力加速度 (m/s²) = 9.80665 Q : 容量 (m³/s) = 182/3600

H: 揚程(m) =890η: ポンプ効率(%)(設計計画値) =

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{182}{3600}\right) \times 890}{100} = 100 \text{ kW} = 100 \text{ kW}$$

上記より,高圧炉心注水系ポンプの原動機出力は必要軸動力 kW を上回る 1500kW/個とする。

高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、1500kW/個とする。

6. 個数

高圧炉心注水ポンプ (原動機含む。) は、設計基準対象施設として復水貯蔵槽の冷却水又はサプレッションチェンバのプール水を炉心上部に取り付けられたスパージャから燃料集合体上に注水するため等に必要な個数である各系列 1 個とし、合計 2 個設置する。

高圧炉心注水ポンプ (原動機含む。) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重 大事故等対処設備として使用する。

同等な性能を有することの説明 関連箇所を下線にて示す

添付-3-(2) 設置変更許可審査資料(有効性評価)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

添付資料5.1.1

運転停止中の崩壊熱除去機能喪失及び全交流動力電源喪失における 有効燃料棒頂部又は放射線の遮蔽が維持される目安の水位到達までの時間余裕と 必要な注水量の計算方法について

運転停止中の崩壊熱除去機能喪失及び全交流動力電源喪失により,有効燃料棒頂部又は放射線の遮蔽が維持される目安の水位到達までの時間余裕と必要な注水量について,以下の式を用いて計算を行った。なお,事象を厳しく評価するため,発生する崩壊熱は全て原子炉水温の上昇及び蒸発に寄与するものとし,原子炉圧力容器や水面からの放熱は考慮しない。なお,5.1.2及び5.2.2の「燃料損傷防止対策の有効性評価」おいて,「1.原子炉圧力上昇による原子炉冷却材蒸発の抑制効果を考慮しない計算」を用いて評価を行っており,添付資料5.1.7及び添付資料5.2.2の「評価条件の不確かさの影響評価について」の一部においては,未開放状態の被ばく影響をより現実に近い想定として評価するため,「2.原子炉圧力上昇による原子炉冷却材蒸発の抑制効果を考慮した計算」を用いた。

1. 原子炉圧力上昇による原子炉冷却材蒸発の抑制効果を考慮しない計算 原子炉未開放状態において、原子炉圧力上昇に伴う原子炉冷却材の比エンタルピの上昇 により、大気圧下と比べて原子炉冷却材の蒸発量は抑制されるが、ここでは原子炉圧力容 器の状態によらず、保守的かつ簡易的な評価として大気圧下の原子炉冷却材の蒸発量を求 めた。

(1) 100℃に至るまでの時間

100℃に至るまでの時間は、運転停止中の崩壊熱除去機能喪失時、全交流動力電源喪失時ともに約1時間である。計算は次の式で行った。

$$t_1 =$$
 ($h_{100} - h_{52}$) \times $V_c \times \rho_{52} /$ ($Q \times 3600$)

t₁:100℃に至るまでの時間[h]

h₁₀₀ : 100℃の飽和水の比エンタルピ[kJ/kg] = 419.10 h₅₂ : 52℃の飽和水の比エンタルピ[kJ/kg] = 217.70

Vc :保有水の体積[m³] =

ρ 52 : 52℃の水密度[kg/m³] = 987

Q : 崩壊熱[kW] = 2.24×10⁴

(2) 有効燃料棒頂部または放射線の遮蔽が維持される目安の水位に至るまでの時間 有効燃料棒頂部又は放射線の遮蔽が維持される目安の水位に至るまでの時間は,運転停

添付-3-(2) 設置変更許可審査資料(有効性評価)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

止中の崩壊熱除去機能喪失時,全交流動力電源喪失時で,それぞれ約5時間と約3時間である。計算は次の式で行った。

 $t = t_1 + t_2$

 $t_2 = (h_s - h_{100}) \times V_u \times \rho_{52} / (Q \times 3600)$

t : 有効燃料棒頂部又は放射線の遮蔽が維持される目安の水位 に至るまでの時間[h]

t2 : 100℃到達から有効燃料棒頂部又は放射線の遮蔽が維持される目安の水位 に至るまでの時間[h]

h₁₀₀ : 100℃の飽和水の比エンタルピ [kJ/kg] = 419.10 h_s : 飽和蒸気の比エンタルピ [kJ/kg] = 2675.57

Vu : 保有水の体積[m³]

(有効燃料棒頂部までの保有水の体積) =

(放射線の遮蔽が維持される目安の水位までの保有水の体積) =

ρ 52 :52℃の水密度[kg/m³] = 987

Q : 崩壊熱[kW] = 2.24×10^4

また,注水前の蒸発量は,運転停止中の崩壊熱除去機能喪失時,全交流動力電源喪失時ともに37[m/h]である。計算は次の式で行った。

(注水前の蒸発量) = (Q × 3600) / ($h_s - h_{100}$) / ρ_{100}

 $\rho_{100}:100$ ℃の水密度[kg/m³] = 958

(3) 必要な注水量

崩壊熱によって喪失する原子炉冷却材を補うために必要な注水量は,運転停止中の崩壊熱除去機能喪失時において約32[m³/h], 全交流動力電源喪失時において約33[m³/h]である。計算は次の式で行った。

f = (Q
$$\times$$
 3600) $/$ (($h_s - h_f$) \times ρ_f)

f : 必要な注水量[m³/h]

ρf: 注水(飽和水)の密度[kg/m³]

(崩壊熱除去機能喪失時) = 994 (水温35℃)

(全交流動力電源喪失時) = 988 (水温50℃)

hs: 飽和蒸気の比エンタルピ[kJ/kg] = 2675.57

hf : 注水 (飽和水) の比エンタルピ [kJ/kg]

(崩壊熱除去機能喪失時) = 146.64 (水温 35℃)

(全交流動力電源喪失時) = 209.34 (水温 50℃)

Q : 崩壊熱[kW] = 2.24×10^4

(4) 注水中の蒸発量

注水中の蒸発量は、運転停止中の崩壊熱除去機能喪失時は0[m²/h]、運転停止中の全交流動力電源喪失時は約22[m²/h]である。注入された水を100℃に上昇させる熱を崩壊熱から差し引いた熱が蒸発に使われることから、計算は次の式で行った。

Q × 3600 = F ×
$$\rho_f$$
 × ($h_{100} - h_f$) + S × ρ_f × ($h_s - h_{100}$)
S = (Q × 3600 - F × ρ_f × ($h_{100} - h_f$)) / (ρ_f × ($h_s - h_{100}$))

F : 注水量[m³/h]

(崩壊熱除去機能喪失時) = 954 (残留熱除去系定格流量)

(全交流動力電源喪失時) = 150 (低圧代替注水系(常設) 設計値に注入配管 の流路圧損を考慮した値として設定)

S : 注水中の蒸発量[m³/h] (ただし, S≥0)

ρf: 注水 (飽和水) の密度[kg/m³]

(崩壊熱除去機能喪失時) = 994 (水温35℃)

(全交流動力電源喪失時) = 988 (水温50℃)

hs: 飽和蒸気の比エンタルピ[kJ/kg] = 2675.57

h₁₀₀: 100℃の飽和水の比エンタルピ[k,J/kg]=419.10

hf : 注水 (飽和水) の比エンタルピ[kJ/kg]

(崩壊熱除去機能喪失時) = 146.64 (水温 35℃)

(全交流動力電源喪失時) = 209.34 (水温 50℃)

Q : 崩壊熱[kW] = 2.24×10^4

2. 原子炉圧力上昇による原子炉冷却材蒸発の抑制効果を考慮した計算 (原子炉圧力容器が閉鎖状態での評価)

(1) 主蒸気逃がし安全弁(SRV)の逃がし弁機能が作動する最低圧力に到達する時間等 5.1.2及び5.2.2の「燃料損傷防止対策の有効性評価」おいては原子炉圧力容器未開 放であるが、原子炉の大気圧状態が維持される想定にて計算を実施している。ただし、 実操作において崩壊熱除去機能が喪失した際のSRVによる減圧操作は原子炉の注水機能 が確保された後となるため、原子炉圧力上昇による原子炉冷却材蒸発の抑制効果に期待でき、原子炉冷却材の蒸発量は小さくなる。

閉鎖状態における原子炉の圧力上昇と水位の関係は下の式で計算できる。ここで主蒸気逃がし安全弁(SRV)の逃がし弁機能が作動する最低圧力(7.51MPa[gage])に到達する時間等を求めた。

$$\begin{split} & \text{M}_{\text{s}} \ / \ \rho_{\text{ s}} + \ \text{M}_{\text{1}} \ / \ \rho_{\text{ 1}} = \ \text{V}_{\text{all}} \\ & \text{M}_{\text{s}} + \ \text{M}_{\text{1}} = \ \text{M}_{\text{all}} \\ & \Delta \ (\text{h}_{\text{s}} \times \text{V}_{\text{s}} \times \rho_{\text{ s}} + \text{h}_{\text{1}} \times \text{V}_{\text{1}} \times \rho_{\text{ 1}}) \ = \text{Q} \, \Delta \, \text{t} \end{split}$$

添付-3-(2) 設置変更許可審査資料(有効性評価)

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

※初期状態の各変数は[0], SRV作動圧力到達時の各変数は[1]で表す

: 気相部の蒸気量, 液相部の水量[kg] 初期(大気圧,原子炉水温52℃): kg (飽和蒸気圧), M₁₀= 約 Mall:原子炉圧力容器内の蒸気及び原子炉冷却材の総量[kg]=約 kg ρ_s , ρ₁ :飽和蒸気の密度,水の密度[kg/m³] 初期(大気圧,原子炉水温 52°): $\rho_{s0} = 0.09121 \text{ kg/m}^3$, $\rho_{10} = 987 \text{ kg/m}^3$ SRV 作動圧力到達時 (7.51MPa[gage],原子炉水温 291.6℃): $\rho_{s1} = 40 \text{ kg/m}^3$, $\rho_{11} = 728.9 \text{ kg/m}^3$ V_s , V_1 : 気相部の体積, 液相部の体積[m³] 初期(大気圧,原子炉水温52°C): V_{s 0}=約 \mathbf{m}^3 , V_{10} = 約 Vall :原子炉圧力容器の体積[m³] = 約 h_s , h_1 : 飽和蒸気, 水のエンタルピ[k,J/kg] 初期(大気圧、原子炉水温52℃): $h_{s0} = 約2594.8 \text{ kJ/kg}$, $h_{10} = 約217.7 \text{ kJ/kg}$ SRV作動圧力到達時(7.51MPa[gage],原子炉水温291.6℃): h_{s1} =約2764. 3kJ/kg , h_{11} =約1298. 2kJ/kg: 崩壊熱量 $[kJ/s] = 約 2.24 \times 10^4 \ kJ/s$ (原子炉停止 1 日後) Δt : 事象発生後の時間[s] 上記式より SRV作動圧力到達時 (7.51MPa[gage], 原子炉水温291.6℃) の液相部の水量[kg] M_{11} =約 4.04×10⁵ kg SRV作動圧力到達時(7.51MPa[gage],原子炉水温291.6℃)の液相部の体積[m³] V₁₁=約 事象発生後の時間[s]

 $\Delta t = 約1.9 \times 10^4 [s] \rightarrow 5 時間以上$

となり、事象発生約5時間後までに約3tの原子炉冷却材が蒸発する。ただし、熱膨張により原子炉冷却材の体積は約140 m³増加し、原子炉水位は有効燃料棒頂部より約8m上(通常運転水位より約4m高い位置)となる。SRV作動圧力到達時(7.51MPa[gage])においては遮蔽評価に用いている100℃の時の水の密度と比べて水の密度が約0.76倍と減少しているため、同等の遮蔽厚さに換算した場合、有効燃料棒頂部より約6m上(通常運転水位より約2m高い位置)となり、事象発生前と同様原子炉冷却材による放射線の遮蔽は維持される。

以上より,原子炉圧力容器が閉鎖状態において崩壊熱除去機能が喪失した後も,主 蒸気逃がし安全弁の作動等により原子炉内の保有水量が減少するまでの間(5時間以上),原子炉冷却材による放射線の遮蔽は維持される。

添付-3-(2) 設置変更許可審査資料 (有効性評価)

なお,原子炉停止12時間後を想定した際,上記の原子炉停止1日後と同様の評価式を用いて算出すると,SRV作動圧力到達時 (7.51MPa[gage])までの時間は3時間以上となる。

同等な性能を有することの説明 関連箇所を下線にて示す

第7.4.2-2表 主要評価条件(全交流動力電源喪失)(1/2)

	項目	主要評価条件	条件設定の考え方
	原子炉圧力容器の状態	原子炉圧力容器の未開放	燃料の崩壊熱及び保有水量の観点から設定
	燃料の崩壊熱	<u>約 22. 4MW</u> (9×9 燃料(A型), 原子炉停止 1 日後 ^{※1})	平衡炉心燃料の平均燃焼度 33GWd/t*2 を基に ANSI/ANS-5.1-1979 にて算出した値
初期	原子炉水位	通常運転水位 (セパレータスカート下端から+119cm)	原子炉停止1日後の水位から保守性を持たせた値
《条件	原子炉水温	52°C	原子炉停止1日後の実績を踏まえ,原子炉は残留熱除去系の原子炉停止時冷却モードにて冷却されているため,その設計温度である52℃を設定
	原子炉圧力	大気圧	原子炉停止1日後の実績を考慮して設定
	外部水源の温度	50°C	復水移送ポンプ吐出温度を参考に設定
1111	起因事象	外部電源喪失	送電系統又は所内主発電設備の故障等によって,外部 電源が喪失するものとして設定
- 故条件	安全機能の喪失に対する仮定	全交流動力電源喪失	全ての非常用ディーゼル発電機の機能喪失を想定
	外部電源	外部電源なし	起因事象として,外部電源が喪失するものとして設定

原子炉停止 1 日後とは全制御棒全挿入からの時間を示している。迪雷停止操作において原子炉の出力は全制御棒全挿人完了及び発電機解列以前から徐々に低トさせ るが,崩壊熱評価はスクラムのような瞬時に出力を低下させる保守的な計算条件となっている。 サイクル末期の燃焼度のばらつきを考慮し,10%の保守性を考慮。

10-7-4-70 (その2) ⑧

第7.4.2-2表 主要評価条件(全交流動力電源喪失)(2/2)

	条件設定の考え方	設計値に注入配管の流路圧損を考慮した値として 設定	代替原子炉補機冷却系の設計値として設定	残留熱除去系の設計値として設定 (原子炉水位回復後は崩壊熱相当の注水を実施することで水位を維持するが, 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)を実施することで原子炉内の崩壊熱を除去できるため, 注水が不要となる)	全交流動力電源喪失時の訓練実績を踏まえた操作 の時間及び系統構成の時間に余裕を考慮して設定	代替原子炉補機冷却系の準備期間を考慮して設定	代替原子炉補機冷却系を介した残留熱除去系による原子炉除熱機能回復を踏まえて設定
女 工女叶川木厂(土人加到77.18版及人)(4/2)	主要評価条件	150m³/h で原子炉注水	約 23MM (原子炉冷却材温度 100°C, 海水温度 30°Cにおいて)	熱交換器1基あたり約 8MW(原子炉冷却材温度 52°C、海水温度 30°Cにおいて)	事象発生 145 分後	事象発生 20 時間後	事象発生 20 時間後
77 1.1.2 6 4	項目	低圧代替注水系(常設)	代替原子炉補機冷却系	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)	常設代替交流電源設備からの受電 及び低圧代替注水系(常設)起動 操作	代替原子炉補機冷却系運転操作	代替原子炉補機冷却系を介した残留熱除去系による原子炉停止時冷却モード運転
		関連する機器条件重大事故等対策に		重大事	操作多效等対策	(件)に関連する	

同等な性能を有することの説明 関連箇所を下線にて示す

添付-3-(4) 工事計画認可申請書

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

3.1.2 ポンプ

名称		残留熱除去系ポンプ
容量	m³/h/個	以上 (954)
揚程	m	以上 (125)
最高使用圧力	MPa	吸込側 1.37/吐出側 3.43
最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	182
原動機出力	kW/個	540
個 数	_	3

【設定根拠】

(概要)

• 設計基準対象施設

残留熱除去系ポンプは、設計基準対象施設として通常の原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及びその他の残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却等を目的とし、下記のモード・機能の際に冷却材を供給するために設置する。

- ① 原子炉停止時冷却モード
- ② 低圧注水モード
- ③ 格納容器スプレイ冷却モード
- ④ サプレッションチェンバプール水冷却モード
- ⑤ 燃料プール冷却機能

• 重大事故等対処設備

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)として使用する残留熱除去系ポンプは以下の機能を有する。

(1) 原子炉停止時冷却モード

残留熱除去系ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準 事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい 損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置す る。また、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し た場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生す る前に生ずるものに限る。)を防止するために設置する。

系統構成は,原子炉冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系ポンプ及び熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。

(2) 格納容器スプレイ冷却モード

残留熱除去系ポンプは,設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するために設置する。

系統構成は、サプレッションチェンバの水を残留熱除去系ポンプにより熱交換器を経由 してスプレイすることによりドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイ することで、原子炉格納容器内の崩壊熱の除去及び蒸気の凝縮ができる設計とする。

(3) サプレッションチェンバプール水冷却モード

残留熱除去系ポンプは,設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するために設置する。

系統構成は、サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系ポンプにより熱交換器 を経由してサプレッションチェンバに戻すことによりサプレッションチェンバの水を冷 却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧注水系)として使用する残留熱除去系ポンプは,以下の機能を有する。

残留熱除去系ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対 処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。

系統構成は、残留熱除去系ポンプにより、サプレッションチェンバの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器 安全設備(格納容器スプレイ冷却系)として使用する残留熱除去系ポンプは,以下の機能を有す る。

残留熱除去系ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。

系統構成は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサプレッションチェンバのプール水をドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備(サプレッションチェンバプール水冷却系)として使用する残留熱除去系ポンプは,以下の機能を有する。

残留熱除去系ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し た場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ るために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防 止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置 する。

系統構成は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプ及び 熱交換器により、サプレッションチェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却で きる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安 全設備(代替循環冷却系)として使用する残留熱除去系ポンプは,以下の機能を有する。

残留熱除去系ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧によ る破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び 温度を低下させるための流路として設置する。

系統構成は、サプレッションチェンバを水源とし故障等により機能喪失した残留熱除去系ポン プ B を流路として使用し、復水移送ポンプによりサプレッションチェンバのプール水を残留熱除 去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器又は原子炉格納容器下部へ 注水するとともに,原子炉格納容器内ヘスプレイすることで,原子炉格納容器バウンダリを維持 しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。

1	7/2×.	=
Ι.	谷	軍

2

容量
設計基準対象施設として使用する残留熱除去系ポンプの容量は、原子炉冷却材喪失時におい
て,安全解析から求められた必要流量であるm³/h/個以上とする。
原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備として使用する残留熱除去系ポンプを重大事故等
時に使用する場合の容量は設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設
と同仕様で設計し, $m^3/h/個以上とする。$
公称値については, 954m³/h/個とする。
揚程
設計基準対象施設として使用する残留熱除去系ポンプの揚程は、必要流量注入時の原子炉圧
カとサプレッションチェンバ内圧力との差 (MPa) に、系統配管・弁類圧力損失及び静水
頭が「mであることから」「m以上とする」

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備として使用する残留熱除去系ポンプを重大事故等
時において使用する場合の揚程は,設計基準対象施設と同様の使用方法のため m 以上とす
る。
公称値については,要求される揚程 m を上回る 125m とする。
3. 最高使用圧力 3.1 吸込側の最高使用圧力 1.37MPa
設計基準対象施設として使用する残留熱除去系ポンプの吸込側の最高使用圧力は,主配管 「原子炉圧力容器(A)系出口配管合流部~残留熱除去系ポンプ(A)」,「原子炉圧力容器(B)系出
口配管合流部~残留熱除去系ポンプ(B)」及び「原子炉圧力容器(C)系出口配管合流部~残留 熱除去系ポンプ(C)」の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
残留熱除去系ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は,重大事故等時における主配管「原子炉圧力容器(A)系出口配管合流部~残留熱除去系ポンプ(A)」,「原子炉圧力容器(B)系出口配管合流部~残留熱除去系ポンプ(B)」及び「原子炉圧力容器(C)系出口配管合流
部〜残留熱除去系ポンプ(C)」の使用圧力と同じ 1.37MPa とする。
3.2 吐出側の最高使用圧力 3.43MPa
設計基準対象施設として使用する残留熱除去系ポンプの吐出側の最高使用圧力は、ポンプ 締切運転時の揚程約 m(=約 MPa)となり、吸込側の最高運転圧力約 MPaとの 合計が MPaとなることから、これを上回る圧力として 3.43MPaとする。
残留熱除去系ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は,設計基準対象施設と同様の使用方法であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計し,3.43MPa とする。
4. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用する残留熱除去系ポンプの最高使用温度は,残留熱除去系隔離解除原子炉圧力 0.93MPa の飽和温度である 182℃とする。
残留熱除去系ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、182℃とする。

5. 原動機出力

設計基準対象施設として使用する残留熱除去系ポンプの原動機出力は、定格流量点での軸動力を基に設定する。

$$Pw = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P w}{P} \cdot 100$$

(引用文献:日本工業規格 JIS B 0131(2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力(kW)
Pw : 水動力(kW)

ρ : 密度(kg/m³)

=1000

g : 重力加速度(m/s²)

=9.80665 =954/3600

Q : 容量(m³/s) H : 揚程(m)

=125

η : ポンプ効率(%)(設計計画値)

=

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{954}{3600}\right) \times 125}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{954}{3600}\right) \times 125}{\text{100}}$$

上記より、残留熱除去系ポンプの原動機出力は、必要軸動力 kw を上回る 540kw/個とする。

残留熱除去系ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は,重大事故等時の容量及び揚程が設計基準対象施設の容量及び揚程と同仕様であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計し,540kW/個とする。

6. 個数

残留熱除去系ポンプ (原動機含む。) は、設計基準対象施設として原子炉停止後の冷却時に、原子炉圧力容器への注水及び、原子炉炉心又は格納容器からの熱除去をするために必要な個数である各系列に1個とし、合計3個設置する。

残留熱除去系ポンプ (原動機含む。) は、設計基準対象施設として3個設置しているものを重 大事故等対処設備として使用する。

容量設定根拠 関連箇所を下線で示す

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

名	称	可搬型代替注水ポンプ(A-2級) <u>(6,7号機共用)</u>
容量	m³/h/個	45 以上,45 以上,48 以上,147 以上,20 以上, 84 以上,130 以上,90 以上,80 以上,120 以上 (120 以上)
吐出压力	MPa	0.74以上, 0.38以上, 1.31以上, 1.29以上, 1.28以上, 1.26以上, 1.04以上, 1.67以上, 0.71以上, 1.63以上(0.85以上)
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	
原動機出力	kW/個	
個 数	_	16 (予備 1)

【設 定 根 拠】

(概要)

重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、以下の機能を有する。

可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。

系統構成は、残留熱除去系(燃料プール冷却モード)及び燃料プール冷却浄化系の有する使用 済燃料貯蔵プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料貯蔵プールへの補 給機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵プールに接続する配管の破損等により使用済燃料貯蔵プー ル水の小規模な漏えいにより使用済燃料貯蔵プールの水位が低下した場合において、可搬型代替 注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)又は可搬型代替注水ポンプ(A-2級) により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、燃料プール代替 注水系配管又はホース等を経由して可搬型スプレイヘッダ又は常設スプレイヘッダから使用済 燃料貯蔵プールへ注水することで、使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できる設計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。

系統構成は、使用済燃料貯蔵プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料貯蔵プールの水位が異常に低下した場合において、可搬型スプレイヘッダを使用する場合には、可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)又は可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)、常設スプレイヘッダを使用する場合には、可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び可搬型代替注水

ポンプ (A-2 級) により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、燃料プール代替注水系配管又はホース等を経由して可搬型スプレイへッダ又は常設スプレイへッダから使用済燃料貯蔵プール内燃料体等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(格納容器圧力逃がし装置)として 使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、以下の機能を有する。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。) を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために設置する格納容器 圧力逃がし装置のフィルタ装置の水位が通常水位を下回る場合において、可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)により、代替淡水源の水を格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置内へ補給すること で水位調整(水張り)を実施できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)として使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、以下の機能を有する。

可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。

系統構成は、残留熱除去系(低圧注水モード)の機能が喪失した場合において、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで、炉心を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(水の供給設備)として使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、以下の機能を有する。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、重大事故等時において、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、補給水系等を経由して復水貯蔵槽へ重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器 安全設備(格納容器下部注水系)として使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、以下の機 能を有する。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。

系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、補給水系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器 安全設備(代替格納容器スプレイ冷却系)として使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)は、 以下の機能を有する。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合において、 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては 海を水源として、残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器スプレイ管からドライウェル内及び サプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ ることができる設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。

系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器スプレイ管からドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器 安全設備(低圧代替注水系)として使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、以下の機能を 有する。 可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するために設置する。

系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、残留熱除去系等を経由し、原子炉圧力容器に注水することで溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(格納容器圧力逃がし装置)として使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、以下の機能を有する。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために設置する。

系統構成は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために設置する格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置の水位が通常水位を下回る場合において、可搬型代替注水ポンプ (A-2級)により、代替淡水源の水を格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置内へ補給することで水位調整(水張り)を実施できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置 (格納容器圧力逃がし装置) として使用する可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は,以下の機能を 有する。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するために設置する格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置の水位が通常水位を下回る場合において、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源の水を格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置内へ補給することで水位調整(水張り)を実施できる設計とする。

1. 容量

1.1 使用済燃料貯蔵プールへ注水する場合の容量(可搬型スプレイへッダ使用時) 45m³/h/個以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) を重大事故等時において核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の容量は、使用済燃料貯蔵プールにおける燃料損傷防止対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)の想定事故1及び想定事故2において有効性が確認されている使用済燃料貯蔵プールへの注水量が約45m³/hである

ことから、45m³/h/個以上とする。

1.2 使用済燃料貯蔵プールへ注水する場合の容量(常設スプレイへッダ使用時) 45m³/h/個以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を重大事故等時において核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の容量は、使用済燃料貯蔵プールにおける燃料損傷防止対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)の想定事故1及び想定事故2において有効性が確認されている使用済燃料貯蔵プールへの注水量が約45m³/hであることから、45m³/h/個以上とする。

1.3 使用済燃料貯蔵プールへスプレイする場合の容量(可搬型スプレイへッダ使用時) 48m³/h/個以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) を重大事故等時において核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する場合の容量は,添付書類V-1-3-4「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」において蒸散量を上回ることが確認されているスプレイ量を満足する値として,48m³/h/個以上とする。

1.4 使用済燃料貯蔵プールへスプレイする場合の容量(常設スプレイヘッダ使用時)147m³/h/個以上

可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を重大事故等時において核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する場合の容量は、添付書類V-1-3-4「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」において蒸散量を上回ることが確認されているスプレイ量を満足する値として、 $147m^3/h/$ 個以上とする。

1.5 格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置水位調整(水張り)に使用する場合の容量 20m³/h/個以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) を重大事故等時において原子炉冷却系統施設のうち残留 熱除去設備(格納容器圧力逃がし装置)並びに原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(格納容器圧力逃がし装置)及び圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置(格納容器圧力逃がし装置)として格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置水位調整(水張り)に使用する場合の容量は、格納容器圧力逃がし装置の使用時にフィルタ装置の水位が通常水位を下回ると判断された場合において、「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の追補(原子炉設置変更許可申請書添付書類十追補1)に示される水張りの所要時間が50分であることから、保守的に下限水位から通常水位

復帰に必要な水量に対して30分以内に水張りできる容量として,20m³/h/個以上とする。

1.6 原子炉圧力容器へ注水する場合の容量 84m³/h/個以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) を重大事故等時において原子炉冷却系統施設のうち非常 用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (低圧代替注水系) 及び原子炉格納施設のうち圧力低 減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備 (低圧代替注水系) として原子炉圧 力容器への注水時に使用する場合の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価解析 (原子炉設置変更許可申請書添付書類十) のうち、「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DG 喪失) + SRV 再閉失敗」において有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量が 84m³/h であることから、84m²/h/個以上とする。

1.7 復水貯蔵槽へ補給する場合の容量 130m3/h以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) を重大事故等時において原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(水の供給設備)として復水貯蔵槽への補給に使用する場合の容量は、格納容器破損防止対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)のうち、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」(代替循環冷却系を使用しない場合)において有効性が確認されている復水貯蔵槽への供給流量が130m³/h であることから、130m³/h/個以上とする。

1.8 原子炉格納容器下部へ注水する場合の容量 90m3/h/個以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) を重大事故等時において原子炉格納施設のうち圧力低減 設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備(格納容器下部注水系)として原子炉 格納容器下部注水時に使用する場合の容量は、格納容器破損防止対策の有効性評価解析(原 子炉設置変更許可申請書添付書類十)のうち、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」 において有効性が確認されている格納容器下部注水系(常設)による原子炉格納容器下部へ の注水流量が90m³/hであることから、90m³/h/個以上とする。

1.9 原子炉格納容器へスプレイする場合の容量 80m³/h以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) を重大事故等時において原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備(代替格納容器スプレイ冷却系)として格納容器スプレイ時に使用する場合の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)のうち、「全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG 喪失)+SRV 再閉失敗」において有効性が確認されている原子炉格納容器へのスプレイ流量が80m³/hであることから、80m³/h/個以上とする。

1.10 原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイを同時に実施する場合の容量 120m³/h/個以上

可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を重大事故等時において原子炉冷却系統施設のうち非常

用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備(代替格納容器スプレイ冷却系)として原子炉圧力容器への注水及び格納容器スプレイを同時に実施する場合に使用する場合の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)のうち、「全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+SRV再閉失敗」において原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイを同時に行う場合、有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量が40m³/h、原子炉格納容器へのスプレイ流量が80m³/hであることから、120m³/h/個以上とする。

公称値については、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は消防法に基づく技術上の規格を満足するものを採用していることから、その規格上要求される容量 120m³/h/個以上とする。

- 2. 吐出圧力
- 2.1 使用済燃料貯蔵プールへ注水する場合の吐出圧力(可搬型スプレイヘッダ使用時)
 - 0.74MPa 以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) を重大事故等時において核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の吐出圧力は、必要吐出圧力が最大となる 7 号機原子炉建屋機器搬出入口を使用する場合の静水頭、ホース直接敷設の圧損、ホース湾曲による影響、機器及び配管・弁類圧損を基に設定する。

静水頭 約 0.19MPa ホース圧損 約 0.38MPa ホース湾曲による影響 約 0.11MPa 機器及び配管・弁類圧損 約 0.06MPa

合計 約 0.74MPa

以上より、可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) の吐出圧力は 0.74MPa 以上とする。

2.2 使用済燃料貯蔵プールへ注水する場合の吐出圧力(常設スプレイへッダ使用時) 0.38MPa 以上

可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を重大事故等時において核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の吐出圧力は、必要吐出圧力が最大となる7号機使用済燃料貯蔵プール接続口(東)を使用する場合の静水頭、ホース直接敷設の圧損、ホース湾曲による影響、機器及び配管・弁類圧損を基に設定する。

緊急時対策要員6名で対応する。 発息時対策要員2名で対応する。 緊急時対策要員6名のうち4名で 対応する。 緊急時対策要員6名のうち2名で 対応する。 贏北 垂布 320 (黎水/海水) 240 340 3305 11 330 230 1 320 220 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプによる送水 淡水貯水池を水源とした可機型代替注水ポンプによる送水 310 210 300 への浜水 200 3号炉接続口~高台送水ホース接続作業箇所へ移動 290 190 可撤型代替注水ポンプ2台移動~配置 280 屋外~5号炉東側第二保管場所移動 180 270 压力容器 170 260 号炉接続口~高台送水木一ス接続作業箇所へ移動 160 220 150 240 子炉) 230 140 企業棟~5号炉原子炉建屋内緊急時対策所~荒浜側高台保管場所移動 220 130 経過時間(分) 120 13 経過時間(分) 210 可搬型代替注水ポンプ4台移動~配置 200 110 可搬型代替注水ポンプの健全性確認 100 型 110 6号炉への送水開始まで約330分,7号炉への送水開始まで約345分で可能である。 熊 96-100 8-压代替注水系 8号炉原子炉建屋内緊急時対策所~荒浜側高台保管場所移動 回搬型代替注水ポンプの健全性確認 요-8-5号炉原子炉建屋内聚急時対策所~5号炉東側第二保管場所移動 9 8-可搬型代替注水ポンプ2台移動~配置 可搬型代替注水ポンプ2台移動~配置 요-可搬型代替注水ポンプの健全性確認 22-凶 6g-20 50 第 1.4.17 緊急時対策要員6名で2ユニット分を対応した場合, 10 8-緊急時対策要員 「淡水貯水池を水源とした場合(あらかじめ敷設して あるホースが使用でき なるホースが使用でき ない場合)] [淡水貯水池を水源とした場合(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)] [緊急時対策要員10名で 対応した場合] [緊急時対策要員6名で 対応した場合] 可機型代替注水ポンプ による送水 手順の項目 手順の項目

(2/2)__] 4 レイチ、 X X る送水) 「可搬型代替注水ポンプによ

河

10

IJ

口

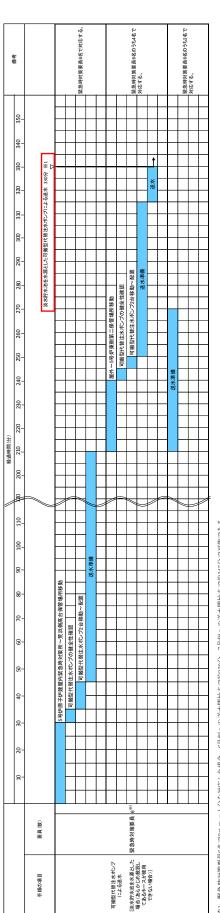
X

66-4-1 44/46

な性能を有することの説明 箇所を赤枠にて示す

同等な性能

関連



※1 緊急時対策要員6名で2コニット分を対応した場合、6号炉への送水開始まで約300分、7号炉への送水開始まで約345分で可能である。 緊急時対策要員10名で2コニット分を対応した場合、6号炉及び7号炉への送水開始まで約225分で可能である。

低压代替注水系

第 1.8.14 図

(可搬型代替注水ポンプによる送水)タイムチャート (3/3)

(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)

(常設)による原子炉注水操作は、運転員等操作時間に与える影響として、実態の操作開始時間が早まり、原子炉水位の低下を緩和する可能性があることから、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなる。

操作条件の代替原子炉補機冷却系の運転操作は、運転員等操作時間に与える影響として、操作開始時間は評価上の想定より早まる可能性があるが、原子炉への注水をすでに実施していることから、評価項目となるパラメータに与える影響はない。

(2) 操作時間余裕の把握

操作開始時間の遅れによる影響度合いを把握する観点から、評価項目 となるパラメータに対して、対策の有効性が確認できる範囲内での操作 時間余裕を確認し、その結果を以下に示す。

操作条件の常設代替交流電源設備からの受電及び低圧代替注水系(常設)による原子炉注水操作は、通常運転水位から放射線の遮蔽が維持される最低水位に到達するまでの時間は事象発生から約3時間、原子炉水位が有効燃料棒頂部まで低下する時間は約5時間であり、事故を認知して注水を開始するまでの時間が145分であるため、準備時間が確保できることから、時間余裕がある。操作条件の代替原子炉補機冷却系運転操作は、事象発生約20時間後の操作であるため、準備時間が確保できることから、時間余裕がある。仮に、操作が遅れる場合は、低圧代替注水系(常設)による原子炉への注水は継続する。

(3) まとめ

評価条件の不確かさの影響評価の範囲として,運転員等操作時間に与える影響,評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を確認した。その結果,評価条件の不確かさが運転員等操作時間に与える

保安規定第66条

表 66-4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」 66-4-2 「低圧代替注水系 (可搬型)」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (系統図)

添付-2 同等な機能を有する設備

- (1) 工事計画認可申請書 説明書(同等な機能を有することの説明)
- (2) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (自主対策設備に関する説明)
- (3) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (準備時間)

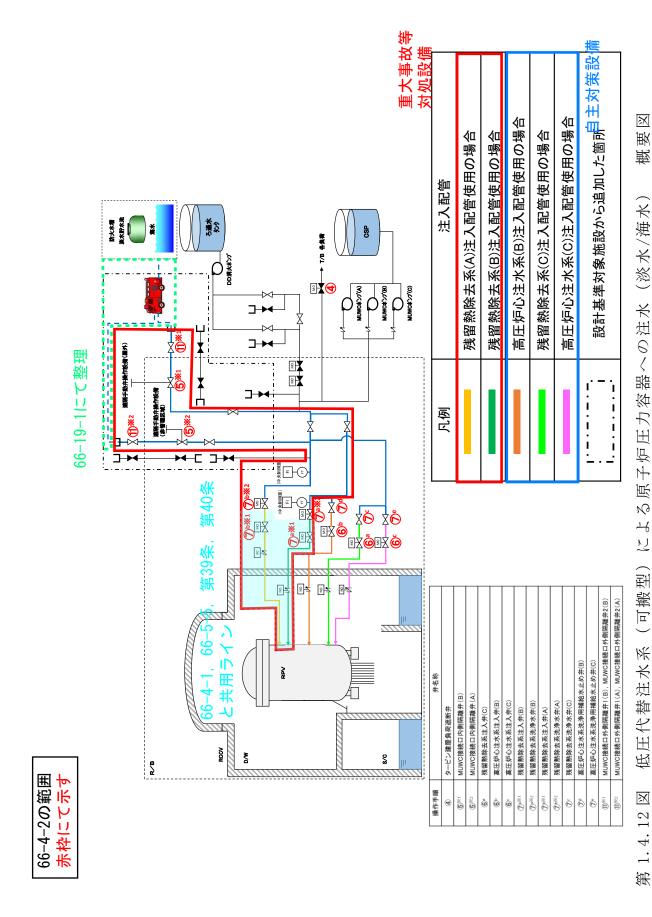
	第66条 条文		記載の説明	備考
66-4-2 低压代替注水系 (可搬型) ①			(技術的能力審査基準) 第四十七条 (1.4)	
(1) 運転上の制限			設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十一条(1.8)が該当する。 また,技術的能力審査基準1.13の手順で使用する。	
	運転上の制限③		② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)	
(低压代替注水系(可搬型) 低压代替注水系	(可搬型) が動作可能であるこ	₩ ** ** **	③ 以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう,可搬型重大事故等対処設備である低圧 代替注水系(可搬型)が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係	
適用される 設備 原子炉の状態 ④	職	所要数 ⑥	1))	
事 転 可搬型代替注水ポンプ(A	A-2級)	*4	・設直計 J 毎年規則(技術的能力番食基準) 第四十七条(1. 4) 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備(手順等)	
		× 5	として,原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって,設計基準事故対処設備が右半を原るにの必却機能が需用した自分においてすばらの業しい場値なが同るに	
高温停止 可搬型代替交流電源設備		9 %	が有 9 2成1ゲン作44機能が改入した物目におい、とからの省しい。損傷及り以上が 格納容器の破損を防止するため,原子炉を冷却するために必要な設備を設ける(手順	
		2 %	等を定める) こと。 ・	
		8 %	(女心の能力を自免事) ポユT-下部の溶融炉心を冷却するための	
※1: 動作可能とは,当該系統に期待されている機能を 	当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成備を今ずり、おできストレをいっ	毒成(接続ロ <mark>及び</mark>		
	1 - 4 - 1	低压代替注水系 (常設)1.	らんめんが安な欧州を政じる(子宮するためら)して。 ・技術的能力審査基準1.13	
[66-4-2]	2-2-9	景冷却系」,「第	「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」として設計基準事故の収束に必要かる水の供給手順等」として設計基準事故の収束に必要なる水のである。以前のでは、一番を表しています。	
: 非常用炉心浴	0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼	2」の設備を兼	な小碗とはがに、単八事政寺の牧木にむ安となる1分な重い小を確保することに加へて、設計基準事故及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十	
ねる。動作不能時は,各条文の運転上の制限も確認する。	引限も確認する。		分な量の水を供給するために,必要な手順等を定めること。	
※3:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。	用しない。		イ・ キ界は 3 日世 ぎこば 1 年三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
	付近で、かつプールゲートが関	桐の場合	④ 医圧化管圧水米(可搬空)は,原十炉倍均付圧力ハワフタリが医圧の状態であって,設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい	
(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	かつプールゲートが閉の場合		損傷を防止するために必要な設備であり、原子炉内に燃料が装荷されている期間を機能	
-19-1	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」において運転上の制限等を定	Lの制限等を定	維持期間とするが,原子炉の状態が燃料交換において原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合は、保有水量が多く燃料プール代替沖水系にて注	
 める。 ※ s · [66-19-7 桑芝雄終詩備 プゼン	条式盆谷背舗「アセプケ浦群 Fの里属 飲みげみん		ルロン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	
$6: \lceil 66 - 12 - 2 \rceil$	※イイーImantokm』におり、と年ゼエジに改せるためる。 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	を定める。	は,原子炉への注水が不要となるため除くこととし,適用される原子炉の状態は「連転, 起動,高温停止,冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用し	
$7 : \lceil 6 \ 6 - 1 \ 2 - 1$	常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	定める。	(1) 原子炉水位がオーバーフロー	
※8:「66-12-6 代替所内電気設備」に	代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	v°	(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)」とする。(保安 規定変更に係る基本方針4.3 (1))	
			⑤ ②に含まれる設備	
			⑥ 本表の主要な設備については、すべて他表にて設定することから、確認事項については 記載しない。運転上の制限である当該系統に期待されている機能を達成するための系統 構成ができない場合の措置として、要求される措置を記載する。	

	保2	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
				<参考>可搬型代替注水ポンプ (A-2級) 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)が下記の性能を満足していることの確認行為は,「6 6-19-1 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」に記載する。	
				可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を重大事故等時において,原子炉圧力容器への注水時に使用する場合の容量及び吐出圧力を以下に示す。 【必要容量】 「必要容量】 炉心損傷防止対策の有効性評価解析(設置変更許可申請書添付十)のうち,「全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+SRV再閉失敗」において有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量が84m³/hであることから,84m³/h以上とす	
	日 生 5			る。 また,上記同様の有効性評価解析において原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器 スプレイを同時に実施する場合,有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量 が $40\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$,原子炉格納容器へのスプレイ流量が $80\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$ であることから $120\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$ 以上とする。	
(3) 安米される指画 適用される 原子 炉 の米能	- 5 計画 条件 (7)	要求される措置 ⑧	完了時間	【吐出圧力】 必要吐出圧力が最大となる復水補給水系接続口(北)を使用する場合の最終吐出端必要 圧力,静水頭,ホース直接敷設の圧損等を基に吐出圧力は,1.26MPa以上とする。	
道。	A. 低圧代替注水系 (可搬型) が動 作不能の場合	A1. 1. 当直長は, 低圧注水系1系列を起動し, 動作可能であることを確認する**9とともに, その他設備**10 お船 佐可鉛 つちょ カラ・カラ かま カー・カー かっか カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	速やかん		
		か判作り語にあるしてপ儒部9 る。 及び		\	
		へら、当直長は、当該機能と同等な機能 を持つ重大事故等対処設備*11 が動作可能であることを確認す	3日間	水ボンブ(Aー2級)が1N未満となった場合又は当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成(接続口を含む)ができない場合(条件A)は,当該系統の機能を満足できないことから条件として記載する。なお,低圧代替注水系(可搬型)の原子に下げった。	
				p圧力容器までの低圧注水系と共用する配管又は弁(条件B)を条件として記載する。 また,原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合	
		m	30周	スは(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)においては, 1N未満と低圧注水系と共用する配管又は弁とで要求される措置が同じになるため一つによとめて記載する。	
		A 2. 1. 当直長は, 仏上注水系 1 系列を起動し, 動作可能であることを確認する*** 2 とともに, その他設備**10	展やかれ	8 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3))	
				【運転, 起動及び高温停止】 A1.1.重大事故等対処設備が動作不能となった場合は, 対応する設計基準事故対処	
		及び B 2.2. 当直長は,当該機能を補完する自 主対策設備※12が動作可能であ	3日間	設備が動作可能であることを"速やかに"確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類十)」技術的能力で整理した"機能喪失を想定する設計基準事故対処設備"である低圧注水系(非常用ディーゼル発電機含む)が該当する。	
		ることを確認する。 及び B 2.3.当直長は,当該系統を動作可能な	10日間	24 P	
		状態に復旧する。		(派付書類十)」技術的能力で整理した高圧炉心注水系又は低圧代替注水系(常	

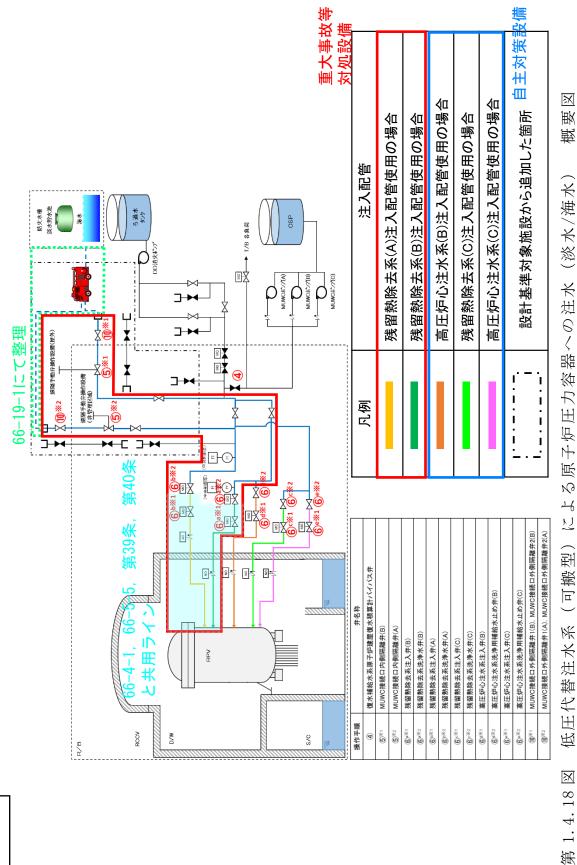
	である場合 事故等対処 水において 可搬型)に	言するため,	能であるい	対処設備が		設備が動作 (添付書類 が該当し, AOT上限	級)と同等	で準備でき	合又は自主	
記載の説明	設)が該当し、完了時間は対応する設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。 高圧炉心注水系は重大事故等対処設備(設計基準拡張)であり、重大事故等対処設備の一種として位置づけられていること、また原子炉低圧時の注水においても、十分な注水量を確保でき、かつ低圧注水系及び低圧代替注水系(可搬型)に対して独立性を確保できることから採用した。	m³/h」以上の注水流量を有するため, 容量である。(添付-2)	の遠隔起動により,速やかに準備可 さある。	当該系統を復旧する。完了時間は同等な機能を有する重大事故等対処設備が ヨ可能な場合のAOT上限である「30日間」とする。		2. 動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する自主対策設備が動作可能であることを確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類十)」技術的能力で整理した「消火系による原子炉圧力容器への注水」が該当し、完了時間は対応する設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限に1N未満)である「3日間」とする。	ィーゼル駆動消火ポンプは可搬型代替注水ポンプ (A-2級)する。(添付-2)	代替注水系(可搬型)よりも短時間で準備できは不要。(添付-2)	3. A1.3.と同様。ただし,完了時間は代替措置を実施した場合又は自主対策設備が動作可能である場合のAOTである「10日間」とする。	
	設)が該当し、完了時間は対応する設計基準事故対処のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。高圧炉心注水系は重大事故等対処設備(設計基準拡張設備の一種として位置づけられていること,また原も、十分な注水量を確保でき、かつ低圧注水系及び低対して独立性を確保できることから採用した。	【必要容量】 高圧炉心注水系は, 原子炉低圧時, 「 ̄ ̄m³/h」以上の注 低圧代替注水系(可搬型)よりも大容量である。(添付-2)	【準備時間】 高圧炉心注水系は, 中央制御室からの遠隔起動により, 速やかに準備可能であることから時間短縮の補完措置は不要である。	A1.3.当該系統を復旧する。完了時間は同等な機能を有する動作可能な場合のAOT上限である「30日間」とする。	A2.1. A1.1.と同様。	B2. 2. 動作不能となった重大事故等対処認可能であることを確認する。対象となる十)」技術的能力で整理した「消火系に完了時間は対応する設計基準事故対処理(1N未満)である「3日間」とする。	【必要容量】 ・消火系のディーゼル駆動消火ポン の流量を有する。(添付-2)	【準備時間】 ・消火系による原子炉注水は,低圧代替注水系(可搬型) ることから,時間短縮の補完措置は不要。(添付-2)	B 2. 3. A 1. 3. と同様。ただし 対策設備が動作可能である場合の	
保安規定 第66条 条文										

1	ンシンシン		ゴン事人 くつび サナ	加与
件 ①	要求される措置 ⑧	完了時間	【要求される措置Bの考え方】 低圧注水系と共用する配管又は弁が故障した場合は,低圧代替注水系(可搬型)及 び低圧注水系がともに動作不能とたるため、要求される措置A1が実施不可とた	
低圧注水系と 共用する配管 又は弁が動作 不能の場合	B1.当直長は,低圧注水系2系列を起動し, 動作可能であることを確認する**9と ともに,その他設備**13が動作可能で あることを確認する。	速やかに	る。そのため、保安規定変更に係る基本方針には記載していないが、安全上有効と考えられる措置を設定し、保安規定第39条(非常用炉心冷却系その1)で低圧注水系1系列が動作不能となった場合と同様に「10日間」の完了時間を設定する。	
	及び B2.1.当直長は,当該機能と同等な機能 を持つ重大事故等対処設備※11 が動作可能であることを確認す	3日間	 A1.1., A2 ることから, 残りのであることを確認 	
	る。 又は B2.2.当直長は,当該機能を補完する自	3日鼠	B2.1. A1.2.と同様。 B2.2. A2.2.と同様。	
	主対策設備 ことを確認		B3. 当該系統を復旧する。完了時間は保安規定第39条(非常用炉心冷却系その1) で定める低圧注水系1系列が動作不能の場合の完了時間「10日間」を準用する。	
	及び B3. 当直長は, 当該系統を動作可能な状態 に復旧する。	10日間	C1., C2. 既保安規定と同様の設定とする。	
C. 条件A又はBで	C1. 当直長は, 南温停止にする。	24時間		
要求される描画・イルギョ	1	1100		
画を売「時間 内に達成でき	C2.当直友は,何温停止にする。	3 0 時间		
ない場合				
注水系)が動 場合	A1. 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復 旧する措置を開始する。 及び	速やかに	【冷温停止,燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,かつプールゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全燃料が取出され,かつプールゲートが閉の場合)】 A1.当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を"速やかに"開始する。	
低圧注水系と共用する配管	コロ女は, 用炉心冷劫 能であるい		A2. 原子炉が停止している状態であり,保安規定第40条 (非常用炉心冷却系その2)で要求される非常用炉心冷却系のうち何れか1系列が動作可能であることを"速	
又は弁が動作 不能の場合	その他の設備※15が動作可能であることを確認する。		やかに"起動し確認する。高圧炉心注水系及び低圧注水系(非常用ディーゼル発電機合む)は,原子炉低圧時に十分な注水量を確保でき,かつ低圧代替注水系(可搬型)に対して独立性を確保できることから採用した。	
 ※9:運転中のポンプについては、運転状態に。 ※10:残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーより動作可能であることを確認する。 ※11:高圧炉心注水系をいう。 ※12:消火系による低圧注水をいう。 ※13:低圧注水系に接続する非常用ディーゼルジェル・ 	重転状態により確認する。 ド常用ディーゼル発電機3台をいい、 8する。 ディーゼル発電機2台をいい、至近の	至近の記録等に記録等に記録等により動	また,原子炉停止中における崩壊熱相当の注水量が確保できる重大事故等対処設備の常設注水設備である低圧代替注水系(常設)により注水ができることを"速やかに"至近の記録により確認する。	

備考	
記載の説明	
保安規定 第66条 条文	 ※14: 原子与が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子中本位がオーバーフロー本位付近で、かつブールゲートが開の場合 ※15: 動作目になることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル容電機及び低圧代替注水系(常設)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

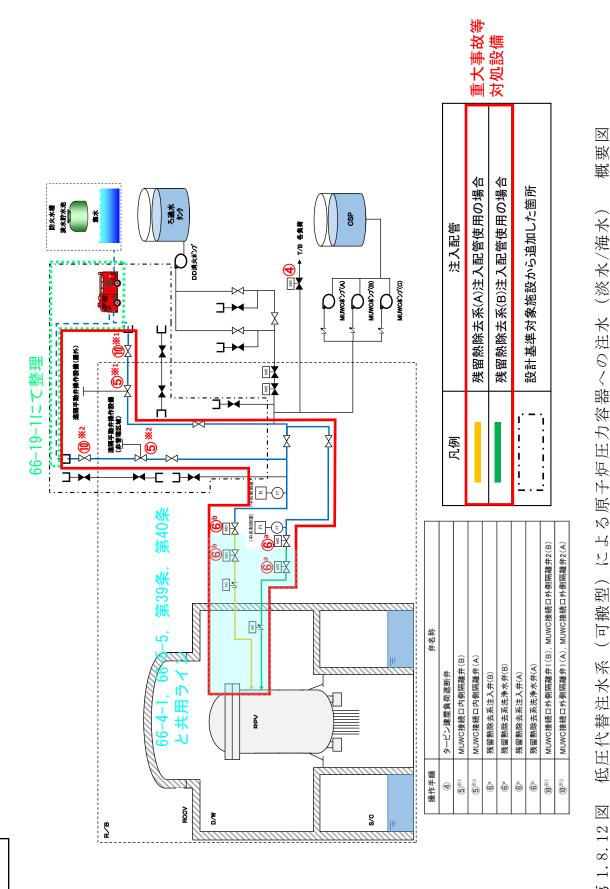


(交流電源が確保されている場合)



(全交流動力電源が喪失している場合)

66-4-2の範囲 赤枠にて示す



66-4-2の範囲 赤枠にて示す

原子炉圧力容器への注水(淡水/海水) М — 4 IJ (可熱型) 低压代替注水系 X第 1.8.12

同等な性能を有することの説明 関連箇所を下線にて示す

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

- 4. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備
- 4.1 高圧炉心注水系
- 4.1.1 ポンプ

名	称	高圧炉心注水系ポンプ
容量	m³/h/個	高圧時 以上(182),低圧時 <u>以上</u> (727)
揚程	m	高圧時 以上(890),低圧時 以上(190)
最高使用圧力	MPa	吸込側 1.37/吐出側 11.77
最高使用温度	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	100, 120
原動機出力	kW/個	1500
個 数	_	2

【設定根拠】

(概要)

• 設計基準対象施設

原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する高圧炉 心注水系ポンプは、原子炉停止後何らかの原因で復水・給水が停止した場合等に、原子炉隔離時 冷却系のバックアップとして原子炉水位を維持(原子炉冷却材補給機能)するため及び原子炉冷 却材喪失時に炉心を冷却(非常用炉心冷却系機能)するために設置する。

• 重大事故等対処設備

重大事故等時に.原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧 炉心注水系)使用する高圧炉心注水ポンプは、以下の機能を有する。

高圧炉心注水系ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故 対処設備が有する発電用原子炉冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止す るため、発電用原子炉を冷却するために設置する。

系統構成は、原子炉停止機能が喪失した場合において、復水貯蔵槽又はサプレッションチェンバを水源として高圧炉心注水系ポンプにより冷却水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉水位を維持する設計とする。

1. 容量

1.1 高圧時の容量 m³/h/個以上

設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの高圧時の容量は、復水・給水停止時に原子炉隔離時冷却系が起動しなかった場合において、原子炉隔離時冷却系のバックアップとして、高圧炉心注水系が原子炉水位低(レベル 1.5)で起動し原子炉水位を維持(原子炉冷却材補給機能)できる容量とし、原子炉隔離時冷却系と同じ m³/h/個以上とする。また、原子炉冷却材喪失時に炉水冠水維持(非常用炉心冷却系機能)に必要な容量は m³/h/個であるが、安全解析上は原子炉冷却材補給機能と同じ容量としているため、原子

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

炉冷却材補給機能の必要容量と同じ m³/h/個以上とする。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時に使用する場合の高圧時の容量は、設計基準対象施設と同仕様で有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)に使用しているため、 m³/h/個以上とする。
公称値については
1.2 低圧時の容量
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時に使用する場合の低圧時の容量は、設計基準対象施設と同仕様で有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)に使用しているため、 m³/h/個以上とする。
公称値については 727m³/h/個とする。
2. 揚程 高圧炉心注水系ポンプの揚程は、原子炉冷却材補給機能と非常用炉心冷却系機能のうち、必 要揚程が大きい非常用炉心冷却系機能を考慮して決定する。
2.1 高圧時
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時に使用する場合の高圧時の揚程は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m以上とする。
公称値については 890m とする。
2.2 低圧時 m 以上

設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの低圧時の揚程は、施設時と発	系統
構成を含めて変わらないため、必要流量注入時の炉圧とサプレッションチェンバ内圧力と	との
差(MPa)に、系統配管・弁類圧力損失及び静水頭が m であることから, r	m以
上とする。	
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時に使用する場合の低圧時の揚程は、設計基準対象	象施
設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m以上とする	5.
公称値については要求される揚程を上回る 190m とする。	
3. 最高使用圧力	
3.1 最高使用圧力(吸込側) 1.37MPa	
設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの吸込側の最高使用圧力は、目	主配
管「E22-F028, F029, F030~高圧炉心注水系集合管」の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする	る。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時において使用する場合の吸込側の圧力は、設計基	基準
対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、1.37MPa と	とす
る。	
3.2 最高使用圧力(吐出側) 11.77MPa	
設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの吐出側の最高使用圧力は、ス	水源
圧力 (事故時ピーク圧力) MPa,静水頭 0.07MPa,高圧炉心注水ポンプの締切運転時の	の揚
程 MPa の合計が MPa となることから、これを上回る圧力として 11.77MPa とす	⁻ る。
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時において使用する場合の吐出側の圧力は、設計基	基準
対象施設と同様の使用方法であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計し,11.77MPa と	とす
る。	
4. 最高使用温度	
設計基準対象施設として使用する高圧炉心注水系ポンプの最高使用温度は、高圧炉心注ス	水系
ポンプの水源となるサプレッションチェンバのプール水の最高温度を考慮し、100℃とする) 0
高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は,高圧炉心注水系ス	ポン
プの水源となるサプレッションチェンバのプール水の重大事故等時における使用温度を基	基に
設定する。	
高圧炉心注水系ポンプによる原子炉圧力容器への注水時のサプレッションチェンバのフ	プー
ル水の重大事故等時における使用温度は,重大事故等対策の有効性評価解析(原子炉設置図	変更
許可申請書添付書類十)の事故シーケンスグループ(原子炉停止機能喪失)より約 でつ	であ

り、これを上回る温度とし、120℃とする。

5. 原動機出力

高圧炉心注水系ポンプの原動機出力は、高圧定格点の軸動力を基に設定している。

$$P w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P w}{P} \times 100$$

(引用文献:日本工業規格 JIS B 0131(2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力(kW)

Pw: 水動力(kW)

ho : 密度 (kg/m^3) = 1000 g : 重力加速度 (m/s^2) = 9.80665 Q : 容量 (m^3/s) = 182/3600

H: 揚程(m) =890η: ポンプ効率(%)(設計計画値) =

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{182}{3600}\right) \times 890}{100} = 100$$
 kW \Rightarrow kW

上記より,高圧炉心注水系ポンプの原動機出力は必要軸動力 kW を上回る 1500kW/個とする。

高圧炉心注水系ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、1500kW/個とする。

6. 個数

高圧炉心注水ポンプ (原動機含む。) は、設計基準対象施設として復水貯蔵槽の冷却水又はサプレッションチェンバのプール水を炉心上部に取り付けられたスパージャから燃料集合体上に注水するため等に必要な個数である各系列 1 個とし、合計 2 個設置する。

高圧炉心注水ポンプ (原動機含む。) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重 大事故等対処設備として使用する。

自主対策設備に関する説明 関連箇所を赤枠にて示す

また,低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉 の冷却は,防火水槽又は淡水貯水池の淡水だけでなく, 海水も利用できる。

(iii)消火系による発電用原子炉の冷却

消火系による発電用原子炉の冷却で使用する設備は以下のとおり。

- ・ディーゼル駆動消火ポンプ
- ろ過水タンク
- · 消火系配管 · 弁
- · 復水補給水系配管 · 弁
- ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ
- ・給水系配管・弁・スパージャ
- ・高圧炉心注水系配管・弁・スパージャ
- 原子炉圧力容器
- 非常用交流電源設備
- 常設代替交流電源設備
- · 第二代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- 代替所内電気設備
- 燃料補給設備

ii. 重大事故等対処設備と自主対策設備

低圧代替注水で使用する設備のうち,復水移送ポンプ, 復水貯蔵槽,復水補給水系配管・弁,残留熱除去系(B)配 管・弁・スパージャ、残留熱除去系(A)配管・弁、給水系配管・弁・スパージャ、高圧炉心注水系配管・弁、原子炉圧力容器、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)、ホース・接続口及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。防火水槽及び淡水貯水池は「1.13重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b)項を満足するための代替淡水源(措置)として位置付ける。非常用交流電源設備は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)が故障した場合においても,発電用原子炉を冷却することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に 有効な設備であるため,自主対策設備として位置付ける。 あわせて,その理由を示す。

・ディーゼル駆動消火ポンプ, ろ過水タンク, 消火系配管・弁

耐震性は確保されていないが、復水移送ポンプ及び 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) と同等の機能(流 量)を有することから、重大事故等へ対処するために

消火系による消火が必要な火災が発生していない場合

66-4-2 15/25

において,発電用原子炉を冷却する手段として有効で ある。

・残留熱除去系(C)配管・弁・スパージャ, 高圧炉心注水系(B)及び(C)配管・弁・スパージャ*1

当該配管を用いた注水手段は使用に制限(原子炉圧 力容器への注水流量が少ない,注水流量の監視ができ ない,現場での系統構成が必要)があるが,残留熱除 去系(A)及び(B)配管から注水ができない場合におい て,発電用原子炉を冷却する手段として有効である。

※1:高圧炉心注水系配管・弁・スパージャのうち、 復水移送ポンプの吸込ライン(復水貯蔵槽下部 の非常用ライン)の配管・弁は重大事故等対処 設備であるが、原子炉圧力容器への注水ライン の配管・弁・スパージャは自主対策設備として 位置付ける。

• 第二代替交流電源設備

耐震性は確保されていないが、常設代替交流電源設備と同等の機能を有することから、健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

(b) サポート系故障時の対応手段及び設備

i. 復旧

全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系の故障により,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水

復水貯蔵槽,復水補給水系配管・弁,残留熱除去系(B)配管・弁・スパージャ,残留熱除去系(A)配管・弁,給水系配管・弁・スパージャ,高圧炉心注水系配管・弁,原子炉圧力容器,常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,代替所内電気設備,可搬型代替注水ポンプ(A-2級),ホース・接続口及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。防火水槽及び淡水貯水池は「1.13重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b)項を満足するための代替淡水源(措置)として位置付ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求 される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により,溶融炉心が原子炉圧 力容器内に残存する場合においても,残存した溶融炉心を 冷却することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に 有効な設備であるため,自主対策設備として位置付ける。 あわせて,その理由を示す。

・ディーゼル駆動消火ポンプ, ろ過水タンク, 消火系配管・弁

耐震性は確保されていないが、復水移送ポンプ及び 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) と同等の機能(流量)を有することから、重大事故等へ対処するために 消火系による消火が必要な火災が発生していない場合 において、残存した溶融炉心を冷却する手段として有 効である。

• 第二代替交流電源設備

耐震性は確保されていないが、常設代替交流電源設備と同等の機能を有することから、健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

- b. 発電用原子炉停止中の対応手段及び設備
 - (a) フロントライン系故障時の対応手段及び設備
 - i. 低圧代替注水

発電用原子炉停止中において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の故障により発電用原子炉からの除熱ができない場合は、低圧代替注水系(常設)、低圧代替注水系(可搬型)及び消火系により発電用原子炉を冷却する手段がある。

これらの対応手段で使用する設備は,「a.(a)i. 低圧 代替注水」で選定した設備と同様である。

以上の設備により,発電用原子炉停止中において,設計 基準事故対処設備である残留熱除去系(原子炉停止時冷却 モード)が故障した場合においても,発電用原子炉を冷却 することができる。

- (b) サポート系故障時の対応手段及び設備
 - i. 復旧

発電用原子炉停止中において、全交流動力電源喪失又は

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水で使用する設備のうち、復水移送ポンプ、復水貯蔵槽、復水補給水系配管・弁、残留熱除去系配管・弁・スパージャ、給水系配管・弁・スパージャ、高圧炉心注水系配管・弁、原子炉圧力容器、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水で使用する設備のうち,可搬型代替注水ポンプ(A-2級),ホース・接続口,復水補給水系配管・弁,残留熱除去系配管・弁・スパージャ,給水系配管・弁・スパージャ,原子炉圧力容器,常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,代替所内電気設備及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。防火水槽及び淡水貯水池は「1.13重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1 b)項を満足するための代替淡水源(措置)として位置付ける。

高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水で使用する設備のうち、高圧代替注水系ポンプ、復水貯蔵槽、高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁、主蒸気系配管・弁、原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁、高圧代替注水系(注水系)配管・弁、復水補給水系配管、高圧炉心注水系配管・弁、残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ)、給水系配管・弁・スパージャ、原子炉圧力容器、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設

備は重大事故等対処設備として位置付ける。

ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入で使用する設備のうち,ほう酸水注入系ポンプ,ほう酸水注入系貯蔵タンク,ほう酸水注入系配管・弁,高圧炉心注水系配管・弁・スパージャ,原子炉圧力容器,常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止し、原子炉圧力容器内に残存 した溶融炉心を冷却することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を示す。

・ディーゼル駆動消火ポンプ, ろ過水タンク, 消火系配管・弁

耐震性は確保されていないが、復水移送ポンプ及び可 搬型代替注水ポンプ (A-2級) と同等の機能(流量)を 有することから、重大事故等へ対処するために消火系に よる消火が必要な火災が発生していない場合において、 原子炉圧力容器への注水手段として有効である。

• 制御棒駆動系

発電用原子炉を冷却するための十分な注水量が確保で きず、加えて耐震性が確保されていないが、原子炉冷却 材圧力バウンダリ高圧時に原子炉圧力容器下部に落下した溶融炉心を冷却し、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する手段として有効である。

• 高圧炉心注水系

モータの冷却水がない状態での運転となるため運転時間に制限があり、十分な期間の運転継続はできないが、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時における原子炉圧力容器への注水手段として有効である。

· 第二代替交流電源設備

耐震性は確保されていないが、常設代替交流電源設備と同等の機能を有することから、健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

c. 手順等

上記「a. 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却の ための対応手段及び設備」及び「b. 溶融炉心の原子炉格納容 器下部への落下遅延・防止のための対応手順及び設備」により 選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、運転員及び緊急時対策要員の対応として事故時運転操作手順書(シビアアクシデント)(以下「SOP」という。)、AM 設備別操作手順書及び多様なハザード対応手順に定める(第 1.8.1 表)。

また,重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する(第1.8.2表,第1.8.3表)。

緊急時対策要員6名で対応する。 発息時対策要員2名で対応する。 緊急時対策要員6名のうち4名で 対応する。 緊急時対策要員6名のうち2名で 対応する。 贏北 垂布 320 (淡水/海水) 240 340 3305 11 330 230 1 320 220 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプによる送水 淡水貯水池を水源とした可機型代替注水ポンプによる送水 310 210 300 への浜水 200 3号炉接続口~高台送水ホース接続作業箇所へ移動 290 190 可搬型代替注水ポンプ2台移動~配置 280 屋外~5号炉東側第二保管場所移動 180 270 压力容器 170 260 号炉接続口~高台送水木一ス接続作業箇所へ移動 160 220 150 240 子炉) 230 140 企業棟~5号炉原子炉建屋内緊急時対策所~荒浜側高台保管場所移動 河 220 130 経過時間(分) 120 13 経過時間(分) 210 10 可搬型代替注水ポンプ4台移動~配置 200 IJ 110 可搬型代替注水ポンプの健全性確認 100 型 110 7号炉への送水開始まで約345分で可能である。 熊 96-100 口 8-压代替注水系 요-8-5号炉原子炉建屋内聚急時対策所~5号炉東側第二保管場所移動 9 8-可搬型代替注水ポンプ2台移動~配置 可搬型代替注水ポンプ2台移動~配置 요-6号炉への送水開始まで約330分, 可搬型代替注水ポンプの健全性確認 22-凶 g-X 20 50 第 1.4.17 緊急時対策要員6名で2ユニット分を対応した場合, 10 8-緊急時対策要員 「淡水貯水池を水源とした場合(あらかじめ敷設して あるホースが使用でき なるホースが使用でき ない場合)] [淡水貯水池を水源とした場合(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)] [緊急時対策要員10名で 対応した場合] [緊急時対策要員6名で 対応した場合] 可機型代替注水ポンプ による送水 手順の項目 手順の項目

] 4 レイチ、 X X る送水) 「可搬型代替注水ポンプによ

(2/2)

__

な性能を有することの説明 箇所を赤枠にて示す

同等な性能

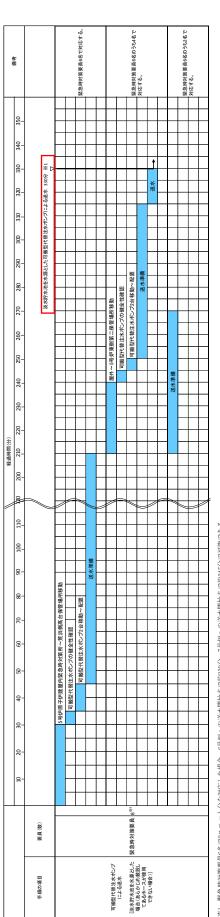
関連

							経過時	経過時間(分)	経過時間(分)			Ħ
			10	0	20	30	40	50	09	70	80	軍力
手順の項目	要員(数)					30分 了	消火系による)原子炉压力	30分 消火系による原子炉圧力容器への注水 マ			
					通信連続	通信連絡設備準備,冒	電源確保確認					
	1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +	c				系統構成, バ	龙, バイパス流防止処置	pd_ 4				
消火系による原子炉圧力容器	中央制御室連転員 A, B	7					注水開始, 注水状況確認	R公 申回				
くの许子(単四種8十岁~)は「十分)						<u>†</u>						
(然留愁陈女光(4)太元(6) 许,引即给他用)	0 0 号彈壓計即	c			電源確保	卷						
	光物連指員 0, D	7										
		c		消火ポンプ起動	起動							
	0.7.万円4.4.万	7										

タイムチャート

消火系による原子炉圧力容器への注水 (残留熱除去系(A)又は(B)注入配管使用)

66-4-2 23/25



※1 緊急時效策要員6名で2コニット分を対応した場合、6号炉への送水開始まで約300分、7号炉への送水開始まで約345分で可能である。緊急時対策要員10名で2コニット分を対応した場合、6号が及び7号炉への送水開始まで約225分で可能である。

低压代替注水系

第 1.8.14 図

(可搬型代替注水ポンプによる送水)タイムチャート (3/3)

(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)

66-4-2 24/25

							経過時間(分)](分)	経過時間(分)			# #
			10	20		30	40	50	09	70	80	浦
手順の項目	要員(数)				(·)	<u>0</u> 分 消火 ₹	系による原	[子炉压力容	30分 消火系による原子炉圧力容器への注水 マ			
				通	言連絡設備3	通信連絡設備準備,電源確保確認	5確認	-				
	1	c			系統構	系統構成, バイパス流防止処置	流防止処置					
当火系による原子炉圧力容器	中央制御至連転員 A, B	7				注水開始,	注水開始, 注水状況確認					
はいけ、光気のく						^						
(残留熱除去系(A)又は(B)		۰		電測	電源確保							
注入配管使用)	光物注音な月 0, ロ	7										
		·	消火ポンプ起動	プ起動								
	5万万年45月	7										

消火系による原子炉圧力容器への注水

保安規定第66条

表66-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」 66-5-1「格納容器圧力逃がし装置」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1(系統図)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数,必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八(所要数,必要容量)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)
 - (3) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (ドレン移送ポンプの所要数)
 - (4) 工事計画認可申請書説明資料(容量設定根拠,所要数)
 - 添付-3 同等な機能を有する設備
 - (1) SA48条・52条補足説明資料(容量設定根拠)

添付-4 参考資料

(1)格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系に関する運転上の制限等の整理について

	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
表66-5 最終] 原子/ _/ 水素// _/	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	Θ	可基準規則(技術的能力)可基準規則(技術的能力)可基準規則(技術的能力)可基準規則(技術的能力)	
66-5-1 格		6	まだ,技術的能力者宜奉中1.13の手順で使用する。 電転上の制限の対象とたる玄絃・辮哭(泳杆-1)	
(1) 運転上の制限			(本本土・) 同義の人の多し、その人が、 (文本・) (本)	
項目	(2) 運転上の制限 (3)	0	以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう,常設重大事故等対処設備である格納容	
格納容器圧力逃がし装置	逃がし装置 格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること*1*2		器圧力逃がし装置が	
			本方針4.3(1))	
適用される	影 備 ⑤	(A)	・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第四十八条(1.5)	
原子炉の状態(4)	フィルタ荘圏		クへ熱を輸送するための設備 (手順等)」と いった。 もまか キャー なんが ボート	
	素フィルタ	2個		
	チャーディスク	2個	るために必要な設備を設ける(手順等を定める)こと。	
	遠隔空気駆動弁操作用ボンベ 2.3	2本※3	・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十条(1.7) 「アンにお発売のこれにおおいます。」ファンにも記録していませんである。」	
	スクラバ水 p H制御設備	计	「原ナア哈教谷毎の適圧飲損を釣用するにめの設備(手順等)」として,原ナア哈教谷――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	ドレン移送ポンプ 1	1台	部125年25人(2017年27年27年37年3月28日 11 9) ・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十二条(11 9)	
	ドレンタンク 1	1基	「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (手順等)」として, 炉	
世 祖	フィルタ装置出口放射線モニタ ※4	4	心の著しい損傷が発生した場合に,水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するた。 ニュ・ニュ・ニュー・ニュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	
泊危	フィルタ装置水素濃度 ※4	4	\sim	
10年6日	可搬型窒素供給装置 ※5	5	・技術的能力者食基準1.13 「布大重坊等の17 おアンプラングスポの供給も18等。フェア設計は海重坊の17 が新	
	可搬型代替注水ポンプ (A-2級) ※6	9		
	可搬型代替交流電源設備 ※7	7	X	
	可搬型直流電源設備 ※8	8	分な量の水を供給するために,必要な手順等を定めること。	
	常設代替交流電源設備 ※9	6	1714年多《下日孙代名》《《《八二古《出意书》》《下龙》"日本《《《一山田孙代名》	
	常設代替直流電源設備 ※1	0 1	格納谷器圧力逃かし装直は糸続内での水素燃焼を防止するため,格納谷器内を窒素封入 聴妻灣庫を1 8~211元7等舗子ストレが囲歩されてが、核独参駅内への袋妻鞋112	
	代替所内電気設備 ※11	[1	SVD	
※1:必要な弁	:必要な弁(遠隔手動弁操作設備含む)及び配管を含む。		なるまでの期間は運転上の制限を適用しない。	
※2:原子炉の恵	:原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は,ドライウェル点検後の原子炉	後の原子炉		
の状態が減	の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。		格納容器圧力逃がし装置と耐圧強化ベント系は共用する弁及び配管等が存在することして、ここの過胞を注めない事性セントにぶるといる。ここの途の一寸囲むかが動作と	
*3:[66-5	1-2 耐圧強化ベント系」の遠隔空気駆動弁操作用ボンベを兼ねる。	22°	ハッ2, TCO刊町の弦やクッイニ夫加りることができるよう, 女下の通り, 土安/4.井が割作4 能となった場合についた. TCO漁照となる条文を整理する。	
%4: [66-1]	3-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定)制限等を定	なお、記載している条文のみがLCO逸脱となることを示すものではないため、必要に	
85.			応じて他条文も確認する。	
%5: 66-5	1-3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。			
%6: [66-1]	9-1 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」において運転上の制限等を定め	服等を定め		
°°				
%7: 66-1	2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	どめる。		

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

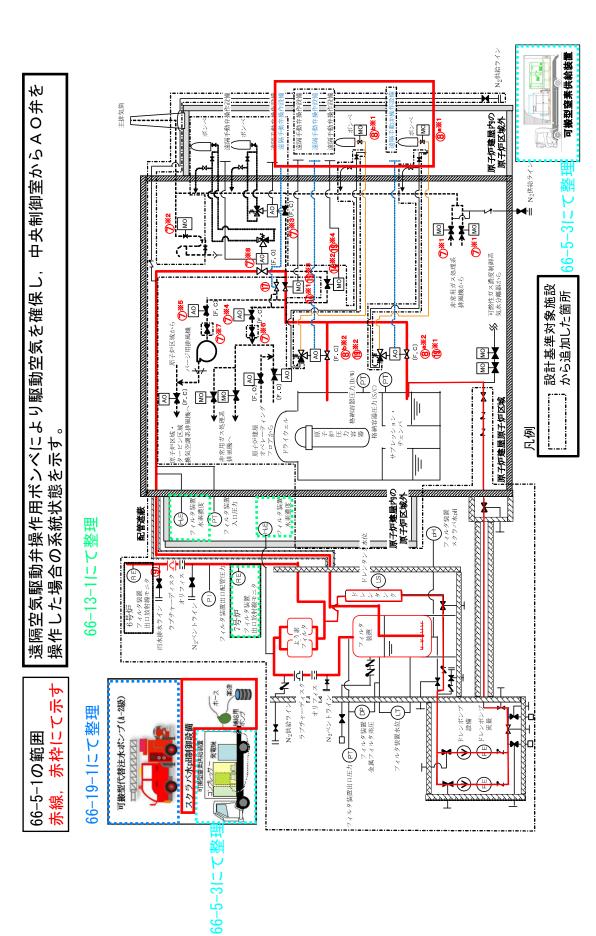
(4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			記載の説明	説明	備考
浉					
※9:「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		格納容器	耐圧強化		
		圧力逃が	ロガイバ メントを	子	
別で毎年大臣信用も家政権及ぐお政大党は信息を選集します。	并名称	し装置	(86-5-2)	加づ (動作不能判断)	
		(66-5-1)	ス状能		
※11: 0 0 — 1 2 — 0 (1(台川八电ス政備)において連転上の両政寺とためる。	一次隔離弁(ドライ	置	麗 麗	■開できない場合FCVS及び耐圧強化ベントが動 ルナモしないのでするがのよう。	
	ソエル側)一次隔離中			作作能となり 66-9-1 及い 66-9-2 が LCO 逸脱	
	キプレッション・サーン・	噩	藍	作不能となり 66-5-1 及び 66-5-2 が LCO 逸脱	
	一つという。	Ī	Ţ	■ 開できない場合 FCSV及び耐圧強化ベントが動	
	二次隔離弁	噩	噩	作不能となり 66-5-1 及び 66-5-2 が LCO 逸脱	
				- 開できない場合 FCVS が動作不能となり 66-5- 1 が LCO 逸脱	
	フィルタ装置入口弁	噩	噩	閉できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが、FCVS が動作可能であるため 66-5-2 は	
				LCO 逸脱とはならない - 閉できない場合 FCVS が動作不能となり 66-5-	
				1がLCO逸脱	
	耐圧強化ベント弁	器	噩	開できない場合耐圧強化ベントが動作不能となる。	
				るが,FCVS が動作可能であるため 66-5-2 は LCO 逸脱とはならない	
	4 格納容器圧力逃がし装置は、 炉格納容器内における水素 損が発生する可能性のある其 される原子炉の状態は「運転 4.3 (1))	置は,原子/ 水素爆発を ある期間を材 「運転,起重	戸格納容器 坊止するた 幾能維持 が及び高温	格納容器圧力逃がし装置は,原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるため,また原子炉格納容器内における水素爆発を防止するために必要な設備であり,原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある期間を機能維持期間として適用する必要があることから,適用される原子炉の状態は「運転,起動及び高温停止」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))	
	⑤ ②に含まれる設備				
	 のフィルタ装置は1個,ようは1基設置されており,こ 遠隔空気駆動弁操作用ボンキ (ドライウェル側)及び 成が可能であるため,2本 操作用ボンベについては満 次隔離弁 (ドライウェル側) ンベについては,耐圧強化 スクラバ水p H制御設備は 式とは,スクラバ水p H制 ボレン移送ポンプは1台で (添付-2) 	よう素フィルタは2個, ラブの, これらの数を所要数とする 用ボンベは排出経路の隔離弁の及び一次隔離弁(サプレッジ2本を所要数とする。フィルては流路構成に不要なため, 月エル側) 及び一次隔離弁(サフェル側) 及び一次隔離弁(サフェル側) 及び一次隔離弁(サフェル側) なび一次隔離は必要な1式を所要数とする。H制御設備用ポンプ1台, シッう。	う素フィルタは2個, ラプチ これらの数を所要数とする。 ンべは排出経路の隔離弁の び一次隔離弁 (サプレッショ 本を所要数とする。フィルタ 木を所要数とする。フィルタ 流路構成に不要なため, 所勇 他) 及び一次隔離弁 (サプレ に必要な1式を所要数とする 制御設備用ポンプ1台, 必要 で必要容量を有するため, 1	フィルタ装置は1個,よう素フィルタは2個,ラプチャーディスクは2個,ドレンタンクは1基設置されており,これらの数を所要数とする。 遠隔空気駆動弁操作用ボンベは排出経路の隔離弁のうち,空気作動弁に供給する一次隔離弁 (ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の2弁にて系統構成が可能であるため,2本を所要数とする。フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁の操作用ボンベについては流路構成に不要なため,所要数に含めないこととした。なお,一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の操作用ボンベについては、耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁用操作ボンベと所要数を兼ねる。スクラバ水pH制御設備は必要な1式を所要数とする。なお,スクラバ水pH制御設備は必要な1式を所要数とする。なお,スクラバ水pH制御設備に必要な1式を所要数とする。なお,スクラバ水pH制御設備に必要な1式を所要数とする。なお,スクラバ水pH制御設備に必要な1式を所要数とする。なお,スクラバ水pH制御設備に必要な1式を所要数とする。なお,スクラバ水pH制御設備に必要な1式を所要数とする。なお,スクラバ水pH制御設備に必要な1式を所要数とする。なお,スクラバ水pH制御設備に必要容量を有するため,1台を所要数とする。(添付-2)	

_0
~5
4/
446
#U
190
) III
藍
3
r
8
£:
#4
911
ر_
属
\lesssim
画
1
Fèl
数
#
2
彸
\mathbb{K}
6
7
111
#

備考															
記載の説明	⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針	(2)	a.性能確認(機能・性能が満足していることを確認する。) 項目1,2,3,4,6が該当。	項目3では,水酸化ナトリウムの濃度が M t %以上であること及びpHが I にトルネストンを強致ナス(※什-9) かお 海田されス 国子紀の計館の問題由に	のユスのもことを確認する(ルメエプ~ス゚ス゚ス゚ンダグルロイルースルクルア、アーンクが感の初間すたスクラバ水の補給をした場合は,水酸化ナトリウムの濃度及び b Hが規定値以上であることを確認する。	項目4で確認する流量及び揚程は,工事計画認可申請書に基づき,設定する。 (統付-2)	ででです。 定検停止時の点検に合わせ,性能確認を実施する。なお,項目3については,定検 停止後の原子炉起動前に実施することとする。	b. 動作確認 (運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。) 項目 5. 7. 8. 9. 1 0 が該当。	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	弁については,遠隔空気駆動弁操作用ボンベ内の窒素消費による重大事故等時使用可能窒素量の減少を考慮し,計装用圧縮空気系等を使用して現場操作で開弁できることを確認する。	また,遠隔手動弁操作設備により開弁できることを確認する。 - 27 0 2 0 2 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	頃ロ1,8については,政訂奉年争改刈処畝舗のサーベアノス類及と同等とし,17月に1回,動作確認を実施する。なお,項目8で確認するフィルタ装置スクラバ水位は,工事計画認可申請書に基づき,設定する。(添付-2)	項目9,10については,「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき3ヶ月に1回,動作可能であることを確認する。なお,項目10の水酸化ナトリウムの保有量は,工事計画認可申請書に基づき,設定する。(添付-2)	<参考>可搬型代替注水ポンプ(A-2級) 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が下記の性能を満足していることの確認行為は, 「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)」に記載する。	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)を重大事故等時において,格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置水位調整 (水張り) に使用する場合の容量及び吐出圧力を以下に示す。【必要容量】格納容器圧力逃がし装置の使用時にフィルタ装置の水位が通常水位を下回ると判断された場合において,「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためた必要な技術的能力」の追補(設置変更許可申請書添付十追補1)に示される水張りの
		担当	原子炉GM	原子炉GM	原子炉GM	原子炉GM	当直活	原子炉GM	至重無	子里宗	当直長	ルベイン	設備官埋GM		
		頻度	定檢停止時	定檢停止時	定検停止後の 原子炉起動前 に1回	定検停止時	定検停止時	定検停止時	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回			
保安規定 第66条 条文	(2) 確認事項	項 目 ⑦	1. よう素フィルタの性能検査を実施する。	2. フィルタ装置の性能検査を実施する。	3. フィルタ装置のスクラバ水の水酸化ナトリウムの濃度が	4. ドレン移送ポンプの流量が 9. 1 m ³ /h, 場程が 14. 3 m以上であることを確認する。	5. 必要な電動駆動弁,空気駆動弁及び遠隔手動操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また,動作確認後,動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	6. スクラバ水 p H制御装置の性能検査を実施する。	7. 原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,格納容器圧力逃がし装置が使用可能であることを確認する。また,系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。	8. 原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,フィルタ装置のスクラバ水位が500mm以上及び22200mm以下であることを確認する。	9. 原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,遠隔空気駆動弁操作用ボンベが使用可能であることを強調か、	唯部する。 10. 原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,スクラバ水pH制御装置が動作可能であることを確認	する。また, 水酸化プトリワムの保有重か L以上あることを確認する。		

THT THE TANA	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
(単出圧力) 最大となる。 9機フィルクペント端ネラン接続の古使用する場合を関していて記載する。 (金重上の制度を進出していて記載する。			あるこ 水張り	
(2) 運転上の制限を満足していない場合の条件を記載する。 ※ 用いた場合 等人系列を監動し、動作可能 ※ 子の他の語 等人表表の多元とを確認する。 (保安地定変更可係る基本方針4.3 (2), (3) なることを確認する。 (保安地定変更可係る基本方針4.3 (2), (3) なることを確認する。 (保安地定変更可係る基本方針4.3 (2), (3) なることを確認する。 (保安地定変更可係る基本方針4.3 (2), (3) なることを確認するとを確認する。 (保安地定変更可係る基本方針4.3 (2), (3) なることを確認する。 (日本の名) のを確認するとと確認する。 (日本の名) なるのととを確認する。 (日本の名) のを確認することを確認する。 (日本の名) のを動作可能であることを確認する。 (日本の名) (日本の名) のと同等な機能を持っ重大事態を持つ。 (日本の名) (日本の名) (日本の名) のと同等な機能を持っていては2条列とできできを確認する。 (3) (3) (3) のとうを確認する。 (3) (3) (4) <th< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></th<>				
(W. W. とを確認する。 25.7 時間				
(4) 要求をおうのを超動し、動作可能、速やかに た場合を条件として記載する。(保安制定変更可係る基本方針4.3 (2), (3)) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	要求される措置 <u>③</u>	完了時間		
(8)	格納容器圧力逃 A1. 当直長は, 残留熱除去系2系列を起動し, 動作可能 が1.	速やかに	た場合を条件として設定する。	
41. 重大等ができが起動し、 連やかに 動作可能であることを確認する。 30目間	、ののこのな確認する… このもに, 備※13が動作可能であることを確認す		要求される措置について記載する。(保安規定変更可係る基本方針4.3(2),	
47. 電ケがに 1. 重ケがに 1. 重ケがに 2. を確認するとともに、その他 2. を確認することを確認する。 2. と であることを確認する。 2. と に その他 2. と に を な と と もに、その他 2. と に を な と と もに、その他 2. と に 等な体験が実施機能が上の関点から最も有かと思われる 2. と に 等な機能を持つ重大事故等か。 3. 6 時間 4. と に まな に と と もに、その他 2. と に 等な機能を と もに、その他 2. と に 等な機能を な こと を 確認する。 と と もに、その他 2. と に 等な機能を と もに、その他 2. と に 等な機能を は こ を は まな が に 便 に で と か に まな が に 便 に で と もに と か に と で と か に で と か に で と か に で と か に で と か に で と か に で と か に で と か に で と か に で と と を で と と もに と か に で と か に で と か に で と か に で を まな が に 便 に で と を で で と か に で と か に で を と と に で か と と を で と か に で を と と に で か と に を で と で に か に か に か に か に か に か に か に か に か に				
	. 当直長は,可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し, 動作可能であることを確認するとともに,その他	速やかれて		
# 18 日	の設備*14が動作可能であることを確認する		請書(添付書類十)」技術的能力で整理した「機能喪矢を想定する設計基準事政対処 設備"であり,炉心損傷防止及び格納容器破損防止の観点から最も有効と思われる残留	
# 1	1	1	熱除去系(低圧注水モード,格納容器スプレイモード,サプレッションプール冷却	
# 15 日 10 日	· 当直長は, h記機※15	3.日語	モード)(非常用ディーゼル発電機,原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水	
A2. 当該設備に期待する機能である「水素爆発による原子が格納容器の破損を防止するととと 24時間			米宮む)か該当する。なお,原ナ炉水匠の回復には残留熟味去米か・2 米列ス上必要となる ことから,起動する残留熟除去系については2 系列とする。	
 1と1中間	当直長は,	30日間		
LCする。 3 6時間 A3. 動作不能となった重大事故等対処設備と同等な機能をもつ重大事故等対処設備と同等な機能をもつ重大事故等対処設備と同等な機能をもつ重大事故等対処設備と同等な機能をもつ重大事故等対処設備と同等な機能をもつ重大事故等対処設備が動作可能であることを確認した場合、当し、完了時間は、設計基準事故対処設備が動作可能であることを確認した場合、以、至近の記録等により動作可能であること 【同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 【同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 【同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の多当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の多当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の多当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の多当性確認】 「同等な機能をもっ重大事故等対処設備の多当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の多当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の多当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等が知知を納容器除験事段として有効である。(設置許可基準規則第52条)付一3) (技権環治対象として有効である。(設置許可基準規則第52条)付一3) (技権環治対象として有効である。(設置許可基準規則第52条) (技権環治対象として有効である。(設置許可基準規則第52条) (技権環治対象として有効である。(設置計可基準規則第52条) (対象をいう。 「対象をいう。	条件Aで要求さ B1. 当直長は,	2 4 時間	2	
A3. 動作不能となった重大事故等対処設備と同等な機能をもつ重大事故等対処設備という。 上)」の技術的能力で整理した代替循環冷却系及び耐圧強化ペント系(W一W) 当し、完了時間は、設計基準事故対処設備が動作可能であることを確認した場 AOT上限(1N未満)である「3日間」とする。 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 耐圧強化ペント系は、原子炉の定格熱出力の1%に相当する発生蒸気量15.8 kg/sを排出可能な設計であり、炉心損傷前の格納容器除熱手段として有効 る。(設置許可基準規則第48条) また、炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に、耐圧強化ペント系(W)の記録等により動作可能であることを確認す な。(設置許可基準規則第48条) また、炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に、耐圧強化ペント系(W)により、原子熔絡容器内の水素度発の防止手段として有効である。(設置許可基準規則第52条) (W)により、原子熔解容器内の水素度等の防止手段として有効である。(設置許可基準規則第52条) を提合))にて確認したとおり、格納容器破損防止対策として有効である。(設置計可基準規則第52条) た替得の方面に表現。 (A替標環冷却系は、有効性評価(格納容器破損防止対策として有効である。(設置計可基準規則第52条) を提合))にて確認したとおり、格納容器破損防止対策として有効である。(設置計可多数である。(設置計算を表別に対策を使して有効である。(設置計可多数である。(設置計可多数である。(設置計可多数である。) (設置計可多数である。) (設置計可多数である。(設置計可多数である。) (設置計可多数である。) (設置計可多数と表述的である。) (設置計可多数に対する、対す、表述的である。) (設置計可多数である。) (設置計画)を表述的である。) (設置計画)を表述的である。) (設置計画)を表述的である。) (設置計画)を表述的では、表			ン観点に取り未刻可治中世界と言うとは記さらい、思定でついまたのでのでいた。 一具体的に江戸繁作ガス濃度制御系が動作可能であることを"凍やから"確認する。	
A3. 動作不能となった重大事故等対処設備と同等な機能をもつ重大事故等対処設備と同等な機能をもつ重大事故等対処設備、中寸ル発電機3台,原子炉補機冷却水系3系 (サーブル発権的能力で整理した代替循環冷却系及び耐圧強化ベント系 (W/W) が、至近の記録等により動作可能であることを確認する (同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認) (M/W)をいう。 (最 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の必当性確認 「「日当する発生蒸気量 15.8kg)の記録等により動作可能であることを確認する。(設置許可基準規則第 4.8条) (第 15.5kg) (B 2. 当直長は,	36時間		
たり確認する。 一ゼル発電機3台,原子炉補機冷却水系3系 い、至近の記録等により動作可能であること (M/W)をいう。 「同等な機能をもつ重大事故等が処設備が動作可能であることを確認した場合 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「「日等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「「日等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「「日等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「「日等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 「「日等な機能をもつ重大事故等対心設備の妥当性確認】 「「日等な機能をもつ重大事故等対心設備の妥当性確認】 「「日等な機能をもつ重大事故等対心のに相当する発生蒸気量15.8 「「日等な機能をもつ重大事故等が出身のに有効である。(設置許可基準規則第52条) (大替循環冷却系は、有効性評価(格納容器過程・過温破損(代替循環冷却系を使) る場合))にで確認したとおり、格納容器過程が進度して有効である。(設置計可基準規則第52条) 技術な器過度は、他特権環冷却系として有効である。(設置計可基準規則第52条) 表達規則第50条)	きない場合			
(W/W) をいう。 「同等な機能をもつ重大事故等が処設備の妥当性確認】 「同等な機能をもつ重大事故等が処設備の妥当性確認】 耐圧強化ベント系は、原子炉の定格熱出力の1%に相当する発生蒸気量15.8 kg/sを排出可能な設計であり、炉心損傷前の格納容器除熱手段として有効 5。(設置許可基準規則第48条) また、炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に、耐圧強化ベント系(NW)により動作可能であることを確認する。(設置計可基準規則第48条) また、かいにより、原子炉格納容器内の水素がス及び酸素ガスを排出可能であり、原子炉納容器の水素爆発の防止手段として有効である。(設置許可基準規則第52条)付-3) 代替循環冷却系は、有効性評価(格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使) 5 を場合))にて確認したとおり、格納容器破損防止対策として有効である。(設置計可基準規則第52条) 柱一3)	※12:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。※13:残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台,原子炉補機冷までは、	3	作可能であることを確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類十)」の技術的能力で整理した代替循環冷却系及び耐圧強化ベント系(W/W)が該当し、完了時間は一部計算権重が対処設備が動作可能であることを確認した場合の	
「同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 M圧強化ベント系は、原子炉の定格熱出力の1%に相当する発生蒸気量15.8 ML M / S を排出可能な設計であり、炉心損傷前の格納容器除熱手段として有効・ る。(設置許可基準規則第48条) また、炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に、耐圧強化ベント系 (N W)により、原子炉格納容器内の水素ガスを排出可能であり、原子 納容器の水素爆発の防止手段として有効である。(設置許可基準規則第52条) 付一3) 代替循環冷却系は、有効性評価(格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使) 名場合))にて確認したとおり、格納容器破損防止対策として有効である。(設置計五基準規則第52条) 表場合))にて確認したとおり、格納容器破損防止対策として有効である。(設置計五基準規則第52条) 基準規則第50条)		J	AOT上限(1N未満)である「3日間」とする。	
【同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 耐圧強化ベント系は、原子炉の定格熱出力の1%に相当する発生蒸気量15.8 kg/sを排出可能な設計であり、炉心損傷前の格納容器除熟手段として有効する。(設置許可基準規則第48条) また、炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に、耐圧強化ベント系(VW)により、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出可能であり、原子約納容器の水素爆発の防止手段として有効である。(設置許可基準規則第52条) 付一3) 代替循環冷却系は、有効性評価(格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使) る場合))にて確認したとおり、格納容器破損防止対策として有効である。(設置請重進規則系を使) 基準規則第50条)		であること		
本 8 / 3 で 正式 1 により が 正式 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1	(W/W) をいう。 の記録等により動作可能であるこ	とを確認す	【同等な機能をもつ重大事故等対処設備の妥当性確認】 耐圧強化ベント系は,原子炉の定格熱出力の1%に相当する発生蒸気量15.8 トゥノ・を排出可能か認計であり。 何い掲復前の核紬容哭降執年時と1 ア右拗があ	
、炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に,耐圧強化ベント系 (Vにより, 原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出可能であり, 原子(Sacon)、原子炉路の水素爆発の防止手段として有効である。(設置許可基準規則第52条)3) 循環冷却系は, 有効性評価 (格納容器過圧・過温破損 (代替循環冷却系を使)合)) にて確認したとおり, 格納容器破損防止対策として有効である。(設置計規則第50条)			、 通	
(17年37) (大替循環冷却系は、有効性評価(格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使用する場合))にて確認したとおり、格納容器破損防止対策として有効である。(設置許可基準規則第50条)			, 炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に, 耐圧強化ベント系 (Vにより, 原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出可能であり, 原子/器の水素爆発の防止手段として有効である。(設置許可基準規則第52条)	
代替循環冷却系は,有効性評価(格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使用する場合))にて確認したとおり,格納容器破損防止対策として有効である。(設置許可基準規則第50条)			1y — 3)	
			代替循環冷却系は,有効性評価(格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使用する場合))にて確認したとおり,格納容器破損防止対策として有効である。(設置許可基準規則第50条)	

備考		
記載の説明	従って耐圧強化ベント系 (W/W)及び代替循環冷却系の両設備により,格納容器圧力逃がし装置に要求される機能を代替可能であることから,同等な機能をもつ重大事故等対処設備として位置付ける。 A4. 当該系統を動作可能な状態に復旧する。完了時間は,同等な機能を有する重大事故等対処設備が動作可能な場合のAOT上限である「30日間」とする。	
保安規定 第66条 条文		

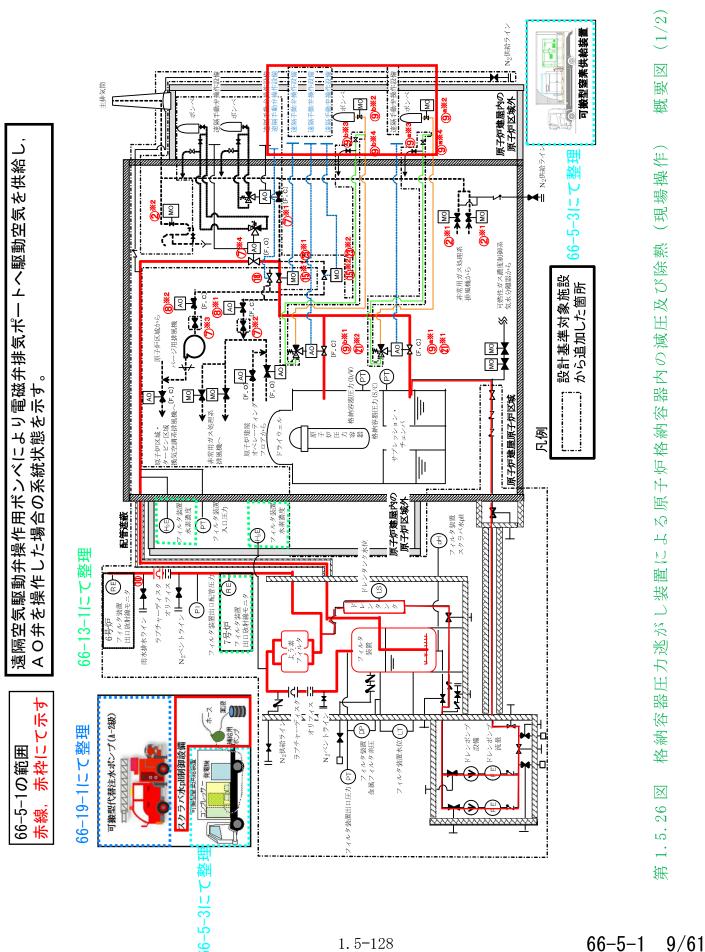


姆図 対 原子炉格納容器内の減圧及び除熱 10 4 格納容器圧力逃がし装置に \times 4 Ю. 無

66-5-1 7/61

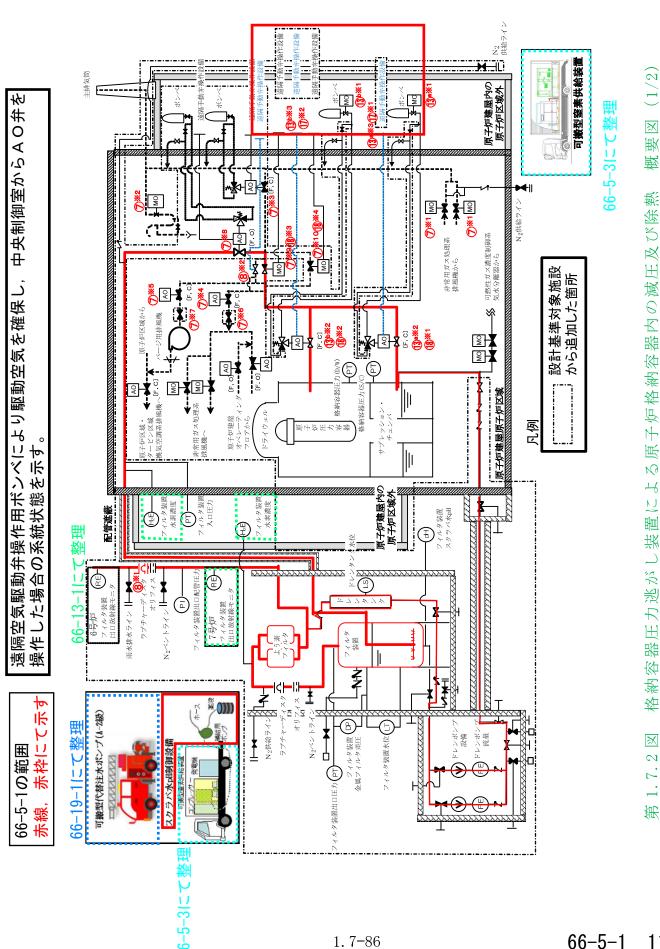
概要図 (2/2) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 第 1.5.4 図

	操作手順	并名称
	①**1	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁
Tal	Ø ^{‰2}	非常用ガス処理系出口Uシール隔離弁
	©**3	耐圧強化ベント弁
	Ø ³ 4	非常用ガス処理系第一隔離弁
	£%€	换気空調系第一隔離弁
	9 (非常用ガス処理系第二隔離弁
	£**©	换気空調系第二隔離弁
	8 ※ D	フィルタ装置入口弁
	(8)≈Ж1	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気供給弁
	(B)**2(11)**1	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)
	(8)b**1	一次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気供給弁
	8 ⁵ ×2 13 ×2	一次隔離弁(ドライウェル側)
	6	フィルタベント大気放出ラインドレン弁
	(14)×1 (19)×3	二次隔離弁
	(14)×2(19)×4	二次隔離弁バイパス弁
	①	水素バイパスライン止め弁



概要図 (2/2) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作) 第 1.5.26 図

操作手順	并名称
2)**1	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁
2	非常用ガス処理系出口Uシール隔離弁
1 *(1)	耐圧強化ベント弁
D **2	非常用ガス処理系第二隔離弁
©×3	換気空調系第二隔離弁
D **4	フィルタ装置入口弁
8	非常用ガス処理系第一隔離弁
8 ×2	換気空調系第一隔離弁
(g)=%1(zj)%1	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)
© a‰2	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気供給弁
© **3	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)逆操作用空気排気側止め弁
(g)a	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気排気側止め弁
(g)=1 (1)=2	一次隔離弁(ドライウェル側)
® b‰2	一次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気供給弁
®•×3	一次隔離弁(ドライウェル側)逆操作用空気排気側止め弁
⊚ b※4	一次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気排気側止め弁
00	フィルタベント大気放出ラインドレン弁
(I5)**1@3)**1	二次隔離弁
(15)×2(23)×2	二次隔離弁バイパス弁
(18)	水素バイパスライン止め弁



翅図 蘇 原子炉格納容器内の減圧及び除熱 N 4 N 格納容器圧力逃がし装置 \times 0

11/61

概要図 (2/2) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 第 1.7.2 図

操作手順	并名称
Û‰1	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁
Ø₩2	非常用ガス処理系出口Uシール隔離弁
£ * (L)	耐圧強化ベント弁
D <u>**</u> 4	非常用ガス処理系第一隔離弁
£*(£)	換気空調系第一隔離弁
9 % (L)	非常用ガス処理系第二隔離弁
∠‰Œ	換気空調系第二隔離弁
8 (フィルタ装置入口弁
€ ※® 6 ※ €	二次隔離弁
13×10(18×4	二次隔離弁バイパス弁
1 ※(8)	フィルタベント大気放出ラインドレン弁
8)%2	水素バイパスライン止め弁
(B)=×1	一次隔離弁(サプレッション・チェンパ側)操作用空気供給弁
1 3 8×2(18 ×1	一次隔離弁(サプレッション・チェンパ側)
13°*30(D)	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)遠隔手動弁操作設備
1 ※9 E D	一次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気供給弁
(3)°%2(18)%2	一次隔離弁(ドライウェル側)
3	一次隔離弁(ドライウェル側)遠隔手動弁操作設備

1.7 - 117

姆図 藂 (現場操作) 原子炉格納容器内の減圧及び除熱 No 4 納容器圧力逃がし装置に 容 |X|27 紙

84

13/61

66-5-1

非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁 一次隔離弁(サプレッション・チェンパ側) 弁名称 非常用ガス処理系出口Uシール隔離弁 フィルタベント大気放出ラインドレン弁 非常用ガス処理系第二隔離弁 一次隔離弁(ドライウェル側) 水素バイパスライン止め弁 換気空調系第二隔離弁 二次隔離弁バイパス弁 耐圧強化ベント弁 二次隔離弁 操作手順 **8**×5**0**×2 (14)b(18)³ 2 (14)=(18)³⁴1 8 * 4 20 * 1 **8** ° **⊗ S**²/₂ **6**% **∞ © 6**

(2/2)熱帶図 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作) 第 1.7.27 図

1.9 - 52

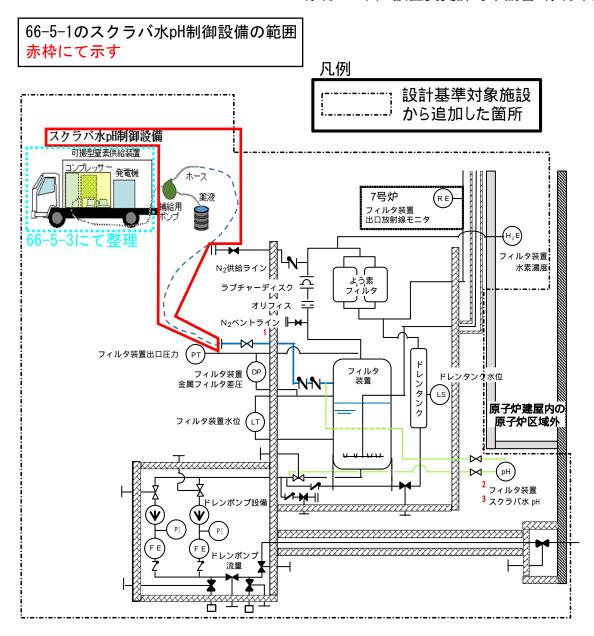
概要図(1/2) 原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス排出 N 4 格納容器圧力逃がし装置に \ge X 4 9. 無

15/61

66-5-1

概要図(2/2) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガス排出 第1.9.4 図

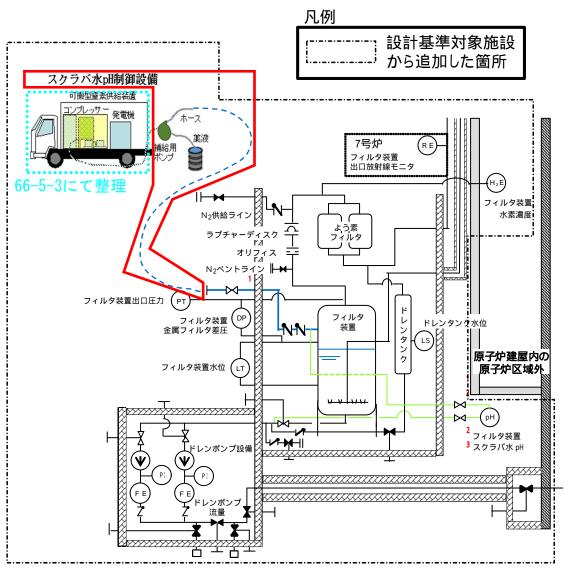
操作手順	并名称
Ĵ₩1	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁(A)(B)
©×2	非常用ガス処理系出口Uシール隔離弁
£‰Œ	耐圧強化ベント弁
⊅ ‰4	非常用ガス処理系第一隔離弁
€*Æ	換気空調系第一隔離弁
9‰€	非常用ガス処理系第二隔離弁
Ø**7	換気空調系第二隔離弁
©**8	フィルタ装置入口弁
€ ※ ¶6 ※ €	二次隔離弁
(7)**10(16)**4	二次隔離弁バイパス弁
8)**1	フィルタベント大気放出ラインドレン弁
8)**2	水素バイパスライン止め弁
(1 ∑≈Ж1	一次隔離弁(サプレッション・チェンパ側)操作用空気供給弁
(12 °×2(16)×1	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)
€‰*(1)	一次隔離弁(サプレッション・チェンパ側)遠隔手動弁操作設備
(12)≈%4	一次隔離弁(サプレッション・チェンパ側)逆操作用空気排気側止め弁
5 ‰≈(I)	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気排気側止め弁
(∑ b≫1	一次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気供給弁
2 % 9D2 % 9 (D)	一次隔離弁(ドライウェル側)
£ ‰ 9€D	一次隔離弁(ドライウェル側)遠隔手動弁操作設備
(12)b ₩ 4	一次隔離弁(ドライウェル側)逆操作用空気排気側止め弁
s;‰q (I)	一次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気排気側止め弁



操作手順	弁名称
2 ^{×1} 10 ^{×2}	フィルタベント装置pH入口止め弁
2 ^{*2} 10 *3	フィルタベント装置pH出口止め弁
4 10 ^{×1}	FCVSフィルタベント装置給水ライン元弁

第 1.5.17 図 フィルタ装置スクラバ水 pH 調整 概要図

66-5-1のスクラバ水pH制御設備の範囲 <mark>赤枠にて示す</mark>



操作手順	弁名称
2 ^{×1} 10 ^{×2}	フィルタベント装置pH入口止め弁
2 ^{*2} 10 ^{*3}	フィルタベント装置pH出口止め弁
4 10 ^{×1}	FCVSフィルタベント装置給水ライン元弁

第 1.7.13 図 フィルタ装置スクラバ水 pH 調整 概要図

機冷却系を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。

熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,治具や 輪留めによる固定等をすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計と する。

熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

格納容器圧力逃がし装置は,通常時は弁により他の系統と隔離し,重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また,格納容器圧力逃がし装置は,重大事故等時の排出経路と非常用ガス処理系,原子炉区域・タービン区域換気空調系等の他系統及び機器との間に隔離弁を直列に 2 弁設置し,格納容器圧力逃がし装置使用時に確実に隔離することで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

9.3.2.3 容量等

基本方針については ,「1.1.7.2 容量等」に示す。

代替循環冷却系の復水移送ポンプは,設計基準対象施設の復水補給水系と兼用しており,設計基準対象施設としての復水移送ポンプ2台におけるポンプ流量が,炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納容器の破損を防止するために必要な流量に対して十分であるため,設計基準対象施設と同仕様で設計する。

代替循環冷却系の残留熱除去系熱交換器は,設計基準事故対処設備の残留熱除去系と兼用しており,設計基準事故対処設備としての伝熱容量が, 炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納容器の破損を防止 するために必要な伝熱容量に対して十分であるため,設計基準事故対処設 備と同仕様で設計する。

代替循環冷却系で使用する代替原子炉補機冷却系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、代替原子炉補機冷却系での圧力損失を考慮しても原子炉格納容器の破損を防止するために必要な伝熱容量を有する設計とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系熱交換器で発生した熱を除去するために必要な伝熱容量及びポンプ流量を有する熱交換器ユニット 1 セット 1 式と大容量送水車(熱交換器ユニット用)1 セット 1 台を使用する。熱交換器ユニットの保有数は、6 号及び7号炉共用で 4 セット 4 式に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1式(6 号及び7号炉共用)の合計5式を保管する。大容量送水車(熱交換器ユニット用)の保有数は、6 号及び7号炉共用で4 セット 4 台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計5台を保管する。

また,代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,想定される重大事故等時において,代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱と燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱を同時に使用するため,各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。

格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置及びよう素フィルタは,想定される重大事故等時において,原子炉格納容器内を減圧させるため,原子炉格納容器内で発生する蒸気量に対して,格納容器圧力逃がし装置での圧力損失を考慮しても十分な排出流量を有する設計とする。

フィルタ装置は,想定される重大事故等時において,粒子状放射性物質に対する除去効率が 99.9%以上確保できる設計とする。また,スクラバ水の待機時の薬物添加濃度は,想定される重大事故等時のスクラバ水の pH 値の低下を考慮しても,無機よう素に対する除去効率が 99.9%以上確保できるpH 値を維持できる設計とする。フィルタ装置は,サプレッション・チェンバへの排水及び薬液注入によるスクラバ水の pH 値の調整が可能な設計とする。フィルタ装置の金属フィルタは,想定される重大事故等時において,金属フィルタに流入するエアロゾル量に対して十分な容量を有する設計とする。

よう素フィルタの銀ゼオライト吸着層は,想定される排気ガスの流量に 対して,有機よう素に対する除去効率が98%以上となるために必要な排気ガス滞留時間を確保できる吸着層の厚さ及び有効面積を有する設計とする。

ラプチャーディスクは,格納容器圧力逃がし装置の使用の妨げにならないよう,原子炉格納容器からの排気圧力と比較して十分に低い圧力で破裂する設計とする。

9.3.2.4 環境条件等

基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

代替循環冷却系の復水移送ポンプは廃棄物処理建屋内に設置し,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

復水移送ポンプの操作は,想定される重大事故等時において,中央制御室で可能な設計とする。

代替循環冷却系の残留熱除去系熱交換器は原子炉区域内に設置し,想定 される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

代替循環冷却系の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等

第5.10-1表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様

(1) 格納容器圧力逃がし装置

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

(2) 耐圧強化ベント系

兼用する設備は以下のとおり。

・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

系 統 数 1

系統設計流量 約 15.8kg/s

- (3) 代替原子炉補機冷却系
 - a. 熱交換器ユニット(6号及び7号炉共用)

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・使用済燃料プールの冷却等のための設備

数 量 4式(予備1)

熱交換器

組 数 1/式

伝熱容量 約 23MW/組 (海水温度 30 において)

代替原子炉補機冷却水ポンプ

台 数 2

1

容 量 約 300m³/h/台

約 600m³/h/台

全 揚 程 約 75m

b. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)(6号及び7号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・使用済燃料プールの冷却等のための設備

台 数 4(予備1)

容 量 約 900m³/h/台

吐出圧力 1.25MPa[gage]

第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器 仕様

- (1) 代替循環冷却系
 - a. 復水移送ポンプ

第 5.6 - 1 表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載する。

b. 残留熱除去系熱交換器

兼用する設備は以下のとおり。

・残留熱除去系

基 数 1

伝熱容量 約8.1MW

c. 熱交換器ユニット(6号及び7号炉共用)

第 5.10 - 1 表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要 機器仕様に記載する。

- d. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)(6号及び7号炉共用)

 第 5.10 1 表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要

 機器仕様に記載する。
- (2) 格納容器圧力逃がし装置

兼用する設備は以下のとおり。

- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- a. フィルタ装置

個 数 1

系統設計流量 約31.6kg/s

枠囲みの内容は,機密事項に属しますので公開できません。

放射性物質除去効率 99.9%以上(粒子状放射性物質及び無機よ

う素に対して)

材料

スクラバ水 水酸化ナトリウム水溶液 (pH 以上)

金属フィルタ ステンレス鋼

b. よう素フィルタ

個 数 2

系統設計流量 約 15.8kg/s (1 基あたりの設計流量)

放射性物質除去効率 98%以上(有機よう素に対して)

材 料 銀ゼオライト

c. ラプチャーディスク

個 数 2

設定破裂圧力 約 100kPa[gage]

第 9.5 - 1 表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の 主要機器仕様

(1) 格納容器圧力逃がし装置

a. フィルタ装置

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

b. よう素フィルタ

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

c. ラプチャーディスク

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

d. フィルタ装置水素濃度

第 6.4 - 1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

e. フィルタ装置出口放射線モニタ

第 8.1 - 2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。

(2) 耐圧強化ベント系

第 5.10 - 1 表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様に記載する。

a. サプレッション・チェンバ

第9.1-1表 一次格納施設主要仕様に記載する。

b. 可搬型窒素供給装置(6号及び7号炉共用)

台 数 2(予備1)

容 量 約 70Nm³/h/台

c. フィルタ装置水素濃度

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ

第 8.1 - 2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。

- (3) 水素濃度監視設備及び酸素濃度監視設備
 - a. 格納容器内水素濃度(SA)

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

b. 格納容器内水素濃度

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

c. 格納容器内酸素濃度

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

照明及び通信連絡設備を整備する。

(e) フィルタ装置水位調整(水抜き)

格納容器ベントにより原子炉格納容器内から排気されたガスが格納容器圧力逃がし装置の配管内及びフィルタ装置内で凝縮し、その凝縮水がフィルタ装置に溜まることでフィルタ装置の水位が上限水位に到達すると判断した場合、又はフィルタ装置金属フィルタの差圧が設計上限差圧に到達すると判断した場合はフィルタ装置機能維持のためフィルタ装置の排水を実施する。

. 手順着手の判断基準

フィルタ装置の水位が上限水位に到達すると判断した場合,又はフィルタ装置金属フィルタの差圧が設計上限差圧 に到達すると判断した場合。

. 操作手順

フィルタ装置水位調整(水抜き)手順の概要は以下のと おり。概要図を第 1.5.13 図に,タイムチャートを第 1.5.14 図に示す。

緊急時対策本部は,手順着手の判断基準に基づき,緊急時対策要員へフィルタ装置水位調整(水抜き)の準備開始を指示する。

緊急時対策要員は, FCVS フィルタベント装置ドレン移送

ポンプ吐出側第二止め弁及び FCVS フィルタベント装置ドレンライン二次格納施設外側止め弁を全開操作した後、FCVS フィルタベント装置ドレン移送ポンプ吐出側第一止め弁を微開操作する。また、フィルタベント遮蔽壁附室にて、ドレン移送ポンプの電源が確保されていることをFCVS 現場制御盤のドレン移送ポンプ運転状態ランプにより確認する。

緊急時対策要員は,フィルタ装置水位調整(水抜き)の 系統構成完了を緊急時対策本部に報告する。

緊急時対策本部は,緊急時対策要員へフィルタ装置水位 調整(水抜き)の開始を指示する。

ドレン移送ポンプは 100%×2台であることから。 所要数は1台とする。

緊急時対策要員は,ドレン移送ポンプA又はBの起動操作を実施し,FCVSフィルタベント装置ドレン移送ポンプ吐出側第一止め弁の増開操作により,ポンプ吐出側流量を必要流量に調整する。また,フィルタ装置からの排水が開始されたことをフィルタベント遮蔽壁附室FCVS計器ラックのフィルタ装置水位指示値の低下により確認し,フィルタ装置水位調整(水抜き)が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。

緊急時対策要員は,フィルタ装置水位指示値が通常水位に到達したことを確認後,ドレン移送ポンプを停止し,FCVS フィルタベント装置ドレン移送ポンプ吐出側第一止め弁,FCVS フィルタベント装置ドレン移送ポンプ吐出側第二止め弁及び FCVS フィルタベント装置ドレンライン二次格納施設外側止め弁を全閉操作する。

緊急時対策要員は,緊急時対策本部へフィルタ装置水位 調整(水抜き)の完了を報告する。

. 操作の成立性

上記の操作は、1 ユニット当たり緊急時対策要員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからフィルタ装置水位調整(水抜き)完了まで約 150 分で可能である。なお、炉心損傷がない状況下での格納容器ベントであることから、本操作における作業エリアの被ばく線量率は低く、作業は可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,防護具, 照明及び通信連絡設備を整備する。

(f) 格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスパージ

格納容器ベント停止後において,スクラバ水に貯留された 放射性物質による水の放射線分解にて発生する水素ガス及び 酸素ガスを排出する。また,フィルタ装置上流側の残留蒸気 凝縮によりフィルタ装置上流側配管内が負圧となることによ り,スクラバ水が上流側配管に吸い上げられることを防止す るため,格納容器圧力逃がし装置の窒素ガスによるパージを 実施する。

. 手順着手の判断基準

格納容器圧力逃がし装置を停止した場合。

2.3.9 圧力逃がし装置

2.3.9.1 格納容器圧力逃がし装置

(1) 容器(常設)

名称		<u>ドレンタンク</u>
容量	m ³ /個	2以上 (7)
最高使用圧力	kPa	250
最高使用温度	$^{\circ}$ C	200
個 数	_	1_

【設定根拠】

(概要)

重大事故等対処設備

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(格納容器圧力逃がし装置)として 使用するドレンタンクは、以下の機能を有する。

ドレンタンクは,設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失 した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前 に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、よう素フィルタ下流側の大気放出配管内で発生したドレン水をドレンタンクに導くことで、ドレン水による大気放出配管の閉塞を防止できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(格納容器圧力逃がし装置)と して使用するドレンタンクは、以下の機能を有する。

ドレンタンクは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するために設置する。

系統構成は、よう素フィルタ下流側の大気放出配管内で発生したドレン水をドレンタンクに導くことで、ドレン水による大気放出配管の閉塞を防止できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置 (格納容器圧力逃がし装置) として使用するドレンタンクは,以下の機能を有する。

ドレンタンクは, 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損 を防止するため, 原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を 低下させるために設置する。

系統構成は、よう素フィルタ下流側の大気放出配管内で発生したドレン水をドレンタンクに導くことで、ドレン水による大気放出配管の閉塞を防止できる設計とする。

1. 容量

ドレンタンクを重大事故等時において使用する場合の容量は、格納容器ベント開始後 24 時間でドレンタンクに流入する蒸気凝縮水を基に設定する。

格納容器ベント開始後 24 時間でドレンタンクに流入する蒸気凝縮水は、重大事故等対策の 有効性評価(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)のうち格納容器破損モードの評価事故シ ーケンスである「大破断 LOCA+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失」において、蒸気凝 縮量が保守的となるような外気条件等*を設定して評価しても 2m³未満である。

よって、ドレンタンクの容量は評価結果に余裕をみた容量である、2m3/個以上とする。

公称値については要求される容量を上回る 7m³/個とする。

2. 最高使用圧力

ドレンタンクを重大事故等時において使用する場合の圧力は、主配管「ドレンタンクライン 分岐部~ドレンタンク入口ノズル」の重大事故等時における使用時の圧力と同じ、250kPa とす る。

3. 最高使用温度

ドレンタンクを重大事故等時において使用する場合の温度は、主配管「ドレンタンクライン 分岐部~ドレンタンク入口ノズル」の重大事故等時における使用時の温度と同じ、200℃とす る。

4. 個数

ドレンタンクは,重大事故等対処設備としてよう素フィルタ下流側の大気放出配管内で発生 したドレン水をドレンタンクに導き,ドレン水による大気放出配管の閉塞を防止するために必要な個数である1個設置する。

注記*:外気温は1978年~2012年の間に柏崎市で観測された最低温度(-11.3℃)が継続する 条件とし、また蒸気凝縮する範囲も6号機(出口配管が7号機より長く、凝縮水量が 多い)を基に評価している。

(2) 容器 (可搬型)

名称		遠隔空気駆動弁操作用ボンベ
容量	L/個	46.7以上(46.7)
最高使用圧力	MPa	14. 7
最高使用温度	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	40
個 数	_	<u>4</u> (予備 4)

【設 定 根 拠】 (概要) 一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の2弁にて流路構成が可能であるため, 所要数は2本とする。

• 重大事故等対処設備

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(耐圧強化ベント系)として使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有する。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して耐圧強化ベント系の排出経路に設置され る隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な設計と する。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(格納容器圧力逃がし装置)として 使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有する。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して格納容器圧力逃がし装置の排出経路に設 置される隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な 設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(耐圧強化ベント系)として使 用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有する。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して耐圧強化ベント系の排出経路に設置され る隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な設計と する。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(格納容器圧力逃がし装置)と して使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有する。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して格納容器圧力逃がし装置の排出経路に設 置される隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な 設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置 (格納容器圧力逃がし装置)として使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有す る。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の 過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の 圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して格納容器圧力逃がし装置の排出経路に設 置される隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な 設計とする。

1. 容量

遠隔空気駆動弁操作用ボンベを重大事故等時において使用する場合の容量は,高圧ガス保安 法の適合品である一般汎用型の窒素ボンベを使用することから,当該ボンベの容量はメーカに て定めた容量である 46.7L/個以上とする。

公称値については、要求される容量以上である 46.7L/個とする。

2. 最高使用圧力

遠隔空気駆動弁操作用ボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は,高圧ガス保安 法の適合品であるボンベにて実績を有する充填圧力である 14.7MPa とする。

3. 最高使用温度

遠隔空気駆動弁操作用ボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安 法に基づき 40℃とする。

4. 個数

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、重大事故等対処設備として操作対象弁1個あたり必要数1個*と故障時のバックアップ並びに保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1本の2本を1セットとし、操作対象弁が4弁であることから4本(予備4本)を保管する。

注記*:重大事故等時に使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベの操作対象弁1個あたりの必要数は、操作対象弁を7日間開保持するために必要な窒素ガス量及び操作対象弁を必要作動回数分作動させるために必要な窒素量を上回る容量を確保しており、根拠は以下のとおり。

1. 窒素消費量

- ①遠隔空気駆動弁操作用窒素供給配管を重大事故等時の 供給圧力まで加圧するための消費量
- ②操作対象弁を開動作するための消費量 =1607NL
- ③操作対象弁を7日間開保持するための消費量 = 504NL 窒素消費量は、上記①~③を合計した2962NLである。
- 2. 遠隔空気駆動弁操作用ボンベによる窒素供給量

$$S_b = \frac{P_1 - P_2}{P_N} \times V_b \times M$$

=851NL

$$= \frac{12.0 - 1.0}{0.1013} \times 46.7 \times M$$
$$= 5071 \times M$$

 $S_b: ボンベによる供給量[NL/個]$

P₁:プラント通常時の交換管理目安圧力=12.0 MPa[abs]

P₂: 事故時のボンベ取替目安圧力=1.0 MPa[abs]

P_N:大気圧=0.1013 MPa[abs]

 $V_{\rm b}$:ボンベ容量=46.7 L/個

M : 必要ボンベ個数[本]

開保持するために必要な窒素消費量より多い供給量($S_{\rm b}$)が必要であるため、

 $S_{b} > 2962$

上記の関係式より

 $5071 \times M > 2962$

M > 0.59

よって、操作対象弁1 個あたりに必要な窒素ボンベ個数は 0.59 を上回る 1 個とする。

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

(7) フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る)

名		フィルタ装置
容量	m³/個	□以上□
最高使用圧力	MPa	0. 62
最高使用温度	$^{\circ}$ C	200
効 率	%	99.9以上
個 数	_	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等対処設備

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(格納容器圧力逃がし装置)として 使用するフィルタ装置は、以下の機能を有する。

フィルタ装置は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失 した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前 に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(格納容器圧力逃がし装置)と して使用するフィルタ装置は、以下の機能を有する。

フィルタ装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウムー水反応及び水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気に排出できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

(格納容器圧力逃がし装置) として使用するフィルタ装置は,以下の機能を有する。

フィルタ装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。

1. 容量

フィルタ装置の容量は、スクラビング水の保有水量を基に設定する。

スクラビング水の保有水量について、添付書類「V-1-8-1 原子炉格納容器の設計条件に関する説明書」において所定の放射性物質の除去性能が得られるスクラビング水の下限水位をスクラバノズル上端から 0.5m としているため、フィルタ装置の容量は下限水位を保有水量へ換算した値である □m³/個以上とする。

2. 最高使用圧力

フィルタ装置を重大事故等時において使用する場合の圧力は,重大事故等時における原子炉 格納容器の使用圧力と同じ 620kPa とする。

3. 最高使用温度

フィルタ装置を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉 格納容器の使用温度と同じ 200℃とする。

4. 効率

フィルタ装置の効率は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものとして定められている Cs-137 の放出量が 100TBq を下回ることができる性能を有するものとして、粒子状放射性物質除去効率 99.9%以上とする。また、ガス状放射性無機よう素に対して 99.9%以上の除去効率が得られる設計とする。

5. 個数
フィルタ装置は,重大事故等対処設備として,原子炉格納容器内雰囲気ガスを,放射性物質
を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出するために必要な個数である1個設
<u>置</u> する。

名	尔	よう素フィルタ
容量	m³/個	_
最高使用圧力	kPa	250
最高使用温度	$^{\circ}$ C	200
効 率	%	98 以上(有機よう素に対して)
個 数		<u>2</u>

【設定根拠】

(概要)

· 重大事故等対処設備

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(格納容器圧力逃がし装置)として 使用するよう素フィルタは、以下の機能を有する。

よう素フィルタは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(格納容器圧力逃がし装置)と して使用するよう素フィルタは、以下の機能を有する。

よう素フィルタは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素 爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ 排出するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウムー水反応及び水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気に排出できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置 (格納容器圧力逃がし装置)として使用するよう素フィルタは、以下の機能を有する。 よう素フィルタは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。

1. 最高使用圧力

よう素フィルタを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における主配管「フィルタ装置出口ノズル~よう素フィルタ入口分岐部」の使用圧力と同じ 250kPa とする。

2. 最高使用温度

よう素フィルタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子 炉格納容器の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 効率

よう素フィルタの効率は、環境への影響をできるだけ小さくとどめるよう、ガス状放射性有機よう素に対して98%以上の除去効率が得られる設計とする。

4. 個数

よう素フィルタは、重大事故等対処設備として、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出するために必要な個数である<u>2個</u>設置する。

枠囲みの内容は,機密事項に属しますので公開できません。

2.1.7.5 格納容器圧力逃がし装置

(1) ポンプ (常設)

名	称	;	ドレン移送ポンプ
容	量	m³/h/個	9.1以上(10)
揚	程	m	<u>14.3以上</u> (50)
最高使用	用圧力	_	吸込側 620 (kPa) 吐出側 1.00 (MPa)
最高使用	用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	吸込側 200 吐出側 150
原動機	出力	kW/個	
個	数	_	2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(格納容器圧力逃がし装置)として 使用するドレン移送ポンプは、以下の機能を有する。

ドレン移送ポンプは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が 喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生す る前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。 系統構成は、格納容器圧力逃がし装置の使用時にフィルタ装置の水位が上昇した場合におい て、又は格納容器圧力逃がし装置の使用後において、ドレン移送ポンプによりフィルタ装置内の スクラバ水等をサプレッションチェンバへ移送できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(格納容器圧力逃がし装置)と して使用するドレン移送ポンプは、以下の機能を有する。

ドレン移送ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するために設置する。

系統構成は、格納容器圧力逃がし装置の使用時にフィルタ装置の水位が上昇した場合において、又は格納容器圧力逃がし装置の使用後において、ドレン移送ポンプによりフィルタ装置内のスクラバ水等をサプレッションチェンバへ移送できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置

(格納容器圧力逃がし装置) として使用するドレン移送ポンプは,以下の機能を有する。

ドレン移送ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による 破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温 度を低下させるために設置する。

系統構成は、格納容器圧力逃がし装置の使用時にフィルタ装置の水位が上昇した場合において、又は格納容器圧力逃がし装置の使用後において、ドレン移送ポンプによりフィルタ装置内のスクラバ水等をサプレッションチェンバへ移送できる設計とする。

1. 容量

ドレン移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の容量は,100分以内にフィルタ装置内のスクラバ水15.1m³をサプレッションチェンバへ移送する必要がある*ことから,

<u>9.1m³/h/個以上</u>とする。

1台で必要性能が満足できるため所要数は1台とする。

注記*:作業時の緊急時対策要員の被ばくによる影響を低減するため、フィルタ装置の上限水位(スクラバノズル先端から 2200 mm) ~通常水位(スクラバノズル先端から 1000 mm)までの水量(15.1m³)を考慮しても、操作開始より 100 分以内で移送を完了できる容量を設定している。

公称値については、要求される 9.1m³/h/個以上を上回る 10m³/h/個とする。

2. 揚程

ドレン移送ポンプを重大事故等対処設備として使用する場合の揚程は,水源と移送先の圧力差,静水頭,流路圧損並びに機器圧損を基に設定する。

水源と移送先の圧力差 0.09 MPa

静水頭 -0.06 MPa

流路圧損並びに機器圧損 0.11 MPa

0.14 MPa

以上より、ドレン移送ポンプの揚程は、0.14MPa を下記の式から換算し、<u>14.3m 以上</u>とする。

$$H = \frac{P}{\rho \text{ g}} = 14.3$$

ここで,

H : 揚程(m)P : 圧力(MPa)

 ρ : 密度 (kg/m³) =1000

g : 重力加速度 (m/s^2) = 9.80665

公称値については、要求される揚程を上回る 50m とする。

3. 最高使用圧力

3.1 吸込側の最高使用圧力 620kPa

ドレン移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の吸込側の圧力は,主配管「ドレン移送ポンプ分岐部~ドレン移送ポンプ(A)」及び主配管「ドレン移送ポンプ分岐部~ドレン移送ポンプ(B)」の最高使用圧力に合わせ,620kPaとする。

3.2 吐出側の最高使用圧力 1.0MPa

ドレン移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の吐出側の圧力は、ベント開始後24時間後*のフィルタ装置内圧力120kPaと静水頭41.9kPa及びドレン移送ポンプの締切運転時の揚程519.8kPaの合計が681.7kPaとなることから、これを上回る圧力として1.0MPaとする。

注記*:ドレン移送操作を実施するのは、少なくとも格納容器ベント操作から 24 時間後以降であることから、保守的に重大事故等への対処に係る措置の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)の事故シーケンス(大破断 LOCA 時に非常用炉心冷却系の機能及び全交流動力電源が喪失したシーケンス)における格納容器ベント後 24 時間における値を設定した。

4. 最高使用温度

4.1 吸込側の最高使用温度 200℃

ドレン移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の吸込側の温度は,重大事故等時のフィルタ装置の使用圧力と同じ 200℃とする。

4.2 吐出側の最高使用温度 150℃

ドレン移送ポンプを重大事故等時において使用する場合の吐出側の温度は、ベント開始後 24 時間*でのフィルタ装置内スクラバ水温度が 123.44℃であることから、それを上回る 150℃とする。

枠囲みの内容は,機密事項に属しますので公開できません。

5. 原動機出力

重大事故等時に使用するドレン移送ポンプの原動機出力は、定格流量点での軸動力を基に設定する。

$$Pw=10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P \text{ w}}{P} \times 100$$

(引用文献:日本工業規格 JIS B0131(2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力(kW)

Pw: 水動力(kW)

 ρ : 密度 (kg/m³) =1000

g : 重力加速度 (m/s^2) = 9.80665 Q : 容量 (m^3/s) = 10/3600

H : 揚程(m) =50

η : ポンプ効率(%)(設計計画値) =

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{10}{3600}\right) \times 50}{\boxed{100}} = \boxed{\text{kW}}$$

ドレン移送ポンプの定格流量 10m³/h, 定格揚程 50m 時のドレン移送ポンプの必要軸動力は kW となる。

以上より,ドレン移送ポンプの原動機出力は必要軸動力 kW を上回る kW/個とする。

6. 個数

ドレン移送ポンプ (原動機含む。) は、重大事故等対処設備としてフィルタ装置内のスクラバ 水を移送するために必要な個数である 2 個設置する。

フィルタ装置スクラバ水の容量設定根拠 関連箇所を下線にて示す

別紙4

<u>スクラバ水の水位の設定根拠及び健全性について</u>

水スクラバのスクラバ水について,その水位の設定根拠を示すとともに,その健全性が 維持されることを確認する。

1. 保有水位の設定根拠

スクラバ水の水位は、以下の理由から下限水位/上限水位(スクラバノズル上端から 0.5m~2.2m)を設定し、フィルタ装置使用中は、スクラバ水位が下限水位から上限水位 までの範囲を逸脱しないよう水位の確認、調整を行う。

スクラバ水の水位の設定根拠を以下に示す。また、フィルタ装置水位の概略図を図4 -1 に示す。

1.1 下限水位について

スクラバ水は、水位が高い方がDFは大きくなる。スクラバ水位がスクラバノズル上端から0.5m以上であれば、DFが目標性能を満足できることを確認している。そのため、水スクラバの下限水位を、スクラバノズル上端から0.5mに設定する。

1.2 上限水位について

スクラバ水位が上昇し、ベントガスによるスクラバ水の吹き上がりが金属フィルタ に到達すると、金属フィルタの有効面積が減少し、金属フィルタの差圧が上昇する。

金属フィルタの差圧が上昇すると、金属フィルタドレン配管内の水位が上昇し、最悪の場合、金属フィルタドレン配管から金属フィルタ二次側へスクラバ水を噴出する。

スクラバ水の噴出は,金属フィルタドレン配管下端が気相に露出するまで継続する。

金属フィルタドレン配管下端の位置は、図 4-1 の通り、スクラバノズル上端よりも低いため、水スクラバは機能喪失する。また、金属フィルタドレン配管を通じて、金属フィルタをバイパスしてガスが流れることから、金属フィルタも機能喪失する。そのため、フィルタ装置の機能が喪失する。

スクラバ水の吹き上がり量,並びにスクラバ水吹き上がりに伴う金属フィルタの差 圧上昇については、以下に示すスウェル試験により確認しており、その結果、上限水 位をスクラバノズル上端から 2.2m に設定する。 枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

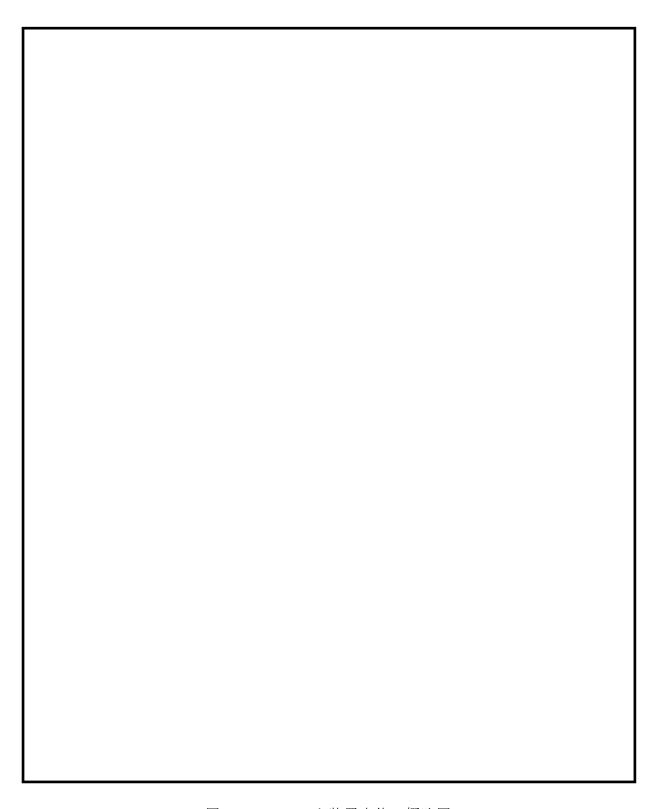


図4-1 フィルタ装置水位の概略図

(1) スウェル試験

水スクラバにガスを噴射した際の、スクラバ水の吹き上がり(スウェル)量と金属フィルタの差圧を確認する試験を実施した。

試験条件は表 4-1 に記載の通り、実機と同じ高さの試験装置を用い、スクラバ

別添 3-158

66-5-1 47/61

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

(6) ラジオリシスによるpHの変化

フィルタ装置スクラバ水は,スクラバ水に捕捉された放射性物質による放射線により放射線分解する。放射線分解により pH が低下し酸性側にシフトした場合,期待する無機よう素除去性能を達成できなくなる可能性があるが,フィルタベントスクラバ水への放射線照射効果に関する研究*において 100 $^{\circ}$ $^{$

よって,スクラバ水の放射線分解がフィルタ装置の無機よう素の捕捉性能に与える影響はない。

注記*:参考文献 堂前雅史,小野昇一 フィルタベントスクラバ水への放射線照 射効果 日本原子力学会 2016 年春の年会

(7) スクラバ水の管理について

(4)に記載したとおり、スクラバ水は待機時に十分な薬剤の量を確保しておくことで、ベントを実施した際に原子炉格納容器から酸が移行した場合においても、スクラバ水はpH 以上を維持できる。以上を踏まえ、スクラバ水の管理について以下に示す。

- a. 系統待機時の管理
 - ・施設定期検査時に水酸化ナトリウムの濃度が wt%以上であること及びpH が 以上であることを確認する。
 - ・ スクラバ水が通常水位の範囲内であることを確認する。
- b. ベント中の管理
 - ・スクラバ水の水位を監視し、水位低に至る場合においては、水を補給する。
 - ・スクラバ水の水位を監視し、水位高に至る場合においては、ドレン移送操作 を実施する。
 - ・ドレン移送操作実施後には薬液を補給し、薬液補給後にpHを計測することで、所望のpHまで回復していることを確認する。
- c. ベント停止後 (隔離弁閉止後)
 - ・ベント停止後において、フィルタ装置に異常がないことを確認するため、フィルタ装置水位計にて、スクラバ水の水位が確保されていること(フィルタ装置のスクラバ水の移送後を除く)を確認する。

p H制御用水酸化ナトリウムの容量設定根拠 関連箇所を下線にて示す

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

別紙7

フィルタ装置内スクラバ水のpH制御用NaOH水溶液の保有量について

1. フィルタ装置スクラバ水pHの低下要因について

別紙4「スクラバ水の水位の設定根拠及び健全性について」より、フィルタ装置のスクラバ水pHが低下する要因は下記に大別される。

- ① 原子炉格納容器内からフィルタ装置に移行する酸性物質による塩基の消費
 - ・ケーブルの熱分解及び放射線分解の塩化水素で消費される塩基量 約330mol
 - ・無機よう素の捕集により消費される塩基量

約1.06mol

- ② ベントガスに含まれる水蒸気の凝縮によるスクラバ水量の増加に伴う希釈
- ③ スクラバ水をサプレッションチェンバへ移送することによる塩基の消費*
 - ・上限水位から通常水位までのスクラバ水移送で失われる塩基量 約 |

2.	スクラバ水pH制御用水酸化ナトリウム水溶液の保有量について
	水酸化ナトリウム水溶液の保有量は、上記要因①~③を考慮して決定する。
	要因①は発生時期や量の予測が困難なことから、保有量の検討にあたっては要因①は
į	考慮しない。

よって、水酸化ナトリウムの保有量は、要因②③による塩基の希釈及び塩基消費を基 に必要量を算出し、かつ十分な余裕を考慮した容量を設定することとする。

フィルタ装置の水位上昇に伴うスクラバ水の移送(要因③)については、事故後7日

間で3回発生することを想定する。スクラバ水移送1回につき失われる約 molと同量
を濃度20[wt%]の水酸化ナトリウム水溶液で補給する場合、補給1回当たりに必要な水酸
化ナトリウム水溶液の量は Lとなることから、3回合計の必要量は Lとな
3.
またスクラバ水の希釈(要因②)については、3回目のスクラバ水移送後は事故後7日
後までフィルタ装置の水位が上限水位に達することはないが、水位上昇に伴うスクラバ
水の希釈により低下するpHを濃度20[wt%]の水酸化ナトリウム水溶液の添加でフィルタ
装置の初期pHまで回復することを想定する。この場合の必要量は Lとなる。
よって <u>水酸化ナトリウムの保有量</u> は, <u>上記の合計の</u> Lに余裕を考慮し,1プラン
ト当たり 1.の6.7号機共用で 1.並びに予備 1.を保有することとする。

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

注記*:ベントガス中の水蒸気凝縮に伴い、スクラバ水の水位が通常水位から上限水位まで上昇した場合、薬液濃度が0.61倍まで希釈される。また一方で、スクラバ水が上限水位に達する場合は、通常水位になるまでスクラバ水の水抜き(ドレン移送ポンプを用いたサプレッションチェンバへの移送)を実施することとしている。この際にフィルタ装置内から失われる塩基は約 molとなる。

容量設定根拠 関連箇所を下線にて示す

名	称	<u>耐圧強化ベント系</u> (系統容量)
最高使用圧力	kPa[gage]	620
最高使用温度	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	171
設計流量	kg/s	<u>15. 8</u>

(1) 最高使用圧力

原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍である620kPa[gage]とする。

炉心損傷前の格納容器ベントは、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力である 310kPa[gage]に到達後、実施することとなる。そのため、実際にベントが開始できるまでの原子炉格納容器の圧力上昇を考慮しても十分に余裕がある 620kPa[gage]を、耐圧強化ベント系の最高使用圧力とする。

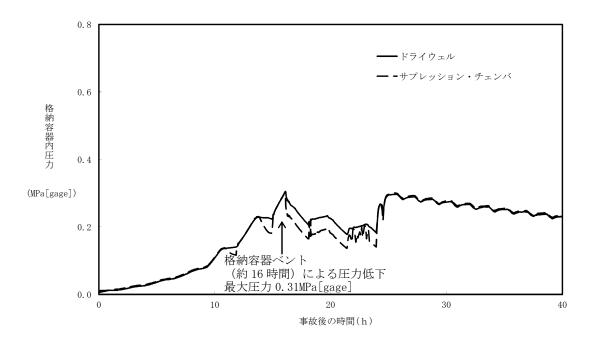


図 48-7-8 原子炉格納容器圧力推移(全交流動力電源喪失)

(2) 最高使用温度

原子炉格納容器の最高使用温度である171℃とする。

なお、有効性評価における炉心損傷前ベントシナリオである全交流電源喪失において、ベント後の原子炉格納容器内雰囲気温度は 171℃以下となることを確認している。そのため、原子炉格納容器に接続される耐圧強化ベント系の温度も171℃以下となる。

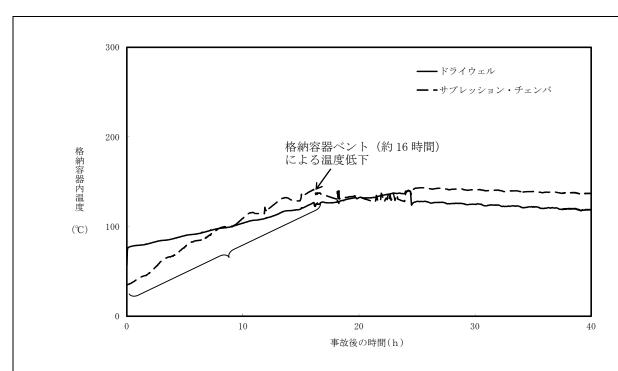


図 48-7-9 原子炉格納容器温度推移(全交流動力電源喪失)

(3) 設計流量(ベントガス流量)

原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力の状態で耐圧強化ベント系を使用した際に、原子炉の定格熱出力の 1%に相当する発生蒸気量 15.8kg/s を排出可能な設計とする。

なお、炉心の崩壊熱が定格熱出力の1%となるのは、原子炉停止から2~3時間後であり、その際の原子炉格納容器内における発生蒸気量は15.8kg/sとなる。

一方,有効性評価シナリオである全交流電源喪失シナリオにおけるベント開始時間は,原子炉停止から約16時間後となっている。そのため、ベント開始時における原子炉格納容器内の発生蒸気量は、耐圧強化ベント系の設計流量よりも小さな値となる。

よって、耐圧強化ベント系を用いて、炉心の崩壊熱を最終ヒートシンクである 大気へ輸送することは可能である。

名	称	<u>耐圧強化ベント系</u> (系統容量)
最高使用圧力	kPa[gage]	620
最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	171
設計流量	kg/s	<u>15. 8</u>

【設定根拠】

炉心の著しい損傷が発生した場合であって、代替循環冷却系を長期使用した際に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出することにより、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備として使用する。

(1) 最高使用圧力

原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍である620kPa[gage]とする。

炉心損傷後の耐圧強化ベント系は、代替循環冷却系を長期使用した際に使用するものであり、耐圧強化ベント系を使用する際の原子炉格納容器の圧力は620kPa[gage]以下となることを確認している。そのため、原子炉格納容器に接続される耐圧強化ベント系の圧力も620kPa[gage]以下となる。

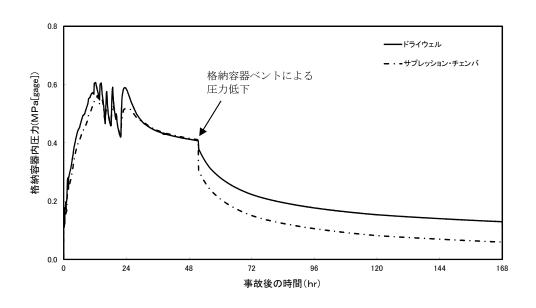


図 52-6-1 原子炉格納容器圧力推移 (大 LOCA+SBO+全 ECCS 機能喪失,代替循環冷却系使用)

(2) 最高使用温度

原子炉格納容器の最高使用温度である 171℃とする。

炉心損傷後の耐圧強化ベント系は、代替循環冷却系を長期使用した際に使用するものであり、耐圧強化ベント系を使用する際の原子炉格納容器の温度は 171℃以下となることを確認している。そのため、原子炉格納容器に接続される耐圧強化ベント系の温度も 171℃以下となる。

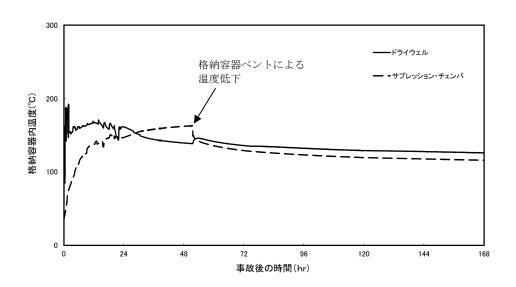


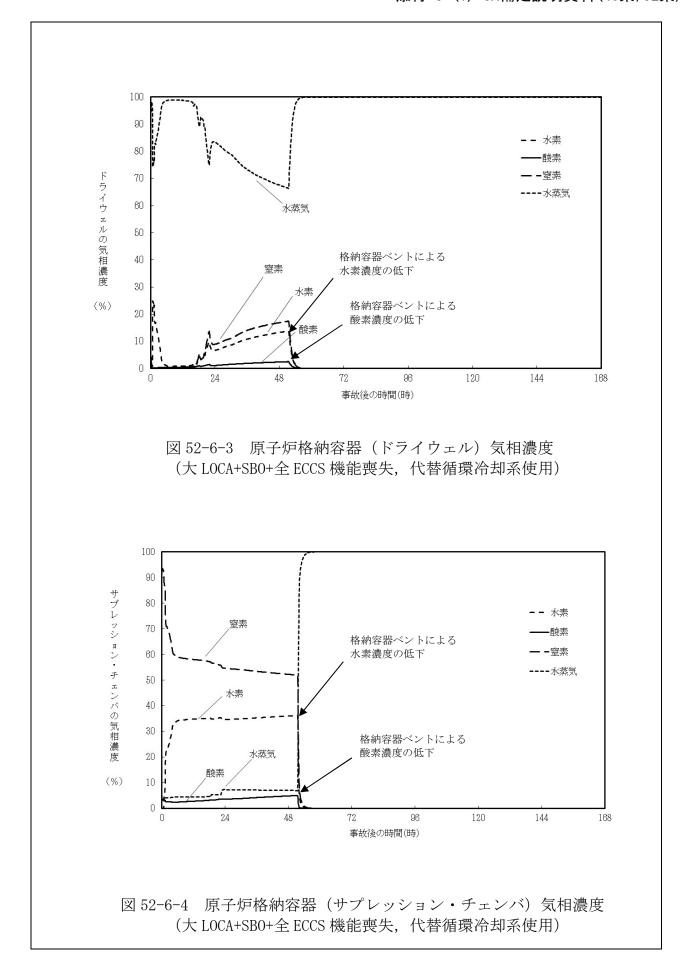
図 52-6-2 原子炉格納容器温度推移 (大 LOCA+SB0+全 ECCS 機能喪失,代替循環冷却系使用)

(3) 設計流量 (ベントガス流量)

原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力の状態で耐圧強化ベント系を使用した際に、原子炉の定格熱出力の 1%に相当する発生蒸気量 15.8kg/s を排出可能な設計とする。

炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に、耐圧強化ベント系を使用することにより、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出可能であることを確認している。そのため、原子炉格納容器の水素爆発を防止するために十分な容量である。

なお,以下の図 52-6-3 及び図 52-6-4 は,放射線分解に伴う水素及び酸素の発生量を保守的に大きく想定した場合の原子炉格納容器内の濃度変化を示している。



格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系について運転上の制限及び措置について 以下のように整理を行った。

1. 格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作用 ボンベについて

66-5-1:格納容器圧力逃がし装置及び 66-5-2:耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作用ボンベ4本は、一次隔離弁(ドライウェル側)、一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)、フィルタ装置入口弁、耐圧強化ベント弁に供給するものである。

このうち、一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)はFailure Close(F・C)設計となっており、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の何れの系統構成にも必要である。

他方、フィルタ装置入口弁は Failure Open (F・0) 設計、耐圧強化ベント弁は F・C 設計となっており、格納容器圧力逃がし装置では、遠隔空気駆動弁操作用のボンベの空気が無くても系統構成可能で、耐圧強化ベント系の系統構成のみで必要である。

よって、一次隔離弁 (ドライウェル側)、一次隔離弁 (サプレッション・チェンバ側) の遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能が喪失した場合は、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系が同時に LCO 逸脱となる。

また、フィルタ装置入口弁、耐圧強化ベント弁の遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能が喪失した場合は、耐圧強化ベント系のLCO逸脱となる。

これらを踏まえ、審査説明資料を以下のとおり修正した。

- 1. 一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の2弁にて系統構成が可能であるため、66-5-1ではボンベ所要数を2本とし、記載の説明にもその旨追記した。
- 2. フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁の操作用ボンベについては流路 構成に不要なため、所要数に含めないことを記載の説明に追記した。
- 3. 一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の操作用ボンベについて、耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁用操作ボンベと所要数を兼ねるとの記載に変更した。66-5-2も同様に変更した。
- 4. 66-5-2 で、フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁については操作用ボンベからの供給がない状態においても格納容器圧力逃がし装置は系統構成が可能であり、動作可能であるとの記載を追記した。
- 5. 66-5-1 のボンベの単位が「個」であったため、66-5-2 と統一させて「本」 とした。

2. 遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能喪失時の LCO 判断について

(1)一次隔離弁(ドライウェル側)の遠隔空気駆動弁操作用ボンベが機能喪失の場合

一次隔離弁(ドライウェル側)は、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の両者で必要な弁のため、両者のLCO逸脱を宣言する。

(1-A) 66-5-1:格納容器圧力逃がし装置の要求される措置

A 1、A 2 及び A 3 の要求される措置を行ったうえで、A 4 として 3 0 日間 以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プ ラントを停止する。

(1-B) 66-5-2:耐圧強化ベント系の要求される措置

A 1 及び A 2 の要求される措置を行ったうえで、A 3 として 3 日間以内に代替品のボンベを補充し、A 4 として 1 0 日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プラントを停止する。

- ⇒ その他の要求される措置を実施したうえで、3日間以内に代替品のボンベを 補充し、10日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧出来なけ れば、プラントを停止する。
- (2) 一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の遠隔空気駆動弁操作用ボンベが機 能喪失の場合
 - (2-A) 66-5-1:格納容器圧力逃がし装置の要求される措置

A 1 及び A 2 の要求される措置を行ったうえで、A 3 として、3 日間以内に一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の代替品のボンベを補充し、耐圧強化ベント系(W/W)が動作可能であること及び代替循環冷却系が動作可能であることを確認し、3 0 日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プラントを停止する。

(2-B) 66-5-2: 耐圧強化ベント系の要求される措置

A 1 及び A 2 の要求される措置を行ったうえで、A 3 として 3 日間以内に代替品のボンベを補充し、A 4 として 1 O 日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プラントを停止する。

- ⇒ その他の要求される措置を実施したうえで、3日間以内に代替品のボンベを 補充し、10日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧出来なけ れば、プラントを停止する。
- (3)フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁の遠隔空気駆動弁操作用ボンベが機 能喪失の場合
 - (3-A) 66-5-1:格納容器圧力逃がし装置の要求される措置 格納容器圧力逃がし装置は運転上の制限を満足。
 - (3-B) 66-5-2:耐圧強化ベント系の要求される措置 A1及びA2の要求される措置を行ったうえで、A3として3日間以内に代替品のボンベを補充し、A4として10日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プラントを停止する。
 - ⇒ その他の要求される措置を実施したうえで、3日間以内に代替品のボンベを 補充し、10日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧出来なけ れば、プラントを停止する。

66-5-1 格納容器圧力逃がし装置 (3)要求される措置

(3) 要求される措置

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器圧力逃がし	A1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを	速やかに
装置が動作不能の	確認する ^{※12} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であるこ	
場合	とを確認する。	
	及び	
	A 2. 当直長は,可燃性ガス濃度制御系 1 系列を起動し,動作可能であ	速やかに
	ることを確認するとともに、その他の設備 ^{※14} が動作可能であ	
	ることを確認する。	
	及び	
	A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備**15が動	3日間
	作可能であることを確認する ^{※16} 。	
	及び	
	A4. 当直長は,当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間
B. 条件Aで要求される措	B1. 当直長は、高温停止にする。	2 4 時間
置を完了時間内に達	及び	
成できない場合	B2. 当直長は、冷温停止にする。	3 6 時間

※12:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13: 残りの残留熱除去系1系列,非常用ディーゼル発電機3台,原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却 海水系3系列をいい,至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14: 残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※15:代替循環冷却系及び耐圧強化ベント系(W/W)をいう。

※16:「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

66-5-2 耐圧強化ベント系 (3)要求される措置

(3)要求される措置

条件	要求される措置	完了時間
A. 耐圧強化ベント系が	A1. 当直長は,残留熱除去系2系列を起動し,動作可能であること	速やかに
動作不能の場合**11	を確認する**12とともに、その他の設備**13が動作可能である	
	ことを確認する。	
	及び	
	A 2. 当直長は,可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し,動作可能で	速やかに
	あることを確認するとともに、その他の設備**14が動作可能で	
	あることを確認する。	
	及び	
	$A3$. 当直長は,代替措置 *15 を検討し,原子炉主任技術者の確認を	3日間
	得て実施する措置を開始する。	
	及び	
	A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
B. 条件Aで要求される措	B1. 当直長は、高温停止にする。	2 4 時間
置を完了時間内に達成	及び	
できない場合	B2. 当直長は、冷温停止にする。	3 6 時間

※11:耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。

※12:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13:残りの残留熱除去系1系列,非常用ディーゼル発電機3台,原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却 海水系3系列をいい,至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14:残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※15:代替品の補充等をいう。

以上

		対応手段								
分類 2 (系統)	分類 3 (技術的能力 対応手順)	手順完了時間 技術的能力→() 有効性評価※→【 】 ※事象発生からの時間		主な用途(手順概要)	B設備	ア設備	C (代替手段)	D(自主対策設備 or 代替品)	LC0 の設定	華
	格納容器圧力逃がし装置 による原子炉格納容器内 の減圧及び除熱	ベント開始(40分) ベント要状 [約 17 時間](T0UV)	1.5	RHR 故障時に, 格納容器圧力 逃がし装置により最終ヒート シンク (大気) へ熱を輸送す る	耐圧強化ベント系	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	耐圧強化ベント系 (W/W) (B 設備を準用) (55 分)	I		
	格納容器圧力逃がし装置 による原子炉格納容器内 の減圧及び除熱	ベント開始(45分) ベント要求【約38時間】(大LOCA)	1.7	炉心の著しい損傷が発生した 場合において,格納容器圧力 逃がし装置により原子炉格納 容器内の減圧及び除熱を実施 し,原子炉格納容器の過圧破 損を防止する	-	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	代替循環冷却系(540 分)	I	1.5,1.7,1.9 より保安規 定第 66 条に LCO を設定す る。現場操作の要求につい ても一括りにして設定す る。	しい C R T H W な設 舗 が 淋 田 か れ て い る に た か い ん い か い か か か の 脚 来 を 一 お 女 の 脚 来 を 一 古 り に し て 、 S A 条 か き き か 、 こ ・ こ ・ こ ・ こ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
格納容器 圧力迷が し装置	器 が 現場操作(格納容器圧力 逃がし装置)	ベント開始(70分) ベント要求【約16 時間】(TB)	1.5		耐圧強化ベント系	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	耐圧強化ベント系 (W/W) (B 設備を準用) (55 分)	1	イン並びにドレン移送ポ ンプ, 遠隔操作設備等の付 帯設備とする。 スクラバ水補給のために	Xの数な4 r ル (分類 1) 存構成 する こ と と する。 る。 1 7 r t 抹統的
	格納容器圧力逃がし装置 による原子炉格納容器内 の水素ガス及び酸素ガス の排出	ベント開始(45分)【解析対象外】	1.9		耐圧強化ベント系(W/W)	残留熱除去系(低圧注水モ 一ド) 可燃性ガス濃度制御系	耐圧強化ベント系 (W/W) (B 設備を準用) (60 分)	1		ボン (18) (Xiang) ボカ (19) (Xiang) (Xia
	現場操作(格納容器圧力逃がし装置)	ベント開始(75分) 【解析対象外】	1.7	SBOによる格納容器圧力逃 がし装置の隔離弁動作不能時 に,遠隔手動操作弁の現場操 作により原子炉格納容器の過 圧破損を防止する	-	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	代替循環冷却系(540 分)	-		ال الا الا
	耐圧強化ベント系による 原子炉格納容器内の減圧 及び除熱	ベント開始(55分) ベント要求【約 17 時間】(TQUV)	1.5		格納容器圧力逃がし 装置	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	1	代替品(ボンベ)	1.5,1.9 より保安規定第 66 条に LCO を設定する。 現場操作の要求について も一括りにして設定する。 LCO 対象範囲は,ベントラ	【y設備】 1.5は,発生した 熱を最終ヒート
専圧強化メント巻	化 現場操作(耐圧強化ベン ト系)	1弁あたり(45分) ×3弁=(135分) ベント要求【約16 時間】(TB)	1. 5	SBO及びRHR使用不可時 において、隔離弁を手動にて ベント設備を遠隔操作するこ とで最終ヒートシンク (大気) へ熱を輸送する	格納容器圧力逃がし 装置	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	l	代替品(ボンベ)		ツンクへ導く 設 備の評価である ため、サプレション・ チェンバ・プールや担 モードについて
	耐圧強化ベント系(W/W)による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスのび酸素ガスのび酸素ガスのが	WWベント(60分) 【解析対象外】	1.9	炉心の著しい損傷が発生した 場合において,発生する水素 が ガス及び酸素ガスを耐圧強化 済 ベント系により排出する	格納容器圧力逃がし装置	残留熱除去系(低圧注水モ ード) 可燃性ガス濃度制御系	I	代替品(ボンベ)	きることから, 格納容器圧 力逃がし装置が動作可能 な場合は機能喪失しても LCO 逸脱とはみなさない。	もゝ設備とする。

抜粋

TS-25 資料1.(5)

保安規定第66条

表66-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」 66-5-2「耐圧強化ベント系」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1(系統図)
 - 添付-2 同等な性能を有することの説明
 - (1)技術的能力まとめ資料 (基準要求に関する説明)
 - 添付-3 運転上の制限に関する所要数,必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数,必要容量)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)
 - (3) 工事計画認可申請書 説明書(容量設定根拠)

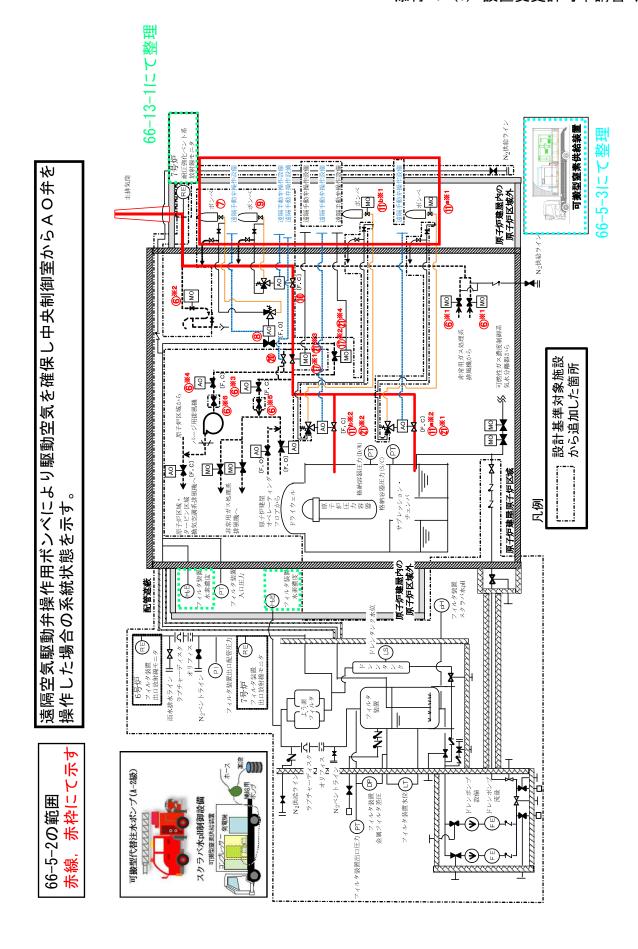
添付-4 参考資料

(1)格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系に関する運転上の制限等の整理について

	保安規定 第66条 条文			記載	記載の説明	備考
66-5-2 耐圧	耐圧強化ベント系 ①		設置許可基準規則 設置許可基準規則	(技術的能力審査基準) (技術的能力審査基準)	第四十八条 (1.5) 第五十二条 (1.9) が該当する。	
(1) 運転上の制限						
	運転上の制限③)運転上の制限の対象となる系統・機器		(派付-1)	
耐圧強化ベント系	 耐圧強化ベント系が動作可能であること ^{※1※2} 	<u>©</u>		没階でも維持でき、 であることを運転」	以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう,常設重大事故等対処設備である耐圧強化ペント系が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針	
				**		
適用される 原子炉の状態④	設 備 ⑤	所要数 ⑥	・設置許可基準規則(引) 最終ヒートシンク、 設備が有する最終と、	&術的能力審査基準 <熱を輸送するた& -トツンク〜熱を	設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第四十八条(1. 5) 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(手順等)」として,設計基準事故対処 設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著	
	遠隔空気駆動弁操作用ボンベ※3	4本	しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、最終と	S納容器の破損を防止	1上するため,最終ヒートシンクへ熱を輸送する	
	可搬型窒素供給装置	*4	ために必要な設備を設ける(手順等を定める)こと。・設置許可基準規則(技術的能力案本基準)第五十二3	3ける(手順等を5 5術的能力審査基準	(20名) こと。 (1000) 第五十一条(1000)	
	フィルタ装置水素濃度	% 2	「水素爆発による原子	である。またのでは	「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (手順等)」として、炉	
重	耐圧強化ベント系放射線モニタ	% 5	心の著しい損傷が発生した場合に,水素爆発。など、以西や設備を設ける(手順等を完める)	こした場合に,水素トス (毛脂等を定)	心の著しい損傷が発生した場合に,水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するた みに以囲や設備を設ける「手順等を定める)、ソ	
	可搬型代替交流電源設備	9 %	2.1名文を文書の表		ا ا ر	
高温停止	可搬型直流電源設備	2 %	耐圧強化ベント系に対しいませんが出来を	tして,格納容器Elstとなった。	耐圧強化ベント系に対して,格納容器圧力逃がし装置は同等な性能を有するとともに, L 記其維度決ま選回におっちストレから、耐圧強ルベントを式軸体不能の損みかま、故	
	常設代替交流電源設備	8 %	よい番手女々も値だり 納容器圧力逃がし装置	これののことがらればであればいまればいまればいます。	エ記番字女々も個左右にこのることがら、MM工選にてく「米が到Fイ能が多日へら,佐 納容器圧力逃がし装置が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。(添	
	常設代替直流電源設備	6 %	付-2)			
	代替所内電気設備	% 10	格納容器压力逃が	ン装置と耐圧強化	し装置と耐圧強化ベント系は共用する弁及び配管等が存在するこ	
※1:必要な弁(返	(遠隔手動弁操作設備含む)及び配管を含む。		とから、LCO判断を	速やかに実施する	LCO判断を速やかに実施することができるよう,以下の通り,主要な弁が動	
※2:耐圧強化ベン	\	動作可能であるこ	作不能となった場合のなお、記載している	こついて,LCO浜 条女のみがLCO	作不能となった場合について,LCO逸睨となる条文を整理する。 たお、記載している条文のみがICO漁贈とたろことを示すものではないため、以要	
とを確認してを確認し、この	會	, to	に応じて他条文も確認する。	2 PM		
*3:166-5- *4.5-66-5-	1 格納谷器圧力逃がし装置」の遠隔空気駆動弁礫作用ホンへを兼ねる。 ・3 可撤刑突妻供絵荘署 にないて演転下の制限等を定めて	ドンへを兼なる。		格納容器 耐圧強化		
5: [66-	- 1	軍転上の制限等を	并名称	上力逃か	備者	
定める。	(3		(66-5-1) (500.5 2 要求される状態		
<pre>%6:166-12 %7:[66-12</pre>	2 可搬型代替交流電源設備」において連転上の制限等を定める。 5 可糖型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	段等を定める。 や定める。	一次隔離弁(ドライル・ルー)	出	■開できない場合FCVS及び耐圧強化ベントが動	
8:[66-1	-	年を定める。	ソエグ側)一次隔離弁		F/h E / よ / 00 31 及 / 00 3 Z / LCO 近 m	
6	- 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において	・「ここで	(サプレッツョン・ル・アンス)	麗	作不能となり 66-5-1 及び 66-5-2 が LCO 逸脱	
連転上の制制※10:[66-12	連転上の両限寺をためる。 「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	È & S.	二次隔離弁	出	 開できない場合 FCSV 及び耐圧強化ベントが動作不能となり 66-5-1 及び 66-5-2 が LCO 逸脱 	
					- 開できない場合 FCVS が動作不能となり 66-5-	
			フィルタ装置入口弁	開	JCO 逸脱 きない場合耐圧強化ベントが動作	
					るが, FCVS が動作可能であるため 66-5-2 は	

備考									
記載の説明	ICO 逸脱とはならない B		遠隔空気駆動弁操作用ボンベは,耐圧強化ベント系の排出経路に設置された隔離弁のうち空気作動弁に供給するため,4本を所要数とするがフィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁については操作用ボンベからの供給がない状態においても格納容器圧力逃がし装置は系統構成が可能であり,動作可能である。なお,一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の操作用ボンベについては,格納容器圧力逃が次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の操作用ボンベについては,格納容器圧力逃がと疑置の遠隔空気駆動弁用操作ボンベと所要数を兼ねる。(添付ー3)	における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.		性能確認(機能・性能が満足していることを確認する。) 項目1が該当。 耐圧強化ベント系の排出経路に設置された隔離弁は,原子炉運転中は格納容器バウン ダリを維持することが要求されるため,定検停止時に開閉試験を実施する。	中央性制御室からの遠隔操作で必要な弁を開弁できることを確認	する。空気駆動弁については,遠隔空気駆動弁操作用ボンベ内の窒素消費による重大 事故等時使用可能窒素量の減少を考慮し,計装用圧縮空気系等を使用して現場操作で 開弁できることを確認する。 また,遠隔手動弁操作設備により開弁できることを確認する。	動作確認(運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。) 項目2,3が該当。 原子炉運転中は隔離弁の動作確認はできないため,状態確認等により使用可能であることを確認する。 可目3については,「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサ 可目3については,「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサ 一ベランス頻度の考え方に基づき3ヶ月に1回,動作可能であることを確認する。
	耐圧強化ベント弁 閉 耐圧強化ベント弁 閉	⑤ ②に含まれる設備	⑥ 遠隔空気駆動弁操作用ボンベは,耐日空気作動弁に供給するため,4本を月ト弁については操作用ボンベからのは系統構成が可能であり,動作可能、次隔離弁(サプレッション・チェン/と装置の遠隔空気駆動弁用操作ボン	引される原子炉の状態		a. 性能確認(機能・性能が満足している項目1が該当。 両目1が該当。 耐圧強化ベント系の排出経路に設置さ ダリを維持することが要求されるため	項目1については,中央性制御室	する。空気駆動弁については,遠隔空気駆動弁操作用ボンベド事故等時使用可能窒素量の減少を考慮し,計装用圧縮空気系等開弁できることを確認する。また,遠隔手動弁操作設備により開弁できることを確認する。	b. 動作確認 (運転上の制限を満足」項目 2, 3 が該当。原子炉運転中は隔離弁の動作確認 ことを確認する。項目 3 については,「保安規定変ーベランス頻度の考え方に基づき
					担当	計直長	当直長	当直長	
					頻度	定検停止時	カ月に1回	5ヶ月に1回	
保安規定 第66条 条文				2)確認事項	項 目 ①	1. 必要な電動駆動弁,空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設 備を用いた弁が動作可能であることを確認する。ま た,動作確認後,動作確認に際して作動した弁の開閉 状態を確認する。	2. 原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,耐 圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。	起動及び高温停止において ミンベが使用可能であるこ	

	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
(3) 要求される措置			8 運転上の制限を満足していない場合の条件を記載する。	
条 件 8	要求される措置 ⑨	完了時間	耐圧強化ベント系は1N要求設備であるため,動作可能な系統数が1N未満となった場合・タイニ・アポウナ・	
A. 耐圧強化ベント)	速やかれて	を条件として設定する。	
系が動作不能の 場合**11	能であることを確認する※12とともに,その他の設備※13が動作可能であることを確認する。		③ 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2), (3))	
	及び A2. 当直長は, 可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し, 動作可能であることを確認するとともに, その他 の設備**14が動作可能であることを確認する。	速やかれて	A1. 重大事故等対処設備が動作不能となった場合は、対応する設計基準事故対処設備が動作可能であることを"速やかに"確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類十)」技術的能力で整理した"機能喪失を想定する設計基準事故対処設備"であり、炉心損傷防止及び格納容器破損防止の観点から最も有効と思われる残留	
		盟日 8	然际去米(広圧社水七一ト,格約谷番<ノレイモート,サンレッションノール倍却モード)(非常用ディーゼル発電機,原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系含む)が該当する。なお,原子炉水位の回復には残留熱除去系が2系列以上必要となることから,起動する残留熱除去系については2系列とする。	
	A4. 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間	A2. 当該設備に期待する機能である「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する」 の細片が是ま宝塔的な記針は灌車が芸伽設備を確認対角レーア選定ポストレレー	
B. 条件Aで要求される措置を完了	B 1. 当直長は,高温停止にする。 及び	24時間	り鳴示く取り天然は24以前毎年争取れた欧州で唯ஸれることは歴げらしてらい,具体的には可燃性ガス濃度制御系が動作可能であることを"速やかに"確認する。	
時間内に達成できれい場合	B2.当直長は,冷温停止にする。	36時間	A 3. 動作不能となった当該設備の機能を補完する代替措置(ボンベの補充等)を検討し、 Fr 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1	
※11:耐圧強化ベント		自一能であれ	原士が土仕技術もの無認を侍て表題する。 元丁時间は政計・事政対処政舗が割げ リー部でなる、フタ権認した場合の A O T 上限(1N未補)だなる「3日間」 ソセス	
ば運転上の制限	ば運転上の制限を満足しているとみなす。			
※12:運転中のポン	※12:運転中のポンプについては,運転状態により確認する。		F可能な状態	
※13: 残りの残留熱除去系 1 系列,	徐去系 1 系列,非常用ディーゼル発電機 3 台,原子炉補機冷却水系 3 系	9却水系3系	T上限である「10日間」とする。	
列及び原子炉を	列及び原子炉補機冷却海水系3系列をv.v.,至近の記録等により動作可能である 1. + 沖部エッ	能であるこ	B1., B2. 既保安規定と同様の設定とする。	
いか無認って。	スーピーオット Can Ditter O Tin A T	J		
※14: 残りの可然性な を確認する。	※14:残りの可燃性ガス濃度制御糸1糸列をいい,至近の記録等により動作可能であるを確認する。	とこののこと		
※15:代替品の補充等をいう。	等をいう。			



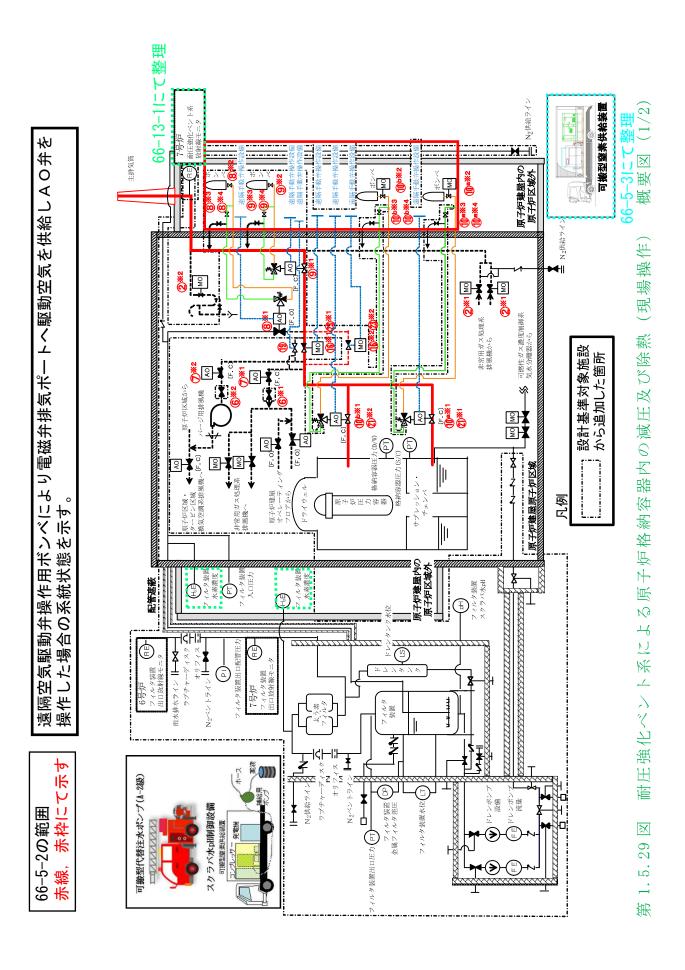
概要図 る原子炉格納容器内の減圧及び除熱 4 耐圧強化ベント系に \mathbb{X} 23 1.5. 紙

66-5-2 5/31

137

概要図 (2/2) 耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 第 1.5.23 図

操作手順	并名称
€ 1 1 1	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁
6 ^{*2}	非常用ガス処理系出口Uシール隔離弁
©**3	非常用ガス処理系第一隔離弁
6 [*] ⁴	換気空調系第一隔離弁
€‱9	非常用ガス処理系第二隔離弁
9**(9)	換気空調系第二隔離弁
(L)	フィルタ装置入口弁操作用空気ボンベ出口弁
8	フィルタ装置入口弁
6	耐圧強化ベント弁操作用空気ボンベ出口弁
①	耐圧強化ベント弁
∰aЖ1	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気供給弁
(∏≈%2 ©)%1	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)
∰bЖ1	一次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気供給弁
(I)**2(I)**2	一次隔離弁(ドライウェル側)
(D)**1(D)**3	二次隔離弁
$0 \times 2 \times 4$	二次隔離弁バイパス弁
©	水素バイパスライン止め弁

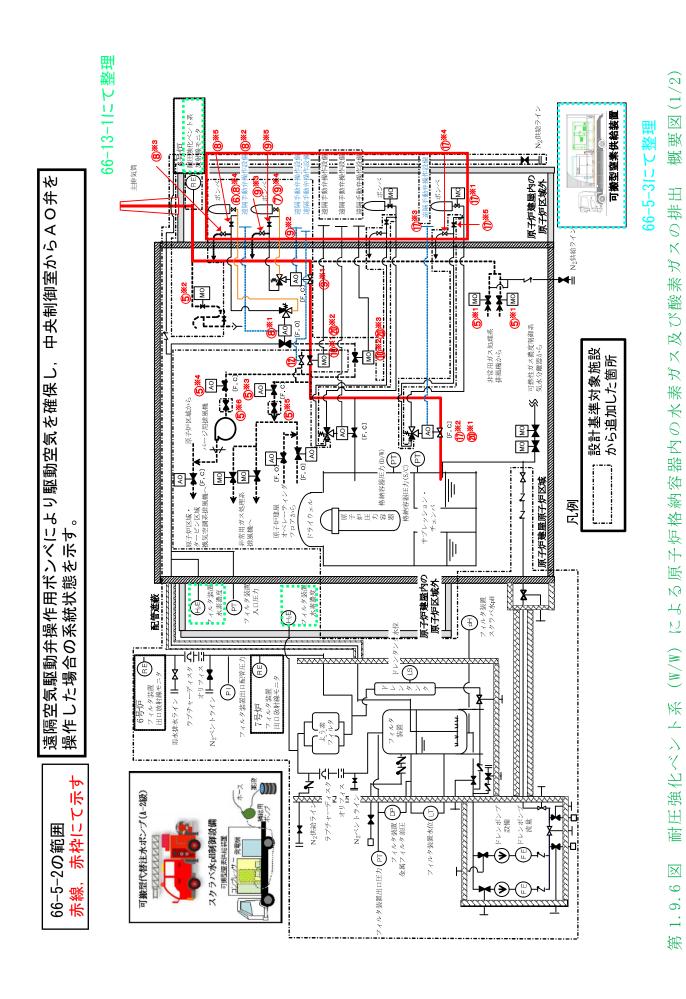


66-5-2 7/31

139

概要図 (2/2) 耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作) 1.5.29 図 紙

	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁
	非常用ガス処理系出口Uシール隔離弁
****	非常用ガス処理系第二隔離弁
(6) ² (4)	換気空調系第二隔離弁
1※①	非常用ガス処理系第一隔離弁
⑦※2 換	換気空調系第一隔離弁
8×1	フィルタ装置入口弁
8 7	フィルタ装置入口弁操作用空気ボンベ出口弁
8**3	フィルタ装置入口弁逆操作用空気排気側止め弁
8)**4	フィルタ装置入口弁操作用空気排気側止め弁
1※6	耐圧強化ベント弁
(9)※2	耐圧強化ベント弁操作用空気ボンベ出口弁
9※3	耐圧強化ベント弁逆操作用空気排気側止め弁
(g)※4 耐	耐圧強化ベント弁操作用空気排気側止め弁
1	-次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)
⊕*2 —	-次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気供給弁
- - -	-次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)逆操作用空気排気側止め弁
- 10a	-次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気排気側止め弁
⊕ ×1 ② ×2	-次隔離弁(ドライウェル側)
①b ² —	-次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気供給弁
— (10°%3	-次隔離弁(ドライウェル側)逆操作用空気排気側止め弁
- 10 b	-次隔離弁(ドライウェル側)操作用空気排気側止め弁
<u>1€</u> %1,23%1	二次隔離弁
16 ^{%2} 33 %2 = =	二次隔離弁バイパス弁
(1) 水	水素バイパスライン止め弁



66-5-2 9/31

概要図(2/2) 耐圧強化ベント系(W/W)による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出 第 1.9.6 図

操作手順	弁名称
0*1	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁(A)(B)
0*2	非常用ガス処理系出ロじンール隔離弁
£*9	非常用ガス処理系第一隔離弁
0,*4	換気空調系第一隔離弁
9**5	非常用ガス処理系第二隔離弁
9*9	換気空調系第二隔離弁
P**®®	フィルタ装置入口弁操作用空気ボンベ出口弁
0®*4	耐圧強化ベント弁操作用空気ボンベ出口弁
1*®	フィルタ装置入口弁
z ₩®	フィルタ装置入口弁遠隔手動弁操作設備
ε*®	フィルタ装置入口弁逆操作用空気排気側止め弁
s*®	フィルタ装置入口弁操作用空気排気側止め弁
1 ₩©	耐圧強化ベント弁
@**2	耐圧強化ベント弁遠隔手動弁操作設備
e*®	耐圧強化ベント弁逆操作用空気排気側止め弁
9*®	耐圧強化ベント弁操作用空気排気側止め弁
0*1@*2	二次隔離弁
@*2@*3	二次隔離弁バイパス弁
©	水素バイパスライン止め弁
0×1	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気供給弁
@*2@*1	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)
e*@	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)遠隔手動弁操作設備
©*4	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)逆操作用空気排気側止め弁
9×€	一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)操作用空気排気側止め弁

10,

添付-2-(1) 技術的能力まとめ資料

添付資料 1.5.1

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(1/4)

技術的能力審査基準 (1.5)	番号	設置許可基準規則(48条)	技術基準規則 (63条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、設計基準事故対処設 備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が 喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損 (炉心の著しい損傷及び原子炉 生するものに限る。)を防止するため、最終ヒート ンソクへ熱を輸送するために必要な手順等が適切に 整備されているか、又は整備される方針が適切に示 されていること。	1	【本文】 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備 が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能 が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び 原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発 生する前に生ずるのに限る。)を防止するため 、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必 要な設備を設けなければならない。	【本文】 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処 設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送 する機能が喪失した場合において炉心の著 しい損傷及び原子矩体納容器の破損(炉心 の著しい損傷が発生する前に生ずるもの 限る。)を防止するため、最終ヒートシン クへ熱を輸送するために必要な設備を施設 しなければならない。	3
【解釈】 1 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	-	【解釈】 1 第48条に規定する「最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解釈】 1 第63条に規定する「最終ヒートシン クへ熱を輸送するために必要な設備」と は、以下に掲げる措置又はこれらと同等以 上の効果を有する措置を行うための設備を いう。	-
(1) 炉心損傷防止 a) 取水機能の喪失により最終ヒートシンクが喪失 することを想定した上で、BWRにおいては、サブ レッションプールへの熱の蓄積により、原子炉冷却		a) 炉心の著しい損傷等を防止するため、重大 事故防止設備を整備すること。	a) 炉心の著しい損傷等を防止するため、 重大事故防止設備を整備すること。	4
機能が確保できる一定の期間内に、十分な余裕を 持って所内車載代替の最終ヒートシンク (UHS) の 繋ぎ込み及び最終的な熱の逃がし場への熱の輸送が できること。加えて、残留熱除去系(RHR)の使用が	2	b) 重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備に対して、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること。	b) 重大事故防止設備は、設計基準事故対 処設備に対して、多重性又は多様性及び独 立性を有し、位置的分散を図ること。	(5)
不可能な場合について考慮すること。 また、PPR においては、タービン動補助給水ポンプ 及び主蒸気逃がし弁による2次冷却系からの除熱に より、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる こと。		c) 取水機能の喪失により最終ヒートシンクが 喪失することを想定した上で、BWR において は、サプレッションプールへの熱の蓄積によ り、原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内 に、十分な余裕を持って所内車載代替の最終 ヒートシンクシステム (UHSS) の繋ぎ込み及び 最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができるこ と。加えて、残留熱除去系(RHR)の使用が不可能 な場合について考慮すること。 また、PWR においては、タービン動補助給水ポ ンプ及び主蒸気逃がし弁による2次冷却系から の除熱により、最終的な熱の逐がし場への熱の 輸送ができること。	c) 取水機能の喪失により最終ヒートシンクが喪失することを想定した上で、BWR においては、サブレッションプールへの熱の蓄積により、原子炉冷却機能が確保で下所内車載代替の最終ヒートシンクシステムではいる。 「UHSS)の繋ぎ込み及び最終的な熱の逃がし場へ熟の輸送ができること。加えて、残留熱除去系(BHR)の使用が不可能な場合について考慮すること。また、PWR におおいては、タービン動補助給水ブン及び主素気造がし中による2次の表があり、最終的な熱の逃がし場へ熱の輸送ができること。	6
		d)格納容器圧力逃がし装置を整備する場合は、本規程第50条3b)に準ずること。また、その使用に際しては、敷地境界での線量評価を行うこと。	d)格納容器圧力逃がし装置を整備する場合は、本規程第65条3b)に準ずること。また、その使用に際しては、敷地境界での線量評価を行うこと。	T

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(3/4)

					: 重大事故等対処設備		: 重大事故	等対処設備 (設計	·基準拡張)
	重大事故等対処設備を使用 資査基準の要求に適合する					自ヨ	主対策		
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に 使用可能か	対応可能な人数で使用可能か	備考
原格子位	格納容器圧力逃がし装 置	新設							
子炉格納容器内の減圧及び除熱:納容器圧力逃がし装置による	_	_	0 0 0 0 0						
	町圧強化ヘント糸 (W/W) 配管・弁	既設 新設							
##*±	耐圧強化ベント系 (D/W) 配管・弁	既設 新設							
耐 圧 強	遠隔手動弁操作設備	新設							
化べ	遠隔空気駆動弁操作用 ボンベ	既設 新設							
ント	遠隔空気駆動弁操作設 備配管・弁	既設 新設							
- 系による	原子炉格納容器 (サプレッション・チェンバ, 真空破壊弁を含む)	既設	①	_	_	_	-	_	-
原 子	不活性ガス系配管・弁	既設	② ③						
· 炉 格	非常用ガス処理系配 管・弁	既設	4 5						
納 容	主排気筒 (内筒)	既設	6 7						
器 内	常設代替交流電源設備	新設							
の 減	第二代替交流電源設備	新設							
圧 及	可搬型代替交流電源設 備	新設							
び除熱	代替所内電気設備	既設 新設							
熱	常設代替直流電源設備	新設							
	可搬型直流電源設備	新設							
現	遠隔手動弁操作設備	新設	12						
場 操	遠隔空気駆動弁操作用 ボンベ	既設 新設	34 56						
作	遠隔空気駆動弁操作設 備配管・弁	既設 新設	7						

どちらかが使用可能であれば、 審査基準の要求への適合の維持が可能。

添付資料 1.9.1

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(1/2)

技術的能力審査基準 (1.9)	番号	設置許可基準規則 (52条)	技術基準規則(67条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が 発生した場合において原子炉格納容器内における水 素による爆発(以下「水素爆発」という。)による 損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発によ る原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手 順等が適切に整備されているか、又は整備される方 針が適切に示されていること。	1	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における 水業による爆発(以下「水素爆発」という。) による破損を防止する必要がある場合には、水 素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する ために必要な設備を設けなければならない。	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の蓄しい損傷 発電生した場合において原子炉格納容器内 における水素による爆発(以下「水素爆 発」という。)による破損を防止する必要 がある場合には、水素爆発による原子炉格 納容器の破損を防止するために必要な設備 を施設しなければならない。	(5)
【解釈】 1 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止 するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置 又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うた めの手順等をいう。	-	【解釈】 1 第52条に規定する「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備」 とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上 の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解釈】 1 第67条に規定する「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	_
(1) BWR a) 原子炉格納容器内の不活性化により、原子炉格 納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の 破損を防止するために必要な手順等を整備するこ と。	② ※1	<bwr> a)原子炉格納容器内を不活性化すること。 <pwr のうち必要な原子炉=""> b)水素濃度制御設備を設置すること。</pwr></bwr>	<bwr> a) 原子炉格納容器内を不活性化すること。 <pwr のうち必要な原子炉=""> b) 水素濃度制御設備を設置すること。</pwr></bwr>	⑥ ※1
(2) PWR のうち必要な原子炉 a) 水素濃度制御設備により、原子炉格納容器内に おける水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止 するために必要な手順等を整備すること。	_	<bwr 共通="" 及びpwr=""> c)水素ガスを原子炉格納容器外に排出する場合には、排出経路での水素爆発を防止すること、放射性物質の低減設備、水素及び放射性物質濃度測定装置を設けること。</bwr>	<bwr 共通="" 及びpwr=""> c)水素ガスを原子炉格納容器外に排出する場合には、排出経路での水素爆発を防止すること、放射性物質の低減設備、水素及び放射性物質濃度測定装置を設けること。</bwr>	7
(3) BWR 及びPWR 共通 a) 原子炉格納容器内における水素爆発による原子 炉格納容器の破損を防止するために必要な設備が、 交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備から の給電を可能とすること。	3	d) 炉心の著しい損傷時に水素濃度が変動する 可能性のある範囲で測定できる監視設備を設置 すること。	d) 炉心の著しい損傷時に水素濃度が変動 する可能性のある範囲で測定できる監視設 備を設置すること。	8
b) 炉心の著しい損傷後、水ージルコニウム反応及 び水の放射線分解による木素及び酸素の水素爆発に よる原子炉格納容器の破損を防止する手順等を整備 すること。	4	e) これらの設備は、交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とすること。	e) これらの設備は、交流又は直流電源が 必要な場合は代替電源設備からの給電を可 能とすること。	9

- ※1:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内を不活性ガス系にて窒素ガスで置換しているため、炉心損傷に伴い水素ガスが発生した場合においても、事故発生直後に酸素濃度が可燃限界に至ることはない。 有効性評価における原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度評価により、事故発生後7日間は原子炉格納容器への窒素ガス供給は 医悪である
- ※2:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内を不活性ガス系により常時不活性化している。 不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備とは位置 付けない。
- ※3: 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (2/2)

: 重大事故等対処設備

	重大事故等対処設備を使用 査基準の要求に適合する					自当	 主対策		
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に 使用可能か	対応可能な人数 で使用可能か	備考
性原 容化子	不活性ガス系 ※2	既設		性原 容化子	可搬型格納容器窒素供 給設備	可搬			
器水素爆発防止による原子炉格納容器内不活	_	_	① ② ⑤	器水素爆発防止による原子炉格納容器内不活	-		8時間	20名	自主対策とす る理由は本文 参照
	各納容器圧力逃がし装 置	新設	①		可燃性ガス濃度制御系 再結合器ブロワ	常設			
原格子納	フィルタ装置出口放射 泉モニタ	新設	4) (5)	原子可	可燃性ガス濃度制御系 再結合装置	常設			
炉 容格 器	フィルタ装置水素濃度	新設	7	炉燃 格性	可燃性ガス濃度制御系 配管・弁	常設			
酸納圧素容力	サプレッション・チェ ンバ	既設		納ガ容ス	残留熱除去系	常設			
ガ器逃れかののし	耐圧強化ベント系 (W/W)	既設 新設		器濃 内度 の制			30分	4名	自主対策とす る理由は本文 参照
排水装出素置	可搬型窒素供給装置	新設	① ④	水御素系					≫ RR
ガ 等 ス に	ホース・接続口	新設	⑤ ⑦	濃 に 度 よ	_	-			
及よ びる	耐圧強化ベント系放射 線モニタ	新設		制る御					
	フィルタ装置水素濃度	新設							
水素 農 監 視	格納容器內水素濃度 (SA)	新設	①						
	格納容器内水素濃度	既設	(5) (8)	_	-	-	_	-	-
のび	格納容器内酸素濃度	既設	•						
代替	常設代替交流電源設備	新設		代 替	第二代替交流電源設備	常設			
設電備源	可搬型代替交流電源設備	新設	1	設電備源					自主対策とす
へに のよ 給る	常設代替直流電源設備	新設	3 5	へに のよ 給る	_	_	※ 3	※ 3	る理由は本文参照
超必要	可搬型直流電源設備	新設	9	電必要					
安 な	代替所内電気設備	新設		安 な					

^{※1:}発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内を不活性ガス系にて窒素ガスで置換しているため、炉心損傷に伴い水素ガスが発生した場合においても、事故発生直後に酸素濃度が可燃限界に至ることはない。 有効性評価における原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度評価により、事故発生後7日間は原子炉格納容器への窒素ガス供給は不要である。

どちらかが使用可能であれば、 審査基準の要求への適合の維持が可能。

^{※2:}発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内を不活性ガス系により常時不活性化している。 不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備とは位置

付けない。 ※3: 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

とで、他の系統・機器に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替原子炉補機冷却系は,通常時は熱交換器ユニットを接続先の系統と分離して保管し,重大事故等時に接続,弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また,原子炉補機冷却系と代替原子炉補機冷却系を同時に使用しないことにより,相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。

熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,治具や 輪留めによる固定等をすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計と する。

熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

5.10.2.3 容量等

基本方針については ,「1.1.7.2 容量等」に示す。

耐圧強化ベント系は,原子炉停止後約 16 時間後において原子炉格納容器 内で発生する蒸気を排気し,その熱量分を除熱できる十分な排出流量を有 する設計とする。

代替原子炉補機冷却系は,想定される重大事故等時において,炉心の著 しい損傷を防止するために必要な伝熱容量を有する設計とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、想定される重大事故等時において、残留熱除去系等の機器で発生した熱を除去するために必要な伝熱容量及びポンプ流量を有する熱交換器ユニット1セット1式と大容量送水車(熱交換器ユニット用)1セット1台を使用する。熱交換器ユニットの保有数は、6号及び7号炉共用で4セット4式に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアッ

プ用として1式(6号及び7号炉共用)の合計5式を保管する。大容量送水車(熱交換器ユニット用)の保有数は,6号及び7号炉共用で4セット4台に加えて,故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計5台を保管する。

また,代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,想定される重大事故等時において,残留熱除去系による発電用原子炉又は原子炉格納容器内の除熱と燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に同時に使用するため,各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。

5.10.2.4 環境条件等

基本方針については,「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

耐圧強化ベント系は,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

耐圧強化ベント系の排出経路に設置される隔離弁の操作は,想定される 重大事故等時において,原子炉建屋内の原子炉区域外への遠隔手動弁操作 設備の設置に加え必要に応じて遮蔽材を設置することにより,離れた場所 から人力で容易かつ確実に手動操作が可能な設計とする。また,排出経路 に設置される隔離弁のうち空気作動弁については,原子炉建屋内の原子炉 区域外への遠隔空気駆動弁操作用ボンベの設置に加え必要に応じて遮蔽材 を設置し,離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由した高圧 窒素ガスを供給することにより,容易かつ確実に操作が可能な設計とす る。また,排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については,中央制 御室から操作が可能な設計とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器

他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

耐圧強化ベント系の可搬型窒素供給装置は,通常時は接続先の系統と分離して保管し,重大事故等時に接続,弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型窒素供給装置は,治具や輪留めによる固定等をすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型窒素供給装置は,飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない 設計とする。

格納容器内水素濃度(SA),格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度は,他の設備と電気的な分離をすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

9.5.2.3 容量等

基本方針については,「1.1.7.2 容量等」に示す。

耐圧強化ベント系は,想定される重大事故等時において,代替循環冷却系を長期使用した際に,原子炉格納容器内に発生する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出し,水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために十分な排出流量を有する設計とする。

サプレッション・チェンバは、設計基準対象施設と兼用しており、設計 基準対象施設としての保有水量が、想定される重大事故等時の原子炉格納 容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出する際において、スクラビング効果 による放射性物質の低減が可能な水量に対して十分であるため、設計基準 対象施設と同仕様で設計する。

耐圧強化ベント系の可搬型窒素供給装置は,想定される重大事故等時

に、代替循環冷却系を長期使用した場合であって、耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内における水素ガス及び酸素ガスを排出する場合において、水素爆発を防止するため、水素ガス及び酸素ガスを排出する前までに排出経路の空気を窒素に置換するために十分な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は6号及び7号炉共用で2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計3台を保管する。

格納容器内水素濃度(SA)は,想定される重大事故等時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲を測定できる設計とする。

格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度は,想定される重大事故等時に原子炉格納容器内の水素爆発を防止するため,その可燃限界濃度を測定できる設計とする。

9.5.2.4 環境条件等

基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

耐圧強化ベント系は,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

耐圧強化ベント系の排出経路に設置される隔離弁の操作は,想定される 重大事故等時において,原子炉建屋内の原子炉区域外への遠隔手動弁操作 設備の設置及び必要に応じた遮蔽材の設置により,離れた場所から人力で 容易かつ確実に手動操作が可能な設計とする。また,排出経路に設置され る隔離弁のうち空気作動弁については,原子炉建屋内の原子炉区域外への 遠隔空気駆動弁操作用ボンベの設置に加え必要に応じて遮蔽材を設置し, 離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して高圧窒素ガスを 供給することにより,容易かつ確実に操作が可能な設計とする。また,排

第5.10-1表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様

(1) 格納容器圧力逃がし装置

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

(2) 耐圧強化ベント系

兼用する設備は以下のとおり。

・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

系 統 数 1

系統設計流量 約 15.8kg/s

- (3) 代替原子炉補機冷却系
 - a. 熱交換器ユニット(6号及び7号炉共用)

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・使用済燃料プールの冷却等のための設備

数 量 4式(予備1)

熱交換器

組 数 1/式

伝熱容量 約 23MW/組(海水温度 30 において)

代替原子炉補機冷却水ポンプ

台 数 2

1

第 9.5 - 1 表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の 主要機器仕様

(1) 格納容器圧力逃がし装置

a. フィルタ装置

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

b. よう素フィルタ

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

c. ラプチャーディスク

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

d. フィルタ装置水素濃度

第 6.4 - 1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

e. フィルタ装置出口放射線モニタ

第 8.1 - 2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。

(2) 耐圧強化ベント系

第 5.10 - 1 表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様に記載する。

a. サプレッション・チェンバ

第9.1-1表 一次格納施設主要仕様に記載する。

b. 可搬型窒素供給装置(6号及び7号炉共用)

台 数 2(予備1)

容 量 約 70Nm³/h/台

c. フィルタ装置水素濃度

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ

第 8.1 - 2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。

- (3) 水素濃度監視設備及び酸素濃度監視設備
 - a. 格納容器内水素濃度(SA)

第 6.4 - 1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

b. 格納容器内水素濃度

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

c. 格納容器内酸素濃度

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

(2) 容器 (可搬型)

名	称	遠隔空気駆動弁操作用ボンベ			
容量	L/個	46.7以上(46.7)			
最高使用圧力 MPa		14. 7			
最高使用温度	${\mathcal C}$	40			
個 数	_	4 (予備 4)			

【設定根拠】

(概要)

· 重大事故等対処設備

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(耐圧強化ベント系)として使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有する。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して耐圧強化ベント系の排出経路に設置され る隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な設計と する。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(格納容器圧力逃がし装置)として 使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有する。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは,設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため,最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して格納容器圧力逃がし装置の排出経路に設 置される隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な 設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(耐圧強化ベント系)として使 用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有する。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して耐圧強化ベント系の排出経路に設置され る隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な設計と する。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(格納容器圧力逃がし装置)と して使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有する。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して格納容器圧力逃がし装置の排出経路に設 置される隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な 設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置 (格納容器圧力逃がし装置)として使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、以下の機能を有す る。

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の 過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の 圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、原子炉建屋内の原子炉区域外に設置した遠隔空気駆動弁操作用ボンベより、高圧 窒素ガスを遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由して格納容器圧力逃がし装置の排出経路に設 置される隔離弁のうち空気作動弁に供給することにより、当該弁を容易かつ確実に操作が可能な 設計とする。

1. 容量

遠隔空気駆動弁操作用ボンベを重大事故等時において使用する場合の容量は,高圧ガス保安 法の適合品である一般汎用型の窒素ボンベを使用することから,当該ボンベの容量はメーカに て定めた容量である 46.7L/個以上とする。

公称値については、要求される容量以上である 46.7L/個とする。

2. 最高使用圧力

遠隔空気駆動弁操作用ボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は,高圧ガス保安 法の適合品であるボンベにて実績を有する充填圧力である 14.7MPa とする。

3. 最高使用温度

遠隔空気駆動弁操作用ボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は,高圧ガス保安 法に基づき 40℃とする。

4. 個数

遠隔空気駆動弁操作用ボンベは、重大事故等対処設備として操作対象弁1個あたり必要数1個*と故障時のバックアップ並びに保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1本の2本を1セットとし、操作対象弁が4弁であることから4本(予備4本)を保管する。

注記*:重大事故等時に使用する遠隔空気駆動弁操作用ボンベの操作対象弁1個あたりの必要数は、操作対象弁を7日間開保持するために必要な窒素ガス量及び操作対象弁を必要作動回数分作動させるために必要な窒素量を上回る容量を確保しており、根拠は以下のとおり。

1. 窒素消費量

- ①遠隔空気駆動弁操作用窒素供給配管を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量
- ②操作対象弁を開動作するための消費量 =1607NL
- ③操作対象弁を7日間開保持するための消費量 = 504NL 窒素消費量は、上記①~③を合計した2962NLである。
- 2. 遠隔空気駆動弁操作用ボンベによる窒素供給量

$$S_b = \frac{P_1 - P_2}{P_N} \times V_b \times M$$

=851NL

$$= \frac{12.0 - 1.0}{0.1013} \times 46.7 \times M$$
$$= 5071 \times M$$

S_b: ボンベによる供給量[NL/個]

P₁:プラント通常時の交換管理目安圧力=12.0 MPa[abs]

P₂: 事故時のボンベ取替目安圧力=1.0 MPa[abs]

P_N:大気圧=0.1013 MPa[abs]

 $V_{\rm b}$:ボンベ容量=46.7 L/個

M : 必要ボンベ個数[本]

開保持するために必要な窒素消費量より多い供給量($S_{\rm b}$)が必要であるため、

 $S_{b} > 2962$

上記の関係式より

 $5071 \times M > 2962$

M > 0.59

よって、操作対象弁1 個あたりに必要な窒素ボンベ個数は 0.59 を上回る 1 個とする。

格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系について運転上の制限及び措置について 以下のように整理を行った。

1. 格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作用 ボンベについて

66-5-1:格納容器圧力逃がし装置及び 66-5-2:耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作用ボンベ4本は、一次隔離弁(ドライウェル側)、一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)、フィルタ装置入口弁、耐圧強化ベント弁に供給するものである。

このうち、一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)はFailure Close(F・C)設計となっており、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の何れの系統構成にも必要である。

他方、フィルタ装置入口弁は Failure Open (F・0) 設計、耐圧強化ベント弁は F・C 設計となっており、格納容器圧力逃がし装置では、遠隔空気駆動弁操作用のボンベの空気が無くても系統構成可能で、耐圧強化ベント系の系統構成のみで必要である。

よって、一次隔離弁 (ドライウェル側)、一次隔離弁 (サプレッション・チェンバ側) の遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能が喪失した場合は、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系が同時に LCO 逸脱となる。

また、フィルタ装置入口弁、耐圧強化ベント弁の遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能が喪失した場合は、耐圧強化ベント系のLCO逸脱となる。

これらを踏まえ、審査説明資料を以下のとおり修正した。

- 1. 一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の2弁にて系統構成が可能であるため、66-5-1ではボンベ所要数を2本とし、記載の説明にもその旨追記した。
- 2. フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁の操作用ボンベについては流路 構成に不要なため、所要数に含めないことを記載の説明に追記した。
- 3. 一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の操作用ボンベについて、耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁用操作ボンベと所要数を兼ねるとの記載に変更した。66-5-2も同様に変更した。
- 4. 66-5-2 で、フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁については操作用ボンベからの供給がない状態においても格納容器圧力逃がし装置は系統構成が可能であり、動作可能であるとの記載を追記した。
- 5. 66-5-1 のボンベの単位が「個」であったため、66-5-2 と統一させて「本」 とした。

2. 遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能喪失時の LCO 判断について

(1)一次隔離弁(ドライウェル側)の遠隔空気駆動弁操作用ボンベが機能喪失の場合

一次隔離弁(ドライウェル側)は、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の両者で必要な弁のため、両者のLCO逸脱を宣言する。

(1-A) 66-5-1:格納容器圧力逃がし装置の要求される措置

A 1、A 2 及び A 3 の要求される措置を行ったうえで、A 4 として 3 0 日間 以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プ ラントを停止する。

(1-B) 66-5-2:耐圧強化ベント系の要求される措置

A 1 及び A 2 の要求される措置を行ったうえで、A 3 として 3 日間以内に代替品のボンベを補充し、A 4 として 1 0 日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プラントを停止する。

- ⇒ その他の要求される措置を実施したうえで、3日間以内に代替品のボンベを 補充し、10日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧出来なけ れば、プラントを停止する。
- (2)一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の遠隔空気駆動弁操作用ボンベが機 能喪失の場合
 - (2-A) 66-5-1:格納容器圧力逃がし装置の要求される措置

A 1 及び A 2 の要求される措置を行ったうえで、A 3 として、3 日間以内に一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の代替品のボンベを補充し、耐圧強化ベント系(W/W)が動作可能であること及び代替循環冷却系が動作可能であることを確認し、3 0 日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プラントを停止する。

(2-B) 66-5-2: 耐圧強化ベント系の要求される措置

A 1 及び A 2 の要求される措置を行ったうえで、A 3 として 3 日間以内に代替品のボンベを補充し、A 4 として 1 O 日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プラントを停止する。

- ⇒ その他の要求される措置を実施したうえで、3日間以内に代替品のボンベを 補充し、10日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧出来なけ れば、プラントを停止する。
- (3)フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁の遠隔空気駆動弁操作用ボンベが機 能喪失の場合
 - (3-A) 66-5-1:格納容器圧力逃がし装置の要求される措置 格納容器圧力逃がし装置は運転上の制限を満足。
 - (3-B) 66-5-2:耐圧強化ベント系の要求される措置 A1及びA2の要求される措置を行ったうえで、A3として3日間以内に代替品のボンベを補充し、A4として10日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧する。復旧できなければ、プラントを停止する。
 - ⇒ その他の要求される措置を実施したうえで、3日間以内に代替品のボンベを 補充し、10日間以内に遠隔空気駆動弁操作用ボンベの機能を復旧出来なけ れば、プラントを停止する。

66-5-1 格納容器圧力逃がし装置 (3)要求される措置

(3) 要求される措置

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器圧力逃がし	A1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを	速やかに
装置が動作不能の	確認する *12 とともに、その他の設備 *13 が動作可能であるこ	
場合	とを確認する。	
	及び	
	A 2. 当直長は,可燃性ガス濃度制御系 1 系列を起動し,動作可能であ	速やかに
	ることを確認するとともに、その他の設備**14が動作可能であ	
	ることを確認する。	
	及び	
	A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備**15が動	3日間
	作可能であることを確認する ^{※16} 。	
	及び	
	A4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間
B. 条件Aで要求される措	B1. 当直長は、高温停止にする。	2 4 時間
置を完了時間内に達	及び	
成できない場合	B2. 当直長は、冷温停止にする。	3 6 時間

※12:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13: 残りの残留熱除去系1系列,非常用ディーゼル発電機3台,原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却 海水系3系列をいい,至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14: 残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※15:代替循環冷却系及び耐圧強化ベント系 (W/W) をいう。

※16:「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

66-5-2 耐圧強化ベント系 (3)要求される措置

(3) 要求される措置

条件	要求される措置	完了時間
A. 耐圧強化ベント系が	A1. 当直長は,残留熱除去系2系列を起動し,動作可能であること	速やかに
動作不能の場合**11	を確認する**12とともに、その他の設備**13が動作可能である	
	ことを確認する。	
	及び	
	A 2 . 当直長は,可燃性ガス濃度制御系 1 系列を起動し,動作可能で	速やかに
	あることを確認するとともに、その他の設備 ^{※14} が動作可能で	
	あることを確認する。	
	及び	
	$A3$. 当直長は,代替措置 *15 を検討し,原子炉主任技術者の確認を	3日間
	得て実施する措置を開始する。	
	及び	
	A4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
D タ州 A 元亜最大いフ州	D1 坐古長は 青畑信山マナス	24時間
B. 条件Aで要求される措	B1. 当直長は、高温停止にする。	△ 4 时间
置を完了時間内に達成	及び	
できない場合	B2. 当直長は、冷温停止にする。	3 6 時間

※11:耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であれば運転上の制限を満足 しているとみなす。

※12:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13:残りの残留熱除去系1系列,非常用ディーゼル発電機3台,原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却 海水系3系列をいい,至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14:残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※15:代替品の補充等をいう。

以上

									関する運動
	華	1.5,1.7,1.9	しい C G A 、 な設備が兼用さ れているにとか ら、これら 3 条 文の 関末を一括 りにして、SA 条	メの数シュトル (分類 1) を構成 する こと と する。 る。	ボン (18) XX (で で 回 で で で で で で の の の の の の の の の の の	【γ設備】 1.5は,発生した 熱を最終ヒート	<i>ツン</i> クへ導く設備の評価である ため, サプレッション テュンバ・プール҈ネカ モードにりいて	もヶ設備とする。
	LC0 の設定		1.5,1.7,1.9 より保安規 定第 66 条にLCO を設定す る。現場操作の要求につい ても一括りにして設定す る。	イン並びにドレン移送ポンプ, 遠隔操作設備等の付帯設備とする。 スクラバ水補給のために	使用する可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)は,表66-19-1 の可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)において, LC0 を設定する。		1.5,1.9 より保安規定第66 条にLCO を設定する。現場操作の要求について も一括りにして設定する。LCO 対象範囲は、ベントラ	イン並びに遠隔手動設備 等の付帯設備とする。 格納容器圧力逃がし装置 により基準要求を維持で	きることから,格納容器圧力逃がし装置が動作可能な場合は機能喪失しても100 逸脱とはみなさない。
	D(自主対策設備 or代替品)	I	l	I	ı	1	代替品(ボンベ)	代替品(ボンベ)	代替品(ボンベ)
	C (代替手段)	耐圧強化ベント系(W/W) (B 設備を準用)(55 分)	代替循環冷却系(540 分)	耐圧強化ベント系(W/W) (B 設備を準用)(55 分)	耐圧強化ベント系(W/W) (B 設備を準用)(60 分)	代替循環冷却系(540 分)	_	_	I
	ア設備	残留熱除去系 (サプレッション・チェンパ・プール冷 劫モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	残留熱除去系 (サプレッション・チェンパ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	残留熱除去系(低圧注水モード) ード) 可燃性ガス濃度制御系	残留熱除去系 (サプレッション・チェンパ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	残留熱除去系 (サプレッション・チェンバ・プール冷 却モード) (格納容器スプレイ冷却 モード)	残留熱除去系(低圧注水モ ード) 可燃性ガス濃度制御系
	B設備	耐圧強化ベント系	l	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系 (W/W)	l	格納容器圧力逃がし 装置	格納容器圧力逃がし 装置	格納容器圧力逃がし 装置
	主な用途(手順概要)	RHR 故障時に,格納容器圧力逃がし装置により最終ヒートシンク(大気)へ熱を輸送する	炉心の著しい損傷が発生した場合において,格納容器圧力逃がし装置により原子炉格納容器内の減圧及び除熱を実施し,原子炉格納容器内の減圧及び除熱を実施し,原子炉格納容器の過圧破損を防止する	SBO及びRHR使用不可時において、隔離弁を手動にてべント設備を遠隔操作することで最終ヒートシンク(大気)へ熱を輸送する	炉心の著しい損傷が発生した 場合において,発生する水素 ガス及び酸素ガスを,格納容 器圧力逃がし装置により排出 する	SBOによる格納容器圧力逃がし装置の隔離弁動作不能時に、遠隔手動操作弁の現場操作により原子が格納容器の過 圧破損を防止する	RHR故障時に,耐圧強化ベント系により最終ヒートシンク(大気)へ熱を輸送する	SBO及びRHR使用不可時において, 隔離弁を手動にてべント設備を遠隔操作することで最終ヒートシンク(大気)へ熱を輸送する	炉心の著しい損傷が発生した場合において、発生する水素ガス及び酸素ガスを耐圧強化ベント系により排出する
		1.5	1.7	1.5	1.9	1.7	1.5	1.5	1.9
対応手段	手順完了時間 技術的能力→ () 有効性評価※→ [] ※事象発生からの時間	ベント開始(40分) ベント要求【約 17 時間】(TQUV)	ベント開始(45分) ベント要求【約38 時間】(大L0CA)	ベント開始 (70分) ベント要求【約 16 時間】(TB)	ベント開始(も分) 【解析対象外】	ペント開始(75分) 【解析対象外】	ベント開始 (55分) ベント要求【約 17 時間】(TQUV)	1 弁あたり(45分) ×3 弁=(135分) ベント要求【約 16 時間】(TB)	WWベント (60 分) 【解析対象外】
14	分類 3 (技術的能力 対応手順)	格納容器圧力逃がし装置 による原子炉格納容器内 の減圧及び除熱	格納容器圧力逃がし装置 による原子炉格納容器内 の減圧及び除熱	現場操作(格納容器圧力逃がし装置)	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	現場操作(格納容器圧力逃がし装置)	耐圧強化ベント系による 原子炉格納容器内の減圧 及び除熱	現場操作(耐圧強化ベント系)	耐圧強化ベント系(W/W)による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出
	分類 2 (系統)			格納容器 圧力迷が し装置				財圧強化べいて終	
	来 No.			# 66–5–1				66-5-2	

抜粋

TS-25 資料1.(5)

保安規定第66条

表66-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」 66-5-4「代替原子炉補機冷却系」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1(系統図)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数,必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数, 必要容量)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)
 - (3) 工事計画認可申請書 説明書(容量設定根拠)

添付-3 自主対策設備に関する説明

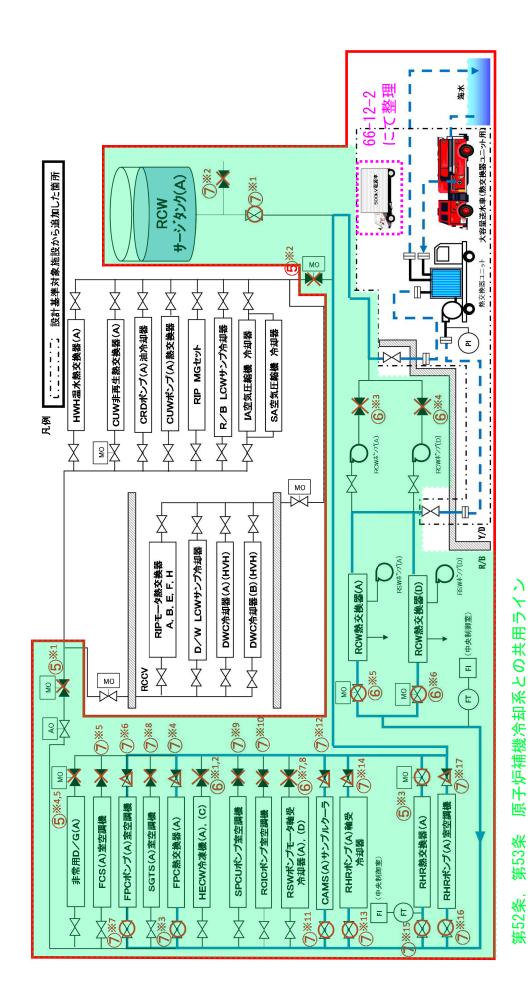
- (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (自主対策設備に関する説明)
- (2) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (タイムチャート)

	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
66-5-4 代替	代替原子炉補機冷却系 ①		① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第四十八条(1.5)が該当する。また,技術的能力審査基準1.13の手順で使用する。	
(1) 酒転上の制限				
	運転トの制限(3)		② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)	
2/炉補株	代替原子炉補機冷却系2系列※1が動作	58 S C L 82 83	③ 以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう,可搬型重大事故等対処設備である代替原子炉補機冷却系2系列が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))	
適用される 原子炉の状態4	設備⑤	所要数 ⑥	・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第四十八条(1.5) 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(手順等)」として,設計基準事故対処	
	大容量送水車(熱交換器ユニット用)	1	設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため, 最終ヒートシンクへ熱を輸送する	
画	熱交換器ユニット	1 式×2*4*5	ために必要な設備を設ける (手順等を定める) こと。 ・技術的能力審査基準1. 13	
に 高温停止	可搬型代替交流電源設備	9 **	「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」として設計基準事故の収束に必要な 水源とは別に, 重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保することに加えて,	
冷温停止 然料交換	常設代替交流電源設備	2 %	MX I	
	燃料補給設備	<u>∞</u> ※	熱交換器ユニットを接続する原子炉補機冷却系の流路について,原子炉の状態が「運転,	
※1:1系列とは,大ホースをいう。	, 大容量送水車 (熱交換器ユニット用) 1台, 熱交換器コバラ。	器ユニット1式及び		
※2:動作可能とは,当 A系及びB系のルー 動弁,電動弁及び なお,動作可能で 転,起動及び高温 此及び燃料交換に ※3:原子炉補機冷却系 る。当該系統が動 また,運転上の制 熱除去冷却海水系 制限も確認する。 ※4:大容量送水車(熱) 1セットずつ分散[※5:代替原子炉補機冷	当該系統に期待されている機能を達成するため ループ配管, 残留熱除去系熱交換器, サージタ び接続口を含む。 電であるべき原子炉補機冷却系 (接続口を含む) 温停止においては, A系及びB系の計2系列, はたおいては, A系及びB系の計2系列, はたおいては, A系及はB系どちらか1系列とす 割系のB系の冷却ラインは,「66-5-5 代 動作不能時は,運転上の制限も確認する。 3制限を満足しない場合は,「第52条 残留熱 (系)及び「第53条 非常用ディーゼル発電設 (熱交換器ユニット用)及び熱交換器ユニットは 散配置されていること。 幾冷却水ポンプを含む。	-るための原子炉補機冷却系のトージタンク,主要配管上の手と合む)は,原子炉の状態が冷温停系列とする。-5 代替循環冷却系」と兼ね残留熱除去冷却水系及び残留残留熱除去冷却水系及び残留/発電設備冷却系」の運転上の子電設備冷却系」の運転上のットは,荒浜側及び大湊側にコットは,荒浜側及び大湊側に	 (4 住権原子炉補機冷却系は,設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において必要な設備であり,原子炉内に燃料が装荷されている期間及び使用済燃料プールに照射された燃料体を貯蔵している期間を機能維持期間として適用する必要があることから,適用される原子炉の状態は「運転,起動,高温停止,冷温停止及び燃料交換」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1)) ⑤ ②に含まれる設備 ⑥ 大容量送水車(熱交換器ユニット用)及び熱交換器ユニットは、それぞれ1セット1台又は1式で必要なポンプ容量及び伝熱容量を確保できる設計としている。これらは、可機型重大事故等対処設備のうち可搬型注水設備(原子炉建屋の外から水を供給するもの)であり2N要求設備に該当することから,所要数は2セット2台又は2式とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1),添付-2) 	
 %6: [66-12. %7: [66-12. %8: [66-12. 	2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	制限等を定める。 扱等を定める。 かる。		
	-	00.0		

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

	保安規定 第6	第66条 条文		記載の説明	備考
(3) 要求される措置	2. 社置				
				(8) 運転上の制限を満足していたい場合の条件を記載する。	
原にでき	*** *********************************	要求される措置(9)	完了時間	在	
· #			,		
運	A. 動作可能な代替 A1. 1.	. 当直長は, 残りの代替原子炉補	速やかに	満となった場合(条件B)を条件として記載する。	
起動	原子炉補機冷却	機冷却系が動作可能であること		HXの窓存文象においては、 になるため2N来満となった	
高温停止	系が2系列未満	を確認する。		(保安規定変更に係る基本方針4.3 (1))	
	系列以上の場 及び				
	合 A1. 2.	・当直長は, 原子炉補機冷却水系	速やかに	⑨ 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3))	
		1系列を起動し,動作可能であ		。 	
		ることを確認する*9ととも		A1. 1. 動作り記な代替原子が補機合対系が2条列未満1条列以上となった場合には,残しっては非国フには機会打を込むに引きるキャット、大陸超上2一軒を超り合き申しまか	
		に,その他の設備※10 が動作可		り 0/1/首次士が無滅も4/光が割/F 1/ 毘 こめの一C8角筒9の。別/F備語の7桁米,男/F 1/ 正常な存株百子石袖線浴世区式1k角1/1/ FC古人では一条件1k甲歩とと 4 帯彫な	
		能であることを確認する。		1.15cmに対して表現して実施し、1条列未満の場合には条件Bへ移行し、条件Bで要求とれる指置	
	及び				
	A 2. 1.	. 当直長は, 当該機能を補完する	10日間		
		白士対審設備※11公動作可能		A1. 2. 重大事故等対処設備が動作不能となった場合は、対応する設計基準事故対処設	
		コース・大学による。			
	,	COCEENSONO		Min 光に はに という	
	#XX	:			
	A2.2.	. 当直長は, 代替措置**12を検討	10日間	ダエディーゼル発電機)が該当する。	
		し,原子炉主任技術者の確認を			
		得て実施する。			
	及び			A2.1.動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する自主対策設備が動作可	
	N	当首長は、当該系統を動作可能	30日間	能であることを確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類十)」	
			Ī D	技術的能力で整理した「大容量送水車(熱交換器ユニット用) 又は代替原子炉補	
	5			機冷却海水ポンプ(移動式変圧器を含む)による除熱」が該当し、完了時間は対応	
				する設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(2N未満(1N以	
				「大容量送水車 (熱交換器ユニット用) 又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ (移) カナボエ () カナボル	
				劉政後圧奋を守む)による孫然」は,代帝原士が無骸行却未よりも独時间に準備にまた、アから、時間街籠の補字推置注入期 (添什一3)	
				A2.2. 割作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する代替措置(可搬型ポン	
				する。完了時間は設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(2N	
				未満(1N以上))である「10日間」とする。	
				A 3 当該系統を制作可能が決能が復旧さる。 写了時間は代慈措置を実施した場合又は自	
				0 日間」とする。	

備考									
記載の説明		B1. A1. と同様。 ただし, 完了時間は1N未満のため「3日間」とする。 B2. 1. A2. 2. と同様。 ただし, 完了時間は1N未満のため「3日間」とする。	B3. A3. と同様。ただし,完了時間は1N未満のため「10日間」とする。		【要求される措置Cの考え方】 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が故障した場合は,要求される措置A1.又 はB1.が実施不可となる。そのため,保安規定変更に係る基本方針には記載してい ないが,安全上有効と考えられる措置を設定し,保安規定第52条(残留熱除去冷却 水系及び残留熱除去冷却海水系)で原子炉補機冷却水系1系列が動作不能となった 場合と同様に「10日間」の完了時間を設定する。	C1. A1.と同様の考え方であるが,原子炉補機冷却水系1系列が動作不能の状態であることから,残りの原子炉補機冷却水系2系列(原子炉補機冷却海水系及び非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを"速やかに"確認する。	C 2. 当該系統を復旧する。完了時間は保安規定第52条(残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系)で定める原子炉補機冷却水系1系列が動作不能の場合の完了時間「10日間」を準用する。	D 1.原子炉補機冷却水系のB系と共用する配管又は弁は,代替循環冷却系に使用することから原子炉補機冷却水系のB系と共用する配管又は弁が動作不能の場合,"速やかに"代替循環冷却系を動作不能とみなす。	D2. C1. と同様。 D3. C2. と同様。
	完了時間	速やかれて	盟 盟 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	10日間	速やかれて	10日間 速やカッと	速やカッこ		10日間
保安規定 第66条 条文	要求される措置 ⑨	B1.当直長は,原子炉補機冷却水系1系列を起動し,動作可能であることを確認する ^{*9} とともに,その他の設備 ^{*10} が動作可能であることを確認する。	及び B2.1.当直長は,当該機能を補完 する自主対策設備 ^{※11} が動作 可能であることを確認する。 又は Xは	2. 2. び 3. 当直手 意に分	C 1. 当直長は, 原子炉補機冷却水系2系列を起動し, 動作可能であることを確認する**9とともに, その他の設備**13が動作可能であることを確認する。	7111 4000	とみなす。 及び D 2 . 当直長は, 原子炉補機冷却水系2系 列を起動し, 動作可能であることを	確認する*9とともに,その他の設備*13が動作可能であることを確認する。	及び D3. 当直長は, 当該系統を動作可能な状 態に復旧する。
保安	※ 弁 ⊗	B. 動作可能な代替 原子炉補機冷却 系が1系列未満 の場合			C. 原子炉補機冷却 水系のA系と共 用する配管又は 弁が動作不能の 場合	D. 原子炉補機冷却	水系のB系と共用する配管又は弁が動作不能の場合		
	適用される 原 子 炉 の 状 態	運 転起 動							

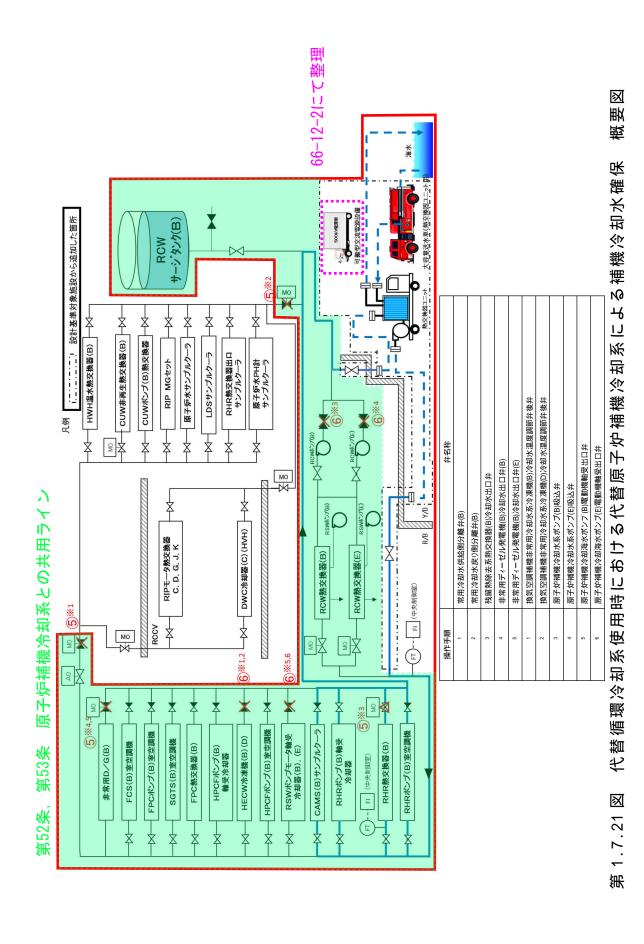


概要図 (1/2) 代替原子炉補機冷却系による補機冷却水確保 図 1.5.32 淝

66-5-4の範囲 赤枠にて示す

操作手順	弁名称			
1	常用冷却水供給側分離弁(A)			
2	常用冷却水戻り側分離弁(A)			
3	残留熱除去系熱交換器(A)冷却水出口弁			
4	非常用ディーゼル発電機(A)冷却水出口弁(A)			
5	非常用ディーゼル発電機(A)冷却水出口弁(D)			
1	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(A)冷却水温度調節弁後弁			
2	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(C)冷却水温度調節弁後弁			
3	原子炉補機冷却水系ポンプ(A)吸込弁			
4	原子炉補機冷却水系ポンプ(D)吸込弁			
5	原子炉補機冷却水系熱交換器(A)冷却水出口弁			
6	原子炉補機冷却水系熱交換器(D)冷却水出口弁			
7	原子炉補機冷却海水ポンプ(A)電動機軸受出口弁			
8	原子炉補機冷却海水ポンプ(D)電動機軸受出口弁			
1	原子炉補機冷却水系サージタンク(A)出口弁			
2	サージタンク(A)換気空調補機非常用冷却水系側出口弁			
3	燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)入口弁			
4	燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)出口弁			
5	可燃性ガス濃度制御系室空調機(A)出口弁			
6	燃料プール冷却浄化系ポンプ室空調機(A)出口弁			
7	燃料プール冷却浄化系ポンプ室空調機(A)入口弁			
8	非常用ガス処理系室空調機(A)出口弁			
9	サプレッションプール浄化系ポンプ室空調機出口弁			
10	原子炉隔離時冷却系ポンプ室空調機出口弁			
11	格納容器雰囲気モニタラック(A)入口弁			
12	格納容器雰囲気モニタラック(A)出口弁			
13	残留熱除去系ポンプ(A)冷却水入口弁			
14	残留熱除去系ポンプ(A)冷却水出口弁			
15	残留熱除去系熱交換器(A)冷却水入口弁			
16	残留熱除去系ポンプ室空調機(A)入口弁			
17	残留熱除去系ポンプ室空調機(A)出口弁			

第1.5.32 図 代替原子炉補機冷却系による補機冷却水確保 概要図(2/2)



66-5-4の範囲 赤枠にて示す

66-5-4 9/31

とで、他の系統・機器に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替原子炉補機冷却系は,通常時は熱交換器ユニットを接続先の系統と分離して保管し,重大事故等時に接続,弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また,原子炉補機冷却系と代替原子炉補機冷却系を同時に使用しないことにより,相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。

熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,治具や 輪留めによる固定等をすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計と する。

熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

5.10.2.3 容量等

基本方針については ,「1.1.7.2 容量等」に示す。

耐圧強化ベント系は,原子炉停止後約 16 時間後において原子炉格納容器 内で発生する蒸気を排気し,その熱量分を除熱できる十分な排出流量を有 する設計とする。

代替原子炉補機冷却系は,想定される重大事故等時において,<u>炉心の著しい損傷を防止するために必要な伝熱容量を有する設計</u>とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、想定される重大事故等時において、残留熱除去系等の機器で発生した熱を除去するために必要な伝熱容量及びポンプ流量を有する熱交換器ユニット1セット1式と大容量送水車(熱交換器ユニット用)1セット1台を使用する。熱交換器ユニットの保有数は、6号及び7号炉共用で4セット4式に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアッ

プ用として1式(6号及び7号炉共用)の合計5式を保管する。大容量送水車(熱交換器ユニット用)の保有数は,6号及び7号炉共用で4セット4台に加えて,故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計5台を保管する。

また,代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,想定される重大事故等時において,残留熱除去系による発電用原子炉又は原子炉格納容器内の除熱と燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に同時に使用するため,各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。

5.10.2.4 環境条件等

基本方針については,「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

耐圧強化ベント系は,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

耐圧強化ベント系の排出経路に設置される隔離弁の操作は,想定される 重大事故等時において,原子炉建屋内の原子炉区域外への遠隔手動弁操作 設備の設置に加え必要に応じて遮蔽材を設置することにより,離れた場所 から人力で容易かつ確実に手動操作が可能な設計とする。また,排出経路 に設置される隔離弁のうち空気作動弁については,原子炉建屋内の原子炉 区域外への遠隔空気駆動弁操作用ボンベの設置に加え必要に応じて遮蔽材 を設置し,離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備の配管を経由した高圧 窒素ガスを供給することにより,容易かつ確実に操作が可能な設計とす る。また,排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については,中央制 御室から操作が可能な設計とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器

第5.10-1表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様

(1) 格納容器圧力逃がし装置

第 9.3 - 1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。

(2) 耐圧強化ベント系

兼用する設備は以下のとおり。

・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

系 統 数 1

系統設計流量 約 15.8kg/s

- (3) 代替原子炉補機冷却系
 - a. 熱交換器ユニット(6号及び7号炉共用)

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・使用済燃料プールの冷却等のための設備

数 量 4式(予備1)

熱交換器

組 数 1/式

伝熱容量 約23MW/組(海水温度30 において)

代替原子炉補機冷却水ポンプ

台 数 2

1

容 量 約 300m³/h/台

約 600m³/h/台

全 揚 程 約 75m

b. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)(6号及び7号炉共用)

兼用する設備は以下のとおり。

・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

・使用済燃料プールの冷却等のための設備

台 数 4(予備1)

容 量 約 900m³/h/台

吐出圧力 1.25MPa[gage]

6.2.2 ポンプ

		熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ			
名称		(6,7号機共用)			
		P27-D2000	P27-D3000	P27-D4000	
容量	m³/h/個	<u>325 以上,350 以上,340 以上</u> (300)			
揚程	m	<u>65 以上,53 以上,56 以上</u> (75)			
最高使用圧力	高使用圧力 MPa 1.37				
最高使用温度 ℃		70			
原動機出力	kW/個	110			
個 数		2	2	2	

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時に,原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(代替原子炉補機冷却系)として使用する熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000)は,以下の機能を有する。

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) は,設計 基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心 の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損 (炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、サプレッションチェンバへの熱の蓄積により原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) は,使用 済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し,又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他 の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し,放射線を遮蔽し,及び臨界を防止するために設置する。

系統構成は、使用済燃料貯蔵プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するために熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷却浄化系の熱交換器等で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) は、炉心

の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため,原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系熱交換器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

1. 容量

1.1 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系(西)使用時の容量 325m³/h/個以上

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を重大事故等時において 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系 (西)で使用する場合の容量は、下記に示す残留熱除去系熱交換器 (A) 及び燃料プール冷却浄化系熱交換器 (A) 並びに補機等に必要な冷却水を同時に供給できる容量とする。

① 残留熱除去系熱交換器(A) : 約470m³/h

② 燃料プール冷却浄化系熱交換器(A) : 約150m³/h

③ 補機等 : 約 30m³/h

・残留熱除去系ポンプ(A)メカシール冷却器

・残留熱除去系ポンプ(A)モータ軸受冷却器

・残留熱除去系ポンプ(A)室空調機

・格納容器内ガス冷却器(A)

④ 合計: : 650m³/h

上記より, <u>熱交換器ユニット</u> 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口 A 系 (西) で使用する場合に必要な流量が 650m³/h であるため, 325m³/h/個以上とする。

1.2 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(南)使用時の容量 350m³/h/個以上

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を 重大事故等時において 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口 B 系 (南) で使用する場合の容 量は、下記に示す残留熱除去系熱交換器 (B) 及び燃料プール冷却浄化系熱交換器 (B) 並びに 補機等に必要な冷却水を同時に供給できる容量とする。

① 残留熱除去系熱交換器(B) : 約 470m³/h

② 燃料プール冷却浄化系熱交換器(B) : 約 150m³/h

③ 補機等 : 約 80m³/h

・残留熱除去系ポンプ(B)メカシール冷却器

・残留熱除去系ポンプ(B)モータ軸受冷却器

・残留熱除去系ポンプ(B)室空調機

・格納容器内ガス冷却器(B)

④ 合計: : 700m³/h

上記より、<u>熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D3000, P27-D4000)</u> を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系 (南) で使用する場合に必要な流量 <u>が700m³/h</u>であるため、350m³/h/個以上とする。

1.3 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(西)使用時の容量 340m³/h/個以上

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を 重大事故等時において 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口 B 系 (西) で使用する場合の容 量は、下記に示す残留熱除去系熱交換器 (B) 及び燃料プール冷却浄化系熱交換器 (B) 並びに 補機等に必要な冷却水を同時に供給できる容量とする。

① 残留熱除去系熱交換器(B) : 約 470m³/h

② 燃料プール冷却浄化系熱交換器(B) : 約 150m³/h

③ 補機等 : 約 60m³/h

・残留熱除去系ポンプ(B)メカシール冷却器

・残留熱除去系ポンプ(B)モータ軸受冷却器

・残留熱除去系ポンプ(B)室空調機

・格納容器内ガス冷却器(B)

④ 合計: : 680m³/h

上記より、<u>熱交換器ユニット</u> 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系 (南) で使用する場合に必要な流量 <u>が680m³/h</u>であるため340m³/h/個以上とする。

公称値については、設計時の定格点である300m3/h/個とする。

2. 揚程

2.1 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系(西)使用時の揚程 65m以上

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を重大事故等時において 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系 (西) で使用する場合の揚程は、下記を考慮する。

① 配管・機器圧力損失:64.2m

上記より, <u>熱交換器ユニット</u> 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系 (西) で使用する場合の揚程は, 64.2m <u>を上回る65m以上</u>とする。

2.2 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(南)使用時の揚程 53m以上

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を重大事故等時において 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系 (南) で使用する場合の揚程は、下記を考慮する。

① 配管・機器圧力損失:52.7m

上記より, <u>熱交換器ユニット</u> 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系 (南) で使用する場合の揚程は, 52.7m を上回る53m以上とする。

2.3 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(西)使用時の揚程 56m以上

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を重大事故等時において 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系 (西) で使用する場合の揚程は、下記を考慮する。

① 配管·機器圧力損失:55.3m

上記より, <u>熱交換器ユニット</u> 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系 (西) で使用する場合の揚程は, 55.3m を上回る56m以上とする。

公称値については、設計時の定格点である75mとする。

3. 最高使用圧力

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を重大 事故等時において使用する場合の圧力は、静水頭0.23MPaと熱交換器ユニット 代替原子炉補 機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) の締切運転時の揚程0.89MPaの合計が 1.12MPaとなることから、これを上回る圧力とし、1.37MPaとする。

4. 最高使用温度

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を重大 事故等時において使用する場合の温度は、原子炉補機冷却水系の最高使用温度を考慮して70℃ とする。

5. 原動機出力

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) を重大 事故等対処設備として使用する場合の原動機出力は、下記の式により、容量及び揚程を考慮し て決定する。

 $Pw = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$

$$\eta = \frac{P \text{ w}}{P} \times 100$$

(引用文献:日本工業規格 JIS B0131(2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力(kW)
Pw : 水動力(kW)

ho : 密度 (kg/m³) =1000 g : 重力加速度 (m/s²) =9.80665 Q : 容量 (m³/s) =300/3600

H: 揚程(m) =75η: ポンプ効率(%)(設計計画値) = □

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 75}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 90}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{300}{3600}\right) \times 90}{\text{100}} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 90}{\text{$1000}} = \frac{10^{-3} \times 1000}{\text{$1000}} = \frac{10^{-3} \times 1000}{\text{$1000}} = \frac{10^{-3} \times 1000}{$$

上記より, 熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) の原動機出力は, 軸動力 kW を上回る出力とし, 110kW/個とする。

6. 個数

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ (P27-D2000, P27-D3000, P27-D4000) (原動機含む。)は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損を防止するため等に必要な個数である2個を車両毎に設置する。

名称		熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却水ポンプ				
Ī	L1.	<u>P27-D1000</u>	<u>P27-D5000</u>			
容量	m³/h/個	以上, 以上	., □以上 □			
揚程	m	□以上, □以上	□以上 □			
最高使用圧力	MPa	1.	37			
最高使用温度	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	7	0			
原動機出力	kW/個	21	10			
個 数		1	1			

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時,原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(代替原子炉補機冷却系)として熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) は,以下の機能を有する。

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) は,設計基準事故 対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい 損傷及び原子炉格納容器の破損 (炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止 するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、サプレッションチェンバへの熱の蓄積により原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) は,使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し,又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し,放射線を遮蔽し,及び臨界を防止するために設置する。

系統構成は、使用済燃料貯蔵プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するために熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷却浄化系の熱交換器等で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) は, 炉心の著しい 損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため, 原子炉格納容器

バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。
系統構成は,熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し,大容量送水車(熱交換器ユニ
ット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで,残留熱除去系熱交換器で発生した熱
を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。
<u>1. 容量</u>
1.1 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系(西)使用時の容量 m³/h/個以上
 熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ(P27-D1000, P27-D5000)を重大事故
等時において7号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系(西)で使用する場合の容量は, ヿ
記に示す残留熱除去系熱交換器(A)及び燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)並びに補機等に
必要な冷却水を同時に供給できる容量とする。
① 残留熱除去系熱交換器(A) : 約 m³/h
② 燃料プール冷却浄化系熱交換器(A) : 約 m³/h
③ 補機等 : 約 m³/h
・残留熱除去系ポンプ(A)メカシール冷却器
・残留熱除去系ポンプ(A)モータ軸受冷却器
・残留熱除去系ポンプ(A)室空調機
・格納容器内ガス冷却器
④ 合計 : □ m³/h
上記より, <u>熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ(P27-D1000, P27-D5000)</u>
を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口 A 系(西)で使用する場合の容量は m³/h/個以
<u></u>
<u> </u>
1.2 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(南)使用時の容量 m³/h/個以上
等時において7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(南)で使用する場合の容量は、
記に示す残留熱除去系熱交換器(B)及び燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)並びに補機等に
必要な冷却水を同時に供給できる容量とする。
① 残留熱除去系熱交換器(B) : 約 m³/h
② 燃料プール冷却浄化系熱交換器(B) : 約 m³/h
③ 補機等 : 約 m³/h
・残留熱除去系ポンプ(B)メカシール冷却器
・残留熱除去系ポンプ(B)モータ軸受冷却器
・残留熱除去系ポンプ(B)室空調機
・格納容器内ガス冷却器
④ 合計: : □m³/h

上記より, <u>熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D500</u>
0) を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(南)で使用する場合の容量は,m²/h/
<u>個以上</u> とする。
1.3 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(西)使用時の容量 <u>m³/h/個以上</u>
熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) を重大事故
等時において7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(西)で使用する場合の容量は、下
記に示す残留熱除去系熱交換器(B)及び燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)並びに補機等に
必要な冷却水を同時に供給できる容量とする。
① 残留熱除去系熱交換器(B) : 約 m³/h
② 燃料プール冷却浄化系熱交換器(B) : 約 m³/h
③ 補機等 : 約 <mark> </mark>
・残留熱除去系ポンプ(B)メカシール冷却器
・残留熱除去系ポンプ(B)モータ軸受冷却器
・残留熱除去系ポンプ(B)室空調機
・格納容器内ガス冷却器
④ 合計: : □ m³/h
上記より, <u>熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000)</u>
を7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(西)で使用する場合の容量は, m³/h/個以
<u>上</u> とする。
公称値については,設計時の定格点である m³/h/個とする。
2. 揚程
2.1 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系(西)使用時の揚程 ☐ m以上
熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) を重大事故
等時において7号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系(西)で使用する場合の揚程は,下
記を考慮する。
① 配管・機器圧力損失: m
上記より, <u>熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000)</u>
を7号機 代替原子炉補機冷却系接続口A系(西)で使用する場合の揚程は, mを上回
<u>る</u> <u>m以上</u> とする。
2.2 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(南)使用時の揚程_ ■ m以上
熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) を重大事故
等時において7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(南)で使用する場合の揚程は,下

	記を考慮する。 ① 配管・機器圧力損失: m
	上記より、 <u>熱交換器ユニット</u> 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系 (南) で使用する場合の揚程は、 mを上回る m以上とする。
	2.3 7号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系(西)使用時の揚程
	上記より、 <u>熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000)</u> を 7 号機 代替原子炉補機冷却系接続口B系 (西) で使用する場合の揚程は、 mを上回 る m以上とする。
	公称値については、設計時の定格点である75mとする。
3.	最高使用圧力 熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) を重大事故等時 において使用する場合の圧力は、静水頭 MPaと熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系 水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) の締切運転時の揚程 MPaの合計が MPaとなることか ら、これを上回る圧力とし、1.37MPaとする。
4.	最高使用温度 熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) を重大事故等 時において使用する場合の温度は、原子炉補機冷却水系の最高使用温度を考慮して70℃とす る。
5.	熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) を重大事故等対処設備として使用する場合の原動機出力は、下記の式により、容量及び揚程を考慮し決定する。 $Pw=10^{-3}\cdot\rho\cdot g\cdot Q\cdot H$ $\eta=\frac{Pw}{P}\times 100$
	(引用文献:日本工業規格 JIS B0131(2002)「ターボポンプ用語」)

 $P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{n \cdot 100}$

: 軸動力(kW)

Pw:水動力(kW)

Ρ

ho : 密度 (kg/m³) =1000 g : 重力加速度 (m/s²) =9.80665 Q : 容量 (m³/s) = (3600

H : 揚程(m) = ■

η : ポンプ効率 (%) (設計計画値) = _____

 $P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{3600}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{300}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{300}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 10000 \times 9.80665 \times \left(\frac{3600}{300}\right) \times \square}{100} = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.8060 \times 9.9060 \times 9.9060 \times 9.900 \times 9$

上記より, 熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) の原動機出力は, 軸動力 kW を上回る出力とし, 210kW/個とする。

6. 個数

熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系水ポンプ (P27-D1000, P27-D5000) (原動機含む。) は, 重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損を防止するため等に必要な個数である1個を車両毎に設置する。

名		大容量送水車(熱交換器ユニット用)(5,7 号機共用)
容量	m³/h/個		
吐 出 圧 力	MPa		
最高使用圧力	MPa		
最高使用温度	$^{\circ}$ C		
原動機出力	kW/個		
個 数	_	4(予備 1)	

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(代替原子炉補機冷却系)として使用する大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、以下の機能を有する。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、サプレッションチェンバへの熱の蓄積により原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、 又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低 下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、臨 界を防止するために設置する。

系統構成は、使用済燃料貯蔵プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するために熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷却浄化系の熱交換器等で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の過圧破損を防止するために 熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により 熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系熱交換器で発生した熱を最終的な熱の 逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備(原子炉建屋放水設備)として使用する大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、以下の機能を有する。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。

系統構成は、大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として使用する場合においては、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により海水をホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉建屋放水設備) として使用する大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、以下の機能を有する。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。

系統構成は、大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として使用する場合においては、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により海水をホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対処設備として使用する場合においては、大容量送水車(熱交換器ユニット用)及び泡原液混合装置により海水と泡消火薬剤を混合しながら、ホースを経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として 使用する大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、以下の機能を有する。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事

故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、海を水源とし、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を経由し、復水貯蔵槽への水の供給、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイ並びに使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水ができる設計とする。

1. 容量

1.1 代替原子炉補機冷却系として使用する場合の容量 m³/h/個以上

大容量送水車(熱交換器ユニット用)の容量は、大容量送水車(熱交換器ユニット用)の送水先である熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系熱交換器が有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)において確認されている原子炉停止 48 時間経過後の崩壊熱を除去可能な容量を基に設定しており、代替原子炉補機冷却系熱交換器が原子炉停止 48 時間経過後の崩壊熱を除去するために必要な流量が m³/h であることから、大容量送水車(熱交換器ユニット用)の容量は m³/h/個以上とする。

なお、大容量送水車(熱交換器ユニット用)を上記の容量で設定することで、有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)において確認されている事故発生 20 時間後に代替原子炉補機冷却系を用いて残留熱除去系によるサプレッションチェンバプール水冷却モード運転を行った場合、事故発生 22.5 時間後に代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び格納容器スプレイの同時運転を行った場合、又は事故発生 20.5 時間後に代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水及び格納容器スプレイの同時運転を行った場合、上記の使用方法と同時に代替原子炉補機冷却系を用いて燃料プール冷却浄化系による使用済燃料貯蔵プールの冷却を行った場合の冷却効果が確認されている。

1.2 原子炉建屋放水設備として使用する場合の容量 m³/h/個以上 大容量送水車(熱交換器ユニット用)を重大事故等時において使用する場合の容量は,原 子炉建屋屋上へ放水できる容量を基に設定する。 大気への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる大容量送水車(原子炉建屋放水設

大気への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)の容量は、 m³/h で放水することにより原子炉建屋屋上へ網羅的な放水が可能であることを確認している。また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要となる大容量送水車(熱交換器ユニット用)の容量についても、 m³/h で放水することにより原子炉建屋屋上へ網羅的な放水が可能であることを確認している。

以上より、大容量送水車(熱交換器ユニット用)の容量は, m³/h/個以上とする。

1.3 水の供給設備として使用する場合の容量 **m**³/h/個以上

大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、大容量送水車(熱交換器ユニット用)の送水先である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)からの最大送水流量を上回る容量を基に設定する。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)の送水先である可搬型代替注水ポンプ (A-2級) から
の送水流量が最大となるのは,使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水に使用する設計基準事
┃ ┃ 故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系として使用する場合
であり、6,7 号機同時注水する場合の送水流量は 294m³/h (号機当り 147m³/h) であるため、大
容量送水車(熱交換器ユニット用)の容量は,294m³/h を上回る m³/h/個以上とする。
公称値については,設計段階で使用点として設定をしている m³/h/個とする。
<u>2. 吐出圧力</u>
2.1 代替原子炉補機冷却系として使用する場合の吐出圧力 MPa 以上
圧力は、海水を熱交換器ユニットに移送するときの水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧
損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。
E, He W. MACREECENT J.
水源と移送先の圧力差 MPa
静水頭 MPa
機器圧損 MPa
配管・ホース及び弁類圧損 MPa
合計 MPa
П¤I
 以上より, 代替原子炉補機冷却系として使用する場合の大容量送水車 (熱交換器ユニット用)
<u>の吐出圧力は MPa 以上</u> とする。
2.2 原子炉建屋放水設備として使用する場合の吐出圧力 MPa 以上 MPa 和 MPa 以上 MPa 和 MPa 以上 MPa 和 MPa
原子炉建屋放水設備として使用する場合の大容量送水車(熱交換器ユニット用)の吐出圧
力は,放水砲吐出端における必要圧力,静水頭,機器類圧損,配管・ホース及び弁類圧損を
基に設定する。
放水砲吐出端における必要圧力 約 MPa
静水頭 約 MPa
機器類圧損 約 MPa MPa
<u>配管・ホース及び弁類圧損 約 MPa</u> MPa
合計 約 MPa
以上より,大容量送水車(熱交換器ユニット用)の吐出圧力はMPa 以上とする。
2.3 水の供給設備として使用する場合の吐出圧力 MPa 以上
大容量送水車(熱交換器ユニット用)の吐出圧力は,海水を可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)

に移送するときの水源と移送先の圧力差、静水頭、ホース圧損、機器圧損を基に設定する。
水源と移送先の圧力差 MPa 静水頭 MPa ホース圧損 MPa 機器圧損 MPa 合計 MPa
以上より,大容量送水車(熱交換器ユニット用)の吐出圧力は MPa 以上とする。
公称値については、設計段階で使用点として設定をしている MPa とする。
3. 最高使用圧力 大容量送水車 (熱交換器ユニット用)を重大事故等時において使用する場合の圧力は、当該 ポンプの供給ラインの仕様を踏まえポンプ吐出圧力を電気的に MPa に制限することから、 その制限値である MPa とする。
4. 最高使用温度 大容量送水車 (熱交換器ユニット用)を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大 事故等対策の有効性評価解析 (原子炉設置変更許可申請書添付書類十) において有効性を確認 している海水の温度 30℃を上回る ℃とする。
5. 原動機出力 大容量送水車 (熱交換器ユニット用) の原動機出力は,定格流量である 1500m³/h 時の軸動力 を基に設定する。 大容量送水車 (熱交換器ユニット用) の流量が 1500m³/h, 吐出圧力が 1.2MPa, その時の当該 ポンプの必要軸動力は 602kW となる。 以上より,大容量送水車 (熱交換器ユニット用) の原動機出力は kW/個とする。
6. 個数 大容量送水車(熱交換器ユニット用)(原動機含む。)は、重大事故等対処設備として熱交換器ユニットに海水を送水するために必要な個数である 6,7 号機で合計 2 セット 4 個並びに故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個(原子炉格納設備のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉建屋放水設備)の大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)(6,7 号機共用)及び原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(水の供給設備)の大容量送水車(海水取水用)と兼用)を保管する。

代替交流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 また,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード,サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード及び格納容器スプレイ 冷却モード)は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として位 置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は,審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により,最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合においても,炉心の著しい損傷及び原子 炉格納容器の破損を防止できる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を示す。

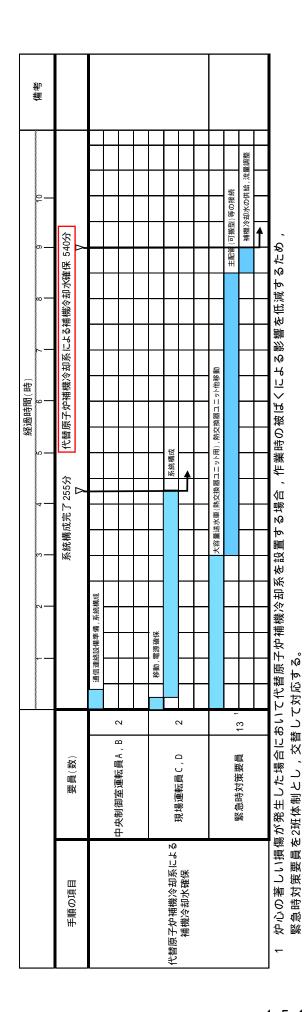
・大容量送水車(熱交換器ユニット用)又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ(移動式変圧器を含む)

原子炉補機冷却系の淡水側に直接海水を送水することから,熱交換器の破損や配管の腐食が発生する可能性があるが,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード,サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード及び格納容器スプレイ冷却モード)と併せて使用することで最終ヒートシンク(海)へ熱を輸送する手段として有効である。

第二代替交流電源設備

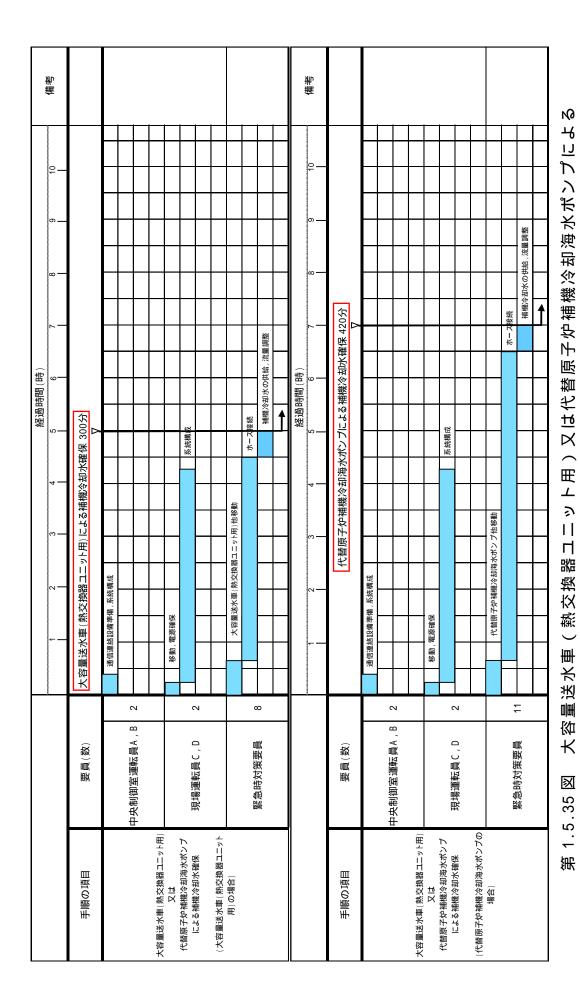
耐震性は確保されていないが,常設代替交流電源設備 1.5-16

自主対策設備に関する説明 関連箇所を赤枠にて示す



丄 I 4 タイムチ る補機冷却水確保 4 代替原子炉補機冷却系に 刻 1.5.33 紙

66-5-4 30/31



補機冷却水確保 タイムチャート

66-5-4 31/31

保安規定第66条

表 66-8 「水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備」 66-8-1 「静的触媒式水素再結合器」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八(系統図)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数,必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数,必要容量)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)
 - (3) 工事計画認可申請書 説明書(容量設定根拠)

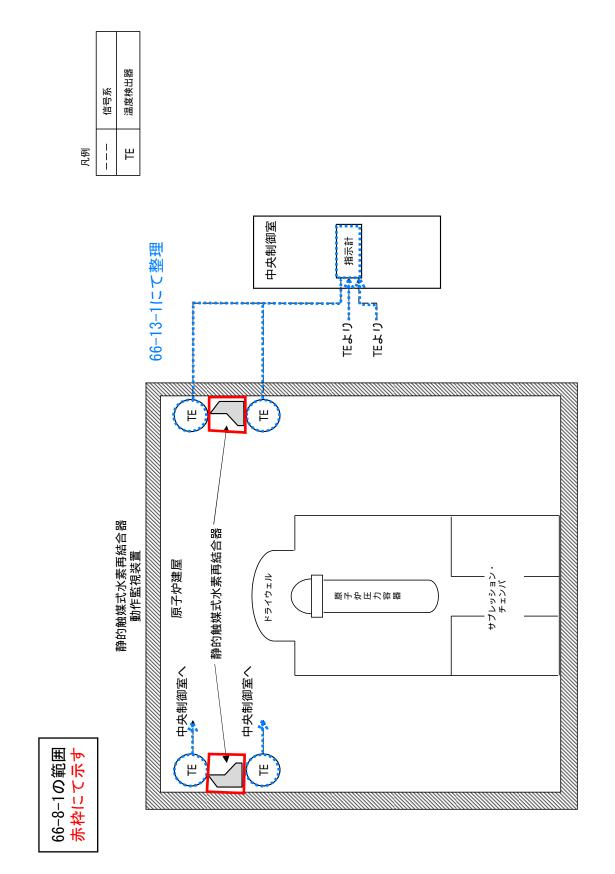
添付-3 自主対策設備に関する説明

(1) 設置変更許可申請書 添付十追補1

	保安相定 笛66条	谷		田点の非点	備老
	0 0 6%	<		ローサン・プロ・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー	C. HI
表66-8 水素爆発による原	る原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	・するための設備		① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十三条(1.10)が該当する。	
66-8-1 静的触媒式水素再結合器	素再結合器 ①			② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付一1)	
(1) 運転上の制限				③ 以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう,常設重大事故等対処設備である静的触	
項目②	連	運転上の制限 ③		媒式水素再結合器の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更 に係る基本方針4.3(1))	
静的触媒式水素再結合器	静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能である	の所要数が動作可能	であること	則(技術的能力審査基準)第五十三条(1. 1 0)	
				「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (手順等)」として,炉心	
適用される 原子炉の状態 ④	設備	9	所要数 ⑥	の著しい損傷が発生した場合において,水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止す るために必要な設備を設ける (手順を定める) こと。	
運転起	静的触媒式水素再結合器		56個		
高温停止 冷温停止 然料交换 ^{※1}	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	助作監視装置	% %	子炉内に燃料を装荷している期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間とするが,原子炉の状態が燃料交換において原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,かつプールゲートが開の場合は,保有水量が多く燃料プール代替注水	
 ※1:原子炉が次に示す状態 (1)原子炉水位がオー(2)原子炉内から全/※2:「66-13-1 主要/める。 	: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 :「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定 める。	い。 、 かつプールゲートが ゥールゲートが閉の場合 メータ」において運転。	- トが開の場合)場合 運転上の制限等を定	系にて注水可能であること,また原子炉内から全燃料が取出され,かつプールゲートが閉の場合は,燃料プール代替注水系により使用済燃料プール水位が維持可能であるため除くこととし,適用される原子炉の状態は「運転,起動,高温停止,冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,かつプールゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全燃料が取出され,かつプールゲートが閉の場合)」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))	
				⑤ ②に含まれる設備	
(2)確認事項				⑥ 静的触媒式水素再結合器は、原子炉格納容器からの水素ガス漏えい量を想定し、56個設置されている。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1)、添付-2)	
項目	<u>(L)</u>	頻度	出	⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.	
1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であるを確認する。	器が動作可能であること	定檢停止時	原子炉GM	2)a. 性能確認 (機能・性能が満足していることを確認する。)	
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温 び燃料交換**3において、所要数 素再結合器が動作可能である により確認する。	原子炉の状態が運転,起動,高温停止,冷温停止及び燃料交換**3において,所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	計直長	項目1が該当。 静的触媒式水素再結合器動作監視装置の定期検査時の確認事項は,触媒カートリッ ジの機能確認を行い水素処理能力を確認する。 b. 動作確認(運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。)	
※3:原子炉が次に示す状態	: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。	° (/ ર		項目2が該当。	
(1) 原子炉水位が	(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,	かっプ	-ルゲートが開の場合		
(2) 原子炉内から	(2) 原子炉内から全燃料が取出され,かつプールゲートが閉の場合	゚ールゲートが閉のタ	10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	「保安規定変更に係る基本方針」の重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え 方に基づき常設設備は1ヶ月に1回,外観点検にて動作可能であることを確認する。	

編										
記載の説明		静的触媒式水素再結合器及び静的触媒式水素再結合器動作監視装置は,1 N 要求設備であるため,動作可能な個数が所要数未満となった場合を条件として記載する。 	⑨ 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3 (2), (3))	【運転,起動及び高温停止】 A1. 重大事故等対処設備が動作不能となった場合は,対応する設計基準事故対処設備が 動作可能であることを確認することが基本的な考え方であるが,静的触媒式水素再 結合器は重大事故等緩和設備のため,もともとの設計基準事故対処設備に該当する ものがない。このため,静的触媒式水素再結合器に期待する機能である「炉心の著		A2. 動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する自主対策設備 (原子炉建屋トップベント) が動作可能であることを確認する。完了時間は設計基準事故対処設	備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する観点から,原子炉建屋トップベントを開放し,原子炉建屋オペレーティングフロア天井部の水素ガスを大気へ排出することで,原子炉建屋内における水素ガスの滞留を防止できるため,静的触媒式水素再結合器の機能を代替できる。(添付-3)	A3. 当該設備を動作可能な状態に復旧する。完了時間は,当該機能を補完する自主対策 設備が動作可能である場合のAOT上限である「10日間」とする。	B1., B2. 既保安規定と可様の規定とする。
		完了時間	速やかに		3日間	10日間	24時間	3 6 時間		
現定 第66条 条文		要求される措置。	A1. 当直長は, 低圧注水系2系列を起	動し,動作可能であることを 確認する**4とともに,その他設 備**5が動作可能であることを確 認する。 及び	A 2. 当直長は, 当該機能を補完する自 主対策設備 ^{※6} が動作可能である ことを確認する。 及び	A3. 当直長は, 当該設備を動作可能な 状態に復旧する。	B1.当直長は,高温停止にする。	及び B2.当直長は,冷温停止にする。		
保安規定	里里	条 件 ⑧	A. 動作可能な静的	触媒式水素再結合器が所要 数を満足していない場合			B. 条件Aで要求さ	れる措置を完了 時間内に達成で きない場合		
	(3) 要求される措置	適用される原子と原子を	の 状態運 転	起動高温停止						

保安規定	規定 第66条 条文		記載の説明	備考
適用される 原子 炉 の状態・条 件 8	要求される措置 ⑨	完了時間	【冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)】 A1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を"速やかに"開始する。	
冷温停止 A. 動作可能な静的 燃料交換*7 触媒式水素再 結合器が所要数 を満足していな	A1. 当直長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は, 第40条で要求される	速やかれて速やかれて速やかれて	A2.【運転,起動及び高温停止】におけるA1.と同様の考え方で,炉心損傷防止の観点から,保安規定第40条(非常用炉心冷却系その2)で要求される非常用炉心冷却系わりままが動作可能であることを"速やかに"確認する。	
り場合	非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する**4とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能**8であることを確認する。		A3.動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する自主対策設備が動作可能であることを"速やかに"確認する。 A4. 原子炉内から全燃料が取出された場合も考慮し,使用済燃料プールの水位及び温度の確認を"速やかに"行い使用済燃料プールに異常がないことを確認する。	
	111	速やかれて		
	及び A4. 当直長は使用済燃料プール水位 がオーバーフロー水位付近であ ること及び水温が65℃以下で あることを確認する。	これなりが		
 ・ 運転中のポンプについては、運転状態により確認に : 残りの低圧注水系1系列をいい、至近の記録等に る。 ・ 原子炉建屋トップベントをいう。 ・ 百子におかに示すせ能となった担合は適用したい。 		とを確認す		
N.1 アグルにが、水路となった30日の間がしない(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプーが作可能とは、至近の記録等により動作可能であ	・ボイアがいたが、水流となった。の間は個角ですが。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 :動作可能とは、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	0場合		



水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備系統概要図 (静的触媒式水素再結合器による水素濃度の上昇抑制) 第9.6-2図

66-8-1 5/16

に示す。

静的触媒式水素再結合器動作監視装置と原子炉建屋水素濃度は,共通要因によって同時に機能を損なわないよう,異なる計測方式とすることで多様性を有する設計とする。また,静的触媒式水素再結合器動作監視装置及び原子炉建屋水素濃度は,非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電により作動できる設計とする。電源設備の多様性,位置的分散については,「10.2 代替電源設備」に記載する。

9.6.2.2 悪影響防止

基本方針については,「1.1.7.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」 に示す。

静的触媒式水素再結合器は,原子炉建屋オペレーティングフロア壁面近傍に設置し,他の設備と独立して作動する設計とするとともに,重大事故等時の再結合反応による温度上昇が重大事故等時に使用する他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

静的触媒式水素再結合器動作監視装置及び原子炉建屋水素濃度は,他の設備と電気的な分離を行うことで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また,静的触媒式水素再結合器動作監視装置は,静的触媒式水素再結合器内の水素ガス流路を妨げない配置及び寸法とすることで,静的触媒式水素再結合器の水素処理性能に悪影響を及ぼさない設計とする。

9.6.2.3 容量等

基本方針については,「1.1.7.2 容量等」に示す。

静的触媒式水素再結合器は,想定される重大事故等時において,有効燃

料部の被覆管がジルコニウム - 水反応により全て反応したときに発生する水素ガス(約1,600kg)が,原子炉格納容器の設計圧力の2倍における原子炉格納容器漏えい率に対して保守的に設定した漏えい率(10%/日)で漏えいした場合において,ガス状よう素による性能低下及び水素再結合反応開始の不確かさを考慮しても,原子炉建屋の水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止するために必要な水素処理容量を有する設計とする。

また,静的触媒式水素再結合器は,原子炉建屋内の水素ガスの効率的な除去を考慮して分散させ,適切な位置に配置する。

静的触媒式水素再結合器動作監視装置は,静的触媒式水素再結合器作動 時に想定される温度範囲を測定できる設計とする。

原子炉建屋水素濃度は,原子炉建屋オペレーティングフロアの天井付近及び非常用ガス処理系吸込配管付近に分散させた適切な位置に配置し,想定される重大事故等時において,原子炉建屋内の水素濃度を測定できる設計とする。また,原子炉建屋水素濃度は,原子炉建屋オペレーティングフロア以外の水素ガスが漏えいする可能性の高いエリアにも設置し,水素ガスの早期検知及び滞留状況を把握できる設計とする。

9.6.2.4 環境条件等

基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

静的触媒式水素再結合器,静的触媒式水素再結合器動作監視装置及び原子炉建屋水素濃度は,原子炉区域内に設置し,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

第9.6-1表 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の 主要機器仕様

(1) 静的触媒式水素再結合器

種 類 触媒反応式

個 数 56

水素処理容量 約 0.25kg/h/個 (水素濃度 4.0vol% , 100

大気圧において)

(2) 静的触媒式水素再結合器動作監視装置

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

(3) 原子炉建屋水素濃度

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

容量設定根拠 関連箇所を赤枠にて示す

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

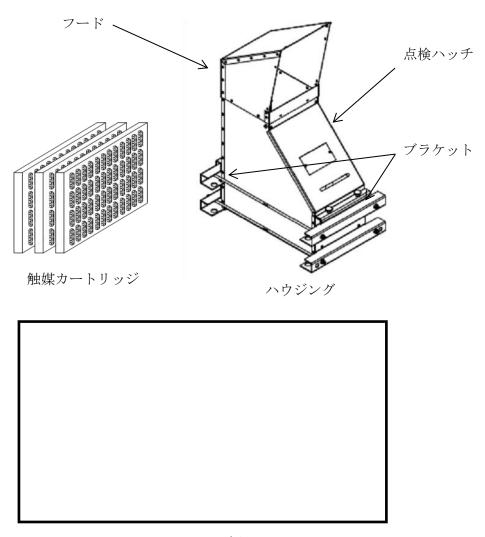


図 2-1 PAR の概要図

2.1.2 水素濃度抑制系の設計方針

PAR は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器から多量の水素が原子炉建屋原子炉区域へ漏えいする過酷な状態を想定した場合に、原子炉建屋原子炉区域内の水素濃度が可燃限界未満となる設計とする。

原子炉格納容器からの水素の漏えい量は、事故シナリオに依存するが、有効性評価結果(炉心損傷に伴う水素発生が想定される事故シナリオの中で、原子炉格納容器圧力・温度が高い値で推移し、原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏えい量が多くなる「格納容器過圧・過温破損シナリオ」を選定)を踏まえた条件において、原子炉建屋原子炉区域内の水素濃度が可燃限界未満となることを必要条件とした上で、更に過酷な条件を想定して、PARの設計を実施する。

(1) 水素漏えい条件

水素漏えい条件は、表 2-2 に示すとおり、有効性評価結果を踏まえた条件より十分保守的に設定している。

		(参考)有効性評価結果
項目	設計条件	(雰囲気圧力・温度による静的負荷
		(格納容器過圧・過温破損))
	約 1600kg	約 600kg
水素発生量	(AFC (燃料有効部被覆管)	
	100%相当)	(AFC 約 39%相当)
格納容器漏えい率	10%/day	約 1.0%/day : AEC 式 (2Pd 時)

表 2-2 PAR 設計条件における水素漏えい条件

a. 水素発生量(AFC 100%)について

有効性評価シナリオ (雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)) における水素発生量は、約600kg (AFC 約39%相当の水素発生量) であるが、更に過酷な条件として、約1600kg (AFC100%相当) が発生するものとして PAR を設計する。

b. 格納容器漏えい率について

重大事故時で原子炉格納容器圧力が設計圧力を超える場合の格納容器漏えい率は,以下のAEC (Atomic Energy Commission)の式から設定する。重大事故時は,原子炉格納容器圧力が設計圧力の 2 倍(以下「2Pd」という。)を超えないように運用するため,2Pd における格納容器漏えい率が最大漏えい率となり,事故時条件として 200 $^{\circ}$ C,2Pd,AFC100 %相当の水素発生量を想定した場合におけるガス組成(水素 33vol%,窒素 21vol%,水蒸気 46vol%)を踏まえると,AEC の式から約 1.0%/day となる。この値は,有効性評価結果を包含した条件であるが,更に過酷な条件として 10%/day の漏えい率を仮定し,PAR を設計する。

(AEC の式)

$$L = L_0 \times \sqrt{\frac{(P_t - P_a) \times R_t \times T_t}{(P_b - P_a) \times R_b \times T_b}}$$

L : 格納容器漏えい率

L₀:設計漏えい率

Pt: 格納容器内圧力

Pa: 格納容器外圧力

P_b: 格納容器設計圧力

R_t:事故時の気体定数

R_b: 空気の気体定数

Tt : 格納容器內温度

T_b: 格納容器設計温度

2.1.3 水素濃度抑制系の設計仕様

PAR 設計方針に基づき設定した PAR の設計仕様を表 2-3 に示す。

表 2-3 PAR 設計仕様

項目	仕様		
水素処理容量	0.250kg/h(1 基当たり)		
小米尼吐谷里	(水素濃度 4vol%,大気圧,温度 100℃において)		
PAR 設置基数	56 基		
九里佐元	原子炉建屋地上4階		
設置箇所	(原子炉建屋オペレーティングフロア)		

(1) 水素処理容量について

PAR の水素処理容量は、以下の基本性能評価式によって表される。

$$DR = A \times \left(\frac{C_{H2}}{100}\right)^{1.307} \times \frac{P}{T} \times 3600 \times SF \qquad \cdots \qquad \overrightarrow{\mathbb{Z}} \quad (2. \ 1)$$

DR: 水素処理容量 [kg/h (1 基当たり)]

A : 定数

C_{H2}: PAR 入口水素濃度 [vol%]

P : 圧力 [10⁵Pa]

T : 温度 [K]

SF:スケールファクタ [—]

式(2.1)は、メーカによる開発試験を通じて、温度、圧力、水素濃度等の雰囲気条件をパラメータとした水素処理容量の相関式であり、水素処理容量は、単位時間当たり PAR 内部を通過し、酸素と結合し水蒸気になる水素の重量を示している。

スケールファクタは、触媒カートリッジの寸法及び間隔を開発当時と同じとすることを前提とし、開発試験時に使用された触媒カートリッジ枚数 (88 枚) に対して、実機で使用する PAR の触媒カートリッジ枚数の比として設定されている。柏崎刈羽原子力発電所第7号機で使用する PAR の触媒カートリッジ枚数は、11 枚であり、スケールファクタは、「11/88 (=0.125)」となる。

これらに表 2-4 の条件を設定し、PAR の水素処理容量は、0.250 kg/h(1 基当たり)(水素 濃度 4 vo 1%、大気圧、100 °C)とする。

表 2-4	水素処理容量設定の条件
1 4	

項目	設定の条件
水素濃度 CH2	水素の可燃限界濃度 4vol%未満に低減するため、4vol%とする。
圧力 P	重大事故時の原子炉建屋原子炉区域内の圧力は、原子炉格納容器か
	らのガスの漏えいにより大気圧より僅かに高くなると考えられる
	が,保守的に大気圧(1.01325×10⁵Pa)とする。
温度 T	保守的に 100℃ (373.15K) とする。

(2) PAR 設置基数

PAR の実機設計においては、PAR の設置環境を踏まえ、式 (2.1) に反応阻害物質ファクタ $(F_{inhibit})$ を乗じた式 (2.2) を用いる。

反応阻害物質ファクタとは、重大事故時に原子炉格納容器内に存在するガス状よう素による PAR の性能低下を考慮したものであり、柏崎刈羽原子力発電所第7号機の実機設計における水素処理容量は、PAR の水素処理容量 0.250kg/h (1基当たり) に 0.5 を乗じた 0.125kg/h (1基当たり) とする。

$$DR = A \times \left(\frac{C_{H2}}{100}\right)^{1.307} \times \frac{P}{T} \times 3600 \times SF \times F_{inhibit} \qquad \cdots \qquad \overrightarrow{x} \quad (2.2)$$

DR:水素処理容量 [kg/h (1基当たり)]

A : 定数

CH2: PAR 入口水素濃度 [vol%]

P : 圧力 [10⁵ Pa]

T :温度 [K]

SF: スケールファクタ [=0.125]

F_{inhibit}: 反応阻害物質ファクタ [=0.5]

これに表 2-2 で設定した PAR 設計条件を踏まえ、PAR の必要基数 54 基以上に余裕を見込み 56 基設置する。

PAR 必要基数 = 水素発生量×格納容器漏えい率/24 [h/day] / 設計水素処理容量 = 1600 [kg] ×10 [%/day] / 24 [h/day] / 0.125 [kg/h (1 基当たり)] = 53.3 [基]

(c) 水素ガス排出による原子炉建屋等の損傷防止

.原子炉建屋トップベントによる水素ガスの排出

原子炉建屋内に水素ガスが漏えいし,原子炉建屋内の水 素濃度が上昇した場合,原子炉建屋トップベントを開放 し,原子炉建屋オペレーティングフロア天井部の水素ガス を大気へ排出することで,原子炉建屋内における水素ガス の滞留を防止する手段がある。

原子炉建屋トップベントによる水素ガスの排出で使用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉建屋トップベント
- ・大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)
- ・ホース
- ・放水砲
- · 燃料補給設備

(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備

水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷防止で使用する設備のうち,静的触媒式水素再結合器,静的触媒式水素再結合器動作監視装置,原子炉建屋原子炉区域,原子炉建屋水素濃度,常設代替直流電源設備,可搬型直流電源設備,常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により,炉心の著しい損傷が発生した場合においても,水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を示す。

・原子炉ウェルに注水するための設備(格納容器頂部注水 系,サプレッションプール浄化系)

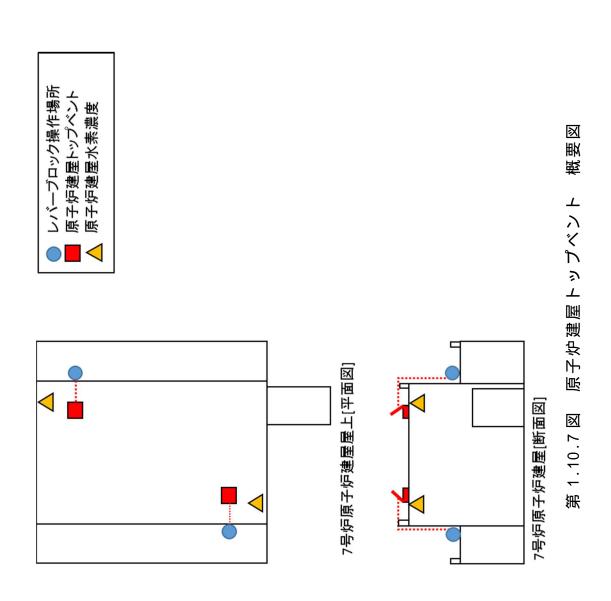
原子炉格納容器からの水素ガス漏えいを防止する効果に不確かさはあるが,原子炉格納容器頂部を冷却して原子炉格納容器トップヘッドフランジのシール材の熱劣化を緩和することにより,原子炉建屋への水素ガス漏えいを抑制できることから有効である。

・原子炉建屋トップベント

原子炉建屋オペレーティングフロア天井部を開放する操作であり放射性物質を低減する機能はないが,仮に原子炉建屋内に漏えいした水素ガスが静的触媒式水素再結合器で処理しきれない場合において,水素ガスを排出することで原子炉建屋内における水素ガスの滞留を防止する手段として有効である。

・第二代替交流電源設備

耐震性は確保されていないが、常設代替交流電源設備と同等の機能を有することから、健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。



66-8-1 15/16

209

<u>‡</u>	角						
経過時間(分)	10 20 30 40 50 	原子炉建屋トップベント 55分 ^V	電源確認		移動	原子炉建屋トップペント開放	
		(磔) 巨蚕	中央制御室運転員	A		緊急時対策要員 3	
		手順の項目		原子炉建屋トップベント		による分参い人の荘田	

第1.10.8 図 原子炉建屋トップベント タイムチャート

保安規定第66条

表 66-8 「水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備」 66-8-2 「原子炉建屋内の水素濃度監視」

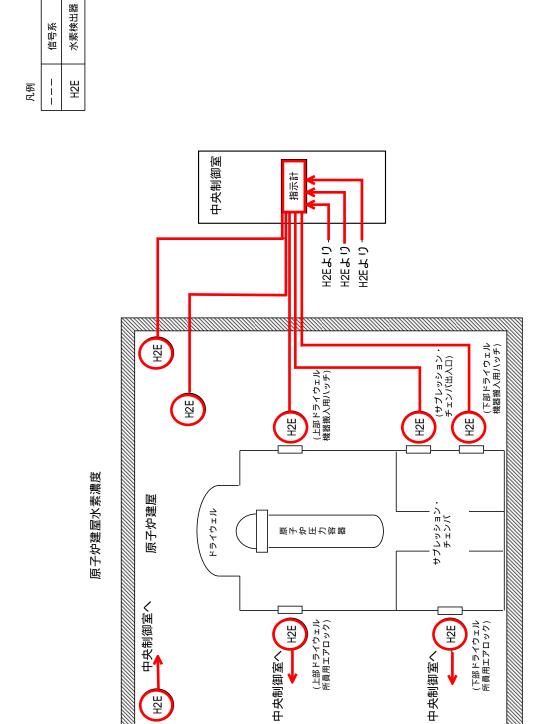
運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八(系統図)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数,必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数,必要容量)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)
 - 添付-3 代替パラメータに関する説明
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (代替パラメータ)

保安規定 第66条 条文	2		記載の説明	備老
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十三条(1.10)が該当する。	
(1) 運転上の制限			② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)	
項 目 ②	運転上の制限 ③		3 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう,原子炉建屋内水素濃度監視設備の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針4.	
原子炉建屋内の水素濃度監視 原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能である 	視設備が動作品	7能であること		
適用される Barana		動作可能であるべき	14D T	
がすがら水脱毛		チャンネル数⑥	ために必要な設備を設ける(手順を定める)こと。	
運 転 起 動 高温停止 原子炉建屋水素濃度 冷温停止 燃料交換*1		∞	④ 原子炉建屋内水素濃度監視設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備であり、原子炉内に燃料を装荷している期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間とするが、原子炉の状態が燃料交換において原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かっプールが一トが贈の場合は、保有水量が多く燃料プール件禁注水系にて注水可能である。	
(2) 確認事項	-		こと、また原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合は、燃料プール代替注水系により使用済燃料プール水位が維持可能であるため除くこととし、適用されることに、近に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」	
項 目 ⑦	頻度	無財	原子炉の状態は「連転、起動、高温停止、谷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態 となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプール	
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及 び燃料交換**1において、動作不能でないことを指 示により確認する。	ヶ月に1回	当直長	ゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全燃料が取出され,か合)」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3 (1))	
2. チャンネル校正を実施する。	定検停止時	計測制御GM	⑤ ②に含まれる設備	
			⑥ 原子炉建屋オペレーティングフロアの天井付近に2チャンネル,非常用ガス処理系吸込配	
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプ-(2) 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲー		-ルゲートが開の場合、が閉の場合	管付近に1チャンネル及び格納容器のハッチ・エアロック等にそれぞれ1チャンネルの計8チャンネル設置され,水素ガスの早期検知及び滞留状況を把握できる設計としている。 (統付-1,2)	
			⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.2)	
			a. 性能確認 (機能・性能が満足していることを確認する。) 項目2が該当。 定期検査時の確認事項は,保安規定第27条 (計測及び制御設備) の各チャンネルと 同様,校正を行う。	
			b. 動作確認 (運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。) 項目 1 が該当。 通常運転中の確認事項は, 指示値により動作不能でないことの確認 (振切れや他の計	

(備考ーペランス頻度に合わせるものとし,1	の条件を記載する。 1 N要求設備であるため, 動作可能な個数が所要数未	として設定する。 トる。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3)) 8-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」に設定されている設 - 夕に原子炉建屋内水素濃度監視設備,代替パラメータに静的触媒 現装置が設定されているため、「66-13-1 主要パラメータ	下能となった場合は,主要パラメータの "速やかに"確認する。(添付-3)	- タを計測する計器が動作不能となった場合は,代替パラメータで 媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを"速やかる。(添付-3)	可能な状態に復旧する。完了時間は,「66-13-1 主要パラパラメータ」と同様の設定とし,当該設備の他チャンネルが動作可は代替パラメータとして設定されている静的触媒式水素再結合器動作可能であることを確認することで重大事故等対処設備のAO30日間」とする。	取替床の水素濃度監視設備は3チャンネル設置されるが,そのすべ が動作不能の場合又は原子炉建屋内水素濃度監視設備8チャンネル 因等により同時に動作不能となった場合は,「炉心の著しい損傷が発 いて, 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する」ことの前段 格納容器内の水素濃度を監視する観点で最も実効的な格納容器内水	を確認対象として選定することとし,動作可能であることを"速や。 。 可能な状態に復旧する。完了時間は,「66-13-1 主要パラ パラメータ」と同様の設定とし,監視機能が全喪失となることから	
おおり	。 ていない場合 監視設備は,	速やかに満となった場合を条件として設定する。9 要求される措置を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4. 当該設備は「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメ 備であり、主要パラメータに原子炉建屋内水素濃度監視設備、 式水素再結合器動作監視装置が設定されているため、「66- 及び代替パラメータ」と同様の設定としている。	0日間 【運転,起動及び高温停止】 A1.1.当該パラメータを計測する計器が動作7 やかいこ	A1.2.当該パラメー ある静的触 に"確認す	 当該計器を動作メータ及び代替能であること又動作監視装置が 工上限である「 	4 時間 B 1. 原子炉建屋燃料取替床の水素濃度監視設備は3チャンネル設置されるが,そのすべ 4 時間 てのチャンネルが動作不能の場合又は原子炉建屋内水素濃度監視設備8チャンネルすべてが共通要因等により同時に動作不能となった場合は,「炉心の著しい損傷が発き時間 6 時間 生した場合において,水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する」ことの前段階である原子炉格納容器内の水素濃度を監視する観点で最も実効的な格納容器内水	濃度監視装置 に"確認する に"機能を動作 試機能を動作	「3日間」とする。 C1., C2. 既保安規定と同様の設定とする。
保安規定 第66条 条文	要求される措置 ⑨ 完丁	A1.1. 当直長は,他チャンネルの原子 炉建屋内水素濃度監視装置が動 作可能であることを確認する。 又は A1.2. 当直長は,静的触媒式水素再結 合器動作監視装置が動作可能 であることを確認する。	及び A 2. 当直長は,当該設備を動作可能な状 3 能に復旧する措置を開始する。 B 1. 当直長は格納容器内水素濃度監視 速	装置が動作可能であることを確認 する。 及び B 2. 当直長は, 当該設備を動作可能な状態 3	に復旧する措置を開始する。	C1. 当直長は, 高温停止にする。 2 及び C2. 当直長は, 冷温停止にする 3	A1. 当直長は,当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	た場合は適用しない。 フロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 町出され、かつプールゲートが閉の場合
保安	要求される措置 用される 子 炉 条 件 8 中 昨 昨	A. 動作可能な原子炉 建屋内水素濃度 監視設備が所要 数を満足してい ない場合	B. 原子炉建屋燃料取	替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備3チャンメル単作大能の	#令 場合 又は 原子炉建屋内水 素濃度監視設備 がすべて動作不	能の場合 C.条件A又はBの 措置を完了時間 内に達成できな い場合	A. 動作可能な原子炉 建屋内水素濃度 監視設備が所要 数を満足してい ない場合	: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, え(2) 原子炉内がら全燃料が販出され。かつプー/

備考	
記載の説明	から全然対が取出され、かつブールゲートが頃の場合)】 A.1. 当該股備を動作可能な状態に貧ロする排置を"速やかに"開始する。
保安規定 第66条 条文	



水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備系統概要図 (原子炉建屋水素濃度監視設備による水素濃度測定) 第9.6-3図

| 66-8-2の範囲 | 赤線にて示す 料部の被覆管がジルコニウム - 水反応により全て反応したときに発生する水素ガス(約1,600kg)が,原子炉格納容器の設計圧力の2倍における原子炉格納容器漏えい率に対して保守的に設定した漏えい率(10%/日)で漏えいした場合において,ガス状よう素による性能低下及び水素再結合反応開始の不確かさを考慮しても,原子炉建屋の水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止するために必要な水素処理容量を有する設計とする。

また,静的触媒式水素再結合器は,原子炉建屋内の水素ガスの効率的な除去を考慮して分散させ,適切な位置に配置する。

静的触媒式水素再結合器動作監視装置は,静的触媒式水素再結合器作動時に想定される温度範囲を測定できる設計とする。

原子炉建屋水素濃度は,原子炉建屋オペレーティングフロアの天井付近及び非常用ガス処理系吸込配管付近に分散させた適切な位置に配置し,想定される重大事故等時において,原子炉建屋内の水素濃度を測定できる設計とする。また,原子炉建屋水素濃度は,原子炉建屋オペレーティングフロア以外の水素ガスが漏えいする可能性の高いエリアにも設置し,水素ガスの早期検知及び滞留状況を把握できる設計とする。

9.6.2.4 環境条件等

基本方針については ,「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

静的触媒式水素再結合器,静的触媒式水素再結合器動作監視装置及び原子炉建屋水素濃度は,原子炉区域内に設置し,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

第9.6-1表 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の 主要機器仕様

(1) 静的触媒式水素再結合器

種 類 触媒反応式

個 数 56

水素処理容量 約 0.25kg/h/個 (水素濃度 4.0vol%, 100,

大気圧において)

(2) 静的触媒式水素再結合器動作監視装置

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

(3) 原子炉建屋水素濃度

第 6.4-1 表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。

(41)復水貯蔵槽水位(SA)

個 数 1

計測範囲 6 号炉 0~16m

7号炉 0~17m

(42)復水移送ポンプ吐出圧力

個 数 3

計測範囲 0~2MPa[gage]

(43)原子炉建屋水素濃度

兼用する設備は以下のとおり。

・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

個 数 8

計測範囲 0~20vol%

(44)静的触媒式水素再結合器 動作監視装置

兼用する設備は以下のとおり。

・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

個 数 4

計測範囲 0~300

(45)格納容器内酸素濃度

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉プラント・プロセス計装
- ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

個 数 2

計測範囲 6 号炉 0~30vol%

7号炉 0~10vol%/0~30vol%

代替パラメータに関する説明 関連箇所を赤枠にて示す

(いつつ) 乗 嫌の 乗の	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
復水貯蔵槽水位(SA)		高圧代替注水系系統流量 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流量) 復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量) 原子炉隔離時冷却系系統流量 高圧炉心注水系系統流量 復水補給水系流量(格納容器下部注水流量) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 復水移送ポンプ吐出圧力 [復水移蔵槽水位]*2	復水貯蔵槽水位(SA)の監視が不可能となった場合は,復水貯蔵槽を水源とするボンブの注水量から, 復水貯蔵槽水位(SA)を推定する。なお,復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 注水先の原子炉水位の水位変化により復水貯蔵槽水位(SA)を推定する。なお,復水貯蔵槽の補給状況 も考慮した上で水位を推定する。 復水貯蔵槽を水源とする復水移送ボンブの吐出圧力から復水移送ボンブが正常に動作していることを把 握することにより,水源である復水貯蔵槽水位が確保されていることを推定する。 監視可能であれば復水貯蔵槽水位(常用計器)により,水位を推定する。 推定は,復水貯蔵槽を水源とするボンプの注水量を優先する。
サプレッション・チェンバプール水位	・バン	復水補給水系流量(RHR A系代替注水流量) 復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量) 残留熱除去系系統流量 復水移送ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 ほびアレッション・チェンバ・プール水位]*2	サブレッション・チェンバ・ブール水位の監視が不可能となった場合は、サブレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、原子炉格納容器へ注水する復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量)と経過時間より算出した注水量から推定する。また、サブレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、サブレッション・チェンバ・ブール水から原子炉圧力容器へ注水する復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流量)又は残留熱除去系系統流量と経過時間より算出した注水量から推定する。サブレッション・チェンバ・ブールを水源とする復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプの吐出圧力から復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレッション・チェンバ・ブール水位が確保されていることを推定する。監視可能であればサブレッション・チェンバ・ブール水位が確保されていることを推定する。
原子炉建屋水素濃度		主要パラメータの他チャンネル 静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は,他チャンネルにより推定する。 原子炉建屋水素濃度の監視が不可能となった場合は,静的触媒式水素再結合器 動作監視装置(静的触媒式水素再結合器人口/出口の差温度により水素濃度を推定)により推定する。 推式水素再結合器入口/出口の差温度により水素濃度を推定)により推定する。 推定は,主要パラメータの他チャンネルを優先する。
格納容器內酸素濃度		主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) 格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C)	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は,他チャンネルにより推定する。 格納容器内酸素濃度の監視が不可能となった場合は,格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W)又は格納 容器内雰囲気放射線レベル(S/C)にて炉心損傷を判断した後,初期酸素濃度と保守的な G 値を入力と した評価結果(解析結果)により格納容器内醛入場度を推定する。 格納容器内圧力(D/W)又は格納容器内圧力(S/C)により,格納容器内圧力が正圧であることを確認す ることで,事故後の原子炉格納容器内への空気(酸素)の流入有無を把握し,水素燃焼の可能性を推定 する。 推定は,主要パラメータの他チャンネルを優先する。

保安規定第66条

表 66-9 「使用済燃料プールの冷却等のための設備」 66-9-1 「燃料プール代替注水系」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (系統図)
 - 添付-2 同等な性能を有することの説明
 - (1)技術的能力まとめ資料(基準要求)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付十(有効性評価)
 - (3) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (準備時間)

添付-3 運転上の制限に関する所要数,必要容量

- (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数,必要容量)
- (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)
- (3) 工事計画認可申請書 説明書(容量設定根拠)
- (4) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (自主対策設備に関する説明)

	4		TH AN - ATT -	4
	保安規定 第66条 条文		記載	備考
表66-9 使用済燃料プ	然料プールの冷却等のための設備		① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十四条(1.11)また,技術的能力審査基準1.13の手順で使用する。	
66-9-1 燃料プ	プール代替注水系(1)		② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)	
(1) 運転上の制限			③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう,燃料プール代替注水系が動作可 能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3 (1))	
項目②	運転上の制限 ③			
燃料プール代替注水系	可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイへ プール代替注水系が動作可能であること**1	ッダを使用した燃料	・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十四条(1.11) 1.「使用済燃料プールの冷却等のための設備(手順等)」として,使用済燃料プールの冷	
			却機能又は注水機能が喪失し,又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要	
適用される 原子炉の状態 4	設備⑤	所要数 ⑥	因により使用済燃料プールの水位が低下した場合において当該使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要さまままで、イエになったよう、・1	
	可搬型スプレイヘッダ	1個	手順等を正める)こと。 の冷却等のための設備(手順等)	
使用済燃料プー	常設スプレイヘッダ	1個	大量の漏えいその他の原因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に おいて、使用済燃料プール内の燃料集合体の損傷の進行緩和、及び臨界を防止するた	
ルに照射された燃料を貯蔵して	可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	1 🗅	めに必要な設備を設ける(手順等を定める)こと。 なお、漏えい抑制に必要なサイフォンブレーク孔を含む。	
いる期間	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	% 2		
	燃料補給設備	ee **	・ ながい能力者宣奉年 1. 13 「重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(手順等)」として、設計基準事故の収	
※1:動作可能とは、	1. 当該系統に期待されている機能を達成するための可機型スプレ	可機型スプレイヘッ	は別に,重大事故等の収束に必要となる十分な	
グ及び常設スプレイ 動弁及び接続口を含		- 瞅		
%2 : [66-19-	-1 可搬型代替注水ポンプ (A-	2級)」において運転上の制限等を定	J	
8%.			は,使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が引	
×3:[66-12	-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める	% %	済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において当該プール内の燃料等を冷却し,放射線を遮断し,及び臨界を防止するため,また使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールのの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合においても,プール内の燃料等の著しい損傷の進行を緩和し,及び臨界を防止するために必要な設備であり,使用済燃料プールに照射され	
			た燃料を貯蔵している期間は待機が要求されるため,適用される原子炉の状態は「使用済 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間」とする。(保安規定変更に係る基本方 針4.3 (1))	
			⑤ ②に含まれる設備	
			⑥ 可搬型代替注水ポンプ (A-1級)は、可搬型重大事故等対処設備であるが1台で使用済 燃料プールの冷却が可能であるため、2N要求設備ではない。必要な注水流量及びスプレ イ量を有するため、1台を所要数とする。 可搬型スプレイヘッダは、可搬型重大事故等対処設備であるが、屋内に敷設する設備に該 当するため1N要求設備であり、1個を所要数とする。 常設スプレイヘッダは1N要求設備であることから、1個を所要数とする。(保安規定変	

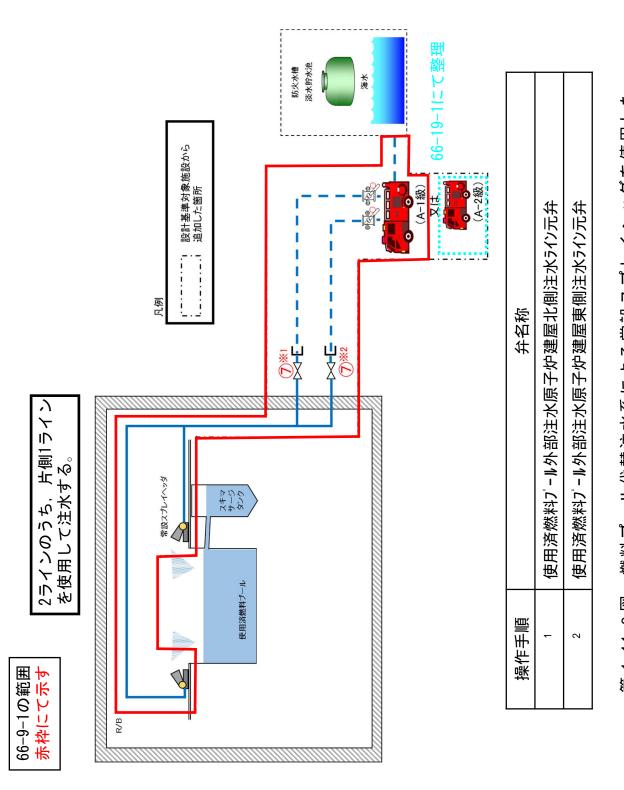
備兆 (可搬型スプレイヘッダ又は常設スプレイヘッダ使用時)使用済燃料貯蔵プールにお を使用する場合の静水頭, ホース直接敷設の圧損等を基に0.74MPa以上とする。 (常設スプレイヘッダ使用時) 必要吐出圧力が最大となる使用済燃料貯蔵プール接続 及び想定事故2において有効性が確認されている使用済燃料貯蔵プールへの注水量が (可搬型スプレイヘッダ使用時) 必要吐出圧力が最大となる原子炉建屋機器搬出入口 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を重大事故等時において,可搬型スプレイヘッダ 又は常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する場合 X 又は常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の容 口(東)を使用する場合の静水頭,ホース直接敷設の圧損等を基に0.38MPa以 ける燃料損傷防止対策の有効性評価解析 (設置変更許可申請書添付十) の想定事故1 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)は,他表にて運転上の制限等を定めており,確認 プ(A-1級) は可搬型代替注水ポンプ(A-2級)との組合せにより性能確認を実 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度 事項及び要求される措置についても他表にて記載しているが,可搬型代替注水ポン 必要流量が最大となる常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールヘスプレイ の考え方に基づき1年に1回,性能確認を実施する。確認する吐出圧力及び流量は, 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) が下記の性能を満足していることの確認行為は、 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)を重大事故等時において,可搬型スプレイヘッ MPa[gage]」以上とする。 工事計画認可申請書の記載に基づき以下の値を設定する。(添付-3) 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」に記載する。 性能確認(機能・性能が満足していることを確認する。) 約45m 3 /hであることから45m 3 /h以上とする。 記載の説明 <参考>可搬型代替注水ポンプ (A-2級) 上記スプレイ時の必要吐出圧力として 3 (1), 添付一3) m³/h」以上とする。 の容量及び吐出圧力を以下に示す。 ○可搬型代替注水ポンプ (A−1級) 量及び吐出圧力を以下に示す。 $\lceil 66 - 19 - 1 \rceil$ 更に係る基本方針4. 項目1が該当 [吐出压力] |必要容量| 「吐出压力 施する。 時の「 4. а. (<u>C</u>) タービンGM 設備管理GM 発電GM モバイル 当直長 汌 型 П П П 1年に1回 3ヶ月に1 3ヶ月に1 1ヶ月に1 度 漸 条文 ことを外観点検に 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポ とを外観点検によ 阿搬型代替注水ボ 可搬型代替注水ポンプ(Aー 公開できません。 \leq を起動し、可搬型代替注水ポンプ m3/h以上で、吐出圧力が 第66条 1級) が動作可能であることを確認する 常設スプレイヘッダが使用可能であるこ 可搬型スプレイヘッダが使用可能である 保安規定 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及1 枠囲みの内容は機密事項に属しますので MPa[gage]以上であることを確認する。 Ш ンプ (A-2級) を起動し, (A-2級) 1級) の流量が り確認する 確認事項 (2)2 . ი 4.

(可搬型スプレイヘッダ使用時) 蒸散量を上回ることが確認されているスプレイ量を満足する値として、48m³/h以上とする。 (常設スプレイヘッダ使用時) 蒸散量を上回ることが確認されているスプレイ量を満足する値として、
ことを定期的に確認す)重大事故等対処設備のサー可搬型設備は3ヶ月に1 回イヘッダについては,外観点ことを確認する。
が常設スプレイヘッダについては、外観点検でつまり等がないこと 構足していることを確認する。
運転上の制限を満足しない条件を記載する。 要求される措置の内容を踏まえ,各設備が動作不能又は所要数を満足していない場合を 条件として設定する。
れる措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3 (2),(3)) 当該設備を動作可能な状態へ復旧する措置を"速やかに"開始する。
使用済燃料プールの水位及び温度の確認を"速やかに"行うことにより,使用済燃料プールに異常がないことを確認する。
当該系統と同等の機能をもつ重大事故等対処設備が動作可能であることを"速やかに"確認する。常設スプレイヘッダが所要数を満足していない場合は,同等の機能を有する可搬型スプレイヘッダを確認する。
語

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

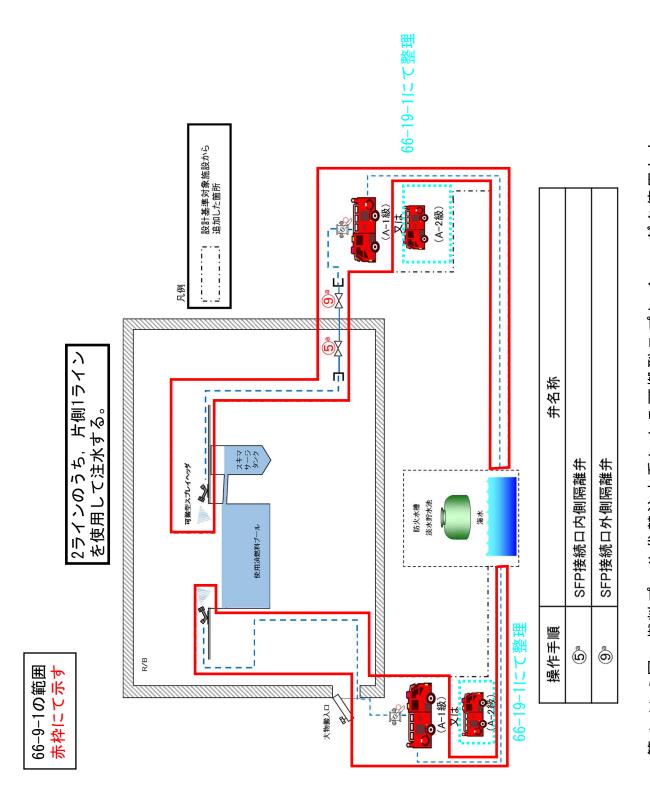
	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
条 件 8	要求される措置。⑨	完了時間	B1. 当該設備を動作可能な状態へ復旧する措置を"速やかに"開始する。 D٥. 休田汝楙判プールのサウロが3間冊の強靭な。(油の4/7)。 伝えとしてより 併田汝楙	
B. 可搬型スプレ イヘッダが動	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を 開始する。	速やかれて	―//シルゴメン画及シー語で、低くがに、11ノーとにより, 常がないことを確認する。	
作不能の場合	及び B 2.	速やかに	B3. 当該系統と同等の機能をもつ重大事故等対処設備が動作可能であることを"速やかに"確認する。可搬型スプレイヘッダが所要数を満足していない場合は,同等の機能を有する常設スプレイヘッダを確認する。常設スプレイヘッダに対して基準要求を満足することはできないが,同等な機能を有する設備として整理する。(旅付-2)	
	及び B3. 当直長は,当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対 処設備※5が動作可能であることを管理的手段により確 認する。	速やかに	C1. 当該設備を動作可能な状態へ復旧する措置を"速やかに" 開始する。	
C. 動作可能な可搬型代替注水ポ	C 1.	速やかに	C2. 使用済燃料プールの水位及び温度の確認を"速やかに"行うことにより,使用済燃料プールに異常がないことを確認する。	
ンプ (A-1 級) が所要数を 満足していな い場合	及びC 2. 当直長は, 使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水は付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。	速やかれて	C3. 当該設備の機能を補完する代替措置(可搬型ポンプの補充等)を検討し,原子炉主任技術者の確認を得て"速やかに"実施する。	
	及び C3. 当直長は, 代替措置 ^{*6} を検討し, 原子炉主任技術者 の確認を得て実施する。	速やかれ	D1. 当該系統を動作可能な状態へ復旧する措置を"速やかに"開始する。 D2. 使用済燃料プールの水位及び温度の確認を"速やかに"行うことにより,使用済燃	
D. 可搬型スプレイ ヘッダ及び常 設スプレイペ ッダが動作不 ッダが動作不	1. 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を 開始する。 ス 及び D 2. 当直長は, 使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水	速やかれて速やかれて	D3. 重大事故等対処設備として使用済燃料プールへの注水・スプレイ機能が喪失した状態であることから, 代替の注水手段として, 消火系による注水が確保されていることを"速やかに"確認する。	
能の場合 又は 燃料プール代 替注水系が動 作不能の場合	位付近にあること及び水温が65℃以下であること確認する。 及び D3. 当直長は, 使用済燃料プールの水位を維持するた の注水手段*7が確保されていることを確認する。	速やかに	【必要容量】 ・燃料プール代替注水系は「 $\begin{bmatrix} & & \\ & & \end{bmatrix}$ $\mathbf{m}^3 / \mathbf{h}$ 」以上の注水量を有する。 ・技術的能力では小規模な漏えい発生時のみ消水系を自主対策設備としているが、消水系のディーゼル駆動消火ポンプは可搬型代替注水ポンプ $(\mathbf{A} - 2 \otimes \mathbf{a})$ と同等の流量を有していることから代替の注水手段として設定している。 (添付ー2)	
※4:可搬型スプレイヘッダる※5:常設スプレイヘッダをい※6:代替品の補充等をいう。※7:消火系による注水をい	: 可搬型スプレイヘッダをいう。 : 常設スプレイヘッダをいう。 : 代替品の補充等をいう。 : 消火系による注水をいう。		【準備時間】 ・消火系による原子炉注水は,低圧代替注水系(可搬型)よりも短時間で準備できるこ とから,時間短縮の補完措置は不要。(添付-2)	



燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した 熱栗図 第1.11.6図

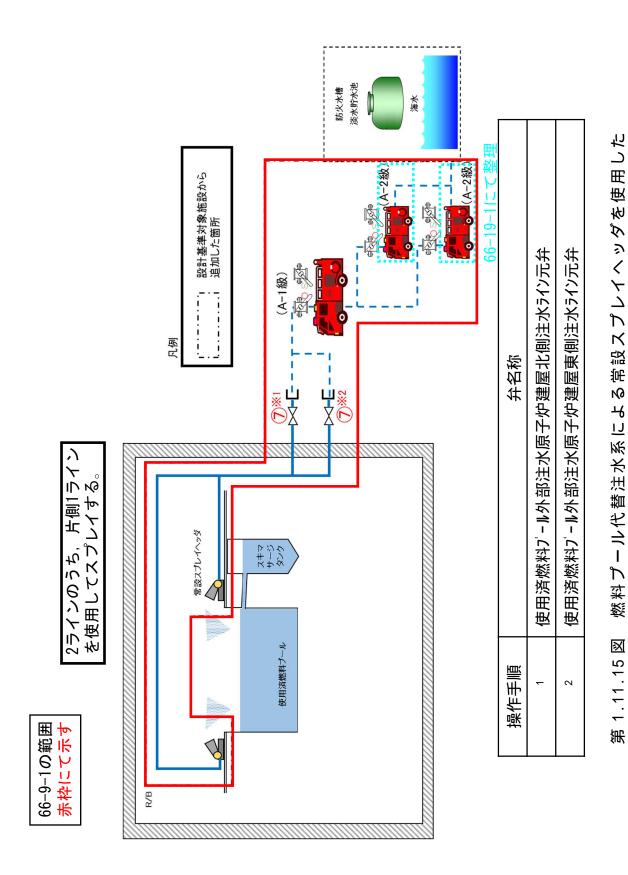
使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)

225



燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した 第1.11.8 図

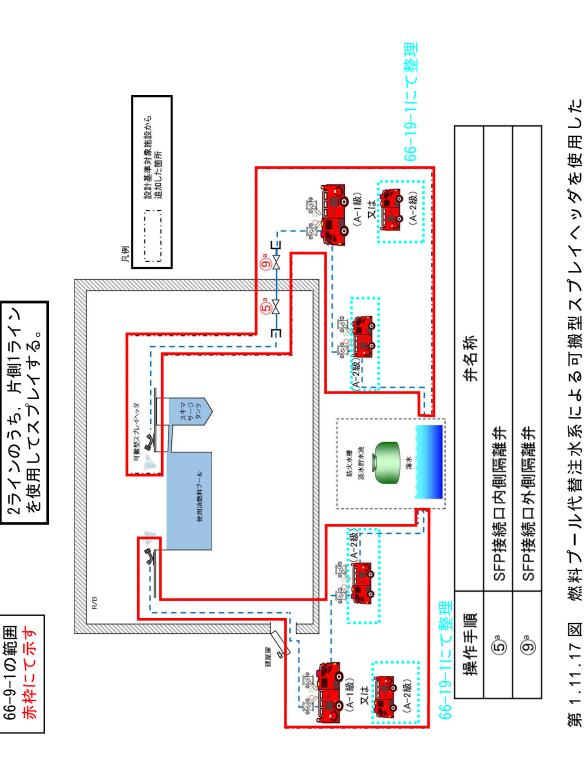
使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) 概要図



使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水) 概要図

66-9-1 8/32

227



燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した

使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水) 概要図

添付資料 1.11.1

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(1/3)

技術的能力審査基準 (1.11)	番号	設置許可基準規則(54条)	技術基準規則 (69条)	番号
【本文】 1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵 槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃 料貯蔵槽からの水の溜えいその他の要因により当該 使用済燃料貯蔵槽のが低下した場合において使 用済燃料貯蔵槽の燃料体又は使用済燃料(以下 門蔵槽内燃料体等」という。)を冷却し、放射線 多速度し、及び臨界を助止するために必要な手順等 が適切に示されていること。 2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽から の大量の水の溜えいその他の要因により当該使用済 燃料貯蔵槽の燃料体等の著し、損傷の進行を緩和し、及び 廠界を防止するために必要な手順等が適切に整備されて貯 廠構を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に整備されて貯止が高期に整備があるか、以下の地の要因により当該使用済 によっているが、以下が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に整備されていること。	1)	該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等と冷却し、放射線を遮蔽 し、及び臨界を防止するために必要な設備を遊 けなければならない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の潮入いその他の要因により当該 使用済燃料貯蔵槽の水位の製膏に低下した場合 において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行	【本文】 整電用原子炉施設には、使用清燃料貯蔵槽 の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使 用清燃料貯蔵槽から水の凋みのよその他の 要因により当該使用清燃料貯蔵槽か水位が 低下した場合において使用清燃料貯蔵槽か水位が 低下した場合において使用清燃料貯蔵槽砂水位が 総料体等」という。)を売却し、放射線を 連載し、及び監界を防止するために必要な 設備を施設しなければならない。 を範囲原子炉施設には、使用済燃料貯織 槽がらの大量の水の溜えいその他の要因に より当該使用済燃料所蔵槽砂水位が異常に 低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の 著しい現像の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければ ならない。	8
【解釈】 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の濁えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその階属能設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈、原規技発第136日39 号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))第37年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年	-	【解釈】 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の治却機能又は往水機能が廃失し、又は使用済燃料貯蔵槽から水の漏入いその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、水規能第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故人及び想定事故をにおいて想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。	【解釈】 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の	_
2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却 し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必 要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同 等以上の効果を有する措置を行うための手順等をい う。 a) 担定事故1及び担定事故2が発生した場合にお いて、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃 料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止	2	2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却 し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため に必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこ れらと同等以上の効果を有する措置を行うため の設備をいう。 a) 代替注水設備として、可搬型代替注水設備 (注水ライン及びポンプ車等)を配備するこ と。	2 第1項に規定する「貯藏槽内燃料体等を 治却し、放射線を運転し、及び臨界を防止 するために必要な設備」とは、以下に掲げ る措置を行うための設備をいう。 a) 代替注水設備として、可頻型代替注水 設備に注水ライン及びポンプ車等)を配備 すること。	9
するために必要な手順等を整備すること。 b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。	3	b) 代替注水設備は、設計基準対象施設の冷却 設備及び注水設備が機能喪失し、又は小規模な 凋えいがあった場合でも、使用活燃料貯蔵槽の 水位を維持できるものであること。	b) 代替注水設備は、設計基準対象施設の 冷却設備及び注水設備が機能喪失し、又は 小規稿を漏込いがあった場合でも、使用済 燃料貯蔵槽の水位を維持できるものである こと。	10
3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい 損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必 要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと 同いう。 a)使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合に おいて、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、 臨界を防止するために必要な手順等を整備するこ	4	めの設備をいう。 a) スプレイ設備として、可搬型スプレイ設備	3 第2項に規定する「貯蔵精内燃料体等の 著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防 止するために必要な設備」とは、以下に掲 げる措置又はこれらと同等以上の効果を有 する措置を行うための設備をいう。 a) スプレイ設備として、可嫌型スプレイ 設備(ズフレイヘッダ、スプレイライン及 びボンブ車等)を配備すること。	11)
と。 b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質 の放出を低減するための手順等を整備すること。	5	b) スプレイ設備は、代替注水設備によって使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合で も、燃料損傷を緩和できるものであること。 c) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性	b) スプレイ設備は、代替注水設備によって使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない 場合でも、燃料損傷を緩和できるものであること。 c) 燃料損傷時に、できる限り環境への放	12
4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料 貯蔵槽の監視は、以下によること。		物質の放出を低減するための設備を整備すること。 と。	射性物質の放出を低減するための設備を整備すること。	13
a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間 線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等に より変動する可能性のある範囲にわたり測定できる こと。 b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流	6	空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大	4 第1項及び第2項の設備として、使用済 燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。 a)使用済般中貯蔵槽の水位、水温及び上 部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に 係る重大事故等により変動する可能性のあ る範囲にわたり測定可能であること。	(14)
電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を 可能とすること。	7	b) これらの計測設備は、交流又は直流電源が 必要な場合には、代替電源設備からの給電を可 能とすること。	b) これらの計測設備は、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの 給電を可能とすること。	(15)
		c) 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できること。	c) 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できること。	16

※1: 重大事故等時には現場手動弁による隔離操作を併せて実施する。

※2:「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1 b)項を満足するための代替淡水源(措置)

※3: 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(2/3)

					: 重大事故等対処設備		: 重大事故	等対処設備 (設計	-基準拡張)												
	重大事故等対処設備を使用 査基準の要求に適合する					自ヨ	主対策														
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に 使用可能か	対応可能な人数 で使用可能か	備考												
	可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	新設			ディーゼル駆動消火ポ ンプ	常設															
常燃料	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	新設			ろ過水タンク	常設															
用スプー	防火水槽 ※2	新設			消火系配管・弁	常設															
燃イイル代	淡水貯水池 ※2	新設	①		復水補給水系配管・弁	常設															
1 以替	ホース・接続口	新設	2 8 10	消	残留熱除去系配管・弁	常設															
ルダ水の	燃料プール代替注水系 配管・弁	新設		火系	燃料プール冷却浄化系 配管・弁	常設															
注用に	常設スプレイヘッダ	新設		によ	使用済燃料プール	常設															
水しるたる	使用済燃料プール	既設		る 使	常設代替交流電源設備	常設															
	燃料補給設備	既設新設		用 済	第二代替交流電源設備	常設	30分	6名	自主対策とす る理由は本文												
1	可搬型代替汪水ボンフ (A-1級)	新設		燃 料	可搬型代替交流電源設 備	可搬	307)	0/4	参照												
可 搬燃 使刑料	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	新設		プー	燃料補給設備	常設 可搬															
世州 済い	防火水槽 ※2	新設		ルヘ																	
燃レル料ィ件	淡水貯水池 ※2	新設	① ②	か注																	
ノへ替	ホース・接続口	新設	8	水																	
グダ水へたる	燃料プール代替注水系 配管・弁	新設	100			_	-														
使に注明に	可搬型スプレイヘッダ	新設																			
水しる た	使用済燃料プール	既設																			
	燃料補給設備	既設 新設																			
抑え 制えい	サイフォン防止機能 ※1	新設	① ⑧	_	-	_	-	_	_												
	可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	新設																			
使常燃 用設料	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	新設																			
用済ポ ポスプー	防火水槽 ※2	新設																			
料レル プイル	淡水貯水池 ※2	新設	① ④																		
,一人替	ホース・接続口	新設	⑤ ⑧	-	_	-	_	_	_												
ルへのスタを病	燃料プール代替注水系 配管・弁	新設	12 13																		
プ用ト	常設スプレイヘッダ	新設																			
レし ^ム イた	使用済燃料プール	既設																			
	燃料補給設備	既設 新設																			

※1: 重大事故等時には現場手動弁による隔離操作を併せて実施する。

※2:「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1 b)項を満足するための代替淡水源(措置)

※3: 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

常設スプレイヘッダを使用した手順が不可となっても, 可搬型スプレイヘッダを使用した手順により, 審査基準の要求への適合の維持が可能。(逆は成り立たない)

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(3/3)

					: 重大事故等対処設備		: 重大事故	等対処設備(設計	-基準拡張)							
	重大事故等対処設備を使り 査基準の要求に適合する					自ヨ	主対策									
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に 使用可能か	対応可能な人数 で使用可能か	備考							
	可搬型代替注水ボンブ (A-1級)	新設														
可 使搬燃 用制燃	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	新設														
済スプ	防火水槽 ※2	新設														
料レルプ	淡水貯水池 ※2	新設	① ④													
イヘッ代替注	ホース・接続口	新設	(5) (8)	_	-	_	-	-	-							
のがある	燃料プール代替注水系 配管・弁	新設	(11) (12) (13)													
スプレルによっ	可搬型スプレイヘッダ	新設	13													
レルしる イた	使用済燃料プール	既設														
, -	燃料補給設備	既設 新歌														
				·=	シール材	可搬										
_	_	_	_	漏 え い	接着剤	可搬	120分	3名	自主対策とす る理由は本文							
				緩和	ステンレス鋼板	可搬	120)	041	参照							
				7.8	吊り降ろしロープ	可搬										
物大質気	大容量送水車(原子炉 建屋放水設備用)	新設														
かへ	ホース	新設	① ⑤	_	_	_	_	_	_							
散放抑射	放水砲	新設	8 13													
制性	燃料補給設備	既設 新設														
使	使用済燃料貯蔵プール 水位・温度 (SA)	新設														
用済	使用済燃料貯蔵プール 水位・温度 (SA広域)	新設	① ⑥ ⑧ ∰	6 8												
監料 視プ	使用済燃料貯蔵プール 放射線モニタ (高レン ジ・低レンジ)	新設			_	_	-	_	_	-						
ルの	使用済燃料貯蔵プール 監視カメラ(使用済燃料 貯蔵プール監視カメラ 用空冷装置を含む)	新設	16													
代	常設代替交流電源設備	新設		代	第二代替交流電源設備	常設										
替 電 給源	可搬型代替交流電源設 備	新設	① ⑦	替電 給 海			W. 9		自主対策とする。							
和電 によ	所内蓄電式直流電源設 備	既設 新設	8 15	和電によ	_	_	※ 3	※ 3	る理由は本文 参照							
る	可搬型直流電源設備	新設		る												
冷代却恭	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	既設														
却浄化系に	使用済燃料プール	既設														
化系配	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	既設														
による使用済燃料プ电源設備を使用した	燃料プール冷却浄化系 配管・弁・スキマサー ジタンク・ディフュー ザ	既設	① ③	_	_	_	_	_	_							
円済 使 用	原子炉補機冷却系	既設	8			_	_									
松料プ	代替原子炉補機冷却系	新設														
燃	常設代替交流電源設備	新設														
かの 除 執	第二代替交流電源設備	新設														
熱ル	可搬型代替交流電源設備	新設]													

※1: 重大事故等時には現場手動弁による隔離操作を併せて実施する。

※2:「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1 b)項を満足するための代替淡水源(措置)

※3: 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

準備時間) • 有効性評価(要求される容] 関連箇所を赤枠にて示す

f故 1) (2/2)	条件設定の考え方	燃料プール代替注水系による注水を想定設備の設計を踏まえて設定	可搬型設備に関して,事象発生から12 時間後までは,その機能に期待しないと仮定
7.3.1-2表 主要評価条件 (想定事故 1) (2/2)	主要評価条件	45m³/h (4台) *!で注水	事象発生から 12 時間後
第7.	項目	燃料プール代替注水系	燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水
		関連する機器条件重大事故等対策に	関連する操作条件重大事故等対策に

※1 燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ),燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の注水容量はともに 45m³/h 以上(4 台)である。

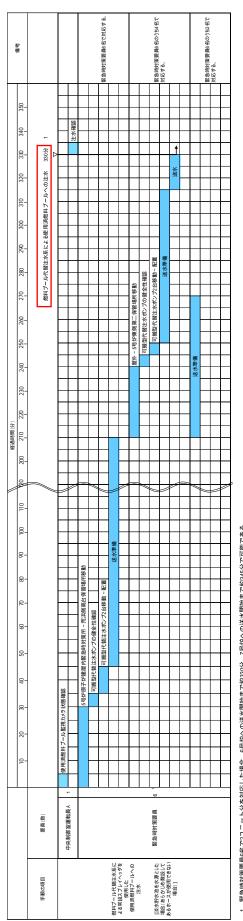
ŲП る場(らを使用する 5足できる。 どをがが 噩 常設スプレイヘッダ、可搬型スプレイヘッダ、でも、有効性評価で要求される容量・準備時間

$^{\sim}$
(2/2)
$\overline{}$
\overline{S}
$ \mathcal{O} $
投
想定事故
լ <u>ա</u> յլ։ 111 Լ
ij
型:
-11
7
₹
囲
主要評価条件
1111111
翢
刑
表
Щ4
2
S
$^{\circ}$
7.3.2 -
無
和下

	第	第 7. 3. 2-2 表 主要評価条件(想定: 	(想定事故 2) (2/2) 条件設定の考え方
		使用済燃料プールの冷却機能及び注 水機能喪失	使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能として燃料プール冷 却浄化系,残留熱除去系,復水補給水系等の機能喪失を設定
神 农	配管損傷の想定	残留熱除去系の配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラックによる損傷	低圧配管であるため,全周破断の発生は考えづらいと考え貫通 クラックによる損傷を想定
《 世	サイフォン現象による漏えい量	/V 70m3/h	想定される異物の弁への噛み込みにより逆止弁が固着し,その機能が十分に働かない状態を想定。なお,サイフォン現象による漏えいを停止させる配管の孔(サイフォンブレーク孔)によるサイフォンブレークには期待しない
	外部電源	外部電源なし	外部電源の有無は事象進展に影響しないことから, 資源の観点 で厳しい外部電源なしを設定
機器条件 策に関連する 重大事故等対	燃料プール代替注水系	45m³/h (4台) *!で注水	燃料プール代替注水系による注水を想定設備の設計を踏まえて設定
関連する場面大事故笠	使用済燃料プール漏えい隔離	事象発生から 150 分後	認知,現場調査,漏えい箇所隔離までの操作の作業想定時間に 余裕を含めて設定 (水位低下認知及び注水機能及び崩壊熱除去機能喪失確認に余 裕を踏まえ1時間,水位低下要因調査及び現場隔離操作箇所へ の移動に1時間,隔離操作実施に30分の合計150分)
族作条件守対策に	燃料プール代替注水系による使 用済燃料プールへの注水	事象発生から 12 時間後	可搬型設備に関して,事象発生から 12 時間後までは,その機能に期待しないと仮定
 ※	ール代替注水系 (常設スプレイヘッダ), 燎	燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の注水容量は、) の注水容量は, ともに 45m³/h 以上(4台)である。

常設スプレイヘッダ、可搬型スプレイヘッダ、どちらを使用する場合でも、有効性評価で要求される容量・準備時間を満足できる。

関連箇所を赤枠にて示す



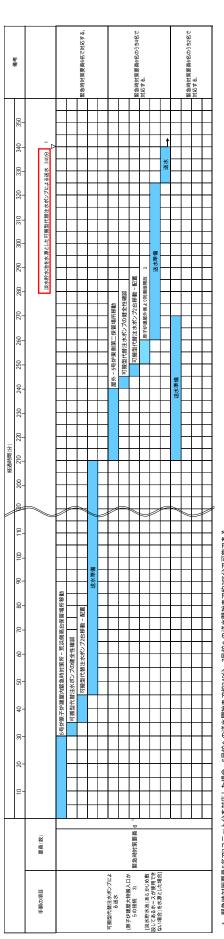
緊急時対策要員6名で2コニット分を対応した場合,6号かへの送水開始まで約330分,7号かへの送水開始まで約39分で可能である。 緊急時対策要員10名で2コニット分を対応した場合,6号が及び7号かへの送水開始まで約223分で可能である。

1.11.7 図

タイムチャート (2/2)

燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した

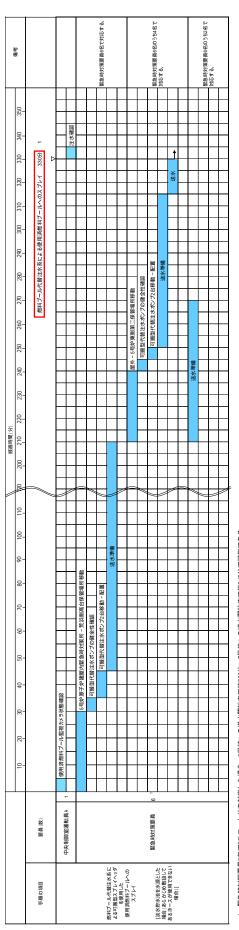
用済燃料プールへの注水(淡水/海水)



緊急時対策要員6名で2コニット分を対応した場合,6号がへの送水開始まで約340分,7号がへの送水開始まで約355分で可能である。 緊急時対策要員10名で2コニット分を対応した場合,6号か及び7号かへの送水開始まで約235分で可能である。 SP可搬式接続口を使用する場合は,「原子が建區外側より防瀬扉開放」作業が不要となるため,約330分で可能である。

可搬型スプレイヘッダを使用した **10** 4 燃料プール代替注水系に 第 1.11.10 図

タイムチャート (2/2) 使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)(可搬型代替注水ポンプによる送水)



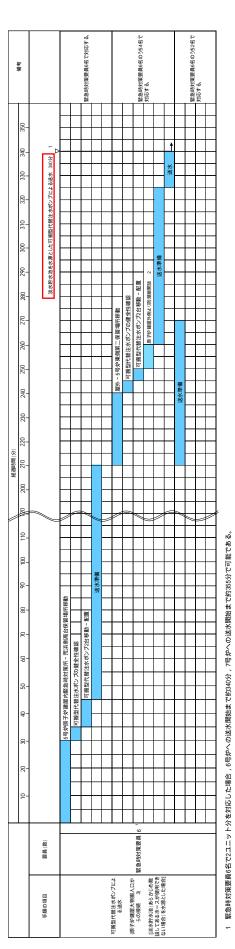
緊急時対策要員6名で2コニット分を対応した場合,6号かへの送水開始まで約330分,7号かへの送水開始まで約34分で可能である。 緊急時対策要員10名で2コニット分を対応した場合,6号か及び7号かへの送水開始まで約225分で可能である。

刻

紙

用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水) タイムチャート (2/2) 燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した

66-9-1 17/32



1 緊急時対策要員6名で2コニット分を対応した場合,6号かへの送水開始まで約540分,7号かへの送水開始まで約355分で可能である。 緊急時対策要員10名で2コニット分を対応した場合,6号が及び7号かへの送水開始まで約235分で可能である。 2 SFP可撤式接続日を使用する場合は,「原子が建屋外側より防潮庫開放」作業が不要となるため、約330分で可能である。

燃料プール代替注水系に

1.11.19 図

洲

タイムチャート (2/2) へのスプレイ(淡水/海水)(可搬型代替注水ポンプによる送水)

よる可搬

型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プール

66-9-1 18/32

237

									経過時間(分)	(安)					#	
				0	*	10 20 30 1	30		40 	20 -)9 	60 	70 	8 0	角布	
手順の項目	要員(数)						305)消火 系	30分 消火系による使用済燃料プールへの注水 T	用済燃料	4プール	、の注水				
						通信連絡	設備準備	通信連絡設備準備,電源確認								
	计 化二苯基苯基甲基苯基甲基苯基甲基苯基甲基苯基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲	c					系統構成									
	十天司命至連乾員 A,B	7					烘	注水開始								
消火系による使用済燃料プー							<u>•</u>									
ルへの注水		c				移動,電源確保	原確保									
	兄ろ運転員 こ,ロ	7														
		c		消火;	消火ポンプ起動)										
	5 亏	7														
	第 1 11 10 図	十二	<u> </u>	Т И	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	文	٦ <u> </u>	= 	キャーショー 足 深刻 牧田 サフェ コダルミ	- - -	Z Z	A 1 . # # - F	_/ 			

タイムチ 消火系による使用済燃料ブールへの注水 第 1.11.12 図

響を及ぼさない設計とする。

燃料プール冷却浄化系ポンプ及び燃料プール冷却浄化系熱交換器は,設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

燃料プール冷却浄化系で使用する代替原子炉補機冷却系は,通常時は熱交換器ユニットを接続先の系統と分離して保管し,重大事故等時に接続, 弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで,他の 設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また,原子炉補機冷却系と代替原 子炉補機冷却系を同時に使用しないことにより,相互の機能に悪影響を及 ぼさない設計とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,治具や輪留めによる固定等をすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

4.3.2.3 容量等

基本方針については,「1.1.7.2 容量等」に示す。

燃料ブール代替注水系の可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)は、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有するものとして、可搬型スプレイへッダ又は常設スプレイへッダを使用する場合は、可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)を1セット1台及び可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット3台、又は可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット3台、又は可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット3台、又は可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット3台、又は可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット4台使用する。保有数は、6号及び7号炉共

用で可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)の場合に 4 セット 16 台に加えて,故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1 台(6号及び7号炉共用)の合計 17 台,可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)の場合に 6号及び7号炉共用で1セット1台に加えて,故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計2台を保管する。

燃料プール代替注水系の可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)は、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内燃料体等の損傷を緩和し、及び臨界を防止するために必要なスプレイ量を有するものとして、可搬型スプレイへッダを使用する場合は、可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)を1セット1台及び可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット3台、又は可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット4台使用し、常設スプレイへッダを使用する場合は、可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット4台使用し、常設スプレイへッダを使用する場合は、可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)を1セット3台として使用する。保有数は6号及び7号炉共用で可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)の場合に1セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計5台、可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)の場合に6号及び7号炉共用で1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用で1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計2台を保管する。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)は,想定される重大事故等時に おいて変動する可能性のある使用済燃料プール上部から使用済燃料上端近 傍までの範囲を測定できる設計とする。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域)は,想定される重大事故等時において変動する可能性のある使用済燃料プール上部から底部近傍まで

第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様

(1) 燃料プール代替注水系

a. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級)(6号及び7号炉共用)

型 式 うず巻形

台 数 1(予備1)

容 量 168m³/h/台以上(吐出圧力 0.85MPa[gage]

において)

120m³/h/台以上(吐出圧力 1.4MPa[gage]

において)

吐出圧力

0.85MPa[gage]~1.4MPa[gage]以上

b. 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)(6号及び7号炉共用)

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

型 式 うず巻形

台 数 16(予備1)

容 量 120m³/h/台以上(吐出圧力 0.85MPa[gage]

において)

84m³/h/台以上(吐出圧力 1.4MPa[gage]

において)

吐出圧力 0.85MPa[gage]~1.4MPa[gage]以上

c. 可搬型スプレイヘッダ (6号及び7号炉共用)

数 量 1(予備1)

d. 常設スプレイヘッダ

数 量 1

- (2) 原子炉建屋放水設備
 - a. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)(6号及び7号炉共用) 第9.7-1表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の 主要機器仕様に記載する。
 - b. 放水砲(6号及び7号炉共用)

第 9.7 - 1 表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の主要機器仕様に記載する。

- (3) 使用済燃料プール監視設備
 - a. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) 兼用する設備は以下のとおり。
 - · 計装設備 (重大事故等対処設備)

個 数 1(検出点14箇所)

計測範囲 水位 6号炉 T.M.S.L. 20,180~31,170mm

7号炉 T.M.S.L. 20,180~31,123mm

温度 0~150

b. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)

兼用する設備は以下のとおり。

· 計装設備(重大事故等対処設備)

個数1(検出点8箇所)

計測範囲 水位 6号炉 T.M.S.L. 23,420~30,420mm

8 - 4 - 56 🛞

7号炉 T.M.S.L. 23,373~30,373mm

242

温度 0~150

c. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 第 8.1 - 2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。

d. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ(使用済燃料貯蔵プール監視カメラの ラ用空冷装置を含む。)

兼用する設備は以下のとおり。

· 計装設備(重大事故等対処設備)

個 数 1

- (4) 燃料プール冷却浄化系
 - a. ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

・燃料プール冷却浄化系

台 数 1(予備 1 ¹)

容 量 約 250m³/h/台

全 揚 程 約 80m

- 1 6 号炉は代替循環冷却系と同時に使用する 場合を除く。
- b. 熱交換器

兼用する設備は以下のとおり。

・燃料プール冷却浄化系

基 数 1(予備 1²)

伝熱容量 約 1.9MW

2 代替循環冷却系と同時に使用する場合を除

<。

8 - 4 - 57 🛞

66-9-1 24/32

- (5) 代替原子炉補機冷却系
 - a. 熱交換器ユニット(6号及び7号炉共用)

第 5.10 - 1 表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要 機器仕様に記載する。

b. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)(6号及び7号炉共用)

第 5.10 - 1 表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様に記載する。

容量設定根拠関連箇所を下線にて示す

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

3.2 燃料プール代替注水系

3.2.1 ポンプ

名	称	<u>可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)</u> (6, 7 号機共用)
容量	m³/h/個	(168以上)
吐 出 圧 力	MPa	(0.85以上)
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	
原動機出力	kW/個	
個 数	_	1 (予備 1)

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備と して使用する可搬型代替注水ポンプ(A-1級)は、以下の機能を有する。

可搬型代替注水ポンプ(A-1級)は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。

系統構成は、残留熱除去系(燃料プール冷却モード)及び燃料プール冷却浄化系の有する使用 済燃料貯蔵プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料貯蔵プールへの補 給機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵プールに接続する配管の破損等により使用済燃料貯蔵プー ル水の小規模な漏えいにより使用済燃料貯蔵プールの水位が低下した場合において、可搬型代替 注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)又は可搬型代替注水ポンプ(A-2級) により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、燃料プール代替 注水系配管又はホース等を経由して可搬型スプレイヘッダ又は常設スプレイヘッダから使用済 燃料貯蔵プールへ注水することで、使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できる設計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-1級)は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。

系統構成は、使用済燃料貯蔵プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料貯蔵プールの水位が異常に低下した場合において、可搬型スプレイヘッダを使用する場合には、可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)又は可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)、常設スプレイヘッダを使用する場合には、可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)により、代替淡水源又は代替淡水源が枯渇した場合においては海を水源として、

燃料プール代替注水系配管又はホース等を経由して可搬型スプレイヘッダ又は常設スプレイヘッダから使用済燃料貯蔵プール内燃料体等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できる設計とする。

1. 容量



可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の容量は、使用済燃料貯蔵プールにおける燃料損傷防止対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)の想定事故1及び想定事故2において有効性が確認されている使用済燃料貯蔵プールへの注水量が 45m³/hであることから、 とする。

1.2 使用済燃料貯蔵プールへ注水する場合の容量(常設スプレイヘッダ使用時)

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の容量は、使用済燃料貯蔵プールにおける燃料損傷防止対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)の想定事故1及び想定事故2において有効性が確認されている使用済燃料貯蔵プールへの注水量が45m³/hであることから、とする。

1.3 使用済燃料貯蔵プールへスプレイする場合の容量(可搬型スプレイへッダ使用時)

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)を重大事故等時において可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する場合の容量は、添付書類V-1-3-4「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」において蒸散量を上回ることが確認されているスプレイ量を満足する値として、とする。

1.4 使用済燃料貯蔵プールへスプレイする場合の容量(常設スプレイへッダ使用時)

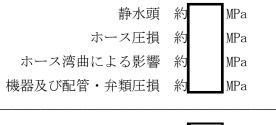
可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する場合の容量は、添付書類V-1-3-4「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」において蒸散量を上回ることが確認されているスプレイ量を満足する値として、 とする。

公称値については、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)は消防法に基づく技術上の規格を満足するものを採用していることから、その規格上要求される容量 168m³/h/個以上とする。

2. 吐出圧力

2.1 使用済燃料貯蔵プールへ注水する場合の吐出圧力(可搬型スプレイヘッダ使用時)

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の吐出圧力は、必要吐出圧力が最大となる 7 号機原子炉建屋機器搬出入口を使用する場合の静水頭、ホース直接敷設の圧損、ホース湾曲による影響、機器及び配管・弁類圧損を基に設定する。

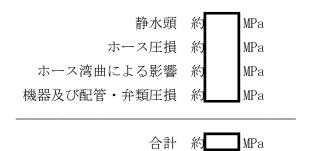


合計 約 MPa

以上より、可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する可搬型代替注水ポンプ(A-1級)の吐出圧力は とする。

2.2 使用済燃料貯蔵プールへ注水する場合の吐出圧力(常設スプレイヘッダ使用時)

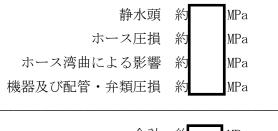
可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する場合の吐出圧力は、必要吐出圧力が最大となる 7 号機使用済燃料貯蔵プール接続口(東)を使用する場合の静水頭、ホース直接敷設の圧損、ホース湾曲による影響、機器及び配管・弁類圧損を基に設定する。



以上より、常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへの注水に使用する可搬型 代替注水ポンプ(A-1級)の吐出圧力は とする。

2.3 使用済燃料貯蔵プールへスプレイする場合の)吐出圧力(可搬型スプレイヘッダ使用時)
--------------------------	----------------------

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する場合の吐出圧力は、必要吐出圧力が最大となる7号機原子炉建屋機器搬出入口を使用する場合の静水頭、ホース直接敷設の圧損、ホース湾曲による影響、機器及び配管・弁類圧損を基に設定する。

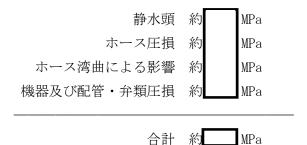


合計 約 MPa

以上より、可搬型スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)の吐出圧力は とする。

2.4 使用済燃料貯蔵プールへスプレイする場合の吐出圧力(常設スプレイヘッダ使用時)

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する場合の吐出圧力は、必要吐出圧力が最大となる7号機使用済燃料貯蔵プール接続口(東)を使用する場合の静水頭、ホース直接敷設の圧損、ホース湾曲による影響、機器及び配管・弁類圧損を基に設定する。



以上より、常設スプレイヘッダを用いた使用済燃料貯蔵プールへのスプレイに使用する可搬型代替注水ポンプ(A-1級)の吐出圧力は とする。

公称値については、可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) は消防法に基づく技術上の規格を満足するものを採用していることから、その規格上要求される吐出圧力 0.85MPa 以上とする。

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

3.	最高使用圧力
	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において使用する場合の圧力は,ポンプ運
車	云時の吐出圧力を上回る圧力として MPa とする。
4.	最高使用温度
	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) を重大事故等時において使用する場合の温度は,重大事故
与	学対策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)において有効性を確認して ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	、る代替淡水源の温度 40℃及び海水の温度 30℃を上回る ℃とする。
5.	原動機出力
•	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) の原動機出力は, 必要軸動力が最大となる流量 147m³/h 時の
审	曲動力を基に設定する。
7	可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)の流量が m³/h, 吐出圧力が MPa, その時の当該ポ
`	/プの必要軸動力は、約 kw となる。
_	以上より,可搬型代替注水ポンプ(A-1級)の原動機出力は,必要軸動力約 kw を上回る
Г	kW/個とする。
_	I KW/ 旧こ y る。
6.	個数
0.	回数 可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) は,重大事故等対処設備として淡水又は海水を使用済燃料
H:	・ 可服生代音径がポンク (A.1 kk) は、重大事故寺州起設備として決が文は海がを使用資燃料 庁蔵プールへ注水又はスプレイするために必要な個数である 6,7 号機で 1 セット 1 個に、故障
μ	特及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個とし,分散して保管する。

- ・復水補給水系配管・弁
- ・残留熱除去系配管・弁
- ・燃料プール冷却浄化系配管・弁
- ・使用済燃料プール
- ・常設代替交流電源設備
- ・第二代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- 燃料補給設備

(b) 漏えい抑制

使用済燃料プールに接続する配管の破断等により,使用済燃料プールディフューザ配管からサイフォン現象による使用済燃料プール水漏えいが発生した場合に,使用済燃料プールのサイフォン防止機能を有するサイフォンブレーク孔によりサイフォン現象の継続を防止するとともに,現場手動弁の隔離操作により漏えいを停止する手段がある。

漏えい抑制で使用する設備は以下のとおり。

・サイフォン防止機能

(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備

燃料プール代替注水で使用する設備のうち,可搬型代替注水ポンプ(A-1級),可搬型代替注水ポンプ(A-2級),ホース・接続口,燃料プール代替注水系配管・弁,常設スプレイヘッダ,可搬型スプレイヘッダ,使用済燃料プール及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。防火水

槽及び淡水貯水池は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1 b)項を満足するための代替淡水源(措置)として位置付ける。

漏えい抑制で使用する設備のうち、サイフォン防止機能は 重大事故等対処設備として位置付ける。また、重大事故等時 には現場手動弁による隔離操作を併せて実施する。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は,審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により,使用済燃料プール内の 燃料体等を冷却し,放射線を遮蔽し,及び臨界を防止することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を示す。

・ディーゼル駆動消火ポンプ,ろ過水タンク,消火系配 管・弁

耐震性は確保されていないが,可搬型代替注水ポンプ (A-2級)と同等の機能(流量)を有することから,重 大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火 災が発生していない場合において,使用済燃料プール内 の燃料体等を冷却し,放射線を遮蔽し,及び臨界を防止 する手段として有効である。

第二代替交流電源設備

耐震性は確保されていないが、常設代替交流電源設備

保安規定第66条

表 66-11 「重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」 66-11-1 「重大事故等収束のための水源」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限に関する所要数,必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数,必要容量)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)

	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				任年
	(米女規正 用 D D 条 条义			記載の説明	一
表66-11 重大事	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備			① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十六条(1.13)が該当する。	
66-11-1 重大	重大事故等収束のための水源 ①			② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)	
(1) 運転上の制限				設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十六条(1.13)で要求されているサプレッション・チェンズ、ほう酸水貯蔵タンクについては、以下に示すとおり、他の保安規	
項目②	運転上の制限	限 ③		たくでは、イン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	
重大事故等収束の ための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上である	ること*1		・サプレッション・チェンバ:保安規定第46条(サプレッションプールの水位)で整理する。・ほう酸水貯蔵タンク:66-2-3(ほう酸水注入系)で整理する。	
適用される 原子炉の状態4	設 備 ⑤	所要値 ⑥		では推持できるよう,重大事故等の対処 する場合の水源である復水貯蔵槽の水がにか出たます。	
運 転起 配配 配置 电电阻 电电阻 电阻	復水貯蔵槽	12.7m		であることを連転上の制限とする。(保女規定変更に徐る基本方針4.3(1)) ・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十六条(1.13) 「重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(手順等)」として設計基準事故の収束に	
冷温停止 燃料交换 ^{※2}	復水貯蔵槽	4. 4 m		必要な水源とは別に,重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保することに加えて,設計基準事故及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために,必要な設備を設ける (手順等を定める) こと。	
(2) 確認事項				なお,原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転等に伴う保有水量減少につい	
	項目⑦	頻度	担当	て、その確認行為を阻害しないために確認運転開始から確認運転終了後24時間までは、実施して利阻を発用しない。4年間の吟を問題については、原先相が始16条(4.4.7	
1. 原子炉の状態が運 交換**2において,	原子炉の状態が運転,起動,高温停止,冷温停止及び燃料 交換※2において,復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長	連転上の副政を適用しない。2.4時間の歴光期間については、体女苑に弟4.0米(サイレッションプールの水位)で規定されている原子炉隔離時冷却系の運転確認等時の除外期間を準用した。	
※1:原子炉隔離時 間までを除く。 ※2:原子炉が次に (1)原子炉オ (2)原子炉オ	: 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後2間までを除く。 : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	開始から確認運車 つプールゲートが ゲートが閉の場合	※ 了後 2 4 時 期 の場合	 (4) 復水貯蔵槽は、重大事故等発生時の炉心注水や格納容器スプレイ等の水源として使用する 設備であり、原子炉内に燃料が装荷されている期間を機能維持期間とするが、原子炉の状態が燃料交換において原子炉水化がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合は、保料でルイで管は水系にて注水可能であること、また原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合は、燃料プール代替社水系により使用済燃料プール代替は水系にて注水可能であること、また原子炉内から全燃料が取出され、かつブールがトトが閉の場合は、燃料さんの保持は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合とは、(保安規定変更に係る基本方針4.3(1)) ⑤ 原子炉運転中の有効性評価のうち復水貯蔵槽の水位低下量が最も大きい「高圧溶融物放出/本物容器雰囲気直接加熱」において、復水貯蔵槽の水位は初期から最大で約11.7m低下する。従って、復水移送ボンプのトリップ水位にこの低下分を加算した「12.7mしを原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の保安規定に定める運転上の制限の所要値とする。 	

第66条 条文
H
K K
2
36時間

備考	夕 岳	
記載の説明	【冷温停止,燃料交換 (原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合)】 A1. 当該設備の水量を復旧する措置を"速やかに"開始する。 C2. [運転、起動及び高温停止】におけるA2. と同様。ただし,完了時間は冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1) 原子炉内がら全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合)であることから"速やかに"とする。 A3. [運転、起動及び高温停止】におけるA3. と同様。ただし,完了時間は冷温停止及がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合)であることから"速やかに"とする。 b2 紫料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)であることから"速やかに"とする。 c2 燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)であることから"速やかに"とする。	
	海やかに速やかに渡やかれて	い, 速やか - 2級) を 場合
規定 第66条 条文	要求される措置 ⑨ 相置を開始する。	自動減圧系を除く。 : 直動減圧系を除く。 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 : 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ (A-2級)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。 : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合・動作可能とは、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
保安規定	条 件 ® A. 復水貯蔵槽の 水量が所要値 を満足してい ない場合	ついては, イプ (A – ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	適用される 原 子 炉 の 沃 龍 冷温停止 然料交換 ^{※6}	

5.7.2.2 悪影響防止

基本方針については,「1.1.7.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」 に示す。

復水貯蔵槽及びサプレッション・チェンバは,重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)及び大容量送水車(海水取水用)は,通常時は接続先の系統と分離して保管し,重大事故等時に接続,弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-2級)及び大容量送水車(海水取水用)は,治 具や輪留めによる固定等をすることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設 計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)及び大容量送水車(海水取水用)は,飛 散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

5.7.2.3 容量等

基本方針については ,「1.1.7.2 容量等」に示す。

復水貯蔵槽は、設計基準対象施設と兼用しており、設計基準対象施設と しての容量が、想定される重大事故等時において、代替淡水源又は海を使用するまでの間に必要な容量を有しているため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。

サプレッション・チェンバは,設計基準対象施設と兼用しており,設計 基準対象施設としての保有水量での水頭が,想定される重大事故等時にお いて,代替循環冷却系で使用する復水移送ポンプの必要有効吸込水頭の確

第5.7-1表 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備の主要機器仕様

(1) 復水貯蔵槽

第10.13-1表 補給水系主要機器仕様に記載する。

(2) サプレッション・チェンバ

第9.1-1表 一次格納施設主要仕様に記載する。

(3) ほう酸水注入系貯蔵タンク

第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様に記載する。

(4) 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)(6号及び7号炉共用)

第 4.3 - 1 表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様 に記載する。

(5) 大容量送水車(海水取水用)(6号及び7号炉共用)

個 数 2(予備1)

容 量 900m³/h

第 10.13 - 1 表 補給水系主要機器仕様

(1) 復水補給水系

a. 復水貯蔵槽

基 数 1

容 量 約2,100m³

主要部材質 ステンレス鋼ライニング

保安規定第66条

表 66-11 「重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」 66-11-2 「復水貯蔵槽への移送設備」

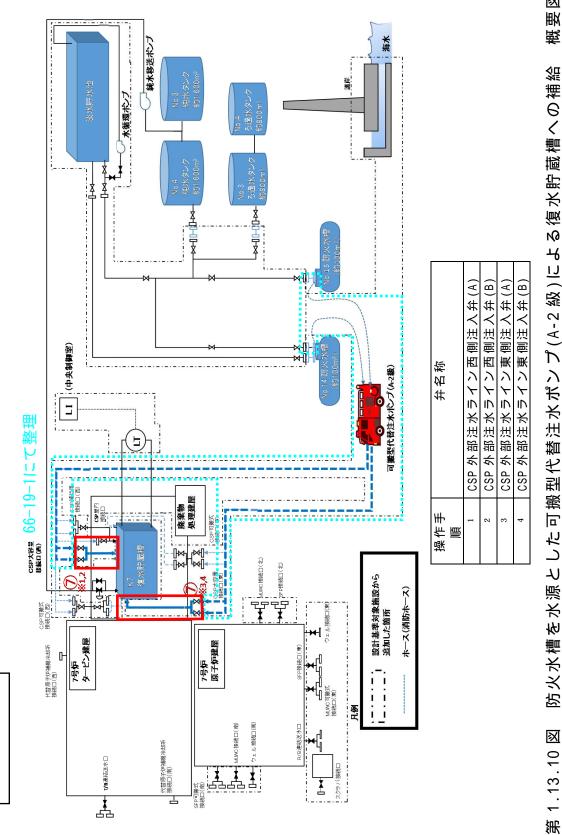
運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (系統図)

	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
66-11-2 復7	復水貯蔵槽への移送設備 ①		① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十六条(1.13)が該当する。	
(1) 運転上の制限			② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)	
項 目 ②	運転上の制限 ③		3 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、可搬型重大事故等対処設備である	
復水貯蔵槽への 移送設備	淡水貯水池, 防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること*1	と移送するための設	後水貯蔵槽への移送設備が動作可能であることを運転上(る基本方針4.3 (1))	
適用される原子がの状態の	設 備 ⑤	所要数⑥		
庫	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	ee **	必要な水源とは別に,重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保することに加って、設計其準重地及び看大重地等数加設備に対して看大重始等の収すに必要とお	
祖中	大容量送水車 (海水取水用)	**	がたい、欧門金井子の人の単ハ子の中の はいまた また すめ すび 水木 である じょる 十分な 量の 水を供給 するために、 必要な設備を設ける (手順等を定める) こと。	
电晶令压 金調停止	復水貯蔵槽	×.	4 移送先であろ復水貯蔵槽(66-11-1 盾大事故等収束のための水源) が要求される	
然料交換※2	燃料補給設備	9 **	期間と同様に、適用され	
※1:動作可能と 含む)がで。※2:原子炉が次。	※1:動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成(接続口を含む)ができることをいう。※2:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。	の系統構成 (接続口を	(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1) 原子炉水位がオーバーフロー水 位付近で, かつプールゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全燃料が取出され, かつプ ールゲートが閉の場合)」とする。(保安規定変更に係る基本方針4. 3 (1))	
(1) 原子生	(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,かつプールゲートが開の場合	-トが開の場合	⑤ ②に含まれる設備	
(2) 原子が ※3:「66-19 める。	原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 - 1 9 - 1 - 可搬型代替注水ポンプ (A - 2級)」において運転上の制限等を定)場合 :運転上の制限等を定	⑥ 本表の主要な設備については、すべて他表にて設定することから、確認事項については記載しない。運転上の制限である当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成ができない場合の措置として、要求される措置を記載する。	
<pre>%4: [66-11] %5: [66-11] %6: [66-12]</pre>	3 梅水移送設備」において運転上の制限等を定める。 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ? - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	める。 上の制限等を定める。 かる。	<参考>可搬型代替注水ポンプ (A-2級) 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)が下記の性能を満足していることの確認行為は,「66 -19-1 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」に記載する。	
			可搬型代替注水ポンプ (A-2級)を重大事故等時において,復水貯蔵槽への補給に使用する場合の容量及び吐出圧力を以下に示す。 【必要容量】 格納容器破損防止対策の有効性評価解析(設置変更許可申請書添付十)のうち,「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」(代替循環冷却系を使用しない場合)において有効性が確認されている復水貯蔵槽への供給流量が130m³/hであることから,130m³/h以上とする。	
			【吐出圧力】 必要吐出圧力が最大となる復水貯蔵槽大容量接続ロ(西)を使用する場合の静水頭,ホース直接敷設の圧損等を基に吐出圧力は,1.04MPa以上とする。	

	保安規定	記定 第66条 条文		記載の説明	備考
(3) 要求される措置	2 措置				
適用される				(7) 運転上の制限を満足していない場合の条件を記載する。	
原子炉	条件の	要求される措置 ⑧	完了時間	2N要求設備である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が1N未満となった場合又は当該を添け間在ネカアいる機能を達時子スキめの多簿構成(接続口を今だ) ができたい 担今(条	
の状態					
	A. 復水貯蔵槽への移	A1. 当直長は,復水貯蔵槽水位が表66	速やかれて		
起動	送設備が動作不能	-11-1の所要水量以上である		8 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3 (2), (3))	
高温停止	の場合	しとを確認する。		()運転、起動及び高温停止】	
			1	▲エゴ たぶつ とごご ニー・	
		A 2. 当直長は, 代替啎直※'を検討し, 原コーン・ エン・ エン・ エン・ エー・ コーン・ エン・ エー・ コーン・ コーン・ コーニー コーン・ コーニー コース・ コーニー コース・ コーニー コース・ コーニー コース・ コーニー コーニー コース・ コース・ コース・ コース・ コース・ コース・ コース・ コース	三 3 三 三 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	動作可能であることを確認することが基本的な考え方であるが、当該設備には設計	
		ナ炉王仕技術者の確認を得て実施 、 j		基準事故対処設備に該当するものがない。このため,移送先である復水貯蔵槽(6 6	
				-11-1「重大事故等収束のための水源」)が所要水位を満足していることを確認する。	
				完了時間は"速やか?"とする。	
		A3. 当直長は, 当該系統を動作可能な状	10日間	(
		態に復旧する。		となり	
	B. 条件Aで要求され	B1.当直長は,高温停止にする。	24時間	元」時間仏設計巻んまっ「・ロ=・	
	る措置を完了時間	及び		事政対処設備が割作り能である場合のAO1上版(11N米滴)である「3日间」とナメ	
	内に達成できない	B2. 当直長は, 冷温停止にする。	36時間	9.00	
	場合			△ 3 当該系統を制作可能が決能に省口する。 字7 時間は代慈弉闍を宇協した場合の 4 ○	
冷温停止	A. 復水貯蔵槽への移	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態	味やかん		
		に有旧する	<u>;</u>		
大大大	公政局が到下工品の指令			B1 B2. 既保安規定と同様の設定とする。	
	0.)%(2)			1	
		A 2. 当直長は, 復水貯蔵槽水位が5. 5 いしょう トラッキ	速やかに	【冷温停止及び燃料交換 (原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1) 原子炉水	
		,		ただギーバーフェー米位仕指が、かつプードが聞の場合 A は、10) 百子后内から	
		5. 5m以上であることを確認す		1	
		ν _ο		全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)】	
		及び		A1. 【運転、起動及び高温停止】におけるA3. と同様。ただし,完了時間は冷温停止及	
		A3. 当直長は, 代替措置※7を検討し, 原	速やかれて	ひ燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
		子炉主任技術者の確認を得て実施		がオーバーフロー水位付近で、かつブールケートが開の場合又は(2)原子炉内か、 なみを対え時日よれ、かつプーデザートが聞の祖今)ななストレから"神労か?"	
		\$ 2°		び・フノーアノー トル 利の物ロノ へのるし こだり	
※7:代替品の補充等を	の補充等をいう。			() .	
※8:原子炉>	:原子炉が次に示す状態となった。	状態となった場合は適用しない。		A 2. 【運転,起動及び高温停止】におけるA 1. と同様の考え方であるが,補給又は確認	
		◆ 日の間に「一次に「パンシュージューンコーンコーンコーンコーンコーンコーンコーンコーンコーンコーンコーンコーンコー	∀	する水位は, 原子炉停止中の有効性評価「全交流動力電源喪失」において, 復水貯	
((T)	(1) 原子が小社がる一六一)		河口	蔵槽への補給に期待しなくても注水に使用している復水移送ポンプが停止するこ	
(2)	(2) 原子炉内から全燃料が取	ら全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		とがない水位である5.5m以上とする。復水貯蔵槽への補給については, 純水補	
				給水系,可搬型代替注水ポンプ(A-2級),大容量送水車(海水取水用)等の補 ハー佐部催じった出る。 エフエ語・ペコケーコン調整コード・ディー・コロ	
				給可能設備にて実施する。完了時間は倍温停止及び燃料交換(原子炉が次にがず状態となった中心に適用した)、(1) 固み后を位式 オーバーフローを位付 近か か	
				添しずった多口は画につま。。(1)ぶ1ヶ分型がイー・イー・グロログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
				A3.【運転,起動及び高温停止】におけるA2.と同様。ただし,完了時間は冷温停止及	

NI.	
備考	
記載の説明	び然料交換 (原子が次に示す状態となった場合は適用しない。(1) 原子が水位 がオーバーフロー水位付近で、かっプールゲートが開の場合 文は(2) 原子が内か ち 金線料が取出され、かっプールゲートが開の場合)であることから "連やかに" とする。
保安規定 第66条 条文	

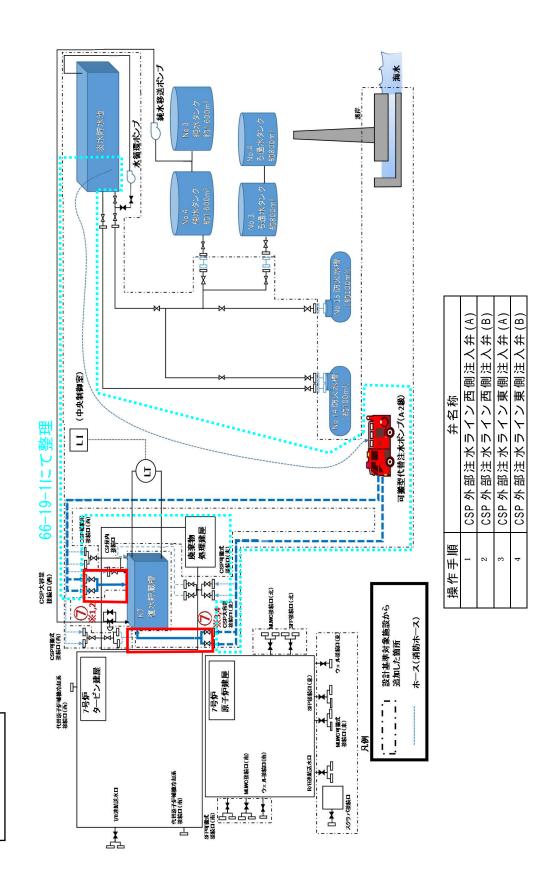


熱帶図 防火水槽を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給

66-11-2 5/7

263

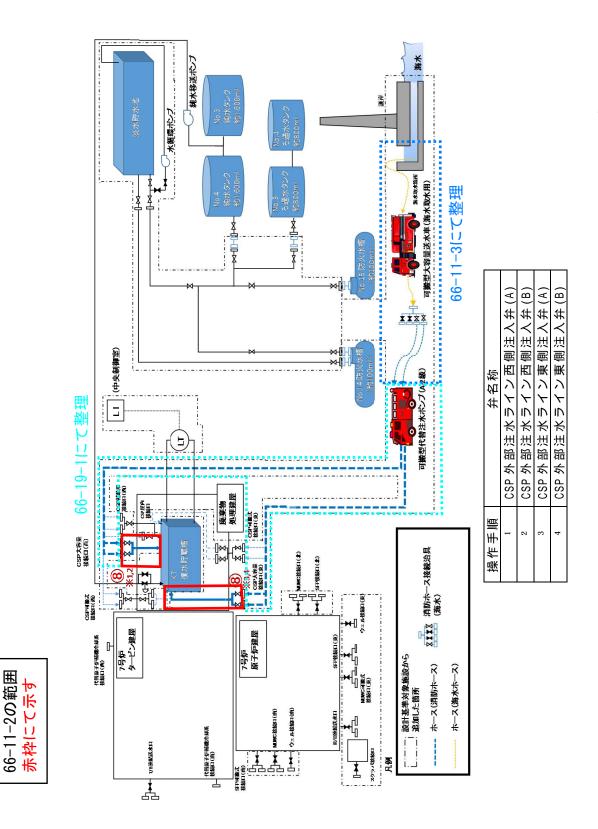
66-11-2の範囲 赤枠にて示す



概 概 関 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給 第 1.13.14 図

あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)

66-11-2の範囲 赤枠にて示す



海を水源とした大容量送水車(海水取水用)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2 級) 概要図 第 1.13.16 図

による復水貯蔵槽への補給

保安規定第66条

表 66-11 「重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」 66-11-3 「海水移送設備」

運転上の制限等について

- 1. 保安規定記載内容の説明
- 2. 添付資料
 - 添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定
 - (1) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (系統図)
 - 添付-2 運転上の制限に関する所要数,必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数,必要容量)
 - (2) 設置変更許可申請書 添付八(設備仕様)
 - (3) 工事計画認可申請書 説明書(容量設定根拠)

添付-3 代替措置に関する説明

(1) 設置変更許可申請書 添付十追補1 (準備時間)

備兆 子炉建屋の外から水を供給するもの) であり 2N要求設備である。 重大事故等の収束に必要となる十分な量の水の供給に必要となる台数 1 セット 1 台として, 2 セット 2 台を所要数 項目2が該当。 「保安規定変更に係る基本方針」の重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方 海水移送設備については,重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備であり,重大事故等が発生する可能性のある原子 炉の状態において待機が必要な設備であることから,適用される原子炉の状態は「運転,起動,高温停止,冷温停止及び燃料交換」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1)) 大容量送水車(海水取水用)は,可搬型重大事故等対処設備のうち可搬型代替注水設備(原 必要な水源とは別に, 重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保することに 加えて、設計基準事故及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要とな 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう,可搬型重大事故等対処設備であ る海水移送設備2系列が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係 「重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(手順等)」として設計基準事故の収束に 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4. る十分な量の水を供給するために、必要な設備を設ける(手順等を定める)こと。 確認する吐出圧力及び流量は、工事計画認可申請書の記載に基づき設定する (1.13) が該当する。 に基づき可搬型設備は3ヶ月に1回,動作可能であることを確認する 動作確認 (運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。) 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十六条(1.13) とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1), 添付-2) 性能確認(機能・性能が満足していることを確認する。) 第五十六条 考え方に基づき1年に1回,性能確認を実施する。 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1) 設置許可基準規則(技術的能力審査基準) ②に含まれる設備 項目 1 が該当 а. Ъ. (<u>L</u>) \bigcirc (N) \odot 4 (2) 9 ※2:大容量送水車(海水取水用)は,荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散 設備管理GM 原子炉GM モバイル 汌 $2 \frac{*}{2}$ 所要数⑥ 型 \Im $1 \div \times$ **※** スをいう において運転上の制限等を定める。 3ヶ月に1回 1年に1回 庚 ※1:1系列とは,大容量送水車 (海水取水用) 1台及び必要なホー Ŋ \odot 漸 系列※1 が動作可能である 運転上の制限 し,動作可能であ MPa[gage]以上、 第66条 7, 流量が (C) (海水取水用) 無 保安規定 海水移送設備2 を起動 大容量送水車 (海水取水用) を起動 燃料補給設備」 榖 Θ (<u>C</u>) 大容量送水車 燃料補給設備 1. 大容量送水車(海水取水用) m³/h以上で, 吐出圧力が Ш 海水移送設備 配置されていること。 $: \lceil 6 \ 6 - 1 \ 2 - 7 \rceil$ あることを確認する。 ることを確認する 海水移送設備 (1) 運転上の制限 \bigcirc 原子炉の状態④ 適用される \mathfrak{S} 高温停止 (2) 確認事項 冷温停止 燃料交換 \square -111严 型 剰 რ **※** 2 9

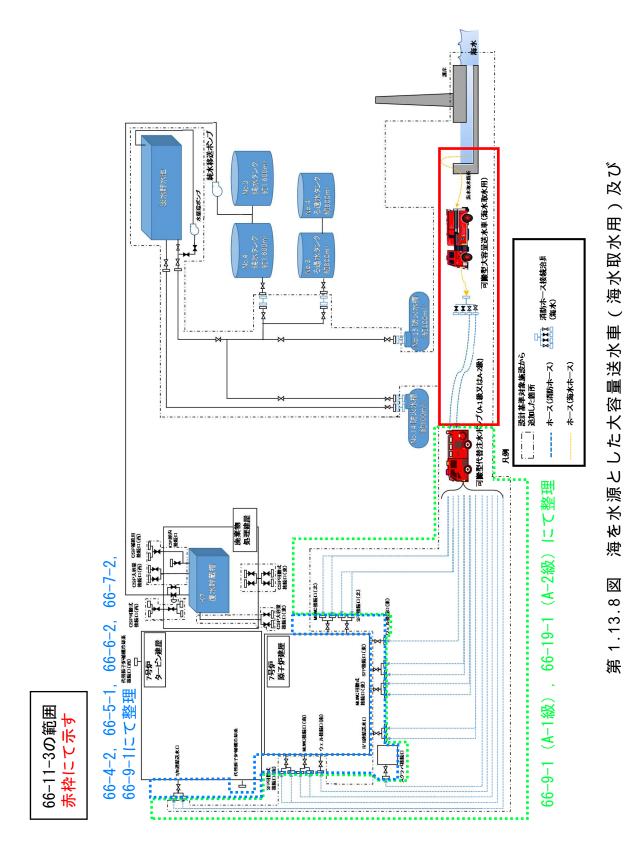
公開できません。

しますので

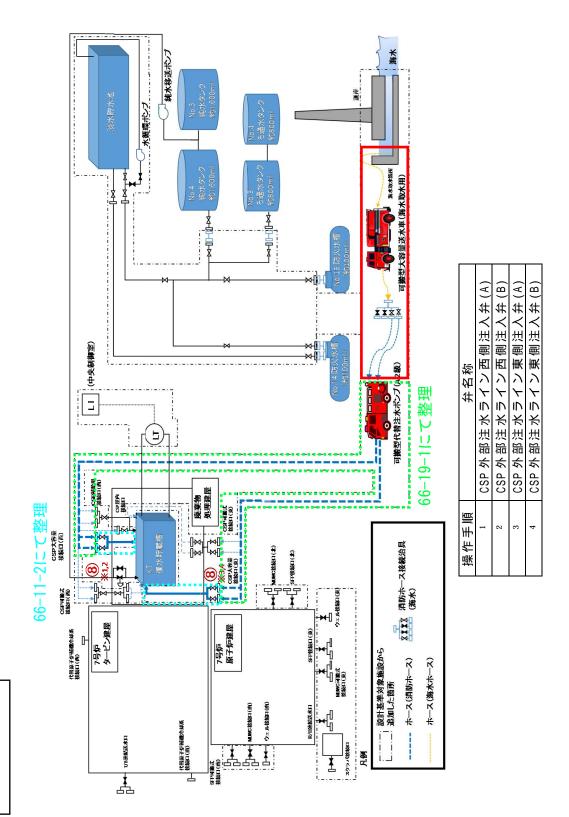
枠囲みの内容は機密事項に属

	保多	保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
(3) 要求される措置	る措置			:	
適用される 原 子 炉 の 状 態	条件 8	要求される措置 ⑨	完了時間	海水移送設備は,2 N要求設備であるため,原子炉の状態が運転,起動,高温停止においては,動作可能な系列数が 2 N未満(1 N以上)となった場合と 1 N未満となった場合を条件として記載する。	
11111	A. 動作可能な海水	A1. 当直長は, 残りの海水移送設備が動	速やかに	原ナ炉の状態が存温や止及の燃料交換においては、2N未満(1N以上)と1N未満とで 要求される措置が同様となるため、2N未満となった場合を条件として記載する。	
起動高温停止	移送設備が2系列未満1系	作可能であることを確認する。 及び		9 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3))	
	列以上の場合	A2. 当直長は,サプレッション・チェン バ水位が第46条を満足している ことを確認する。 及び A3. 当直長は,復水貯蔵槽水位が表66 -11-1の所要水位以上である	速やかに速やかに	【運転、起動及び高温停止】 A.1. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上となった場合には、残りの海水移送設備設備が動作可能であることを確認する。動作確認の結果、動作可能な海水移送設備が1系列以上の場合には、条件Aで要求される措置を継続して実施し、1系列未満の場合には条件Bへ移行し、条件Bで要求される措置を実施する。なお、完了時間は"速やかに"とする。	
			10日間30日間	A2., A3. 重大事故等対処設備が動作不能となった場合は、対応する設計基準事故対処設備が動作可能であることを速やかに確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類十)」技術的能力で整理した"機能喪失を想定する設計基準事故対処設備"であるサプレッション・チェンバ及び復水貯蔵槽が該当し、保安規定第46条(サプレッションプールの水位)及び66ー11ー1(重大事故等収束のための水源)に定める水位を満足していることを確認する。	
				A4. 動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する代替措置を検討し,原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(2N未満(1N以上))である「10日間」とする。	
	B. 動作可能な海水移送設備が1系列未満の場合	B1. 当直長は,サプレッション・チェン バ水位が第46条を満足している ことを確認する。 及び B2. 当直長は,復水貯蔵槽水位が表66 -11-1の所要水位以上である	速やかに	代替措置は代替品の補充(可搬型ポンプの補充等)又は淡水貯水池からの移送が可能であることの確認をいう。なお,淡水貯水池からの移送が可能であることとは,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)又はあらかじめ敷設してあるホースを使用した自重による淡水の移送ができることをいう。淡水貯水池からの移送については,海からの移送よりも短時間で準備可能であることから時間短縮の補完措置は不要である。(添付-3)	
		ことを確認する。 及び B3. 当直長は,代替措置 ^{※4} を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実	3日間	淡水貯水池からの移送 ・淡水貯水池を水源とした移送(準備時間約225分) ・淡水貯水池を水源とした復水貯蔵槽への補給(準備時間約235分) ・淡水貯水池から防火水槽への補給(準備時間約85分)	
		施する。 及び B4. 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間	海からの移送 ・海を水源とした移送(準備時間約315分) ・海を水源とした復水貯蔵槽への補給(準備時間約325分) ・防火水槽への海水補給(準備時間約290分)	
				A5. 当該系統を動作可能な状態に復旧する。完了時間は代替措置を実施した場合のAO T上限(2N未満(1N以上))の「30日間」とする。	

備考					
記載の説明	B 1 ., B 2 . A 1 ., A 2 . と同様,対応する設計基準事.故対処設備を確認する。 B 3 . A 3 . と同様。ただし,完了時間は1N未満のため「3日間」とする。	B4. A4. と同様。ただし,完了時間は1N未満のため「10日間」とする。		C1., C2. 既保安規定と可様の設定とする。	【冷温停止及び燃料交換】 A1. 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を"速やかに"開始する。 A2. [運転, 起動及び高温停止] におけるA2. と同様の考え方であるが, 補給又は確認する水位は, 原子炉停止中の有効性評価「全交流動力電源喪失」において、復水貯蔵槽への補給に期待しなくても社れに使用している復水移送ボンブが停止するとがない水位である5.5 m以上とする。復水貯蔵槽への補給については、純水桶給水系, 可搬型代替注水ポンプ (A-2級), 大容量送水車 (痛水取水用) 等の補給可能設備にて実施する。 完了時間は冷温停止及び燃料交換であることから, 速やかに"とする。 完了時間は冷温停止】におけるA3. と同様。ただし, 冷温停止及び燃料交換であることから, 完了時間は"速やかに"とする。
			完了時間	24時間36時間	速やかれて 速やかれて
規定 第66条 条文			要求される措置 ⑨	C1. 当直長は, 高温停止にする。 及び C2. 当直長は, 冷温停止にする。	温停止 A. 動作可能な海水 A1. 原子炉 GMは、当該系統を動作可能な 移送設備が 2 状態で復旧する措置を開始する。 系列未満の場 及び A2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 5. 5 m以上となるように補給する又は 5. 5 m以上となるように補給する又は 5. 5 m以上となるように補給する又は 5. 5 m以上となるように補給する又は 5. 5 m以上であることを確認する。 及び 及び A3. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、 A3. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、 A3. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、 A3. 当直長は、代替指置 ^{※4} を検討し、 A3. 当直長は、 A4.
保安規定			※ 弃 ◎	C. 条件A又はBで 要求される措置 及を完了時間内に 達成できない場合	A. 動作可能な海水 移送設備が2 系列未満の場 合 A構充又は淡水貯水池か
			適用される原子 炉 り 状態の 状態	運 転起 動高温停止	%



66-11-3 5/17

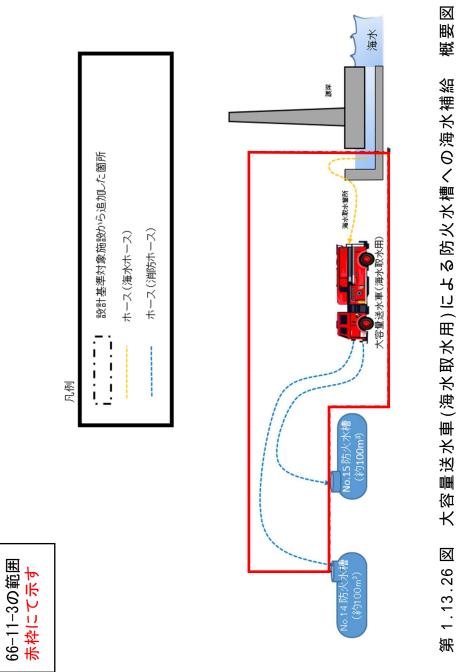


66-11-3の範囲

赤枠にて示す

海を水源とした大容量送水車(海水取水用)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2 級) 第 1.13.16 図

による復水貯蔵槽への補給 概要図



大容量送水車(海水取水用)による防火水槽への海水補給 第 1.13.26 図

272

保に必要な容量に対して十分であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。

可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)は,想定される重大事故等時において, 重大事故等の収束に必要となる十分な量の水の供給が可能な容量を有する ものを 1 セット 4 台使用する。保有数は,6 号及び7号炉共用で4 セット 16 台に加えて,故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用と して1台(6号及び7号炉共用)の合計17台を保管する。

大容量送水車(海水取水用)は、想定される重大事故等時において、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水の供給が可能な容量を有するものを6号及び7号炉共用で1セット1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計3台を保管する。

代替水源からの移送ホースは、複数ルートを考慮してそれぞれのルート に必要なホースの長さを満足する数量の合計に、故障時及び保守点検によ る待機除外時のバックアップを考慮した数量を分散して保管する。

5.7.2.4 環境条件等

基本方針については ,「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

復水貯蔵槽は,廃棄物処理建屋内に設置し,想定される重大事故等時に おける環境条件を考慮した設計とする。

サプレッション・チェンバは,原子炉建屋原子炉区域内に設置し,想定 される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-2級)及び大容量送水車(海水取水用)は,屋外に保管及び設置し,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

第5.7-1表 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備の主要機器仕様

(1) 復水貯蔵槽

第10.13-1表 補給水系主要機器仕様に記載する。

(2) サプレッション・チェンバ

第9.1-1表 一次格納施設主要仕様に記載する。

(3) ほう酸水注入系貯蔵タンク

第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様に記載する。

(4) 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)(6号及び7号炉共用)

第 4.3 - 1 表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様 に記載する。

(5) 大容量送水車(海水取水用)(6号及び7号炉共用)

個 数 2(予備1)

容 量 900m³/h

容量設定根拠 関連箇所を下線にて示す

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

4.5 水の供給設備

4.5.1 ポンプ

名	称	大容量送水車(海水取水用)(6,7号機共用)
容量	m³/h/個	
吐出圧力	MPa	
最高使用圧力	MPa	
最高使用温度	$^{\circ}$ C	
原動機出力	kW/個	
個 数	_	2

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(水の供給設備)として使用する大容量送水車(海水取水用)は、以下の機能を有する。

大容量送水車(海水取水用)は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、海を水源とし、大容量送水車(海水取水用)により、ホース、弁等を経由して低 圧代替注水系(可搬型)、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)、格納容器下部注水系(可搬型) 及び燃料プール代替注水系並びに復水貯蔵槽へ、重大事故等の収束に必要となる十分な量の海水 を供給できる設計とする。

1. 容量

大容量送水車(海水取水用)の容量は、大容量送水車(海水取水用)の送水先である可搬型 代替注水ポンプ(A-2級)からの最大送水流量を上回る容量を基に設定する。

大容量送水車(海水取水用)の送水先である可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)からの送水流量が最大となるのは、使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系として使用する場合であり、6,7号機同時注水する場合の送水流量は294m³/h (号機当り147m³/h)であるため、大容量送水車(海水取水用)の容量は、294m³/h を上回る m²/h/個以上とする。

公称値については、要求される容量 m^3/h を上回る $m^3/h/個$ とする。

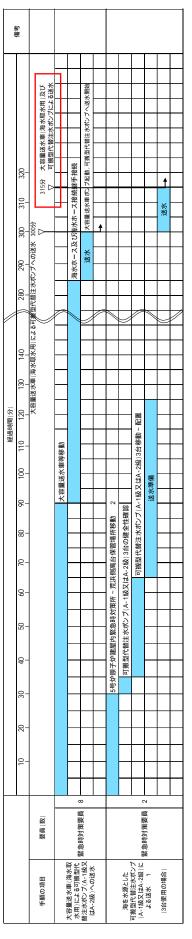
2. 吐出圧力

大容量送水車(海水取水用)の吐出圧力は、海水を可搬型代替注水ポンプ(A-2級)に供給するときのホース圧損、機器圧損、静水頭及び大気圧を基に設定する。

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

ホース圧損 MPa
静水頭 MPa
機器圧損 MPa
大気圧 MPa
合計 MPa
口声I LITER L
以上より,大容量送水車(海水取水用)の吐出圧力は MPa を上回る MPa 以上とする。
公称値については,要求される吐出圧力 MPa を上回る MPa とする。
3. 最高使用圧力 大容量送水車(海水取水用)を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ運転時 の吐出圧力を上回る圧力として MPa とする。
4. 最高使用温度 大容量送水車(海水取水用)を重大事故等時において使用する場合の温度は,重大事故等対 策の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)において有効性を確認している 海水の最高温度 30℃を上回る ℃とする。
5. 原動機出力 大容量送水車 (海水取水用) の原動機出力は,定格流量である 1500m³/h 時の軸動力を基に設 定する。 大容量送水車 (海水取水用) の流量が 1500m³/h, 吐出圧力が 1.2MPa, その時の当該ポンプの 必要軸動力は 602kW となる。 以上より,大容量送水車 (海水取水用) の原動機出力は,必要軸動力 602kW を上回る
断上より、八谷重色水平(横水取水角)の原動機山刀は、必安軸動力 602km を上回るkm/ 個とする。
6. 個数 大容量送水車 (海水取水用) (原動機含む。) は,重大事故等対処設備として重大事故等の収束に必要となる海水を各系統へ供給するために必要な個数である 6,7 号機合計 2 セット 2 個並びの故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個を分散して保管する。 なお,大容量送水車 (海水取水用) (原動機含む。) の予備 1 個は,原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備 (代替原子炉補機冷却系)の大容量送水車 (熱交換器ユニット用)の予備として保管する。

同等な性能を有することの説明 関連箇所を赤枠にて示す



1 MUNC接続口,SFP接続口を使用する場合。 2 5号炉東側第二保管場所への移動は,10分と想定する。

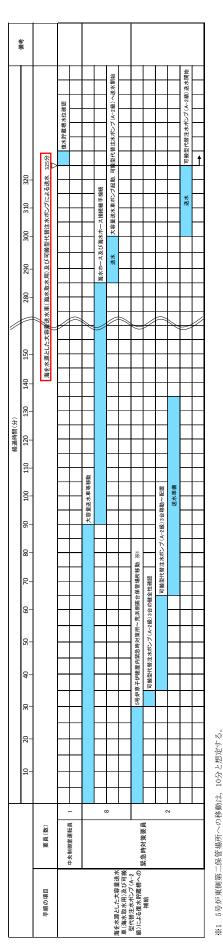
海を水源とした大容量送水車(海水取水用)及び 第1.13.9 図

タイムチャート (3/3) 可搬型代替注水ポンプ(A-1 級又は A-2 級)による送水

*	部				緊急時対策要員6名で対応する。					1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	米砂타芝承教堂ともで対応する。						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	深砂郡凶策教員2名で凶らする。			
(投) (股)	40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 150 20 500 210 250 230 240	淡水貯水池を水源とした可機型代替注水ボンブによる送水 225分	の	可衡型代替法水ボンブの確全性確認	旧番型に部分オープイの参加・国際	6号及び9号塔法术维藤	a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	○ 1	日報型に最近大人/20年間	6号原放水塘礦	A R R R R R R R R R R R R R R R R R R	6-母及67-母玲珑水棒廳	「	20中分類個分類的學及學術學展示60年的	→ 100mm 平 100mm = 10	回搬員代報分表でプロ会験を記録	1.00年,	1-中が治療に「海山山水大一人治療体機関門(参盟	6年及67年音	→ (¾2√1349) → (¾2√1349) → (¾2√1349)	
	20 30						5原子炉建屋内緊急時対9	可搬型代替注水ポンプの健全性確認	可搬型代替注水ボ					5原子炉建屋内聚急時対9	可搬型代替注水ポンプの健全性確認	可被型代替并水水					
	10						5号标							5号作							_
		要員(数)										緊急時対策要員 10									
		手順の項目									淡水野水池を水源とした 日藤野 中韓 半米ボンブ (4-1 総立		(あらかじめ敷設してあるホースが 使用できない場合)								

淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-1級又は A-2級)による送水 タイムチャート(2/2) 第 1.13.7 図

(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)



第 1.13.17 図

タイムチャー よる復水貯蔵槽への補給 긵

海を水源とした大容量送水車(海水取水用)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)

66-11-3 14/17

李		公立確認		緊急時対策要員6名で対応する。					1. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	米砂耳込法物質24 で込み9 の。		•	•			•		米砂耳込法物質24 で込み9 の。			
株通時間(分) 10 20 30 40 50 60 70 80 90 1,00 1,10 1,20 1,30 1,40 1,50 1,50 1,50 1,50 2,0 2,10 2,20 2,30 2,40	淡水貯水池を水源とした可衡型代替注が付ンプによる復水貯職橋への補給開始 235分	1 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	会業様~5年が原子が課題と緊急時が整下~抗災害難の保管権所移動 国際報代報光ネポンジの指令権務等	可勝型体替注水ポンプ4合移動~配置	6号及107号语法/推翻	の場合を表現している。 1 日本の主義の 1 日本の 1 日	可搬型代格注水付ンプの確全性確認	可搬型代路注水代ン72台移動・配置	6.0分类条件	6号序級第四~蕭台遊水木一次接級件業體所入移動	6号及57号萨兹木灌髓	→ (泉中)米州		の場合を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を	国業別な部分メルノの高や年建設	□勝型代節注水性/-72台等助配體	7-10-20 法法律	7-0年後級1~遊台放大木一大接線作業館所へ移動	6号及47号游送水準備	→ (34/74/9)	
	要員(数)	中央制御室 運転員A									緊急時対策要員 10										
	手順の項目		<u> </u>						淡水貯水池を水源とした可衡型代報は水が、プロ~2億パーナス	復大貯蔵権への権給	(あらかじめ敷設してあるホースが 展 使用できない場合)										

淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給

第 1.13.15 図

(あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)

								松過時	経過時間(時)					# #
				H-		-2	π –		4-	2-		9-	7	 童 ん
						大裕	肾量送水	車(海力	K 取水月	月)によ	る防火フ	大幡への	大容量送水車(海水取水用)による防火水槽への海水補給	
手順の項目	要員(数)									300分 V	300分 ※1 V			
			4,	5号炉原	子炉建	建屋内緊	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所~荒浜高台移動	5所~荒	浜高台		% 5			
大穷晶柒水苗 (新水野					¥	容量送力	大容量送水車等移動	動						
水用)による防火水槽へ	緊急時対策要員	∞								+		ホース(可搬型)敷設	松	П
の海水桶給		<u> </u>				大容量	大容量送水車起動,海水供給	動, 海7	大年給					
											4			
	大湊側高台保管場所の大容量送水車	が一直が	米水	車(海	i 水 i 水	え水用) を使	用す、	5場合	#6 1:	約290	分で可	(海水取水用)を使用する場合は、約290分で可能である。	c

※2 大湊側高台保管場所への移動は,20分と想定する。

タイムチャー 大容量送水車(海水取水用)による防火水槽への海水補給 第 1.13.27 図

備考							A		
経過時間(分)	10 20 30 40 50 60 70 80	淡水貯水池から防火水槽への補給 85分	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所~淡水貯水池移動	※水貯水池出口弁「開」	送水ライン水張り、健全性確認、送水ホース接続	送米			
	10 20 		89						
		要員(数)		緊急時対策要員 2					
		手順の項目		淡水貯水池から 防火水槽への補給					

第1.13.21図 淡水貯水池から防火水槽への補給 タイムチャート

66-11-3 17/17